

学位論文

# 自問する沖縄戦後史

同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科  
グローバル・スタディーズ専攻 博士課程(後期課程)

古波藏契

( 4 | 1 5 1 2 0 1 )

## 目次

はじめに	1
第1章 1950年代後半の沖縄に何が起きたのか	7
第1節 反共路線からの出発	7
第2節 沖縄統治の方針転換——「穏健な民族主義」の構成	11
第3節 復帰運動の再構成——国場幸太郎の警句	15
第2章 「経済主義的統治方式」と労働政策の転換	21
第1節 弾圧的労働政策と国際自由労連の介入	21
第2節 労働政策転換の根拠	28
第3節 布令145号「死文化闘争」——自由労連と民政府の折衝過程	36
第3章 労働運動から復帰運動へ	44
第1節 突出する公共セクター	46
第2節 復帰へ向けた労働運動の統一戦線	54
第3節 「経済主義的統治方式」から「沖縄振興開発体制」へ	66
第4章 「沖縄振興開発体制」の登場と民衆の所在不明	73
第1節 温厚な民族主義者の登場——「革新」戦線の前進と後退	74

第2節 思想闘争の場所.....	75
第3節 労働運動の退場.....	78
第5章 論壇の騒乱——歴史の自律をめぐる論争と経済自立論	84
第1節 沖縄戦後史の中の琉球処分論争.....	85
第2節 科学としての歴史とアナロジーとしての歴史——沖縄版「安良城旋風」....	91
第3節 沖縄経済自立論の臨界.....	102
終章 2000年前後の沖縄に何が起きたのか	116
参考文献	139

はじめに

## 問題の所在と研究の目的

本研究は1950年代半ばから2000年前後にかけての沖縄を対象とする戦後史研究である。とはいえ、通史的叙述を企図したものではない。本稿の大目的は、自明に見える対象としての「沖縄」を問い直すことにある。それは大きく言って二つの課題・工程に分けられる。第一に、沖縄戦後史研究の中心的主題である復帰運動を労働の分野を中心に再検証すること。第二に、沖縄史像の構築という作業そのものを、思想史といった独立した分野に括り出すことなく、戦後史の上に位置づけること。これらの課題に取り組むに当たって、50年代半ばからの50年弱のタイムスパンが必要とされるということである。

本研究の背景にある問題意識として、沖縄戦後史研究における二つの「空白」に触れておきたい。一つ目は、労働という分野の「空白」であり、二つ目は復帰後という時期の「空白」である。先行研究の状況と関わらせつつ、これら二つの「空白」の関係を見ておきたい。

近年の沖縄戦後史研究は、二つの特徴を示しながら展開しているように思われる。第一に、復帰運動を主軸とし、住民側の組織した運動を中心的な主題としてきた従来の傾向に対して、これを相対化する傾向にあること。いま一つは、地理的範疇を超えた沖縄戦後史の越境的展開である。

我部政明氏（琉球大学）の公開請求と沖縄県公文書館・国会図書館の共同整理事業により米軍が所管した史料へのアクセスも可能となったことも相俟って、90年代後半以降の沖縄戦後史研究は目覚ましい進展を遂げている。冷戦の構図が判然とする以前、すなわち沖縄の戦略的価値とその長期保有の方針が確定する以前の混沌とした占領初期(1945年-1952年)や<sup>1</sup>、革新勢力を主軸とする従来の沖縄戦後史研究の影に置かれた「保守勢力」にも究明の光が投じられるようになり<sup>2</sup>、沖縄戦後史は急速にその全体像を現わしつつあるようにも見える。そして、こうした究明が十分に及ばない最後のフロンティアとして、復帰後の「空白」期が浮かび上がっているというわけである。

他方、沖縄戦後史像の刷新と同時並行して、「沖縄」という地理的範疇に収まり切らない問題領域にも光が当てられるようになってきた。米軍側資料そのものが、超域的視野のもとで構築された冷戦戦略の産物なのであり、資料作成者の視点を介して、台湾・韓国・

---

<sup>1</sup> たとえば、鳥山淳『沖縄/基地社会の起源と相克—1945 - 1956』(勁草書房、2013年)、若林千代『ジープと砂塵—米軍占領下沖縄の政治社会と東アジア冷戦 1945-1950』(有志舎、2015年)。

<sup>2</sup> たとえば、平良好利『戦後沖縄と米軍基地—「受容」と「拒絶」のはざま 1945 - 1972年』(法政大学出版局、2012年)、櫻澤誠『沖縄の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜 政治結合・基地認識・経済構想』(有志舎、2016年)。

南洋群島・ハワイ、そしてアメリカとの繋がりの意味が改めて問い直されている。あるいは、日本本土における沖縄出身者や、逆に、沖縄に出自をもたない人々の戦後の中で、沖縄がどのような位置を占めたのか<sup>3</sup>。戦後という時期に限らず、日本の一地方史としての沖縄史という枠組みからはみ出す研究が積み上げられつつある。かつて「世界史—国史—地方史という歴史認識の体系的秩序から、意識的に排除された異物」<sup>4</sup>（森宣雄）であった沖縄が、一転して日本史を東アジア史、環太平洋史あるいはグローバル・ヒストリーといった新しい歴史の枠組みに開き直す上で恰好の視座を提供する場所として再登場しているようにも見える。そして、日本史という枠組みが相対化される一方で、国家としての日本に対して内にあるのか外にあるのか判然としない沖縄の曖昧な位置が、改めて浮かび上がっている。

## 視点と方法

復帰後が「空白」になっている要因については、米軍が引き揚げた後の時期であり、その所管資料が使用できないといった史的制約、あるいは反基地運動のような歴史研究者の関心を惹くようなトピックが見当たらないといった点が指摘されるが<sup>5</sup>、定まった説明はない。復帰後、沖縄が再び学的関心を集めるようになるのは、1995年に少女暴行事件後、メディアを介して「沖縄問題」が全国的イシューとして顕在化して以降のことであり、復帰運動を反基地運動とするならば、この二つの反基地運動の谷間として復帰後の時期を位置づけることには、一定の説得力がある。

しかし、この「空白」期は、その間に起きた出来事を列記することで補填されるような研究史上の穴ではない。問題は、こうした研究史上の「空白」そのものが、歴史的に作り上げられてきたという点にある。基地問題が争点化されないから研究が進まないのではなく、基地問題を争点化させない仕組みが構築される過程に沿って、研究を進めなければならないということである。

本研究ではこの仕組みを地方自治研究の文脈から借用した「沖縄振興開発体制」という用語で呼ぶことにする。元の文脈では、復帰後から現在に至るまで（「沖縄振興体制」と名を改めつつ）作動する、基地問題の争点化を回避するための枠組みを指して用いられる。本稿ではこの用語を戦後史研究の文脈に引き移すに当たり、その起源を米軍統治期に求め、それが歴史的に構築されてきた側面に焦点を当てる。

その際に問題となるのは、労働というもう一つの「空白」である。復帰後における「空白」にアプローチするためには、そこに労働という分野の「空白」を重ね合わせる必要が

---

<sup>3</sup> 大野光明『沖縄闘争の時代 1960/70—一分断を乗り越える思想と実践』（人文書院、2014年）岸政彦『同化と他者化—戦後沖縄の本土就職者たち』（ナカニシヤ出版、2013年）など。

<sup>4</sup> 森宣雄「沖縄戦後史とは何か」富山一郎・森宣雄編著『現代沖縄の歴史経験—希望、あるいは未決性について』青弓社、172頁。

<sup>5</sup> 吉次公介「戦後沖縄『保守』勢力研究の現状と課題」『沖縄法政研究』第12号（2009年）、158-159頁。

ある。「沖縄振興開発体制」とは、50年代の後半よりアメリカの手によって構築が目指された「経済主義的統治方式」を新たな施政権者＝日本政府の手によって引き継いだもの他にない。これは単に上から一方的に押し付けられた政策であるというより、復帰運動との敵対関係を媒介として、その動因を吸収するように構築されたという点に注意を要する。本研究では、復帰運動を労働運動の延長線上に置いた上でこれをアメリカの対沖労働政策との交錯関係から捉え返すことで、「沖縄振興開発体制」の構築過程を明らかにする。

ところで先にも述べたように、近年の沖縄戦後史研究の展開は、日本の一地域史に収まらない沖縄史の広がりや浮かび上がらせている。研究史を通観した時に浮かび上がるこうした地理的範疇としての「沖縄」の揺らぎ・曖昧さは、時に日本史の一環として明確に位置付けられることによって、時にその外部に――たとえば日本の植民地の一つとして――位置づけられることによって、暫時的な解決を与えられてきた。本稿では、そうした視角の変遷自体が、ソリッドな制度的前提によって枠付けられてきたことに注目し、これを相対化することで浮かび上がる曖昧な位置に宙づりにされてきた経験そのものを、戦後沖縄の歴史経験と捉え直す。本稿の表題に掲げた「自問」とは、こうした曖昧さから不断に発せられる「沖縄（＝自）そのものへの問い」を含意して用いる造語である。

そうした自問の展開過程として沖縄戦後史を捉え直すのは、本稿後半での作業である。以下、各章の構成を概観しながら本稿全体の流れを整理したい。

## 各章の構成

第1章では、「島ぐるみの土地闘争」を受けたアメリカの政策転換に対して同時代的に警告を発した国場幸太郎の所論に拠りつつ、「経済主義的統治方式」が如何なる問題として沖縄戦後史上に登場したのかを検討する。50年代後半の政策転換は、先行研究においても占領期における重要な画期として位置づけられている。その意味は住民の反発が復帰運動へと組織されることを抑止するための経済的懐柔として了解されてきた。しかし国場は、ここに復帰運動の内実における変化を促し、骨抜きにする危険性を看取していた。すなわち、50年代に「島ぐるみの土地闘争」として現出した沖縄における「抵抗運動」が、体制の変革よりも、その強化・刷新へ方向付けられることに警句を発したのである。

第2章から第3章では、労働という視角から沖縄戦後史を捉え直す。労働運動は1960年代から本格化する復帰運動の主力部隊である。だからこそ米軍当局は、その動向を細心の注意を以て監視しつつ、適宜介入を加えた。従来の沖縄戦後史研究の中では看過されているが、労働政策は「経済主義的統治方式」の不可分の一環として埋め込まれているのである。

復帰運動の母体についての研究史を見れば、その先頭に立った沖縄教職員組合に注目が集まる反面、教職員会を含む労働運動勢力がその最大の構成部分を占めたことの意味は考えられてこなかった。いかに労働組合と呼ぶには特殊な質を備えていたとはいえ、教職員

会そのものが復帰後の教職員組合の前身であること、また復帰以前にも組合移行問題を絶えず燻らせていたことを踏まえるならば、これを含めた労働運動勢力によって復帰運動が担われたことの意味が問われなければならない<sup>6</sup>。

第2章では、国際自由労連（ICFTU）の沖縄への介入がアメリカの対沖労働政策の転換を促し、「経済主義的統治方式」を補完したことを明らかにする。50年代後半に始まる自由労連の介入の下、当局は労働政策に漸次修正を加える。強硬な弾圧路線を差し控え、穏健に育成する方向へとシフトしていくのである。自由労連の介入は、合法的な労働運動に道を開き、その規模の拡大と、質の変化を促すことによって、復帰運動の本格的な展開に組織的基盤を提供することになるのである。

第3章では、労働運動の展開に考察の軸を残しつつ、その展開を規定する経済史的な文脈に視野を広げる。とりわけ焦点となるのは、占領期における琉球政府財政の機能不全という問題である。占領期の財政問題もまたマイナー主題に留まってきた。本研究では、これを労働運動と、その延長線上に展開される復帰運動の趨勢を深く規定する重要な条件と捉える。占領期の財政問題は、労働運動を復帰運動から引きは剥がすという統治上の課題を挫折に導く桎梏であると同時に、復帰運動の動因を構成する条件として再設定される。

1972年の復帰は、占領期に特有の財政構造の機能不全を解決し、これを新たに統治上の槓桿として再編・強化する契機となった。50年代の半ばより、アメリカ単独で構築が図られながらも未完に終わった統治体制の構築は、新たな施政権者＝日本政府に引き継がれることになった。これは後に地方自治研究の文脈で「沖縄振興開発体制」と呼ばれ、基地維持政策の槓桿として位置づけられることになる。本研究では、「沖縄振興開発体制」が労働運動を中核的部分とする復帰運動との敵対関係に媒介されつつ構築されてきた側面に注目し、それに一つの完成形をもたらした契機として位置づけ直す。

第4章は、前半部分での議論に対する小括であり、後半部分に対する序論である。まず本稿前半の議論を、復帰運動史と並走し、それと絡みあって展開する「沖縄振興開発体制」の形成史として位置づける。その上で、思想という領域を沖縄戦後史上に定位する。思想として表明された言葉は、「沖縄振興開発体制」の登場後に重要な意味を持つ。この新しい統治体制は、基地の受け入れを沖縄に強いるだけではなく、その選択の主体として想定される「沖縄」自体の輪郭を構成するのである。それは第一に、復帰運動が展開された時期には自明に見えた沖縄史の主体を不可視化することによって。そして第二に、そのような主体を復元しようとする努力に対して、地理的範疇としての「沖縄」という枠をはめることによって。思想的な作業とは必然的に、こうした制度的前提自体を批判的に捉え返し、「沖縄」の輪郭そのものを再構成する作業へと進まざるを得ない。

---

<sup>6</sup> 復帰運動における教職員会の活動の詳細と、その中心人物であった屋良朝苗の思想像については、それぞれ櫻澤誠『沖縄の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜 政治結合・基地認識・経済構想』（有志舎、2016年）小松寛『日本復帰と反復帰—戦後沖縄ナショナリズムの展開』（早稲田大学出版部、2015年）に詳述される。

そうした作業は、復帰後に展開された数々の論争の中で、密に進められてきた。第5章では、復帰後に展開された近代史研究における琉球処分および旧慣期の評価をめぐる論争と、復帰後の沖縄経済の自立をめぐる論争とを取り上げる。時期的に重なる他に共有するところのない論争に見えるが、これらの論争群はその根底で、復帰後に姿を消した民衆の姿をどこに探るべきかという問いを共有している。さらにその問いは、限界まで引き絞った地点で、「沖縄」の輪郭をどう縁取るのかという問いへと転化する。

近代史研究において琉球処分とは、「近代的民族統一」の一過程として位置づけられている。そして近代における琉球処分の評価は、眼前に展開される復帰運動に課された歴史的使命が何であるのかという問いへの解答でもあった。琉球処分論争は、度々綻びを見せながらも、基本的には「近代的民族統一」の歴史的必然性の中に、沖縄史の主体性を見出し得るかどうかがという問いを軸に展開されることになる。ところが、論争の後半になると、問いの矛先は、「近代的民族統一」という史的枠組みそのものへと反転する。

その決着は、同時期に展開された旧慣期論争へと繰り延べされる。そこでは近代日本社会の外枠に置かれた植民地という規定が争点となる。学説史上、有意な規定とは見做されずに棄却されるこのレトリックは、復帰後にも継続する何らかの敵対関係を比喩的に表現したものであると同時に、立ち上がるはずの民衆が立ち上がらないことへの焦燥を表わすものだった。

過去における植民地的地位の問題は、同時期に展開された経済自立論議の中で、未来構想の上での有用性という観点から再び取り上げられることになった。この論争は、復帰後の反基地運動の停滞、民心の保守化といった問題を、意識的に「沖縄振興開発体制」が作り出す経済的従属関係に結びつけ、その解決＝沖縄経済の自立化という課題として設定した上で展開された。しかし、この論争においては、経済自立の方途をめぐって現在の沖縄の地位を国内植民地と規定し、そこからの脱出を図るか、あくまでも日本経済の一環として健全な産業連関を構築するか、という二極に分かれた後、現実的な方策をめぐって、結局は理想の経済政策とは何かという手直し論へと収斂するという傾向が繰り返された。

この論争で特別に注意を要するのは、両方の立場からはっきりと距離を取り、そこで前提視される自立すべき単位としての「沖縄経済」あるいは「沖縄」そのものに問いを立てた平恒次の立場である。平にとって、そうした範疇そのものが「沖縄振興開発体制」の作り出した効果に過ぎない。「沖縄振興開発体制」とは、人口および経済水準を維持するための経済的防波堤なのであり、逆に言えば人々は潜在的に常に流出の淵にある。平は50年代から移民奨励の立場を明示してきたが、それは必ずしも代替的な経済政策として提案されたわけではなかった。平が実際に行ったのは、「沖縄振興開発体制」に対する批判として展開されたはずの沖縄経済自立論議が、むしろそれを深く内面化し、前提視することで、描くべき主体としての「沖縄」を地理的範疇によってしか想像し得なくなっていることへの根底的な批判に他ならない。

復帰後に展開された歴史論争や経済論争は、2000年に登場した政策提言「沖縄イニシアティブ」を介して、一つの論争へと合流していく。歴史家高良倉吉を中心的な起草者とするこの提言は、日米同盟と在沖米軍基地を沖縄の側からも再評価を唱えたことで安保論争を惹起し、そのために沖縄の歴史経験に口を閉ざすべきことを宣言したことで歴史認識論争へと派生した。ただし、提言をめぐって生じた論争は、復帰後に展開されてきた論争群から切り離されている。提言は歴史家としての高良の転向の標とされ、高良自身深く影響を受けた復帰後の論争群との連続性は不問にふされることになった。結果、「沖縄イニシアティブ」論争それ自体の歴史性は不可視化されたままに留まっている。

終章では、「沖縄イニシアティブ」論争を先行する二つの論争の交差点に置き直すことにより、その歴史化を試みる。問題は、日本への帰属を自明視し、基地と安保の評価に差し障る歴史経験への沈黙を宣言する文面というより、こうした宣言が今なお要求されるような、沖縄の位置にある。「沖縄イニシアティブ」論争はそこで、「沖縄振興開発体制」という厚い壁を前にして、沖縄史の自律性をどう描き得るのかという問いの試金石として位置づけ直されることになる。

## 第1章 1950年代後半の沖縄に何が起きたのか

1950年代後半は、沖縄戦後史上、重要な画期と見做される。50年代の前半とは明らかに異なる統治方針が、この時期に打ち出されるからである。50年代前半の沖縄では、住民からの広範な反発が「島ぐるみ闘争」へと組織され、これを受けてアメリカは統治方針の転換を迫られる。本章では、この新しい統治のありように焦点を当てる。

だが問題は占領期に限定されない。50年代の後半から整備され始める統治方式は、復帰を境に放棄されるのではなく、むしろ再編・強化される。その意味で、この時期の統治のありようを検討することは、同時に復帰後への展望を確保する上で不可欠と言える。

本章では、まず50年代前半の軍事を最優先とする統治方針が「島ぐるみ闘争」を惹起するまでの過程を労働運動の文脈に即して整理した後、アメリカがこれをどう理解し、対応しようとしたのかを見ていく。その上で、この政策転換によって復帰と復帰運動に従来とは異なる内容が充填される危険性を指摘した国場幸太郎の同時代的な警句を見る。

### 第1節 反共路線からの出発

アメリカが沖縄統治に本腰を入れて取り組み始めるのは、その軍事戦略上に占める沖縄の位置付けが明確になる1950年前後のことである。1940年代末、中国大陸・朝鮮半島に睨みを利かせ、この地域における自由主義世界防衛の拠点築く必要性を認識するや、米国は沖縄の長期保有方針を打ち出し、軍政・民政両部門で整備を進める。

1950年12月、米極東軍司令部は琉球民政副長官を現地トップに置く琉球列島国民政府の設置を指令し（通称スキップ指令<sup>7</sup>）、その指導・監督の下に住民側自治機構を設ける方針が打ち出された<sup>8</sup>。群島知事選を経て、復帰を支持する平良辰雄公選主席を長とする群島政府が誕生（50年11月）するが、民政府はこの結果をキャンセルするようにすぐさま臨時中央政府へと改編（51年3月）、その長に親米保守派として知られる比嘉秀平を任命する。以降、1968年に主席公選が実施されるまで、当局は主席の任免権限を手放そうとしなかった。

1952年4月、立法・行政・司法の三権を備えた自治機関として琉球政府が発足する。が、その上位には民政府が君臨し、住民自治の権限は、全てその指導と監督の下に置かれることになった。民政府設置の第一義的な目的はあくまでも、基地を排他的に運用可能な状態に維持することにある。先のスキップ指令には、民政府設置の目的として「戦前同様の琉球列

---

<sup>7</sup> SCAP=連合軍総司令部であり、米軍極東指令部=FEC とは一応別組織だが、事実上重なり合っていて機能していたこともあって、混同されたままこの呼称が定着した。同上、68頁。

<sup>8</sup> 以下、統治機構整備のあらましについては、大城将保『琉球政府』（ひるぎ社、1992年）。

島生活基準の確立」、民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の機関による自治、「言論、集会、請願、宗教、出版の自由及び正当な法律上の手続を履まない不法の捜索、逮捕及び生命、自由、財産の剥奪に対する保証を含む民主主義国における基本的自由」等が謳われるが、これらは全て同指令の冒頭に付された「軍事的必要の許す範囲において」前置きに拘束されていた<sup>9</sup>。

### 銃剣とブルドーザーと奴隷労働——「島ぐるみ闘争」へ

他方、民政部門の整備と並行して、基地建設が急ピッチで進められた。それはいわゆる基地建設ブームとして、戦後沖縄経済復興のエンジンとなる一方、強硬な土地接収と基地建設従業員の動員によって、膨大な数の農村人口を土地から引き剥がし、基地周辺労働（軍作業）の現場へと流し入れることになった<sup>10</sup>。

軍作業の現場に労働保護法制は及ばない。戦後民主化の一環として戦前来の弾圧的労働法制を刷新し、早期に労働三法が確立された日本本土とは対照的に、沖縄において労働政策は専ら反共・治安維持の観点から運用された。そのような弾圧的労働法制に後ろ盾を得て、日本本土から流れ込む下請け土建会社の下での軍作業の現場では、賃金の遅配・不払いや即自解雇、労働衛生を無視したタコ部屋の労務管理が横行することになる<sup>11</sup>。戦後沖縄において労働三法は所与のものではなく、闘い取られるべき目標と自覚され、労働運動の最初のターゲットとなるのである。

1952年5月1日、沖縄における共産主義政党と見做された人民党は、戦後初となるメーデーを開催し、労働者保護立法の必要性を訴えた。明けて6月5日、即時大量解雇通告を受けて日本道路社争議が発生すると、これを皮切りに松村組争議、（同年6月~8月）、清水組本部採石場争議（同年12月）と法的根拠に拠らないままに労働争議が続発するようになる。ハンガー・ストライキも駆使した「血みどろな闘争」として知られ<sup>12</sup>、他人ごとならざる事態として、広く公の関心を集めていく。

森宣雄の先駆的研究に詳述されるように、1950年代前半に労働運動が顕在化する背景には、奄美からの労働者の流入を辿るように沖縄へ入ってきた非合法共産党の活動が存在している。沖縄と共に日本本土から切り離された奄美からは、3万とも7万とも言われる労働者が沖縄本島に流れ込み、最底辺労働者として基地建設現場に組み入れられていった。奄美から流入した人々は、土地を追われた農民と共に軍作業のための労働力プールを形成する

<sup>9</sup> 「琉球列島米国民政府に関する指令(スキップ指令)」(中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、1969年)55-56頁。

<sup>10</sup> 亀井正義「経済発展における導入外資の役割—沖縄における米日資本の実態」『調査と研究』第1巻第2号、1970年1月、93頁。

<sup>11</sup> 芳沢弘明「沖縄解放闘争小史—アメリカ占領下の沖縄県民のたたかいを中心に—」『労働運動史研究』第42巻(1966年2月)20-21頁。

<sup>12</sup> 同上。

一方、潜在的な不穏因子として監視対象ともされた<sup>13</sup>。それは杞憂ではなかった。1952年、奄美共産党から那覇の人民党本部に派遣された林義巳は、1954年に沖縄を去るまでの期間、軍作業の現場に入って奄美出身労働者を中心に組織化を進め、三大ストを指導した<sup>14</sup>。

非合法のままに展開されたこれら争議は、立法院に労働問題の認知を迫る画期となった。発足間もない立法院では、人民党から選出されていた瀬長亀次郎のイニシアティブのもと、院外に展開される非合法争議が労働三法制定の動きへと結びつけられ、5月下旬からひと月の間に労働組合法、労働関係調整法、労働基準法が次々と発議された<sup>15</sup>。日本道路社争議に際して、立法院は現場調査を実施し、その結果を踏まえて待遇改善を全会一致で決議したが、さらに院外のハンスト団に引きずり出されるように直接斡旋に乗り出し、文字通り総出で問題の対処に当たった。三大ストは新聞紙面を介して一般の共感を集め、関係当事者を超えた公論を喚起したため、労働保護立法は民政府当局でさえも無視し得ない議題になっていた<sup>16</sup>。1953年9月、民政府による差し戻しを経つつも、漸く民立法による労働三法の確立を見ることになる。

とはいえ労働三法の成立は、労働運動に対する当局の態度の変化を決定づけるものではなかった。その動因となった労働運動の水面下に暗躍する非合法共産党の存在は、米国民政府にとって依然として懸念事項であった。次章の詳述するように、当局は労働三法の制定に先んじて布令116号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令」（1953年8月）を発して軍作業員を同布令の適用下に置くと定め、民立法に定められた労働者の権利とりわけ基地の運用に差し障りかねない団体交渉・争議権を剥奪した<sup>17</sup>。

さらに、労働運動を地下で組織していた林と畠義基に対しては、54年7月17日付けで島外退去命令が出され、翌8月には両者を秘匿した廉で人民党幹部28名が逮捕される。瀬長亀次郎（立法院議員）、又吉一郎（豊見城村長）、真栄田連義晃（那覇市議会議員）、屋度名政来（真和志市議会議員）等、公職の地位にあった者まで突如投獄したこの出来事は、「人民党事件」と呼ばれ、米国沖縄統治の強権性を象徴するものと言える<sup>18</sup>。

---

<sup>13</sup> 社会的リスク管理の観点から移民管理政策を検討した論考として、土井智義「奄美返還時における在沖奄美住民の地位問題に関するノート——USCAR 渉外局文書 "Amamian Problem" を中心として」『沖縄県公文書館研究紀要』2015年3月。

<sup>14</sup> 森宣雄『地のなかの革命—沖縄戦後史における存在の解放』現代企画室、2010年、264-297頁。

<sup>15</sup> 労働組合法（5月23日）労働基準法（6月13日）は瀬長、労働関係調整法（5月26日）は兼次佐一（社会大衆党）による発議。『沖縄県議会史』第17巻（資料編14・立法院I）137-138頁。

<sup>16</sup> 民政府の労働法案に対する拒否理由は、少なくとも公式には、労働基準行政の財政的裏付けの欠如等の技術的要因によって説明され、「労働法の原則に対しては、なんら意義を有するものではない」と付言されていた。同上、100-1001頁。

<sup>17</sup> 幸地成憲『米軍統治下の沖縄労働法の特質—幸地成憲論文集—』若夏社、1999年、306-307頁。

<sup>18</sup> 『アカハタ』1954年10月18日。

念には念を入れ、55年3月には布令145号「労働組合の認定手続き」を発して、組合活動に対する直接統制体制を整えた。労働運動に対する姿勢に根本的な変化が生じるのは、1950年代の半ば、住民の広範な反発が「島ぐるみの土地闘争」として顕在化して以降のことである。

50年代後半は、以上のような当局の軍事最優先主義に対する住民の「総反撃」の時代として知られる<sup>19</sup>。労働三法制定の動きについては既述の通りだが、55年初頭に始まる基地建設用地の強制収用に対して、立法院は55年4月、一括払い反対、適正補償、損害賠償、新規接収反対を旨とする『軍用地処理に関する請願』（通称「土地を守る四原則」）を全会一致で決議する。その後、民政府自ら任命した比嘉首席を先頭に立てた渡米折衝（5月）、米下院軍事委員会のメルヴィン・プライス議員を委員長とする沖縄調査（10月）を経て、翌56年6月、土地問題に最終的な決着をもたらすべく、一括払い方針を堅持する旨の「プライス勧告」が発表される。しかし、同勧告に対して、住民側を代表して折衝に当たった主席以下四者協議会（行政府、立法院、市町村長会、土地連合会）は総辞職声明を発し、「島ぐるみの土地闘争」はその頂点に達する。

農村を「銃剣とブルドーザー」で敷き均し、膨大な農村人口を軍作業員として奴隷労働の現場へと追い立てていくという両極からの挟み撃ちは、広範な住民を現状変革の方向に駆り立て、親米保守を自任する立場の者さえも、のっぴきならないところまで追いつめた<sup>20</sup>。それは農村だけの問題ではない。56年12月の那覇市長選では、出獄したばかりの瀬長亀次郎が勝利を収め、都市部に「赤い市長」が誕生する事態となった。

沖縄を不沈空母へと改造していく中で、沖縄内部にこれに対する抵抗の動因が水面下に構成されていくプロセスについて、森は『民主主義のショーウィンドー』としての沖縄民政の看板をすて、高圧的な弾圧手段の依存へと追いこまれていく趨勢<sup>21</sup>すなわち「占領統治

---

<sup>19</sup> 「総反撃」という表現は、たとえば新崎盛暉の以下の記述にあるように、土地問題に留まらない争点の広がりを含意している。「島ぐるみ闘争は、プライス勧告が四原則を否定したことに對する反発であるという意味においては、たしかに土地闘争であったし、四原則はあくまで軍用地問題に関する要求であったけれども、それは、暗黒時代に抑圧されていた人民のさまざまな怒りを吸収することによって、島ぐるみ闘争たりえたのである [中略] 言葉としては表現されなくとも、島ぐるみ闘争が、米軍支配に対する総反撃であるということは、多くの人びとに共通の認識であり、自明の前提であった」（『戦後沖縄史』（戦後史双書）日本評論社、1976年、148頁）。

<sup>20</sup> 南雲和夫『アメリカ占領下沖縄の労働史—支配と抵抗のはざままで』（みずのわ出版、2005年）に土地接収から労働運動までの簡潔な記述がある（64-67頁）。また、来間泰男は「この県民闘争は、本質上、単に軍用地問題にたいするアメリカ軍の軍事指力むき出しの専制に対する批判にとどまらず、そのことに象徴されるアメリカ軍の軍事権力むきだしの専制統一（ママ）にたいする批判であったし、また単に軍用地問題によって土地が収奪され安く借り上げられることによる一部農民の生活困難にたいする抗議にとどまらず、そのことに象徴される県民の生活困難一般にたいする抗議のたたかいであった。したがって、この後闘争は必然的に、アメリカ帝国主義の占領支配からの脱却と県民生活の向上をもとめて、その要求を統一的に把握し推進していく『祖国復帰運動』として継承され発展していくのである」と、一息で復帰運動までを展望している（『沖縄経済の現局面と『七二年返還』』『経済』1970年12月号、172頁）。

の延命のための沖縄統治の事実上の破綻」とし、「島ぐるみ闘争」に至る戦局を次のように描き出している。

暴力的な威圧に依存した米軍統治体制に「総反撃」の意志を表示した「島ぐるみ闘争」とは、五二年以降すでに不可逆的な趨勢として発展しつつあった占領支配への抵抗運動が、人民党事件以降の潜伏期間をへて、再度表面に、より大きな反発力をもたせて押しあげられた事態としてとらえることができる<sup>21</sup>。

森にとって、50年代後半の「総反撃」は、突如として歴史の表舞台に登場したのではない。占領者として専制を振るう当局は、それに対する地下の蠢きによって既に脅かされていたのである。

とはいえ、以降の展開は楽観を許さない。「島ぐるみ闘争」の登場は、アメリカ自身にとっても深刻な事態として受け止められるからである<sup>22</sup>。50年代後半とは、「島ぐるみ闘争」に示される住民の「総反撃」の時代であると同時に、アメリカにとってはこれをマイルドに包み込むための新しい統治が模索される時代でもあった。

## 第2節 沖縄統治の方針転換——「穏健な民族主義」の構成

少し話を巻き戻して、島ぐるみ闘争の一つのヤマ場を作ったプライス勧告の文面に戻ってみたい。そこでは、沖縄がアメリカにとってどういう場所であるのか、極めて率直に語られている。

琉球諸島においてはわれわれが政治的にコントロールを行っている事情と、好戦的民族主義運動が存しないため、勿論わが国策に従ってであるが、極東、太平洋地域の海上連鎖諸島嶼における前進軍事基地の長期間使用に対する計画を立案することができる。ここではわが原子兵器の貯蔵ないし使用の権限に対し外国政府による制限が存在しない<sup>23</sup>。

これは冷戦期における——あるいは今も一貫する——アメリカの基本的な沖縄認識を示すものである。「好戦的民族主義運動が存しない」。このフレーズに関わって、五者協（四者協＋市町村議長会）は、「勧告の趣旨とするところが『琉球住民はおとなしいから無理押ししてもよい』というのであれば誤解も甚しい」と憤慨し、以下のように認識を改めるよう迫った<sup>24</sup>。

<sup>21</sup> 森前掲『地のなかの革命』346頁。

<sup>22</sup> 上院外交委員会の付託を受けたコンロン調査報告では率直に、「我々は領土問題のような基本的問題の処理を適宜且つ適時に行うことを誤ったため、左翼勢力の似つかわしくない所に、左翼勢力を植えつけてしまった」と述べられている（時事通信社外信部編訳『アジアの現状アメリカの政策—「コンロン組」調査報告』時事通信社、1959年、198-199頁）。

<sup>23</sup> 「米下院軍事委員会特別分科委員会報告（プライス勧告）」中野前掲資料、176頁

<sup>24</sup> 五者協議会「プライス勧告に対する反論(56.7.16)」同上、179頁。

琉球住民の気持はそういうものではなく、自由主義諸国防衛のために米国政府に協力を惜しまなかったためである。このような理解の上に立った協力より生ずるおとなしさを利用して、無理を強い、住民の利益を考慮にいれないで自己の利益の追求のみを強行するということは、住民の協力に対する背信といわねばならないであろう。米国政府は住民のこの真意を十分にのみこんで、住民のこの精神に添った処置をとるよう希望する<sup>25</sup>。

五者協の抗議は、米国の土地政策の誤りを指弾するものではあるが、その基本認識に根本的な修正を迫るものではなかった。むしろ、その釈明はプライス勧告の「好戦的民族主義運動が存しない」という言明を裏書するものとなっている。すなわち、穏健な民族主義。50年代後半より始まる沖縄統治政策の転換の目的は、プライス勧告において仮定された沖縄における「好戦的民族主義」の不在を確認することに他ならない。

### 「経済主義的統治方式」の登場

穏健な民族主義の涵養という課題にかかわって、必要な注釈を加えておきたい。まず、それは沖縄だけの話ではない。同時代のアジア・アフリカ地域において、アメリカは、非同盟・中立主義に直面していた。バンドン会議（1955年）を契機として、急速に主張を強めるこれら地域の民族主義をアメリカは「共産主義の煙幕」と見做しながらも、自由主義陣営に留め置くための新しい地域戦略を模索し始める。

新しい戦略の中核にあるのは、これら地域の経済成長を支援することであった。アイゼンハワー政権の後期より、そのための適切な対外援助政策のあり方について、見直しの機運が生じる<sup>26</sup>。従来の軍事に偏重した援助政策に代えて、これら地域を資本主義的経済成長の軌道に乗せるための経済援助政策こそ、ソ連・中国に倣った経済発展のモデルの浸透を防ぐ上で有効な方策と考えられるようになるのである。

「島ぐるみの闘争」に直面して以降、の沖縄においても、米国は従来の剥き出しの軍事優先主義を差し控え、住民からの合意・黙認あるいは寛容・忍耐の調達に重きを置くようになる。先にも触れたように、アメリカが沖縄に求めるのは、他の如何なる干渉を受けることもなく運用可能な基地機能であり、民政部門の関心は、あくまでその付随物に過ぎない。ところが、そうした軍事優先主義は「島ぐるみ闘争」に直面して限界を突き付けられる。現状に対する住民の不満は、日本の施政権下への復帰を求める運動に組織され、これが日本本土の左派勢力によって親米保守政権に対する攻撃材料に転化され、アメリカの沖縄統治に対する日本政府の掣肘を招き、結局は当初の目的に差し障ることになる。

1955年1月には国際人権連盟及び日本自由人権協会の沖縄調査をベースにした『朝日新

---

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 佐々木隆爾『世界史の中のアジアと日本——アメリカの世界戦略と日本戦後史の視座』お茶の水書房、1988年、316-319頁。

聞』報道により、占領下沖縄の状況は日本本土でも広範な関心を得ていく<sup>27</sup>。また米国政府内部でも、沖縄の排他的に使用可能な軍事機能にこだわる軍部と、それに黙認を与える日本との関係を重視する国務省との間に、対沖政策をめぐる摩擦が慢性的に燻っていた。そのようにして「島ぐるみ闘争」は、排他的な軍事機能の保全と、それに対する住民からの合意・黙認の調達という二つの相反する問題を、アメリカの沖縄政策に課したのである。

1957年6月、アイゼンハワーはスキップ指令に代わる対沖政策の基本方針として、「琉球列島の管理に関する行政命令」（大統領行政命令 10713号）を発表する。そこでは米国の沖縄に対する責任が「民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政機構によって維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽し、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進しなければならない」と明記され、従来の軍事最優先主義の性格は文面上後退していると言える<sup>28</sup>。もっとも、そこには決定的な留保が掛けられていた。従来民政副長官が担った民政部門の統括機能は新たに高等弁務官制度として再導入された。大統領行政命令は、高等弁務官の権限について、「安全保障のために欠くべからざる必要があるときは、琉球列島におけるすべての権限を全面的又は部分的に自ら行うことができる」と明記している<sup>29</sup>。

それでも、この大統領行政命令が沖縄民政に本腰を入れて関与し始めた一つの指標であることは間違いない。そこに示された新方針は順次、一連の政策転換に具体化されていった。その内容は主に、①住民との間で直接の争点となっていた土地問題についての一定の妥協（一括払いの撤廃・地代の見直し）、②通貨のドル切り替えに基づく外資の積極的導入、③米国政府援助の法制化（通称プライス法）に基づく公的援助の拡大と、④これを補完する日本政府援助の公式承認、⑤民政府の掌中に留保されてきた自治権の琉球政府への漸次的移譲といった側面から整理される。これら政策転換について、琉球銀行調査部の纏めた『沖縄戦後経済史』では、経済分野に重心を置いて現体制の維持を図った点を強調して「経済主義的統治方式」と呼び、以下のように要約している。

米国民政府が沖縄統治の手段としてもっとも重視していた要素は“経済政策”であった。「基地の安全保持」をはかる一つの要諦は沖縄住民の寛容性ないし、黙認を得ることにあるが、そのためには琉球政府の自治権を徐々に拡大するとともに、住民の福祉や暮らしなどの経済的諸条件を改善することが決定的に重要であるとの論理に立脚していたからである。これらの政策を適切に展開することが本土復帰運動や基地反対闘争を緩和することになり、ひいては基地の安全保持につながる

---

<sup>27</sup> 日本自由人権協会の介入及び『朝日新聞』報道の反響については門奈直樹『アメリカ占領時代 沖縄言論統制史』（雄山閣出版株式会社、1966年、167-174頁）を参照。朝日新聞は一月に渡って沖縄報道を続けた。

<sup>28</sup> 「琉球列島の管理に関する行政命令」中野前掲資料、158-160頁。

<sup>29</sup> 同上。

というものであった。こうした見地から、米国民政府は軍用地闘争を契機に経済政策をあらためて重視するところとなり、一方では日本政府の経済援助をも受け入れつつ、他方では米国民政府自体が従来の経済政策の枠組みを再編し、さらに一連の施策を展開拡充するに至った<sup>30</sup>。

この時期から、USCARは「米琉親善」をスローガンに、住民と米軍とのウィンウィンの関係をアピールするようになった。政治・経済的な政策転換と同時に『今日の琉球』や『守礼の光』といった情宣誌が創刊され、米軍が駐留することで生まれる社会的・経済的恩恵がグラビアつきで紹介された<sup>31</sup>。そこではアメリカの支援と琉球人の勤勉さ、そして両者の友好・信頼関係が戦後沖縄における奇跡的な経済発展を可能にしていると喧伝された<sup>32</sup>。これらの雑誌はそのまま、「経済主義的統治方式」を導入した意図を語るものであったと言って良い。

ところで、屋嘉比収が『守礼の光』を「米民政府から見た『進歩の物語』として解読した際、その下敷きとして経済史家 W.W.ロストウの影響を看取していることは重要である<sup>33</sup>。ロストウは、同時期世界各地で出現した民族主義に対する処方箋として、経済成長の促進こそが最良の手段であると説いた人物である。ロストウにとって、眼前に勃興する民族主義は即自的に自由主義世界に対する脅威ではなかった。少なくとも、それらが共産主義陣営に参加する必然性について、心底懸念したわけではなかった。経済史家としてのロストウは、共産主義革命の歴史的必然性を否定し、これに代えて健全な資本主義的成長の段階を踏み外した結果の「過渡期の病」という規定を与えた<sup>34</sup>。民族主義の要求も、適切な認識としかるべき方向付け——「ナショナリズムの建設的吐け口」が準備されるならば、決して回答不可能ではない<sup>35</sup>。そしてロストウの理論は単に一つの史観を提示するだけに留まらず、アメリカの対外援助政策に結びついて具体化されていった。というよりも、そもそもロストウの史観そのものが、対外援助政策を織り込んで組み立てられていたのである。

「島ぐるみ闘争」後の沖縄における経済政策転換の意図が、この潜在的な脅威に「建設的吐け口」を与え、正常な経済成長の道筋に引き戻すことにあったことは容易に想定できる。

---

<sup>30</sup> 琉球銀行調査部編『沖縄戦後経済史』琉球銀行、1984年、563頁。

<sup>31</sup> 『今日の琉球』1957年10月から70年1月まで『守礼の光』は59年1月～72年5月まで発行された。これら雑誌の性格・発行体制について、詳細には吉本秀子『米国の沖縄占領と情報政策——軍事主義の矛盾とカモフラージュ』（春風社、2015年）の第八章を参照。

<sup>32</sup> 屋嘉比収『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす——記憶をいかに継承するか』世織書房、2009年、281-291頁。

<sup>33</sup> 同上、288頁。

<sup>34</sup> W.W.ロストウ『増補 経済成長の諸段階——一つの非共産主義宣言』（木村健康・久保まち子・村上 泰亮訳）ダイヤモンド社、1974年、219-221頁。

<sup>35</sup> M.F. ミリカン・W.W.ロストウ『後進国開発計画の諸問題』（前田寿夫訳）日本外政学会、1958年、52頁。原著はM.F. Millikan & W.W. Rostow, A Proposal Key to an Effective Foreign Policy, (Harper & Brothers, 1957)。

ところで、先の『沖縄戦後経済史』を含め、新崎盛暉『戦後沖縄史』（日本評論社、1976年）から櫻澤誠『沖縄現代史』（中央公論社、2015年）まで、スタンダードな沖縄戦後史叙述の上では、この政策転換の意図を、体制維持という目的のもとで了解してきたことに注意したい。つまり、一連の政策転換は、住民との政治的な対立を解決し、経済的な共通利害に構築することで、復帰の要求を先送りにする意図が強調されてきたのである<sup>36</sup>。

だが、その「意図」が自明だとしても、経済政策の転換がどのようにして体制維持にまで結びつくのかという点は、必ずしも明らかではない。第一、経済成長そのものが体制の安定に寄与するわけではない。実際、復帰運動が本格的に沖縄戦後史上に登場したのは「経済主義的統治方式」の導入後のことなのである。1972年の施政権返還の意味もまた、沖縄における軍事基地機能を維持することには成功したという意味では、こうした「意図」の挫折を標付けるよりも、その延長線上に捉える必要がある。

ロストウは対外援助政策を重視したが、これを短期的な観点から、直接的な政治統制の手段と見做すことを固く斥けていた。実際はどうであれ、基地の撤去と復帰を口にする者の顔を札束でひっぱたくような手段であってはならないのである。その究極的な目標は、「政治的責任を発達させる」こと——沖縄の文脈で敷衍して言えば、自由主義世界の防衛に果たす沖縄基地の役割を理解し、その支障にならない範囲で自らの要求をまとめる節度を身につけること——に他ならない<sup>37</sup>。そして実際に「経済主義的統治方式」は、復帰運動に宿るナショナリズムに「建設的なはげ口」を与えるための枠組みとして機能することになる。

### 第3節 復帰運動の再構成——国場幸太郎の警句

50年代後半に登場する新しい統治が復帰運動の行方を曖昧にする危険を孕んでいたことについて、同時代的に警鐘を鳴らしていたのが、非合法共産党のオルガナイザーでもあった国場幸太郎である。当局の弾圧により合法組織である人民党が壊滅的打撃を受けるなか、地下に潜って「島ぐるみの闘争」の組織化に中心的に関わった国場は、その収束の後、「経済主義的統治方式」の登場と入れ違うようにして党を離脱し、沖縄を後にする<sup>38</sup>。

---

<sup>36</sup> たとえば新崎は「ドル切り替えを主軸とする一連の経済政策は沖縄の経済開発と住民の生活向上をタテマエとしながら、実際には、沖縄経済を完全にドル経済圏にとり込むと同時に、沖縄内部の支配層（＝受益者層）を積極的に育成しつつ、経済的繁栄の幻想によって政治的矛盾を隠ぺいしようというものであった（193頁）と規定し、櫻澤は「住民の生活水準を実質的に日本のしかるべき県並みにすることで本土復帰要求が高まることを未然に防ごうと統治政策の転換を図っていく」と規定している（79-80頁）。

<sup>37</sup> 「経済援助計画は、人々の情熱を呼びさますような、政治問題とは無関係であるが、それにもかかわらず、政治的影響を及ぼす有効な手段となり得るのである——といっても、同盟国をつくるからなのではなく、もっと根本的な意味において、政治的責任を発達させるからなのである。われわれは直接に政治的影響を及ぼそうとすると、袋小路に突き当るのであって、経済援助計画はそれを迂回する方法——最良の、そして恐らくは、唯一の方法と言いたい——である」 ミリカン・ロストウ前掲『後進国開発計画の諸問題』59-60頁。.

<sup>38</sup> 以下に見ていく二つの論文に示されるような現状分析こそが、国場が党と沖縄を離れるき

沖縄を離れた国場は、東京で二本の論文を執筆する。いずれも 1962 年に発表される、「沖縄とアメリカ帝国主義」(『経済評論』第 11 巻第 1 号、1962 年 1 月)そして「沖縄の日本復帰運動と革新政党」(『思想』第 452 号、1962 年 2 月)である。直接的には同時代における共産党・人民党の現状診断に対して批判的介入を試みたものであり、両論文をめぐっては党主流派のイデオログであった牧瀬恒二や新里恵二との間に論争を惹き起こした<sup>39</sup>。

これらの論文を共産党周辺の沖縄論争の一部として斥けるのは誤りだろう。新崎盛暉は、1974 年 11 月号の『青い海』誌上の特集「戦後沖縄の重要論文集」の選考に当たって、60 年代の左派論壇において決して主流派とは言えない国場の二つの論文を強く推挙している<sup>40</sup>。これには頷けるところがある。なぜなら国場論文は、同時代よりも、10 年後の復帰を潜って後の方が、その意味するところが明瞭になるからだ。

この二つの論文で国場は、同時代の沖縄統治方針の転換を単に懐柔策と規定するのではなく、そこに、危機と好機の両方を捉えている。その違いを際立たせるために、国場の二つの論文から、三つのポイントを抜き出しておこう。

第一に、経済政策の転換は、あくまで軍事基地の維持という目的に対する手段と位置づけられる。砂糖プランテーションとの見かけ上の類似や、ドル圏への包摂を心理的属領化の企図と理解するような、多分に感覚的な発想から導かれる古典的な植民地主義のイメージ——それこそまさに、共産党・人民党主流派の間に深く根付いていた発想であったが<sup>41</sup>——に

---

っかけとなる。「国場インタビュー (第二回)」。(森宣雄・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解放運動資料集 (第三巻)』不二出版、2005 年、51-56 頁)。

<sup>39</sup> とはいえ、国場論文に対する批判は、それが過去の闘争の成果 (と共産党の指導の正当性) に難癖をつけるものであるとして棄却することに終始し、論争としては不毛な結果に終わったように見える。たとえば新里は、国場との論争の末に、「戦後二〇年になんなんとする沖縄県民の解放闘争の歴史や、日本国民の沖縄返還闘争の大きな成果を、まったく非歴史的な方法で、清算主義的に否定しさり、あたかか『何もかもこれから始まるのだ。これまではすべて誤謬と偏向の積み重ねだったのだ』といわんばかりの論調」の一事例として片づけている (新里恵次「新植民地主義下の沖縄——戦後沖縄政治史分析の視点と論点」『歴史評論』第 164 号、1964 年 3 月、1 頁)。だが、もう一人の論争相手である牧瀬は、後に自己批判して、「ドル切替えによって沖縄はハワイやアラスカのように実質的にアメリカの一州になったと評価されていた。そしてわたしもはじめはそう思っていた。たしかにこの評価は一つの真理である。だがアメリカ帝国主義の政策の全部語りつくすものではない」と述べ、日米協調路線への地ならしと規定し直している。明らかに国場の批判に歩み寄ったものであるが、それについての言及はない (牧瀬恒二『27 度線の沖縄』新日本出版社、1963 年、143 頁)。

<sup>40</sup> 新川明・新崎盛暉・池田和・岡本恵徳・儀間進「座談会：戦後沖縄の思想をたどる——重要論文の選考にあたって」19 頁。選考の結果、「沖縄の日本復帰運動と革新政党」が転載された。ちなみに新崎は沖縄を離れて東京に居た時期に国場と同じ研究会で薫陶を受ける間柄でもあった。同研究会には新里恵二も参加していたが、誌上論争が激化に伴って自然消滅した。詳細な経緯は、新崎盛暉『私の沖縄現代史——米軍支配時代を日本で生きて』(岩波書店、2017 年)。

<sup>41</sup> その代表的なものとして国場は日本共産党においても公式的に受け入れられていた瀬長亀次郎『沖縄からの報告』(岩波書店、1959 年)を挙げている。

対して、国場は強く疑義を呈した<sup>42</sup>。第二に、それが日本本土の政府と資本を巻き込んで展開されていることに注意を促す。アメリカの沖縄に対する経済援助があくまで軍事的目的に根差すものであり、経済的利益が伴わない以上、早晚限界に突き当たる。それを補う上で日本というアクターの重要性が増してくると予想したのである。そして第三に、政策転換によって生じる新たな状況に対応するために、従来の「精神主義的な『民族主義』の弱点を克服し」、新たに戦線を組み直す必要があると警鐘を鳴らす。復帰運動の批判的分析と再構成の主張は、それを賛美する党主流派の反感を買うことになる。以上の三点について、これまでの議論を踏まえつつ敷衍してみよう。

「沖縄とアメリカ帝国主義」の方で国場は、同時期の政策転換について、「アメリカ資本の利潤を増加させるという経済上の利益を伴って」おらず、「軍事基地建設から生まれる経済上の矛盾を緩和して沖縄の政治的安定をはかる目的以外のものでない」と断じている<sup>43</sup>。この評価が意味するところを補足しておこう。「島ぐるみの土地闘争」は、アメリカにとって存在しないはずの「好戦的民族主義」であり、基地関係需要に代えて沖縄経済を支える新たな柱の必要性を示唆するものだった。しかしながら新たな経済政策も、もっぱら軍事的目的に準ずるものであり、本国経済界の積極的な支持を得られるものではないとするなら、早晚行き詰まることが予見される<sup>44</sup>。これを現状補完しているのが、沖縄の基地機能を保全することに共通の利益を見出す日本である。糖業・パイン缶製造業を軸とした経済構造の再編は、一方で甘味資源の自給というロジックのもと、事実上の官需を供与することによる国内資本保護政策の一環であり、他方で沖縄の労働者・農民に雇用機会と現金収入をもたらすという統治上の術策と位置づけられる。また、60年代後半の経済情勢も踏まえて補足しておけば、ベトナム特需と日本政府援助の拡大による公共事業の拡大とが新たに軍需と官需を追加供与し、建設及び資材関係部門の成長を促す。これらは、もっぱら外生的要因によって創出されたマーケットではあるが、ともあれ手堅い市場を求める金融資本の流入を誘発し、地代の値上げと相俟って、沖縄経済は空前の好景気に沸く<sup>45</sup>。国場の論文が発表されて以降、60年代を通して、沖縄経済は年平均15%の経済成長率を記録していくことになる。復興の50年代から、発展と成長の60年代へ。眼前の経済成長と、それが必然的に日本政府の介入を招来するという見立てに立ち、国場は日米両国による「一種の集团的植民地」の

---

<sup>42</sup> 「アメリカ政府とアメリカ占領軍が、沖縄県民の経済的要求にある程度の譲歩を示すことがあっても、沖縄に対する政治的支配権を手放すことをせず、沖縄県民に対する政治的抑圧をゆるめないのは、沖縄統治の目的が軍事基地の安全な確保にあって、植民地的な経済的利益の追求にあるのではないからである」。国場前掲「沖縄とアメリカ帝国主義」114頁。

<sup>43</sup> 同上、129頁。

<sup>44</sup> アメリカの対沖経済政策にまつわるジレンマの詳細については、第4章に立ち戻って検討する。

<sup>45</sup> 鳥山淳「占領下沖縄における成長と壊滅の淵」大門正克『成長と冷戦からの問い（高度成長の時代）』2011年、113-115頁。

登場に注意を促したのである<sup>46</sup>。

そのような状況分析の上に立って、国場はかつて自らも深く関わった「島ぐるみ闘争」の再構築を主張した。同年発表されたもう一方の論文「沖縄の日本復帰運動と革新政党」において、「一寸の国土もアメリカに売り渡さない」をスローガンに掲げて展開された「島ぐるみの土地闘争」は、「『民族主義』の運動が頂点に達したもの」との評価を与えられつつも<sup>47</sup>、新たな戦局の登場を受け、その限界を見極める必要性が主張される。すなわち、50年代の沖縄においては、「戦後の経済再建と占領統治体制の整備がいとぐちについたばかりであり、したがって民衆の間には貧富の差もそれほどなく、すべての人々が足並みをそろえて進める条件」が与えられていたのである<sup>48</sup>。その限りで「民族主義」は、「少数民族論」・「信託統治賛成論」・「軍国主義とウルトラ・ナショナリズム」を超克する「平和擁護と民主主義擁護の理念」を、その内容として保持し得た<sup>49</sup>。

だが、米国の政策転換を受け、そのような条件は失われた、と断ずる。国場から見れば、かつて「民族主義」の名のもとに登場した島ぐるみの統一戦線は、その内部に階級分化を生じつつあった。これを析出し、戦線を組み直さない限り、「民族主義」はその戦闘性を骨抜きにされてしまう。その意味においてアメリカの政策転換は、危機と好機を同時にもたらしたのである。「アメリカ帝国主義の沖縄占領統治の安定と維持を積極的にはかっている日本独占資本と沖縄の地元資本の資本家的『実利主義』から発生した『帝国主義』イデオロギーを打ち破ると同時に、革新党内にある精神主義的な『民族主義』の弱点を克服する」ことを革新政党の当面の課題として設定する時、既に国場の脳裏には、復帰運動が「穏健な民族主義」へと転じ、日米の「集团的植民地主義」に、その最後の1ピースとして嵌り込むという事態が想定されていたに違いない。

国場にとって、基地の撤去や日本への復帰はあくまで手段であっても最終目標ではあり得なかった。退いてはならない一線は、復帰でも、基地でもなく、沖縄にそれらを不可避の選択として押し付ける、自由主義世界に対峙する地点で引かれなければならなかった。「なぜなら『帝国主義』と『民族主義』のイデオロギーを共に止揚できるものは、社会主義の理念以外にはあり得ないからである」<sup>50</sup>。

これが、後に成立する「革新」行政府のビジョンとはさしあたり異なる射程を取る点に注意しておこう<sup>51</sup>。占領期に果たされ得なかった外資導入に基づく工業化路線を引き継いだ復帰後の屋良・平良良松両「革新」県政期の「平和産業論」や、大田昌秀「革新」県政期に

<sup>46</sup> 国場前掲「沖縄とアメリカ帝国主義」114頁。

<sup>47</sup> 国場前掲「沖縄の日本復帰運動と革新政党」87頁。

<sup>48</sup> 同上、79頁。

<sup>49</sup> 同上、80頁。

<sup>50</sup> 同上、92頁。

<sup>51</sup> 国場の帝国主義論の射程については、富山一郎の「明晰な人—国場幸太郎の帝国主義論」

(森宣雄・鳥山淳編著『「島ぐるみ闘争」はどう準備されたか—沖縄が目指す〈あま世〉への道』不二出版、2013年)及び「国場幸太郎から民族主義と『島』」(森宣雄・富山一郎・戸邊秀明編著『あま世へ—沖縄戦後史の自立にむけて』)を参照。

「基地返還アクションプログラム」と抱き合わせで提出された「国際都市形成構想」では、基地撤去の前提＝代償として資本主義経済内での経済成長を受け入れており、その枠内でしか基地と安保の問題を考えることができないことを、国場は見抜いていたはずだ。

しかしながら同時代にあって、国場の分析的介入は、同じ目標を口にするはずの共産党主流派の論客から手厳しい攻撃を受ける。そして現実の復帰運動は、おそらく国場が予見していた通りに進展していく。アメリカは当地における「好戦的民族主義」の不在を確認し、その施政権を日本に返上するのである。だが国場の警句は、「革新」主流派から漏れ出る水脈を通して、復帰後に引き継がれていくことになる。この点については第4章で立ち戻ろう。

ところで、国場の警句はなぜ、同時代の復帰運動の展開の中で無視されたのだろうか。そのことの意味を考えるのが、本章に続く2章の課題となる。だがその端緒は、国場の論文の中に既に含まれている。該当箇所を抜いておこう。

一九五六年のいわゆる"島ぐるみの土地闘争"以後、沖縄の労働者の組織率は徐々に上昇する傾向を見せ、現在は十三万人の被雇用者の中二万人近くが労働組合に組織されているが、これに農民の組織が進むとすれば、沖縄の日本復帰運動は労働者と農民の組織を中心にして質的な発展を遂げられと思われる。アメリカ政府の統治政策の転換によって、その客観的な条件は生まれている、残る問題は革新政党がこの条件を正確に把握し、沖縄の歴史的・社会的条件と民衆の意識状況に即しつつ、日本復帰という沖縄の当面している政治目標に向って粘り強い組織活動を続けつつダイナミックな大衆運動の形態を創出する主体的な努力であろう<sup>52</sup>。

繰り返すが、経済開発路線の導入が体制維持という目的に直結するわけではない。アメリカとその現地当局の意図するところが体制維持という点にあったとしても、全く無媒介に市場経済の中に沖縄を投げ入れることは、急進的な労働運動に求心力を与える可能性さえある。だからこそ国場は、50年代後半の政策転換の中に、「島ぐるみ闘争」が「質的な発展」を遂げる好機を見出すのである。

国場の分析と警句は、62年当時において異端とも言うべき先駆性を備えていたが、階級闘争のアジテーションについては遅きに失した感がある。そこに目を付けていたのは、国場だけではなかった。50年代の後半は、当局の労働政策に一大転換が生じる時期でもある。同時期における「経済主義的統治方式」との関わりで論及されることのほとんどない事実であるが、国場の分析と、その上に立って設定された戦線の行方を見定める上では最重要の論点となる。挑戦的な労働運動の組織化という国場の訴えは、沖縄あるいは日本本土の革新政党の「主体的な努力」を引き出すよりも先に、統治政策の転換の中に反映されることになるのである。

---

<sup>52</sup> 国場前掲「沖縄とアメリカ帝国主義」127頁。



## 第2章 「経済主義的統治方式」と労働政策の転換

本章では、50年代後半より始まる国際自由労連の沖縄に対する介入に焦点を置き、これが「経済主義統治方式」の一環を成していたことを明らかにする。これまでの沖縄戦後史研究において「経済主義的統治方式」の登場が極めて重要な画期と見做されてきたのに対し、それが労働という分野における政策転換と不可分一体の関係にあったことは、ほとんど看過されてきたと言って良い。しかし、自由労連の介入のもとで進められる労働政策の転換こそ、労働運動の組織的拡大の基礎条件を構成したのであり、ひいては復帰運動の本格的展開の前提としたことに注意しなければならない。

労働分野に対する視角の欠落は、「経済主義的統治方式」が登場した直後に復帰運動が沖縄戦後史の表舞台に登場したことの説明を曖昧なものにしている。本章で明らかにするように、労働政策の転換は、単に合法的な労働運動に道を開いただけではなく、その質的転換を図り、「経済主義的統治方式」という新しい統治体制の中に包摂することを企図したものであった。労働という視点を採用することにより、復帰運動の沖縄戦後史上における意味は、単に下から組織される住民運動としてだけでなく、これに対して上から繰り出される政策的介入との交錯関係において捉え返すことが可能になる。

### 第1節 弾圧的労働政策と国際自由労連の介入

#### 自由労連とは何か

そもそも国際自由労連とは何か。先にその結成の経緯を簡単に見ておきこう。1945年9月、第二次大戦で中断されていた国際的な労働組合運動の組織化の動きは、世界労働組合連盟(WFTU)へと結実する。反ファシズム、恒久平和の樹立、人種・国籍・宗教・政治的見解を超えた労働者の国際的統一戦線を掲げ、華々しくスタートを切った世界労連であったが、そこには共産主義に対するスタンスについて足並みの乱れがあった。アメリカのナショナルセンターは反共姿勢を徹底して押し出すAFL(米労働総同盟)と容共的なCIO(米産別会議)とに分裂し、前者は世界労連への加盟を見送っていた(後にAFL-CIOとして統合)。47年6月、疲弊したヨーロッパ資本主義で共産党が影響力を持つことを抑止すべく打ち出されたアメリカの欧州復興計画(マーシャル・プラン)の受け入れをめぐって、世界労連内部にも東西対立が顕在化する。ソ連のAUCCTU(労組中央評議会)をはじめとする受け入れ拒否派との折り合いがつかず、CIOは他の受け入れ支持派の加盟組織を引き連れて世界労連を脱退、世界労連外部に留まっていたAFLとも結託して新組織の準備に取りかかる。49年11月、「全体主義の脅威には非共産主義遊動の団結をもって対抗する」という原則を

踏まえた上で、国際自由労連が結成される<sup>53</sup>。

こうした結成の経緯はその規約冒頭に掲げられる目標にも反映されている。

(a)自由にして民主的な労働組合をその構成員としいかなる外部の支配をも受けず、全世界の働く人々の利益を増進し、労働の尊厳を高めることをその使命とする強力で効果的に活動しうる国際的組織を、全世界ならびに各地域をそれぞれ規模として維持し発展させること [中略] (c) 自由な労働組合の設立維持発展を、特に経済低開発諸国において助長すること [中略] (e) 労働組合の破壊、その権利の制限、または全体主義その他の反労働者の勢力の労働者の組織内部への侵透と、その従属化を目的とするあらゆる動きに対して、自由な労働組合の防衛にあたり、またそのための協力調整を行なうこと<sup>54</sup>

「自由にして民主的な労働組合」とは、共産党指導を排した労働組合の別称であり、反共的労働組合運動の推進勢力として知られる自由労連の合言葉とも言える。またここに明記されるように支援を必要とする地域への労働運動指導者の派遣は自由労連の中心的な活動の一部であり、沖縄への関与もその一環を成す。

ただし、沖縄での活動に即してここに謳われる意味をとれば、「労働組合の破壊、その権利の制限、または全体主義その他の反労働者の勢力の労働者の組織内部への侵透と、その従属化を目的とするあらゆる動き」とは、共産主義者による介入と民政府からの弾圧との両方を指す。第1章に触れたように、労働に分野における当局の立場は、基地建設・運営の事業主として基地労働者に奴隷労働を強いる独占的雇用者であるとともに、労働法制を握る絶対的な施政者でもあるという二重の性格によって特徴づけられる。労働政策が常に弾圧的になるのも、また逆に奴隷労働からの解放を求める軍作業員の闘いが常に施政者としての民政府と直接対決の構図に発展するのも、軍事最優先主義に基づいた当局の立ち位置そのものから派生しているのである。したがって、その活動は民政府の弾圧から労働運動を守る防波堤となってその育成を図ると同時に、労働組合内部においては共産主義者の影響力を拭い去るという二正面作戦として展開される。その双方から自立した「自由にして民主的な労働組合」の育成こそが、自由労連に課せられた使命となる。

自由労連の見立てによれば、当局の労働運動に対する弾圧的な態度は、他に頼る者のいない労働者たちを、そうでなければ大した影響力をもたないはずの共産主義者の下へ駆り立て、結果として共産主義に対する防波堤となるべき沖縄に、自ら脅威の種を育てている。そうした診断に基づき、自由労連は当局と組合活動家の双方に働き掛けた。一方では民政府の組合への不信と弾圧的態度を諫め、他方では労働者達が共産主義者に頼らなくても済むよう、その組織化を支援したのである。

<sup>53</sup> 以上、自由労連結成の経緯については、歌田徳一『国際自由労連—その組織と活動—』（日本労働協会、1963年）の1-11頁を参照。

<sup>54</sup> 同上、262-263頁。

だが、そのような介入は、自由労連の単独行動によって可能になるのものではない。自由労連が沖縄に介入し始める時期がアメリカの沖縄政策の一大転換期と重なっているのは、偶然ではない。自由労連は当局に対して一定の自律性を持つてはいたが、両者は各々の立場を踏まえつつも共に、アメリカの新しい沖縄政策の一環を担っていたのである。そして民政府と自由労連とは、緊張を孕みつつも協調して労働運動に働き掛け、国場の描いた戦局図を塗り変えていくことになる。

### 自由労連沖縄調査団派遣の派遣から駐在事務所設置までの経緯

50年代半ばの沖縄統治政策は、内部に反発を生み出したのみならず、外部からの非難の声にも晒されていた。その頃までに、沖縄の労働者が置かれた状況について日本本土の労働団体の内部でも関心を集めるようになっていた。55年7月の総評大会では奄美労評によって提案された「沖縄への『国民的調査団』の派遣」決議が満場一致で採択されている<sup>55</sup>。

日本本土における沖縄への関心は、当然ながら民政府の警戒の対象となる。日沖間の労働運動の接触については、渡航はおろか、1950年代前半にはその内情を知らせる手紙さえ検閲の対象となり、徹底的に遮断されていた<sup>56</sup>。日本本土から直接「国民的調査団」を派遣するという先の決議は、その実現という点から言えば時期尚早だったと言える。

とはいえ、公式の経路はそうのように塞がれたままであったが、非公式に伝えられる沖縄の労働事情に対する本土労働運動の関心を無視することも不可能になりつつあった。この時期までに、後に沖縄県労働組合協議会(県労協)の初代議長を務めることになる亀甲康吉(沖縄電気通信従業員組合、後に沖縄全通)と、本土全通の中心人物であり、国際労働運動とのハブでもあった宝樹文彦との連絡・支援体制も水面下に作られており、民政府による移動・連絡の強硬な妨害は日本本土の沖縄に対する関心を削ぐどころか、それ自体弾圧の象徴として注意を引き付けるようになっていた。

さらに55年11月に沖縄返還国民運動協議会が結成され、本土における沖縄の争点化は既に避けがたい流れとなって表面化しつつあった<sup>57</sup>。こうした動向は1950年代後半以降ますます加速し、60年の安保改定交渉を控えた国務省の憂慮するところとなったことは周知のとおりである<sup>58</sup>。民政府の強硬な弾圧路線は沖縄の外、米国内でも非難の的となり、これに代わる新たな沖縄統治の方法が模索されるようになる。

日沖間の接近と、これに条件を得て顕在化する復帰運動を反米・共産主義勢力の提携と見做して強硬に遮断しようとする民政府との対立が緊張を増すなか、その隙間を縫うように自由労連の介入が始まる。総評決議に先立つ5月の自由労連第4回大会において「沖縄の

---

<sup>55</sup> 沖縄官公労働運動史編集委員会編『沖縄官公労働運動史』沖縄県官公庁労働者共済会、1990年、26頁。

<sup>56</sup> 宝樹文彦『証言 戦後労働運動史』東海大学出版会、2003年、190頁。

<sup>57</sup> 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、1994年、131頁。

<sup>58</sup> 同上、199頁。

労働者の組織強化」の問題が提起・決議されると、これに基づいてオルデンブロック (Jacobus Hendrik Oldenbroek・自由労連書記長)、ダイアン・シング・マンガット (Dhyan Singh Mungat・自由労連アジア書記長)、そして宝樹との間で協議が進められた。自由労連はCIOを通じて国務省に情報提供を申し入れ、55年12月第16回執行委員会で日米アジア代表からなる沖縄調査団の派遣を正式に決定する<sup>59</sup>。日本本土からの介入を嫌う米国民政府を回避するためには、自由労連を介していったん米国に問題を預ける必要があったのである。

### 自由労連沖縄調査団の派遣とウィーバー報告書

米軍当局と事前調整を行った上で、いよいよジョージ・ウィーバー (George L. P. Weaver・米合同運輸サービス労組) を団長とする調査団が沖縄に派遣される。ウィーバー調査団は東京にて総評・全労・新産別等との意見交換を行った後、5月15日より沖縄入りし、同月26日までの10日間の日程で調査を行った<sup>60</sup>。滞在中、調査団は民政府および琉球政府関係者の他、現地の労組や土地を強制収用された農民も対象として意見聴取を行なった。その始終は連日新聞紙面に報道され、住民からの期待を集めていく<sup>61</sup>。

ウィーバー調査団の報告書は、自由労連の沖縄に対する介入の入射角を推し量る上で極めて重要な検討対象であるため、ここに報告書の基調を見ておきたい。報告書の文面は次の三つの要素から構成される。第一に、前段に見たような民政府の弾圧的労働法制や労働条件の不当さの摘発・是正勧告であり、第二に、その根拠としての在沖米軍基地の確保という軍事的目的の確認である。つまり現行の労働政策の刷新が求められるのは、それが「アメリカ民政府並びに沖縄における軍に対するはなはだしい悪感情を惹起した」ために他ならない。そして第三に、そのような刷新が現行の体制によって果たし得る見込みがないという診断の下、自ら動いてその任に当たるべきことの宣言である。これは後に駐在事務所の設置に具体化されることになる。

これら三点を要約的に示す箇所を引用しておこう。報告書の結論にあたる部分では、「われわれは、軍事支配の下に運営される軍事的防衛基地の必要から伝統的な民主主義的慣行

---

<sup>59</sup> 宝樹前掲『証言 戦後労働運動史』196-198頁。

<sup>60</sup> 「国際自由労連沖縄調査団報告書」『月刊自由労連』1956年7月号、24-25頁。

<sup>61</sup> たとえば『沖縄タイムス』紙では調査団の来島する5月16日より「〈社説〉労働調査団を迎える」、翌17日「労働政策に鋭い質問——自由労連調査団主席と懇談」、18日「労働者・農民との懇談——地涌労連調査団へ勧告」、19日「差別賃金は遺憾——自由労連調査団の記者会見」、20日(夕刊)「労組に政府筋の妨害——記者会見で中間報告」・「労働運動のベテラン——自由労連調査団の横顔」、21日「記者のメモ——頭が古いよ、と自由労連」、22日「自由労連の勧告効果に期待——どう変貌する労働運動」、23日「こうして接収された——調査団に訴える並里さん」、24日には「労組結成への叫び——調査団迎え歓迎大会」および「自由労連、低賃金痛感——きのう軍作業場を視察」、同日夕刊に「政府側の説明を聴取——調査団が九項目の質問」、「総評調査団の来島を——自由労連歓迎大会で緊急動議」、25日「世界の労働者に傳達——調査団へ宣言決議手渡す」26日「七月の執行評議会に提案——自由労連調査団帰る」と連日調査団に張り付いて報道し、さらに調査団が去った後も「自由労連は何をみたか」を4回に渡って連載している。

が制約を余儀なくされること」との但し書き断りの後、次のように警告される。

軍事統治下にあるという事実は、労働組合の結成を奨励するアメリカ政府の政策が実現し損なうことを曖昧にするものであってはならない。沖縄における現状によれば、アメリカの軍組織の政策面において労働組合の技術面と近代的労使関係の概念に経験ある職員がいないことが現在の沖縄の労働条件を不満足にしていることを大きく物語っていることは明らかである [中略] 現在沖縄における最終責任を負うアメリカ軍によって、基本的な組織的行政的改革が実行されない限りアメリカ政府のこの分野における公式の政策は挫折せざるを得ないであろう<sup>62</sup>。

ここで基地の存置と、その運営上必要とされる労働法制上の制限については致し方ないとした上で、それ以外の有害無益な制限から腑分けしている点に注意されたい。そこから自由労連の沖縄に対する介入の根拠が導き出されている。報告書は民政府について「健全な民主主義強固な経済および、健全な教育をうけた国民を発展させる責任を負っている」という点を確認するのみで、その存在については疑義を差し挟まない。沖縄における軍政の是非については触れることなく、しかしその継続を前提として、これを補完することを自らの任務として提示するのである。

国際組織であるはずの自由労連が「米国の公式の政策」のために動くというのも奇妙に見えるかもしれないが、もとより戦後の国際労働運動の趨勢は冷戦下における対立関係を反映している。自由労連についてもその最大勢力である AFL-CIO のイニシアティブを除外して理解することはできない。後述するように、ウィーバーの他、自由労連を代表して派遣される駐在員達は、アメリカの対外労働政策の担い手なのであり、その沖縄への介入は当局との摩擦を含みつつも、沖縄を自由主義世界の防波堤として保全するというアメリカの公式の政策からはみ出すものではない<sup>63</sup>。

### 沖縄現地における自由労連の評価

ウィーバー報告書は1956年7月7日の自由労連の第17回執行委員会に提出・承認され、上述した労働政策の刷新、軍事基地機能の安定化、現地の労働運動に対する自由労連の直接指導体制の確立の三点が自由労連の沖縄に対する公式の立場として確定されることになる。

これに対する現地沖縄の反応は、概ね次の二つの立場に整理できる。第一に、基地の存置

---

<sup>62</sup> 訳文引用は基本的に前掲「国際自由労連沖縄調査団報告書」(32頁)を参照したが、原文 "Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa" (沖縄県公文書館所蔵、資料コード: 0000105560) に照らして一部訳し換えた

<sup>63</sup> シドニー・レンズは、AFL-CIO の海外活動部門が事実上軍産複合体の一部を成すことについて次のように述べている。「一国の労働運動によって他の国のそれに与えられる友愛的援助——例えば未組織労働者の組織運動にたいする援助や、ストライキの救援——は多年の名誉ある伝統をもつ労働運動の正当な機能である。しかしそれを越えると、『友愛的援助』は海外の衛星組合を買収し、そして、その組合を、他国の外交政策や権力構造を変化させるための武器につかうための目的をもった努力となるという一線がある」(『軍産複合体制』(小原敬士訳) 岩波書店、1971年、144頁)。

を確認した箇所については留保しつつも、その介入に民政府に対する抑止を期待し、原則的にこれを歓迎する立場であり、第二に、同じ箇所を米国民政府との共働関係の証左とし、基本的にその介入に敵対的態度を取る立場である。

球政政府労働局の発行する『琉球労働』1956年10月号は、労組幹部を中心に先の報告書についての意見を集めた特集を組み、同時代の反応を伝えているが、ここに掲載されたコメントはいずれも第一の立場で共通する。たとえば安次峰信（沖縄電通労組執行委員）は、「現在沖縄の世相は全く混沌としており、何の希望もなし、また何等頼るべき処もないときに、突如として我々に実に信頼できる友として大なる希望を持って来たのが調査団である」として、その介入を歓迎しつつ、上に引用した箇所については「沖縄に軍事基地が存在する限り沖縄の労働者は決して根本的に救われないと断言しているのに何故勧告に於て根本的に救う様発言しなかったのであろうか」としている<sup>64</sup>。

他方、労働運動に自由労連の影響が及ぶことを警戒し、対決姿勢を構えたのは、50年代前半に労働運動の指導に当たった人民党・非合法共産党及びその影響下にある組合活動家である。ウィーバー報告書において「民主主義に不可欠の強力な健全な自由な労組運動に対する障害となっている」と名指しで糾弾された人民党は、同時期に作成された文書においてこれを「語るに落ちる」として斥けつつ、報告書が「軍事優先」を基調とする点を指して「アメリカの力の政策に奉仕する労働貴族ウェーバー団長の面目躍如たるもの」と揶揄している<sup>65</sup>。これまで労働運動に対する指導的地位を占めてきた人民党からすれば、沖縄の労働運動に必要なのは民政府の布令による弾圧ではなく自らの直接指導であるとする自由労連の勧告も、警戒すべき外部からの工作以外の何物でもなかった。

先にも述べたように、ウィーバー報告書はその後の自由労連の対沖政策の入射角を規定するものであり、これに対する上述のような二つの相異なる立場は、そのまま沖縄労働運動史上における自由労連の評価を二分する対立軸を構成している。たとえば那覇市職労出身で全沖労連書記長に就いていた前原穂積は、過去に非合法共産党の活動に参加した廉で逮捕された経歴を持つ全沖労連内急進派の代表格だが、「米軍は、国際自由労連にも一役買わせた」として、その介入を次のように総括している。

一九五六年五月、国際自由労連調査団が沖縄に派遣された。それはアメリカ政府が計画をすすめていた軍用地一括買い上げに反対して、全県民が火の玉のように燃

---

<sup>64</sup> 安次峰信「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第3巻第2号（1956年8月）、18-19頁。

<sup>65</sup> 琉球人民党『沖縄における労働事情』1956年7月、17頁（鳥山淳・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解放運動資料集（第一巻）』（不二出版、2005年）所収）。とはいえ人民党ですら、直後に続けて「以上のような、本質的なものは別として、同調査団の勧告は大体に於て満足すべきものであり、同調査団を派遣する迄に努力して下さった祖国の労働者に深く敬意を表するものである」としている。

えあがっているときであった。同調査団は七月に国際自由労連執行委員会に報告書を提出し、賃金をはじめ沖縄の労働問題の改善を勧告したが、それは同時に、軍事基地の必要を認め、「自由世界の防衛が沖縄軍事支配として使用することを必要とする限り、決して完全な民主的条件が沖縄に実現されることはないであろう」といって、アメリカ帝国主義の国際労働運動内部における手先としての本性をあからさまにあらわしていた。報告の真意は、沖縄の労働者にアメリカの軍事基地軍事的・植民地的支配を認めさせ、そのワクのなかでの労働運動をさせるように指導する必要があるということにあった<sup>66</sup>。

前原が強調するのは、報告書に述べられたような自由労連の沖縄に対する介入が基本的に民政府との共働関係として展開されたという点である。前原の観点を取るならば、両者は反共主義及びそのために欠くべからざる在沖米軍基地の保持という目的を共有しており、労働運動の取り扱いをめぐる民政府と自由労連の対立も、この共通の目的の上に成立する方法論上の対立に過ぎないということになる。

また、逆に自由労連の果たした積極的役割に目を向ける立場からは、この方法論上の不一致部分が民政府との対峙関係として強調される。その主観的意図がどうであれ、客観的には労働運動に対する民政府の弾圧路線に対する防波堤となり、労働運動発展の「底上げ」を担ったというわけである<sup>67</sup>。

だが、その意図するところが同じだからと言って、両者の選ぶ方法がいずれも同じ帰結をもたらすとは限らない。自由労連を当局の「手先」と見做す前原に対して、新崎盛暉はこれをやんわり斥け、その介入は民政府の到底考え及ばないような「高等戦術」であるとしている<sup>68</sup>。1950年代前半の労働運動に対する民政府の態度を想起しても、この指摘には頷けるものがある。それでは、自由労連の介入は如何なる意味での「高等戦術」なのだろうか。

実際のところ、民政府にとっても自由労連の介入は必ずしも手放しに歓迎されるものではなかった。自由労連の沖縄への関与は、当初から駐在事務所の設置を視野に入れたものだったが、これが実現するまでには調査団の派遣後3年の調整期間を要している<sup>69</sup>。ウィーバー報告書に対して、民政府は軍事目的で駐留する現地責任者の立場から勧告された各改善項目の妥当性と、これを民政府から独立した自由労連の駐在員に委任することの是非を

---

<sup>66</sup> 前原穂積『戦後沖縄の労働運動』新日本出版社、1970年、19-20頁。

<sup>67</sup> 南雲和夫「前原穂積著『沖縄の労働運動——戦後史の流れの中で』」『大原社会問題研究所雑誌』510号、2001年5月、63頁。

<sup>68</sup> 新崎前掲『戦後沖縄史』244-245頁。

<sup>69</sup> 第一次調査団の派遣後の経緯について略記しておく。米国政府内での調整の結果、1958年9月には駐在事務所設置の意向が沖縄にも伝えられた（「国際自由労連が常駐員おく一沖縄の労働問題に本腰」『沖縄タイムス』1958年9月11日）。同時期、自由労連も大倉旭（国際自由労連東京事務所長）の派遣を計画するも民政府の入域拒否によって頓挫し、代えてマンガットを团长とする第二次沖縄調査団を派遣、その報告を受けた第24回執行委員会において事務所設置を公式決定する。

仔細に検討し、同年中には駐在事務所の設置に同意するとの立場を明らかにしているが、その活動の大枠はあくまで民政府が定めることを前提とし、これを共有し得るように、米国籍を持つ駐在員を派遣するよう固く留保をかけている<sup>70</sup>。

結果から言えば、両者の関係は協働と緊張とが捻じり合わされた複雑な様相を呈することになる。歴代の駐在員達はいずれも米国籍を持ち、共産主義に対する防波堤としての沖縄基地の役割を理解しており、その点では民政府の希望した通り、協働関係を築く素地があったと言える。が、個々の組合活動の具体的な取り扱いをめぐって、両者の立場は度々真っ向から対立する。自由労連と民政府との関係については、その介入の評価に応じて、協働／緊張のいずれかの側面が強調される傾向にある。しかしながら、その捻じり合わされた関係の総体が意味するところを理解するためには、自由労連の評価の是非という先行する論点を再設定する必要がある。

自由労連と民政府の関係を根本的に規定するのは、同時期における米国沖縄統治の危機と、これを回避すべく打ち出される新たな統治方針であるということを確認しておこう。自由労連による民政府労働政策への介入は、控えめに言えばその補完を企図するものだが、同時代における沖縄統治の転換の一環を成すという意味では、単純に現行の軍事主義的沖縄統治の延長線上にあるわけでもない。自由労連の介入は、前原が言うところの「軍事的・植民地的支配」を確立せんとする意思ではなく、むしろその刷新なくして沖縄基地の保全そのものがままならないという同時期の米国沖縄統治の危機感を示唆しているのである。したがって「高等戦術」の語の含意は、この危機を回避すべく打ち出される新たな沖縄統治の方向性の中で、自由労連が如何なる位置を占めたのかという問いとして詰めていく必要がある。自由労連と民政府の協働／緊張の両義的な関係性の意味も、この問いを引き絞る過程でおのずから明らかとなるだろう。

## 第2節 労働政策転換の根拠

自由労連の介入を境にして、沖縄労働運動史は大きくその様相を変える。その影響力が絶大であったことについては、自由労連に対する評価の如何にかかわらず異論の余地がない。その源泉はどこにあるのだろうか。

自由労連と民政府は、その立場の違いにもかかわらず、沖縄の労働運動をどこに方向付けるべきかという点で、認識を共有している。だからこそ一定の緊張を孕みながらも、協調して労働政策の刷新に従事することができたのである。そして両者の協調的關係は、同時期に打ち出されたアメリカの新たな沖縄統治方針の中に、その基礎を持っている。すなわち自由労連が労働政策の転換を民政府に強いることができたのは、それが「経済主義的統治方式」の一環として、本国政府からの公認を得ていたからに他ならない。

---

<sup>70</sup> "Comments on Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa" (沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000106048)

## 労働政策転換の根拠

先にも引いた『琉球労働』の自由労連調査団報告書特集の中で、たいら恒次は重要な論点を提出している。報告書について概ね賛意を以て受け入れつつも、勧告された内容を民政府に強制し得るような具体的根拠が欠落していることを次のように指摘している。

自由労連の批判はつまるところ、琉球における駐留軍の道義的義務づけに終始している。したがって駐留軍がもし左様な義務はわれわれにはならないとつっぱねれば自由労連の勧告は一蹴されてしまう [中略] 義務を自覚もせず、従って履行もしなかった人々には、義務を指摘するだけではなく履行せしめる力を誰かに与えなければならない<sup>71</sup>。

たいらにとって米国民政府に義務を履行させるべき「誰か」とは、労働者以外ではあり得ない。続けて述べる。「自由労連が労働者の機関であるならば、行政当局が労働者に対してどうすべきかをとくよりも、あるひはそれをとくと共に、かかる状態にあつて労働者は如何にすべきかを、即ち自らの地位改善のためにどうたたかうべきかを示すべきであつたと思われる」。

もちろん既に見てきたように、報告書に勧告された自由労連代表の沖縄への派遣は三年後には実行に移され、これが直接たいらの要請に応えることになるのだが、それは報告書発表当時であつてたいらのあずかり知るところではない。ここで重要な点は、たいらが道義的根拠に代わる強制力が不可欠であることを強調していることである。

たいら自身はこれを労働運動による主体的な突き上げとして設定しているが、労働運動が即自的に民政府労政に対する強制力たり得るわけではない。占領下沖縄における労働運動は、自由労連の介入を得る以前には端的に弾圧の対象でしかなかったことを想起しておこう。問題は、民政府がこうした労働運動の要求を容れるか否かという局面においてこそ、道義的根拠に代わる強制力が求められるということである。

もちろん民政府の労働政策転換に際して、自由労連が労働運動の後ろ盾となったことが有効に働いたと言うことはできる。しかしながら自由労連が民政府に対して強制力を持ち得たのは、米国の沖縄統治方針の転換の中にその根拠を確立したからに他ならない。

そもそも労働政者保護の必要性は、一義的に労働運動の中から生み出されるものではなく、労働力の再生産という資本主義社会自体の中に存している。大河内一男の古典的な定義を引いておこう。

資本主義制経済におけるすべての社会政策が、すなわち「労働力」の全般的な摩滅と喰潰しとを防止し、「労働力」総体の「健全な」培養を目的とする社会政策の必

---

<sup>71</sup> たいら恒次「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第3巻第2号、1956年8月、11頁。

然性は、右のような資本に対する労働の階級的闘争によってはじめて与えられるものではなく、むしろ資本制的な産業社会そのものの順当な運営のための経済的必然性に属するものであって、ほんらい、資本主義経済の「自然律」として考えられるものなのである<sup>72</sup>。

第1節に述べたように、米国民政府の沖縄における立場は、基地労働者に対する使用者にして労働法制を司る施政者でもあるという二重の規定によって特徴づけられる。このために50年代前半までの基地関係の労働現場では、「労働力の全般的な摩滅と喰潰し」を前提とするような奴隷労働——大河内の言うところの原生的労働関係——が放置されることになるのである。元来軍事目的以外に沖縄統治に関わる理由を持たない民政府にとって、沖縄民政は副次的な関心事に過ぎず、そのため労働政策については基本的に無策であるか、策が打たれても温情的な意味しか持ち得なかったのである。労働力は基本的に軍事基地建設という唯一の目的に準じて濫費されるに任されるのであり、これと基地建設用地接収に伴う農村の解体＝農地の囲い込みと農民の軍作業員への転化が、労働争議の頻発と労働法制定への動因を構成したことは第1章で述べた通りである。

自由労連の介入の目標は、人民党・非合法共産党の介入を得て先鋭化する労働運動と民政府の対立関係が反基地・反米闘争へと転化する危険性を除去することにあつたと言えるが、その際の直接のターゲットは、こうした民政府自身の立場であつた。自由労連から見れば、上述の二重規定に示される軍事主義的労働政策こそが労働運動に対する共産主義者の介入を容易にし、これを反基地・反米闘争へと転化せしめる条件を提供しているのである。その意味では、民政府が躍起になって排除しようとした労働運動に対する共産主義勢力の影響力は、民政府自身の位置取りに根拠を持つていたと言える。民政府流の対症療法に対して、自由労連の介入は現行の労働政策の内部に問題の根源を認め、いわば体質改善を図ることで、労働運動から反基地・反米闘争の根拠を取り除こうとしたと言える。

自由労連の介入がそのようなものであるとするならば、これを外部からの工作とするこども、必ずしも正確な理解とは言えない。自由労連の介入以前の労働運動が反基地・反米闘争として展開される根拠が民政府自身の軍事主義的立場そのものに求められ、またその限りであつたとするならば、労働運動が反基地・反米闘争へと転化するそれ自体の内在的根拠を持ち得たかどうかは、たちまち問いに付される。自由労連の介入は、労働運動に抱え込まれていた潜在的な問いを改めて突き付けたに過ぎないのである。島ぐるみ闘争以降の戦局の行方についての国場の危機感もこの点に関わるだろう。

ともあれ、自由労連の介入が有効であるためには、1950年代末から1960年代初頭の経済政策の転換を待たなければならなかつた。経済政策の転換の中に『労働力』総体の『健全な』培養を要請する「経済的必然性」が確立されて漸く、その介入は民政府における労働政策の転換へと結びつくのである。

---

<sup>72</sup> 大河内一男『社会政策（総論）—増訂版』有斐閣、1980年、235頁。

## プライス法の制定と現地責任者としての民政府の欠陥

自由労連の介入は、同時期に登場する「経済主義的統治方式」の一環を成している。50年代の後半以降、アメリカは経済分野を重視して沖縄統治に取り組んだことは紛れもない事実である。しかし、それは労働政策の転換によって補完されなければならず、またそのような任務は現地当局には荷が重いために、自由労連の介入が要請されることになるのである。その意味で、民政府に対する自由労連の交渉力の源泉は、当該期におけるアメリカの公式的な対沖政策の中に存在していると言える。以下、この点を確認しておこう。

50年代後半にかけての打ち出される新しい経済政策の中でもとりわけ重視したいのは、58年8月に発案され、60年7月に漸く議会を通過するプライス法である。同法は沖縄統治に対する米国大統領の責任を明記し、その民生向上のための努力を義務付けるとともに、従来年度毎に立法措置が取られた沖縄援助に法的根拠を与えるもので、これによって本格的な経済開発計画の策定が可能になった<sup>73</sup>。

現地沖縄においては58年6月に琉球政府・米国民政府および民間有識者から構成される合同経済財政諮問委員会が設置され、プライス法の審議が難航する間にも長期経済計画が準備されていた。自ら委員長としてその策定に関わった太田政作によれば、同計画は「現在米国議会において審議されておりますプライス法案の成立促進ならびに同援助金獲得のための基礎資料にもする」ものであり<sup>74</sup>、両者はもとより対応関係にある。

プライス法の制定により、長期経済計画を予算要求根拠とした米国の財政支出義務が定められるのであり、この関係について言えば沖縄統治に対する米国の曖昧な態度は刷新され、その責任が明確に規定されることになった。この意味においてプライス法は、民政府に援助資金投下のための根拠を与えたのみならず、アメリカ大統領の名において沖縄経済開発を引き受ける現場責任者として任ずるものなのであり、その立場からして労働政策に対する無関心は許容され得ない。いわば道義的救済心からではなく、経済的要請として労働政策が問題になるのである。

しかしながら、当の民政府にその自覚があったかは疑わしい。既述のように、元来民政府は軍事基地の安定的運用に対してのみ責任を負うのであり、プライス法が要求するような経済及び社会開発の担い手としての適格な意思と能力を欠いていた。少なくとも、労働政策に関してはウィーバー報告書に述べられる通りであり、自由労連による労働政策への介入は、その補完の必要性を端的に示している。プライス法の制定は日本政府の財政援助とそれに伴う発言権の増大を嫌う民政府にとっても歓迎すべきものだが、皮肉なことに民政府による沖縄統治の欠陥を浮きぼりにすることにもなったのである。

## ケイセン調査団と自由労連

---

<sup>73</sup> 琉球銀行調査部編前掲『戦後沖縄経済史』631頁。および松田前掲『戦後沖縄社会経済史研究』450頁。

<sup>74</sup> 琉球政府編『長期経済計画書』琉球政府、1960年5月（頁記数載無）。

1961年に発足するケネディ政権は、歴代で最も対外援助政策に対して積極的姿勢を示したことで知られる。ケネディは先に名前を挙げたロストウを政策ブレーンに迎え入れ、その理論をその政策の上に具体化させていった。経済成長の促進こそ、政治的責任を発達させる最良の手段であるとする考え方は、軍事的要衝としての沖縄にも適用される。

アメリカ本国のケネディも、当時沖縄現地にあって直接的な責任者の地位にあったキャラウェイ高等弁務官（Paul W. Caraway・1961年2月-1964年7月在任）も、アイゼンハワー政権の末期に実施された沖縄政策の転換に満足していたわけではなかった。キャラウェイは高等弁務官の任に着くなり本国より沖縄調査団の派遣を要請した。キャラウェイ自身はあくまで軍部主導での占領統治の維持を企図したはずだが、ケネディ政権には沖縄統治を軍部の専管とすることに懸念を持つ国務省ラインの意見も持ち込まれていた。それは現地当局の統治能力の限界を見極め、必要なアクターを追加していくことを意味し、対沖政策に占める軍部の特権的地位を相対化していくことになる。

61年10月、ケネディは沖縄新政策の骨子を組むための準備として、政策ブレーンの一人カール・ケイセン大統領補佐官を団長とする調査チーム（通称ケイセン調査団）を派遣する。ケイセンを筆頭に国務省、陸軍省、国際開発局、そして労働省など省を跨いだ専門家集団から構成される調査団の派遣は、沖縄統治体制の総点検とも言うべき様相を呈した。

ケイセン調査団報告書については当時非公開であったため、ケネディの声明の中で明言されなかった点についてはあまり注目されてこなかったが、調査項目には労働運動の情勢および民政府の労働分野における施政の評価も含む<sup>75</sup>。調査団は対沖労働政策の実情調査に当たって、民政府及び琉球政府の労働関係部局だけではなく、自由労連を介して現地の組合幹部に直接接触し、その意見を重視していた。

調査団一行の滞在日程にはダニエル率いる自由労連諮問委員会との面談が組み込まれ、その場で自由労連の現地代表名義でダニエルの意見書が提出された<sup>76</sup>。また、沖縄調査団と対になって報告書の作成にあたった在ワシントン作業班には、第一次国際自由労連沖縄調査団の団長を務めたウィーバーが国際問題担当労働次官補として参加している。もちろん報告書はあくまでケイセン調査団独自の情報収集に基づき、部局間での調整・検討を経た上で作成されるものであり、自由労連の意向を無条件に取り入れたものとは考えられない。しかし報告書の文面に当たる限り、56年のウィーバー報告書からダニエルの意見書と照らして、大きな変更は見受けられない。この事実は、自由労連の沖縄への介入が、その最初の接触の時点から、民政府に代わる対沖労働政策の担い手としての位置を占めていたことを示唆していると言える。以下、長くなるが、調査団報告書から労働政策に関わる箇所を訳出しておきたい。

---

<sup>75</sup> 南雲前掲『アメリカ占領下沖縄の労働史』106頁。

<sup>76</sup> "ICFTU Report to the Ryukyu Islands Social-Economic Survey Team"（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000069090）

労働関係の分野では、琉球人労働者とリベラルな政治グループのあいだに継続的で増大する不満が存在してきた。彼らは USCAR（民政府）が組合とその活動を信頼しておらず、過度にこれを統制しようとしていると感じている。我々は、この感情がもっともなものであり、その上、合衆国に対する反感を生むことになることを確信している。作業班は、沖縄人労働者は基本的に反米主義者ではないにせよ、彼らが不当な政策の被害者と感じ続けるならば、そうなり得ると確信する。我々は、琉球人労働者との協力から引き出される多大な利点が存在すると確信する。これはより高い水準の給与や福利厚生を求める我々の勧告の一つの促進要素である。我々はそれ以上に、彼らの協力を得る一般的政策を選択しなければならない。これは基地に対する脅威を軽減する、最も効果的かつ低コストの方法の一つであり得る。最も論争的な民政官の布令は 145 号である。この布令の下では、いかなる労働関係委員会も、民政官がその役員を承認するまで、組合資格を付与することはできない。この決定は高等弁務官に委ねられることもある。この布令は琉球人だけではなく、1956 年に布令の撤廃を勧告した ICF TU（自由労連）のなかでも厳しい批判の元になってきた。作業班はこの勧告に同意する。こうした統制は、基地の安全性に直接的にはほとんど貢献しないばかりか、それがなければ友好的な労働者に不満を抱かせ、反米主義を布教する者に結集点を提供してしまうことで、間接的にはむしろそれを低めている。民政官が組合の承認を拒否したところで、雇用者と交渉することやストライキを阻止することはないのであるから、結局のところ布令は失効している。軍雇用者の給与水準をも含めた米国民政府の基本的な労働法体系である布令 116 号に対しては、多くの異議が提起されてきた。本報告書において、この布令に直接影響するただ一つの勧告は、第二章で提示した給与と福利厚生の向上だけであるが、国際自由労連、琉球政府、そして琉球人労働組合のいずれも、この布令が様々な側面で琉球人の状況に適しておらず、不必要に弾圧的であるという理由から、異議を唱えてきた。我々は、労働法体系がよりうまく働くようにするために必要な技術的な見直しをする上で、現在のスタッフに系統的な説明を与える労働法の専門家をワシントンあるいは東京の大使館から労働顧問として配属するよう提案する<sup>77</sup>。

当局の労働政策はむしろ現状の脅威をむしろ助長するものと位置づけられていることを確認しなければならない。「琉球人労働者との協力から引き出される多大な利点が存在する」以上、これを反米闘争と見做して頭ごなしに弾圧するのではなく、協調的な関係の構築に向けて働き掛けなければならない。そのためには、沖縄統治を一手に民政府に委ねておくわけにはいかない。つまり調査団は、沖縄統治を住民からの黙認の調達によって安定させるとい

---

<sup>77</sup> 引用者訳。原文は "Ryukyu Islands, Task Force Report, 12/61"（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000073593）47-49 頁。

う 50 年代後半以来の沖縄統治の基本方針を、労働政策の実施体制に具体化するよう進言しているのである。ここに自由労連の沖縄への介入の公式的根拠が確立される。

### ケネディ新政策——「太平洋の要石」と「民主主義の陳列棚」

1962 年 3 月 19 日、ケイセン調査団の勧告を骨子とする新たな沖縄政策の方針が発表される。ケネディ新政策として知られるこの新路線は、50 年代後半よりの沖縄統治の方針転換をさらに加速させるもので、当面の占領統治を前提としながらも、それに伴う弊害を基地の運用に支障をきたさない範囲で可能な限り取り除くことを企図したものと位置付けられる<sup>78</sup>。具体的には、①将来における施政権返還を示唆し、沖縄統治に対する日本の関与を拡大すること、②大統領行政命令 10713 号を改訂し、軍政部門の責任者たる高等弁務官とは別に大統領に対して責任を負う文官を民政官として任命すること、③その管轄のもと「施政権者としての米国が必ずしも保有しておく必要のない行政機能」を琉球政府へと移譲し、「琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制」の撤廃を進めて住民自治の権域を拡大すること、④教育・医療・福祉の分野を日本本土並みに引き上げること、⑤そのための予算的裏付けを確立するために前出のプライス法の授權上限額（現行 600 万ドル）を 2500 万ドルに引き上げることなどが盛り込まれた<sup>79</sup>。

ケネディは、沖縄の事実上の施政者であるアメリカの責任をプライス法の授權上限額の増額によって表現しようとした。ケネディの声明に明言されるように、60 年代以降の沖縄の賃金・公衆衛生・教育・福祉の目標水準は、かつて設定された戦前並みから、同時期高度経済成長期の只中であつた日本本土並みに引き上げられることになった<sup>80</sup>。これは単に達成すべき目標水準の高低ではなく、継続的な経済成長に向けた沖縄統治の大々的な転換を図つたものと理解されなければならない。

これに応じてプライス法に基づく対沖援助上限額は制定当初の 600 万ドルから 2,500 万ドルへと大幅な増額が図られた。もっとも、議会の側では沖縄における米国権限の相対的後退と米国援助増額の両方を盛り込んだケネディ新政策への反発が強く、結果的には 1,200 万ドルに減額された上で可決されている<sup>81</sup>。実際の妥結額はどうか、同法の改正過程は米国の沖縄に対する位置取りの変化を克明に跡付けている点で重要である。

同法改正案を預かった下院軍事委員会は原案通りこれを採択するよう勧告しているが、その際二つのキーワード——「太平洋の要石」として「民主主義の陳列棚」を挙げてこれを根拠づけている。いずれも共産主義の脅威から自由世界を防衛するという周知の目標を表現したものであり、ここに初出というわけでもない。しかしながらプライス法改正の妥当性を語る根拠として持ち出されるに当たり、これらの言葉は従来の文脈から微妙に離れ、その

<sup>78</sup> 「ケネディ大統領の声明」中野前掲資料、361 頁。

<sup>79</sup> 同上。

<sup>80</sup> 前掲「ケネディ大統領の声明」361 頁。

<sup>81</sup> 河野前掲『沖縄返還をめぐる政治と外交』205 - 208 頁。

関係性を変えているように見える。

前者の「太平洋の要石」は対日戦争の教訓に起源を持ち、米国の太平洋地域における軍事上の要請から、沖縄に排他的支配を確保することの重要性を示す言葉である<sup>82</sup>。下院軍事委員会においても「琉球諸島は極東の死活問の諸地域という点で中心的な位置を占め、太平洋におけるわが国の防衛の前線に対するカナメをなしている」と、同様の意味において了解されるのだが、ここでは決定的な留保が掛けられている。軍事委員会はサンフランシスコ講和条約第三条に基づき、米国が沖縄において「行政、立法および司法上の権力の全部および一部を行使する権利」を行使できることを確認した上で、その排他的な地位に甘んじるのではなく、「『事実上』の主権者としてのアメリカの責任」を自覚するよう強調するのである<sup>83</sup>。

他方で、後者の「民主主義の陳列棚」の語は1956年のプライス勧告に登場した当初、あくまでも「世界の眼、特に共産主義世界のおおいをかけられた眼は、沖縄におけるアメリカの行動に事実上固定されており、後者はわれわれをそしめる宣伝に利用できるものを見つけだそうと、努力を集中している」と消極的に、軍事優先の沖縄統治に一定の配慮を要求していたに過ぎない<sup>84</sup>。繰り返すが民政府にとって沖縄の重要性は、排他的に使用可能な軍事的要衝としての機能に集約されるのであり、それを維持するための方法が民主主義的であるか否かは二次的な問題である。

ところが、プライス法改正を訴える軍事委員会において、両者の関係性は別様に組み替えられる。軍事委員会の報告書は米国の沖縄における排他的な地位を占める意志を再三確認したうえで、翻って「アメリカは、自分がこのような排他的な司法権と管理権を持つ人々に対し、同様の全面的な責任を持っている」ことを強調する。そして、この文脈の上に「沖縄は最も正確な意味において、民主主義の陳列棚となったのである」というプライス勧告からの一節を再び引用するのである<sup>85</sup>。

同報告書はその終盤に、経済援助増額の目的を「長期的には諸島が自立の度合いを増すことができるよう経済を開発することに寄与する」としつつ、「委員会の立場」については、「この立法に賛成するのはアメリカの琉球に対する行政上の管理と同時にアメリカの基地を維持し運営することが不可欠であり、したがってアメリカはその安全保障上必要とされるかぎりこれらの島々の支配権を維持しつづけるものとの明白な理解を前提としたものである」<sup>86</sup>と断りを入れる。

こうして「民主主義の陳列棚」という言葉は、占領統治を覆い隠す飾り文句から、予算的な裏付けを要求する語彙へと転用されるに及び、それ自体の内実を備えていく。プライス法の正式名称「琉球列島の経済的・社会的発展の促進に関する法律」が示すように、自治と自

---

<sup>82</sup> ロバート・エルドリッチ『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄一九四五-一九七二』名古屋大学出版会、2003年、4頁。

<sup>83</sup> 「プライス法に関する米下院軍事委員会報告書（抄）」中野前掲資料 378頁。

<sup>84</sup> 前掲「米下院軍事委員会特別分科委員会報告（プライス勧告）（抄）」177頁。

<sup>85</sup> 前掲「プライス法に関する米下院軍事委員会報告書」378頁。

<sup>86</sup> 同上、380頁。

立経済はそれ自体追求すべき目標となり、かつ、軍事基地の安定的維持の前提となるという転換が生じるのである。やや理念的に整理すれば、プライス法の改正過程において「太平洋の要石」と「民主主義の陳列棚」という二つの規定は、相互に排他的なものから、相乗的に実現すべきものへと、その関係性を変えるのである。

### 第3節 布令145号「死文化闘争」——自由労連と民政府の折衝過程

自由労連の介入以降、民政府と労働運動の対立関係は急速にそのありようを変える。両者の対立は依然として継続するものの、その内実は弾圧／抵抗といった単純な二項対立では十分に表現できないものになっていく。本節では、こうした変化を三者間の具体的な折衝の場面から捉えていく。

その際に恰好の検討課題となるのは、布令145号「労働組合の認定手続き」の撤廃という出来事である。既述のように、布令145号とは組合結成に際して幹部名簿の提出と民政官による承認を義務付けたもので、専ら反共・治安維持的目的から制定されたものと言える<sup>87</sup>。労働運動を潜在的な不穏分子と見做す民政府の弾圧労政の象徴とされ<sup>88</sup>、したがってその撤廃は労働運動の前進を標しづけるものとされてきた<sup>89</sup>。軍事目的に基づく当局の弾圧に対し、自由な組合活動を求める労働運動側の努力が勝利を取めたという構図は、いかにも分かりやすい。しかしながら本節で問題にしたいのは、こうした構図における「弾圧」や「抵抗」という言葉の中身である。

布令撤廃に向けた労働運動側の働きかけは、いわゆる布令145号の「死文化闘争」に表れる。民政官による承認を待たずに組合活動を進め、布令を事実上無効化させてしまう戦術である。聞けばシンプルな戦術ではあるが、ここで注意しておく必要があるのは、布令の撤廃は必ずしも布令の目的そのものが断念されたことを意味しないという点である。民政官による直接の認可制よりも有効な手段が発見されたからこそ、撤廃されたのである。

「死文化闘争」の過程では、布令の掲げる目的そのものに対して真っ向から異を唱える主張は前面に出てこない。というよりもむしろ、反共という目的に対して異を唱える者は、布令がまさに労働運動の中から排除しようとする不穏分子に他ならないため、その撤廃を云々する折衝の場面には身の置き所がないのである。したがって「死文化闘争」とは、布令の掲げる目的に対し、当局による直接的な管轄という手段が非効率的であることを突き付

<sup>87</sup> 「労働組合の認定手続」月刊沖繩社編『アメリカの沖繩統治関係法規総覧(和文編 第3巻)』池宮商会、1983年、103頁。

<sup>88</sup> 実績を見れば、布令の公布から撤廃に至るまで、認可を得られなかったケースは全沖タクシーやズケラン・モータープールの組合役員人事問題をはじめ4件に過ぎない(前掲『官公労働運動史』73頁)。布令は民政府の反共労政の象徴的意味合意味合いが強いこと、また組合側への牽制としてそれなりに有効に作用していたことの二つの可能性を示唆している。

<sup>89</sup> 典型としては、自由労連の尽力と、その沖繩側諮問委員会の努力の賜物として賛辞を送る「沖繩で自由な労組の勝利——布令145号の撤廃」(『月刊自由労連』第7巻第7号、1962年8月、16-18頁)。

けていく取り組みとならざるを得なかった。

「死文化闘争」を布令 145 号の撤廃へと結びつける上で、自由労連は極めて有効な媒介項として機能した。自由労連の駐在員達は、布令の撤廃を目指して当局と組合指導者の双方に継続的に働きかけ、折衝の場を設定した。組合指導者には布令の「死文化闘争」を奨励し、当局にはその撤廃を迫った。しかし、繰り返すがその活動は布令の精神そのものを否定するものではなかった。以下に示していくように、自由労連の指導体制そのものが布令の機能を代替し、その撤廃を促すのである。三者間の折衝は、あくまで「自由にして民主的な労働運動」の発展という目標を共有した上で、共産主義の不穏な影響力を取り除くための方法と責任の所在を争点として進められるのである。

### 「死文化闘争」前史

布令 145 号が公布されたのは 1955 年のことだが、意外にもその後しばらくは労働運動史上の争点としては注目されることがなかった。というのは、琉球政府の労働局や中央労働委員会は未認可の「法外組合」に対しても団結権及び団体交渉権が有ると見做して対応していたために、布令による制約はさほど目立たなかったのである。布令の撤廃以前に琉球政府労働局長の地位にあった座間味庸真は次のように回想している。

私としては労働組合は自由設立主義だし、自主的に民主的に責任を持った労働運動が望ましい、とそれが出来れば布令一四五号もないのと同じだから我々が訓練を経て労働運動が軌道にのればなくなると思っていた<sup>90</sup>。

座間味の発言では、「死文化闘争」の方針が琉球政府の裁量権の行使として先取りされている。布令を無視し得るのは、それが「自主的に民主的に責任を持った労働運動」が共産主義者の扇動によるものと誤解される場合に限られる。こうした裁量は職を賭したものではあるが<sup>91</sup>、布令の精神を否定するものではない。いずれにせよ、後に布令の「死文化」という課題は、琉球政府の裁量権の中で処理されていたため、労働運動の文脈の上に表面化することがなかったと言える。

布令 145 号が改めて労働運動にとっての打倒目標として自覚的に捉えられたのは、1958 年 3 月のアイランド・エンタープライズ争議に際するバージャー民政官の声明以降のことである。同争議では不当解雇をめぐる使用者と未認可組合が争っていたが、この件に関わってバージャーは、「琉球政府の担当機関が労働組合の地位または組合が合法的な活動に従事する限界等に関して、起こるがままにされていた混乱をなくすべく早急にして且つ終始

---

<sup>90</sup> ジェラルド・A・ダニエル他「座談会 布令 145 号撤廃を語る」より、座間味の発言（『琉球労働』第 8 巻 4 号、1962 年 5 月、10 頁）。

<sup>91</sup> 「課長時代から [中略] 二回位辞表を出したかなあ、それ位しないと当時の労働局というのは務まらないですね。私は責任者だから何時でもやめるという覚悟でいました」（同上、座間味の発言）。

一貫した措置を講ずるよう要求します」と声明し、同時期に頻発する争議を琉球政府の勝手な裁量が招いたものと戒め、布令 145 号の厳密な適用を求めた<sup>92</sup>。

バージャー声明は休眠状態にあった布令 145 号を復活させることで琉球政府の裁量権を取り上げ、自らの懐に回収することになったが、それと同時に沖縄内外の労働運動を布令撤廃に向けて焚きつけることにもなる。

### 「死文化闘争」とは何か

既述のように死文化闘争の本格的に展開されるのは、自由労連の介入を得て以降のことである。沖縄官公庁労働組合（官公労）の下地成が語るところによれば、「死文化闘争」はもともと、自由労連沖縄駐在事務所の初代代表ハワード・T・ロビンソン（Howard T Robinson・1959年9月～61年7月在任）が沖縄を去る直前に示唆し、労働運動の方針として取り入れられたものだという。ロビンソンは送別会の席上、次のように述べたとされる。

布令一四五号は自由世界において類のない悪布令であり、これの撤廃のため自分も全力を尽くしたが。任期中に撤廃できなかつたことは残念である。しかし、布令一四五号があるからといって、びくびくして自分たちの主張をまげるべきではない。布令一四五号にこだわらず、どんどん組合を組織し運営していけば、布令はないのと同じである<sup>93</sup>

この方針も、おおよそ先に引用した座間味の発言の延長線上に読むことができる。「どんどん組合を組織し運営していけば、布令はないのと同じである」という断言は、「自主的に民主的に責任を持った労働運動」を前提としてのことである。その育成こそが布令の目的である以上、ほとんど同語反復的とも言える。つまりロビンソンは布令の目標そのものを批判しているのではない。民政官による直接の認可制という手段が、布令の目標を台無しにしていることを批判しているのである。この観点からすれば、「死文化闘争」とは「自主的に民主的に責任を持った労働運動」の成熟を当局に対して証明し、その信任を得ることで、もはや有効性を失った直接統制の廃止を促す取り組みと言える。赤嶺武次（官公労）が布令 145 号の撤廃をブース高等弁務官に打診した際の様子を語った次の証言は、布令の撤廃のために何をすべきかを明瞭に示すものである。

ブースに会見を申し入れ、「何故、布令を撤廃しないか」と言えば「その時期ではない」と言う。「健全な労組の見通しがついたら、廃止してもよい」と言うので、「我々は健全な労組だと思っているのだが」と言えば、「まだその時期ではない」

<sup>92</sup>琉球政府労働局『資料 琉球労働運動史（自一九五六年 至一九五八年）』（琉球政府労働局、1967年、839頁）。

<sup>93</sup> 沖縄官公労運動史編集委員会『官公労労働裏面史（上）』（沖縄県官公庁労働者共済会、1990年）より、下地の証言（96頁）。

と言い、更に「労組の動きをテストしているんだ。共産主義の動きがなされないためのものだ」とブースははっきり言っていた。「沖縄ではそんな動きをするはずがない」とも言ったんですがね<sup>94</sup>。

「沖縄ではそんな動きをするはずがない」という言葉は、客観的事実の言明ではない。それは、「共産主義の動き」をしない・させないということの宣誓である。布令 145 号の撤廃を要求するためには、まず布令の目的についての認識を共有することを証明しなければならないのである。

### 「自由」にして「民主的」な、「責任」ある労働運動のための教育

布令撤廃に向けた取り組みの一つとして自由労連が力を入れたのが、組合指導層に対する労働教育である。民政府の管轄する国民指導員制度を利用した米国視察研修やカルカッタの国際自由労連労働大学への留学など、海外派遣を伴う教育プログラムの他、現地でも労働講座を実施し、新たな指導者層の育成が図られた<sup>95</sup>。これらは人民党指導下の労働運動が労資の階級対立を前提としたのとは対照的に、より穏健な労使協調の観点に立って労働者の地位向上を目指すいわゆる「労働組合主義」の導入を目的とした。

これら労働教育によって経済的要求が政治闘争へと転化することのないよう安全弁を設け、人民党などの「左翼政党」に介入の余地を与えないことが民政府の警戒を解く上での条件となるのである。ウィーバー報告書にも指摘されるように、民政府は「労働組合主義と共産主義とを同列にみる傾向」にあり、現地の労働組合を対象とした労働教育は同時に、当局の疑念を晴らす上でも不可欠だったと言える<sup>96</sup>。

とりわけ労組代表が親米エリートの育成を目的とする国民指導員制度（National Leaders Program）の対象となったことは、こうした労働教育の浸透と同時期における組合活動家の地位の変化の関係を象徴的に示している。1960年2月、11人の労組代表が初めて国民指導員として渡米し、AFL-CIOの協力を得て直接その教育プログラムを履修している。派遣メンバーの帰沖後、ロビンソンやスタウト民政府労働部長も臨席して行われた懇談会では、実地に学んだ米国流の「労働組合主義」の方針が国民指導員自らの口から語られている。

いわく、「日本の場合、労組活動の政治目標が社会主義社会の建設にあるようですが、米国の労組活動は資本主義社会の枠内で自分達の問題を解決発展させるということにしぼられるようです」（浜端春栄）、「米国の労働組合は自主独立の気持ちが強く、政党に指導されることはありません」（島袋勇）、「米国の組合は国旗をバックにしており、赤旗というものがありません」（前田朝功）、「労働運動を政治活動と結びついた従来の行き方と一線を画し、

---

<sup>94</sup> 前掲「座談会 布令 145 号撤廃を語る」11 頁。

<sup>95</sup> 同上、19-20 頁。

<sup>96</sup> 前掲「国際自由労連沖縄調査団報告書」28 頁。

経済年争「原文ママ」で進みたいものです」(米須隆)<sup>97</sup>。

スタウトとロビンソンが見つめる前での国民指導員達の発言は、民政府と自由労連がその共働関係を維持する上で土台となるべき「自由で民主的な」労働運動の心得を示している<sup>98</sup>。この土台が固まるとともに、労働政策転換に向けた民政府と自由労連の折衝は摩擦を減じていくのである。

### 自由労連諮問委員会の設置

ロビンソンから布令 145 号の撤廃という任務を引き継いだジェラルド・A・ダニエル (Geraal A Daniel・1961 年 9 月～65 年 6 月在任) は、就任早々軍官民全部門から主要な労働組合幹部を集めた諮問委員会を設立する<sup>99</sup>。同様の機関はロビンソン時代にも存在したが、ダニエルはこれを目下の課題である布令 145 号撤廃に向けた実働部隊として組織した。公の位置づけとしてはダニエルが現地の労働情勢を把握するための諮問機関に過ぎないが、そのメンバーは国民指導員としての米国派遣プログラムの候補者及び経験者から構成される労働界のエリートでもあった<sup>100</sup>。そのような性格から、諮問委員会は当局の労働政策のあり方についても、沖縄労働界の「スポークスマン」として発言することを許されていた。

反面、自由労連のイニシアティブに批判的な人民党系の組合幹部からは、占領期米国留学経験者から構成されたエリート・クラブ「金門クラブ」の労働バージョンとして揶揄されることもあった。同諮問委員会に「声もかからなかった」という前原穂積は、諮問委員会のメンバーがたまり場に使っていた自由労連の駐在事務所の様子を次のように伝え聞いている。

一九六二年に私に代わって書記長になった官公労出身の芳澤弘明の語るところによれば、自由労連事務所は、さながら沖縄の労働組合指導者のサロンになっていて、「ジョニ黒」が自由に飲めるのが魅力的であったということである<sup>101</sup>。

### 布令 145 号の撤廃

---

<sup>97</sup> 「国民指導員を圍む懇談会」『琉球労働』第 7 巻第 1 号、1960 年 7 月、24-27 頁。

<sup>98</sup> 心得を示してはいるが、心の底からそう信じて口にしていくかどうかは、全く別問題である。ここに引用する証言は、民政府と自由労連にとっての理想的な労働運動像を説明するものではあっても、労働教育が皮下注射的に労働者の洗脳に役立ったことを証明するものではない。河合潤(官公労教宣部長)は、親米的な労働界のエリートを育成するために渡米した経験を「国民指導員と言う名の観光客」としてタブロイド誌に寄稿している(「官公労のアメリカ珍道中」『月刊沖縄』1963 年 3 月号)。

<sup>99</sup> ジェラルド・A・ダニエル「国際自由労連沖縄駐在事務所活動状況」『琉球労働』第 9 巻第 4 号、1963 年 6 月、4 頁。

<sup>100</sup> 「その背景は、全沖労連結成の前から、ロビンソンがいたところに、国際自由労連諮問委員会ができました。それには、組合の大物たちがみんな入っています。その諮問委員のなかから、労働組合の指導者をアメリカに送る話が出てくるわけです。赤嶺さん、浜端さん、平良さん、砂川さん、この人たちが、六〇年に第一次で行きます」。前掲『官公労働裏面史(上)』より、下地成の証言(123 頁)。

<sup>101</sup> 前原穂積『熱きところで一労働組合運動と社会福祉活動に生きて』私家版、2005 年、222 頁。

布令 145 号の撤廃が実現するのは、そのように自由労連の指導体制の浸透と人民党の影響力の後退を背景としてのことである。1962 年 1 月 23 日から二日間、オールドリック民政官やワーナー特別補佐官（政治顧問）ら高等弁務官室のスタッフと、ダニエルを含めた諮問委員会のメンバーとの間で布令撤廃に関する最終調整のための会合が開かれた。その議事録には取り調べ室のようなやり取りの場面が記録されている。

諮問委員会の一員として参加した那覇市職労の真栄城は、労働運動内部の人民党関係者の存在を暗に示しつつ、元来微弱に留まるはずのその影響力が布令 145 号の存在によってむしろ助長され、すべての組合幹部を反米主義的な立場に駆り立てる結果になっていると述べる。ロビンソン時代の最大の成果の一つでもある、戦後初のナショナルセンター全沖労連内部においても依然として人民党系列の影響力が残存していたため、布令 145 号のような露骨な弾圧布令はこうした勢力の主張に正当性を与える役割を果しているということだろう。また同席した照屋琉球政府労働局長（前述座間味の後任）は、労働者の福祉向上に勝る反共政策はないと主張し、布令 145 号による規制に代えて、社会保障制度の拡充を唱えている<sup>102</sup>。布令に代わって労働運動内部の敵を見定め、労働組合の目的を労働者の経済的地位の向上に絞り込む分別を持っていることの証明こそが、その撤廃の条件なのである。

翌 25 日、国際自由労連諮問委員会名義でキャラウェイ高等弁務官に提出された「布令一四五号撤廃に関する要請」には、次のようにある。

沖縄の労働組合運動は年々進展してきており、特に全沖縄労働組合連合会の結成以来、労働組合運動はその自治を完全に再建した。われわれは、組合員の生活水準の引上げと向上のみを目的として採択された組合の方針に準拠して活動しており、将来もまたかかる基本的規定に準じて運動をつづけてゆくであろう。われわれ国際自由労連諮問委員会は国際自由労連沖縄事務所の全面的協力をえて、われわれの労働組合を更に一層自治的に運営してゆけると確信している〔中略〕われわれは、その組合を自由にして民主的な方法で管理できるまでに成長しており、加盟組合が政党その他の組合員以外のいずれかの要素から支配されることを防ぐために、民政長官の援助は必要としないことを、国際自由労連諮問委員会は、ここで明言する<sup>103</sup>。

前原穂積はここに引用した箇所を指して「要請書というよりは誓約書とでもいうべき内容」と揶揄している<sup>104</sup>。諮問委員会メンバーの所属する組合は全軍労連を除いて全て全沖

---

<sup>102</sup> “Meeting with Union Leaders on Ordinance 145,” 25 January 1962,2.(沖縄公文書館所蔵:0000069094).

<sup>103</sup> 「布令一四五号撤廃に関する要請」『琉球労働』第 8 卷 4 号、7 頁。ただし一部原文（前掲“Meeting with Union Leaders on Ordinance 145”）に照らして訳しかえた。

<sup>104</sup> 前原穂積『沖縄の労働運動——戦後史の流れの中で』沖縄県労働者学習協会、2000 年、53-54 頁。

労連傘下にあったが、要請行動については機関討議に諮らずに実行された。諮問委員会と高等弁務官室とのやり取りから明らかなように、布令の撤廃の目的が労働運動における人民党系列の影響力の拡大と自由労連の指導体制の確立という点にあったとすれば、当然と言える。布令 145 号は労働運動全体の打倒目標とされ、名簿提出のボイコットを含めて全沖労連を挙げて死文化闘争が取り組まれてきたものの、その撤廃はもっぱらダニエル率いる自由労連諮問委員会と当局との信頼関係に基づくものと宣伝された<sup>105</sup>。布令の撤廃に際して、キャラウェイは次のような声明を發表している。

この布令は労働者の組合結成を抑制し、組合員としての権利をはく奪し、また責任ある労働指導者が組合員の福祉を助長するにあたってその有能性を削減するという確たる証拠は何もないし、私および私の幹部は、法律や法規はその保護また取り締まりを受けるべき社会制度において積極的役割を果たすべきだとの見解をとってきた。しかしながら昨今においてこの布令はそのような機能を發揮していないように見えたので、私の考えを確かめるため高等務官室の外部に意見を求めたのであるが、これらの人びとは布令百四十五号の本来の目的の使命——すなわち組合が新しく結成された場合その支配が好ましくない人びとによって保持されないようにするためにはこの布令はもはや必要でないという見解を支持した。また労働運動の責任ある指導者も、現在ではこの布令がなくても十分組合を管理する能力を持ち、かつその能力を發揮する機会を与えてもらいたいと希望した。それ故に琉球で組織された組合の進展した現状にかんがみ、また労組指導者の確信に信頼を置き私は布令百四十五号を即時廃止することを指令した<sup>106</sup>。

かくして、布令 145 号の目標であった「自由にして民主的な」労働運動の育成は、当局の直接的な統制から自由労連による間接的な指導・監督の下、「労働運動の責任ある指導者」の自主的な努力に委ねられることになった。

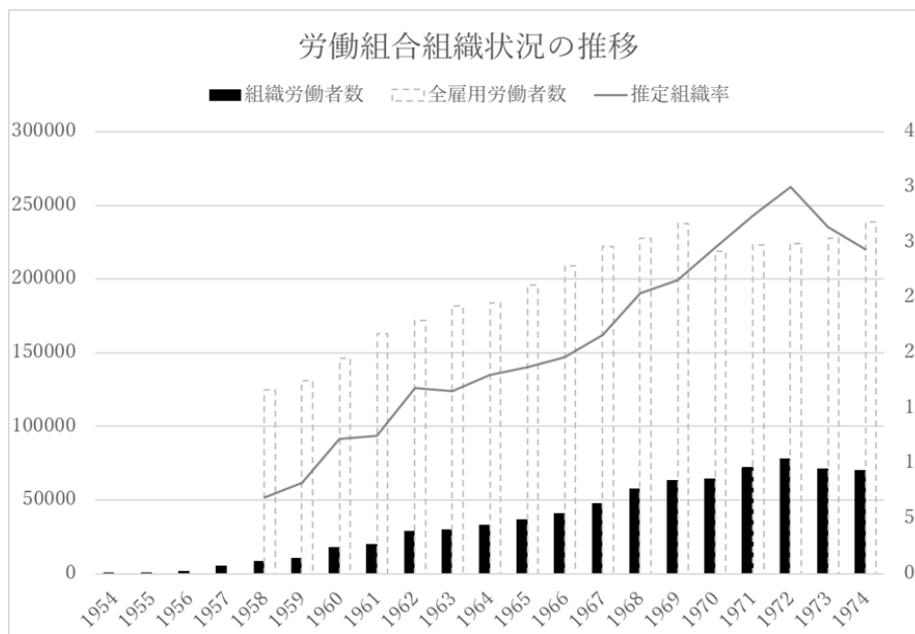
### 自由労連介入以後の労働運動の推移

布令 145 号の撤廃は、沖縄戦後労働運動史における一つのハイライトとなる出来事であるには違いない。自由労連の介入以後、布令 145 号の撤廃を経て、労働運動は右肩上がりに規模的拡大を遂げる。

---

<sup>105</sup> 「自由労連ダニエル氏が記者会見 “布令 145 号”廃止の見通し」『沖縄タイムス』1962 年 1 月 26 日。

<sup>106</sup> 「布令百四五号廃止一弁務官声明」前掲『琉球労働』第 8 卷 4 號、5-6 頁。



「労働経済指標」『沖縄県労働史・別巻（資料編）』1994年、670頁（商工労働部労政能力開発課調べ）のデータを基に作成

自由労連の介入以前、合法的な労働組合の活動の余地はほとんどなかった1955年時点の統計を見れば、組合数にして5、組合員数にして603人、その全雇用者に占める割合は0.53%に過ぎない。その後、自由労連沖縄調査団の派遣以降、漸増傾向を示し、1958年時

点で組合数47、組合員数8,566人、組織率にして6.92%となる。それが沖縄駐在事務所の開設後、61年には戦後初のナショナル・センター全沖縄労働組合連合会（全沖労連）が結成され、布令145号の撤廃を経て、1964年には組合数124、組合員数にして33,156人と急激な伸びを示す。その後も着々と組織化を進め、復帰を迎える72年に78,398人・35.6%とピークを迎える。

しかし、それを単に労働運動の前進としてのみ性格づけるだけでは不十分だということは、既に明らかにしてきた通りである。自由労連の介入のもと進められる労働政策の転換は、労働運動の規模的拡大を促す一方で、その内部における非合法共産党・人民党系列の影響力を急激に後退させるという質的な変化を伴った。その意味で「経済主義的統治方式」は、当初の企図を実現したようにも思える。しかしながら問題は、経済闘争に専念することを誓ったはずの労働運動が、依然として復帰という獲得目標を手放す素振りを見せなかったことである。共産主義者を追い出した後の労働運動が、占領統治体制に対する挑戦的勢力であり続けたのは何故か。次章では視点を労働政策から労働運動へと視点を移しつつ、この対立関係の意味を考えていきたい。

### 第3章 労働運動から復帰運動へ

労働政策の転換の後にも、労働運動は占領当局との対立関係を維持した。しかし、そこでの争点は、1950年代のような反米／反共といった対立軸によっては理解できない。たしかに、労働運動は軍と民衆との対決のフロントラインに立ち続けたという意味で「革新」の中心勢力ではあったと言えるが、その対立関係の内実は、時代とケースによってまちまちである。1960年代末よりB52墜落事故をきっかけとして企画された2.4ゼネストや、復帰直前期の基地運用体制合理化＝軍雇用院大量解雇問題を受けた全軍労の撤回闘争といった事柄は、労働運動の挑戦的性格を強烈に印象付けるものの、占領期を通した労働運動の性格を考えるに、復帰の直前という体制移行期や、全軍労の闘いを一般化することには慎重であるべきだろう。

とりわけ、労働運動は同時に復帰運動の中心的推進母体であったがゆえに、それが反基地運動としての性格を示す事例は好んで引照される傾向にあるが、米軍と労働運動との敵対関係には、いくらかの媒介項を入れつつ検討を加える必要がある。労働運動即反基地運動という理解は、いったん手放されなければならない。そうでなければ、基地も労働も問題として消滅したわけでもない復帰後に、それらを強く提起する運動が組織されにくくなるという事情を説明することができなくなってしまう。

ところで、労働運動として占領当局に歯向かったという点について言えば、全軍労はむしろ後発の部類に入る。大企業と呼ぶべきものがほとんど存在しない占領期の沖縄において、労働運動を一貫してリードしてきたのは公共部門の労働運動である。官公庁労働組合（官公労）、その職員適用法規の変更に伴ってそこから分離独立した沖縄全通信労働組合（全通）、那覇市職員労働組合（那覇市職）と、これを核として市町村職員組合を糾合した連合体自治労沖縄県本部（自治労）等である。これら組合は労働運動だけではなく、教職員会と並び立って復帰運動の前衛を担ってきた。運動路線としては本土における総評（日本労働組合総評議会）と親和性が高く、官公労や自治労等は、それぞれ正式に加盟している<sup>107</sup>。

他方、民間部門に目を向ければ、総評路線に近い全沖縄交通労働組合（沖交労）<sup>108</sup>から、中立的な全沖縄港湾運輸労働組合（港運労）<sup>109</sup>、同盟（全日本労働総同盟）系列に連なる全日本海員組合（全日海）沖縄支部、全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）沖縄支部など、

<sup>107</sup> 自治労は1960年8月、官公労は1965年10月、総評にそれぞれ正式加盟。

<sup>108</sup> バス会社各労組を糾合した産別組合で、鉄道の存在しない占領期の沖縄においては準公共部門とも言うべき位置にある。春闘においては、スト権を持たない公共部門を先導する切り込み役を担う。1968年2月より総評及びその傘下の私鉄総連に加盟。

<sup>109</sup> 港運労は元々全沖縄海員労働組合の一部であり、両者は双子組合的な関係にある。1960年に船員法が施行されたのを契機に海上部門が全日海沖縄支部に系列化、陸上部門は独立して港運労を結成した。こうした経緯もあって、後に海員が生産性運動を導入する際の実行部隊を買って出ることになる。

様々ある<sup>110</sup>。だが、いずれも規模の面では公共部門に比して小さい<sup>111</sup>。

既述のように、軍関係労働者は全軍労のもとに組織されており、当初より最大単組としてのポテンシャルを秘めてはいたが、軍事機能に直接差し障る可能性があるだけに、他の部門に比して強い拘束を受ける。組織状況について見れば、組合の結成そのものがほとんど認められていなかった50年代から一転して、1960年代を通じて急速に組織化を進める<sup>112</sup>。しかし布令116号は撤廃されず、基地の運用に差し障りかねない活動については民政府当局の直接統制のもとに置かれ続けたこと、他方、待遇面では60年代を通して改善が加えられたことから、穏健なマンモス組合という性格を保った。運動路線については、大組織だけに一概に規定しづらいが、総評・同盟路線のいずれに対しても中立的な位置を取っていたと言える。全軍労が沖縄戦後史上の脚光を浴びるのは、復帰も直前に押し迫った60年代末のことである。そして全軍労の闘争がどれだけ反基地というスローガンと結びき、その軍事機能を多少とも実際に妨げたとしても、そのトリガーに大量解雇という経済的問題が存在していることを看過すべきではない。

占領期沖縄の労働運動は、大まかに言って、以上のような三部門に整理できる。労働運動史の叙述となれば、これら個々の部門内部あるいは組合内部に立ち入って詳細な検討を加える必要があるが、ここでの関心はあくまでも、労働運動が復帰運動へと展開していく事態をどう考えるかという点にある。軍部門に代表させてこの問いを考えることができないことは、以上の大まかな整理からも明らかだろう。復帰直前期の全軍労闘争は、しばしば基地と闘う沖縄の労働者像の代名詞ともなってきたが、ここではいったんその地位を空け渡さなければならない<sup>113</sup>。

ここではさしあたり、総評路線に立った公共部門の労働運動が復帰運動へと向かう筋道と、その総評志向に辟易としながらも、結局は復帰運動の隊列から離れることになかった同盟路線に立つ組合に焦点を当て、上述の問いを考えてみたい。ただし、労働運動の展開に焦

---

<sup>110</sup> 琉球新報労や沖縄タイムス労といった、依然として全沖労連に留まった組合を最左翼に取るべきであるが、以下に説明する本節での関心から言って、ここでは立ち入らない。

<sup>111</sup> たとえば1965年末時点の統計でその規模の格差を見れば、官公労や自治労といった総評に加盟する公共部門の組合員数がそれぞれ6,919名、2,730名にのぼるのに対し、唯一の同盟加盟民間部門組合である沖織労・海員はそれぞれ486名、1,000名に過ぎない(琉球政府労働局労政課『労働組合名簿(1965年12月末現在)』1966年、6-11頁)。その後バヤリース労や沖電労、プライウッド・国場ベニヤ労等の新規加盟を得つつ、1969年までに同盟加盟組合は3,956名にまで伸長する。琉球政府『労働組合基本調査報告書(1969年12月現在)』1970年、15頁。

<sup>112</sup> 1962年には7,561人(全組織労働者に占める割合にして26.2%)、1968年時点では21,435人(同、37.0%)に上る。68年統計で見た場合に民間部門の全組織労働者を合わせても41.0%、公共部門で22.0%であることを考えれば、その規模拡大の急ペースであることがわかる。

<sup>113</sup> ここで検討対象から除外する軍部門の労働運動については、他の分野に比して厚い研究の蓄積がある。さしあたり森健一『戦後アメリカの対日労働政策と地域共闘組織の対抗』(熊本出版文化会館、2013年)の第五章「米国の対沖基地労働政策について——一九六九年「二・四ゼネスト」中止問題の分析から」および成田千尋「2・4ゼネストと総合労働布令—沖縄保守勢力・全軍労の動向を中心に」を参照。

点を置くからと言って、労働運動史の叙述を試みているわけではない。当面の議論の主眼は、前章までの議論と同様に、沖縄戦後史上の画期としての復帰の意味に据え置かれている。前章に見ておいたように、労働運動から復帰運動へと転化する動因を取り除くためにこそ、米国は対沖政策の抜本的な転換を図ったはずである。それにもかかわらず、これから取り上げる労働運動の二つの潮流は、それぞれに異なるスローガンを掲げながらも、復帰という獲得目標を共有し、そのために日本本土におけるような総評／同盟の路線対立さえ超えて統一戦線を維持した。政策転換にもかかわらず、労働運動が復帰運動の前線に留まった要因をどこに求めることができるのか。

先取りして言えば、こうした問いを労働運動の文脈の中で絞り込むことで明らかにするのは、「経済主義的統治方式」という政策体系内部の矛盾、なかんずく、占領期における財政政策の機能不全という問題である。これがために当局は、公共部門の労働運動に対しても、民間部門の労働運動に対しても、体制内に留め置くための満足いく妥協案を提示することができずに、剥き出しの対立関係へと回帰することになるのである。

#### 第1節 突出する公共セクター

まずは政策転換後にも継続する当局との対立関係について、一方の当事者である労働運動の眼からどう見えていたのか確認しておこう。1964年3月の自治労機関紙では、同時期に争点になっていた地方公務員法の制定問題や官公労や全通の賃金闘争に対する高等弁務官の直接介入の問題に関わって、次のように述べられる。

平和と祖国復帰運動の中心的役割を果し、植民地政治に県民の先頭に立って抵抗しつづけている労働者弾圧の政策はとくに強化され官公労や、全通労の例にみられるように労働基本権を拒否する傍若無人な行為が公然と行われ、労働者の生活と権利は極度に圧迫されております。地方自治の自主的、自律的運営の確立のために闘っている自治体労働者に対しては、労働基本権剥奪を目的とする地公法制定を促進しております。基地権力者と任命政府自民党が、自治労や革新政党、各民主団体の強い反対にあいながらも地公法の早期立法を促進しているのは、自治体労働者から労働基本権、政治活動の自由を剥奪、若しくは制限することによって、労働者弾圧と自治体介入を容易ならしめることが終局の目的であり、沖縄基地の強化を目論んでいることを知らねばなりません<sup>114</sup>。

ここに浮かび上がるのは、米軍占領下の「植民地政治」と、労働運動がその前線を担う復帰運動とが真っ向から対決する構図である。これは単に、前章までに検討してきたような同時代の労働分野の戦局について、自治労が読み違えているということではない。

当局は経済闘争に限って労働運動の育成路線を打ち出したのであり、その範疇を超えて

---

<sup>114</sup> 『自治労 沖縄』1964年3月26日（号外）。

政治闘争へと転化することについては相変わらず厳しい態度で臨んだ。公共部門の労働運動は頻繁にこの一線を跨ぎ越したため、民政府は繰り返しその活動に対して法的な網をかけようと試み、また時には高等弁務官自らが直接介入に乗り出して、その統制を図った。それが労働者の基本的権利を抑圧する弾圧的労働政策の継続と映るのである。

引用文中にある「労働基本権剥奪を目的とする地公法制定」とは、琉球政府や公企体と異なり、その活動の法的根拠が不明確なまま展開されてきた市町村職員の政治活動の法的規制を試みたものとされる。同時期には、教職員を対象として同様の規制が図られたことから（いわゆる教公二法；教育公務員法・教育公務員特例法）、公務員関係労組共闘会議（＝官公労・全通・自治労・教職員会、通称公労共闘）が組織され、徹底抗戦の構えが取られた<sup>115</sup>。労働政策の刷新は、穏健な労働運動の育成路線を打ち出したつもりが、占領統治に対する住民の反発を結集する組織的基盤を生み出してしまった。端的に言えば、労働運動との対立関係を解消し、施政権の保持を図るという米国の新たな対沖政策は、どこかで躓いているのである。

## 第二の布令「死文化」闘争——1964年春闘における官公労・全通の賃金闘争のあらまし

まず見ていきたいのは、1963年の春闘における官公労及び全通の賃金闘争に対して、キャラウェイ高等弁務官が書簡による直接介入した事件である。上に引用した『自治労』の一文に言う「官公労や、全通労の例にみられるように労働基本権を拒否する傍若無人な行為」とは、このキャラウェイの書簡による介入を指す。

まずは事件のあらましをおさえておこう。そもそも、当事者間の賃金交渉に施政者が介入するような事態に立ち至ったのは何故なのか。既述のように、官公労や全通の組合活動は民間企業の組合とは別に、琉球政府公務員法、公共企業体等労働関係法によって規定されている。日本本土と同様、その争議権や政治活動等の労働基本権については、職務の公共性を理由に制限されている。そのため救済措置として、人事委員会及び公共企業体労働委員会が設置され、民間賃金・物価水準との均衡、その他経済政策との関係から賃金額が勧告されることになっている。しかし、実際には一斉年休行使や職場大会等、法的規制のグレーゾーンで事実上の争議行動を成立させることが可能であり、人事委勧告を上回る賃上げ要求を実力で押し通してきた。また選挙に際しての集票活動等、政治活動も半ば公然のもとに行われていた<sup>116</sup>。法的グレーゾーンで展開される労働運動に対して、キャラウェイはかねてから琉球政府に取り締まりを求めてきたのである。

---

<sup>115</sup> 川手撰『戦後琉球の公務員制度史』東京大学出版会、2012年、222頁。民政府による公共部門の労働者の政治活動に対する法的規制の試みは、3年後には有名な教公二法阻止闘争へと発展していくことになる。これは戦後沖縄の教育史のみならず、占領期における最大のハイライトの一つと見做され、既に膨大な研究の蓄積が存在する。ここでは特に立ち入らず、その裏で地公法の制定が進められていたことのみ確認して、議論を先に進めたい。

<sup>116</sup> 官公労教宣部『討議資料 公務員と政治活動』1962年10月。

63年春闘において、官公労は3月中旬より約2週間、定時出退庁・年休行使・職場大会・ハチマキ闘争などの戦術を駆使しながら7回の交渉を重ね、同月29日の団交で政府から8.86%ベース・アップの回答を得る<sup>117</sup>。人事委勧告のベース・アップが4.6%であったのに対し、およそ倍の戦果を上げたことになる。並行して進められた全通の賃金闘争の獲得はこれをさらに上回り、電電公社から10.9%（4月13日）、郵政庁から10%（5月23日）のベース・アップを引き出した<sup>118</sup>。

とはいえ、公共部門における団交の結果について、その当事者に最終的な決定権が与えられているわけではない。占領期とはいえ、まがいなりにも住民自治機構として設立された琉球政府には一応の財政権が与えられていたが、その運用にあたっては、大統領行政命令や民政府布令といった上位法規に拘束される。繰り返し述べてきたように、占領期の沖縄において、住民に付与された自治権の一切は、占領当局の軍民両部門を統括する高等弁務官及び民政府の裁量によって、いか様にも制限され得るのである<sup>119</sup>。一般会計予算に計上される琉球政府職員の給与に限らず、郵政庁・電電公社についても特別会計予算・政府関係機関予算として立法院での審議と行政主席の署名を経なければならない<sup>120</sup>。問題はここで生じる

キャラウェイは大田政作行政主席に書簡を送達し、当事者間で妥結された賃上げ水準を人事委勧告に準じて一律4.6%（総予算額50万ドル以内）に抑えた上で予算案を修正するよう指示するのである。

キャラウェイは5月16日付の書簡において「琉球住民に必要な経済発展のための最低必要要素地を保証するために、確立されなければならない諸条件を考慮しましたところ」と前置きしたのち、琉球政府職員のベース・アップ原資を組み込んだ予備費の使途の組み換えを指示している<sup>121</sup>。具体的には、官公労ベース・アップから人事委勧告を上回る部分をカットし、災害・干ばつ援助、南部及び離島地域の水道・かんがい施設の整備、中金への繰り入れと新規職員雇用に充てるよう修正を指示し、さもなければ、「琉球経済発展に関心をもち、また子供達のより良い生活を望む琉球住民によって理解されないばかりか、住民に対して

---

<sup>117</sup> 前掲『官公労運動史』84頁。

<sup>118</sup> "全通沖縄運動史" 編纂委員会編『全通沖縄運動史』全通信労働組合沖縄地区本部、1991年、266-267頁。

<sup>119</sup> 「そもそも琉球政府の財政法、会計法に従えば、その法規が日本国憲法に基づく本土財政法や会計法に準じたものである以上、住民自治に即して自主的、民主的財政運営ができるはずですが、事実はこちらと反対に、常に米国民政府（USCAR）に『伺い』を立て、その了承のもとに財政運営が行われていた、という事実は極めて重要であり、財政権の多元性と巧みに仕組まれたコントロール機能は財政民主主義の原則を否定する特異な機構でありました」。嶺井勇「復帰と沖縄県の財政」『シンポジウム 復帰—その評価をめぐって—（第4回南島文化公開講座）』沖縄国際大学南島文化研究所、1985年、21頁。

<sup>120</sup> 池宮城秀正『琉球列島における公共部門の経済活動』同文館出版、2009年、33-34頁。

<sup>121</sup> 訳文は『教宣 官公労』第232号（1964年1月11日）より。原文は“Government of Ryukyu Islands FY 64 Budget” 16 May 1963.（沖縄県公文書館所蔵:0000105560）。

琉球政府が弁護できない」と付言している<sup>122</sup>。書簡を受け、7月22日、立法院行法委において人事委勧告に則った4.6%ベース・アップ案が強硬採決されると、政府当局は予算的裏付けを失った官公労との交渉結果を破棄した<sup>123</sup>。

キャラウェイの介入はあくまでも「琉球経済発展に関心をもち、また子供達のより良い生活を望む琉球住民」の名のもとに正当化されるのであり、労働運動に対する弾圧は第一義的な目的ではない。しかし、もう一方の当事者である官公労はそうは受け取らなかった。書簡による介入の直後より、これに抗議する統一職場大会（5月24日及び5月29日）を開催し、さらには公労共闘決起大会（6月10日）へと戦線を広げていった。書簡が送達された直後の機関紙には、次のように述べられている。

民政府の直接介入は、明らかに労働基本権に対する侵害であり、本質的に自治権に対する妨害であります。しかも自主財源によってまかなわれる源資のべ・ア分について軍事権力者が指示する意図は、直接支配の強化によって軍事的植民地体制を固定化しようとするものです〔中略〕軍事権力者が官公労の要求を無視しようとする理由は決して偶発的なものではありません。軍事権力者は、沖縄の労働運動の中核となって活動をつづける官公労の存在が、植民地支配体制を築くのに邪魔でしようがないのであります〔中略〕軍事権力者がわれわれの交渉によって決定したことをないがしろにする理由のもう一つの大きな理由は、沖縄県民を分裂させ、敵対させて迎合勢力助長の政策を一層促進して行う典型的な植民地政策の手口であります〔中略〕民政府の官公労に対する挑戦はただ単に官公労にしかけられた挑戦ではなく、全労働者、全県民に対しての挑戦だと受けとめなくてはなりません〔中略〕この斗争は軍事権力者に直接支配の口実をゆるすか、ゆるさないか、自治権を拡大するか、後退させるか、県民収奪を正当化させる口実を与えるか、の基本的な対米姿勢を確立する権利防衛の斗争でもあります<sup>124</sup>。

官公労からすれば、キャラウェイの書簡に表現されるような、全住民の代表者然とした位置取りは、「沖縄県民を分裂させ、敵対させて迎合勢力助長の政策を一層促進して行う典型的な植民地政策の手口」に過ぎない。住民の利益を擁護するような如何なる施策も、突き詰めれば基地機能の保全という大目標を実現する手段であるという意味において、この主張に異論はない。しかし前章までの議論で見てきたように、50年代後半よりの労働政策の転換の企図は、労働運動の獲得目標を妥協可能な経済的要求に収めることで、占領統治に対抗する政治勢力としての性格を剥ぎ取ることであった。この観点からすれば、ここで見られるような対立の激化は、既に当初の企図の挫折を暗示している。

---

<sup>122</sup> 同上。

<sup>123</sup> 前掲『官公労働運動史』87頁。

<sup>124</sup> 『官公労速報』第184号、1963年5月23日。

## 賃金闘争から書簡打破闘争へ

並行して進められた全通の賃金闘争は、さらに一層踏み込んだ展開へと発展する。全通の賃金交渉は、官公労に加えられたのと同様の介入に備え、確認書のかたちで交渉内容を記録していた。予想された通り、6月19日、全通妥結額についても5月16日付書簡に準じて4.6%に揃えるよう指示する書簡が送達される<sup>125</sup>。これに応じて行政府は官公労の場合同様、予算案を組み替えた。修正案を預かった立法院予算委員会に参考人として招致された全通の亀甲委員長は、書簡による直接介入に対して自主的の労使関係を対置し、当初妥結額での予算措置を訴えている。

団体交渉で妥結した事項は、協約締結によって労使双方を法的に拘束することは労働組合法の保障するところであり、これを一方的に破棄することは、労働運動ならびに公労法の否定にほかなりません。高等弁務官書簡によって妥結額を否定するということは、実質的には団交権・協約権の否定であり、通信労働者の生活権否定になると思います。高等弁務官書簡に拘束されるのではなく、あくまで公労法を守るために勇気をもって立ちあがるべきだと思います<sup>126</sup>。

委員会は自民党が過半を占めたが、意外にもこの陳情を聞き入れた<sup>127</sup>。1964年度郵政・電電公社関係予算案は当初の妥結額に従って計上され、7月31日立法院において全会一致で議決された後、大田主席の署名を待つのみとなった。ところが、キャラウェイは8月16日付で再度大田宛に書簡を送付し、後者予算案については「一般大衆や経済界の産業、事業及び金融面の電信電話事業に対する拡張の強い要求を充たしていない」とし<sup>128</sup>、郵政庁予算案については「この立法で提案しておられる計画替えの措置により、郵便施設の維持費を削減し、計画されていた新しい那覇郵便局を全部削っているが、これは公益に反するものである」として<sup>129</sup>、それぞれ再修正を求めている。立法院と高等弁務官の板挟みの中で判断を迫られた大田行政府は、内部及び自民党幹部と郵政庁・電電公社の経営陣との協議の末、これをキャラウェイの指示通り修正し、開会中の立法院に差し戻すことなく、独断で署名・

<sup>125</sup> “Postal Service Special Account Budget Bill for Fiscal Year 1964” 19 June 1963; “Budget for the Ryukyu Telegraph and Telephone Public Corporation for the Fiscal Year 1964” 19 June 1963 (沖縄県公文書館所蔵:0000105560)。

<sup>126</sup> 前掲『全通沖縄運動史』272-273頁。

<sup>127</sup> この時期には大田行政府の高等弁務官及び民政府追隨の姿勢に対して自民党内にも不満が生まれていた。この直後には自民党の分裂と「第二の島ぐるみ闘争」(新崎盛暉)とも言われる主席公選闘争が展開されることになるが、全通自身は書簡打破闘争をその前哨戦として位置づけている。「一年間の長期にわたるたたかいで、直接統治の政策をすすめてきた高等弁務官の意図を粉碎し、しかも高等弁務官のカイライとなった政府、与党自民党に大きな衝撃を与え自民党はこの問題をめぐり分裂することになった」沖縄全通信労働組合『裁判闘争の記録』1971年、169頁。

<sup>128</sup> “Budget for the Ryukyu Telegraph and Telephone Public Corporation for the Fiscal Year 1964” 16 Aug 1963(沖縄県公文書館所蔵:0000105560)。

<sup>129</sup> “Postal Service Special Account Budget Bill for Fiscal Year 1964” 16 Aug 1963 (沖縄県公文書館所蔵:0000105560)。

公布の手続きを取った。

こうした異例の展開に対し、全通は「この労働運動否定と低賃金政策を維持していくための直接統治への動きを打破するためには、私たちの当面の斗いである労働基本権を守る斗いに勝利し、高等弁務官書簡を事実上死文化させるという基本態度で、今後の斗いに臨む」として、全面对決の構えを取った。8月20日郵政庁・電電公社に対して団交を申し入れ、当初の妥結賃金での協約締結を迫った。当局は予算措置の為されていないことを理由にこれを拒否したため、すぐさま公労委に不当労働行為として提訴、10月26日には団交再開・協約締結命令を勝ち取っている。

ところが翌11月22日、今度は当局が公労委を相手取って命令取り消しを提訴し、中央巡回裁判所で半年間に及ぶ公判闘争に発展した。公労法の定めるところによれば、公企体における団交は、当事者間の妥結の後、当該年度予算の成立を以て初めて有効と見做される。したがって一連の裁判闘争の争点は、この予算措置の有無、すなわち立法院において承認を受けた予算案に対する大田主席の修正・署名の有効性の是非、ひいては、その根拠となったキャラウェイの書簡の有効性に据えられることになった。

ちなみに全通は11月15日、中央巡回裁判所に対しても大田主席の行政行為取消を提訴し、同様の争点を原告の立場から追及している。つまり、郵政庁、電々公社それぞれが原告となった訴訟がふたつと、全通が原告となった訴訟を合わせ、計三つの訴訟が同じ争点をめぐって展開されたことになる。

法廷闘争の結果について言えば、キャラウェイとの対決が賭けられた裁判闘争としては、歯切れの悪い幕切れを迎えることになる。電々公社が原告となった訴訟では基本給額表の未成立を理由に公労委の命令取り消しが言い渡されるも、郵政庁については直接の使用者たる琉球政府の委託を受けているに過ぎず、原告資格そのものが認められないとして棄却、そして大田の取った予算修正の手続きについては、高度に政治的な問題であり司法的判断に馴染まないとして、全通側の請求を却下している。公労法の適用をそのまま確認した前者に対し、後二者では司法判断そのものが回避されている。結局、裁判闘争の実質的な決着は当事者間の団交の中に繰り越しされ、64年6月、昨年7月に遡って賃上げ額が一括支給されたことで、63年春闘は一年越しの終結を迎えた。

しかし、ここでの焦点は賃金闘争の決着のあり方というより、それがキャラウェイ書簡の打破を目指す政治闘争へと転化していくことの意味に据え置きたい。賃金交渉においても法廷闘争においても直接的な対峙相手はあくまで郵政庁・電電公社当局あるいは大田行政主席であったが、これら三つの訴訟の実質的な争点はいずれもキャラウェイの書簡の「死文化」にある。その結果、この春闘は「一片の書簡によって植民地的低賃金政策を遂行し、労働運動を否定する暴挙に対するたたかい」とも総括されるように、弾圧的労働政策に対する抵抗として記録されているのである<sup>130</sup>。

---

<sup>130</sup> 前掲『全通裁判闘争の記録』169頁。

しかしながら、官公労の事例についても指摘した通り、同時期において労働運動に対する強硬な態度は、基本的に施政者にとっても望ましいものではない。繰り返すが、労働運動は可能な限り協調的アクターとして育成しなければならないはずである。基地の自由使用の上で欠くべからざる施政権を保持し続けるためには、それをむやみに濫用するのではなく、可能な限り住民からの合意・黙認を得る手段としなければならない。そして官公労や全通の賃金闘争への介入についても、少なくともキャラウェイの主観からすれば、そのような方針から逸脱するものではない。

### 直接統治の根拠

前段にも述べたように、同時期の沖縄の労働運動は域内に孤立しておらず、日本を含めた国際労働運動のバックアップ体制が存在している。とりわけ裁判闘争に踏み込んで徹底抗戦の構えを取った全通については、自由労連はもちろんのこと、国際郵便電信電話労連（PTTI）も支援に乗り出し、サントス PTTI アジア地域代表（Henry Santos）を沖縄に派遣して実情調査を行なった他、ケネディ政権内に影響力を持つ米国労組を介してホワイトハウスに直接働きかけた<sup>131</sup>。

国際労働運動の介入を受け、キャラウェイも米本国に対する釈明を迫られる。エイルズ陸軍次官（Stephen Ailes）に宛てた書簡の中でキャラウェイは、「自治神話」演説でもお馴染みの公益の擁護者としての高等弁務官という立場を持ち出し、自らの介入の正当性を力説している<sup>132</sup>。まず、大田への書簡にも付記していたように、賃闘への介入の根拠を住民一般の利益の擁護という点に設定する。いわく、電電公社・郵政庁が全通との間に妥結した賃上げ額は、それぞれ新規の回線設備と郵便局の建設に充てるための予算を削って捻出されるものであり、公共サービスの受給者たる一般住民の犠牲の上に成立している。賃金闘争の当事者に公益事業に携わる者としての意識が欠如している以上、その裁定はあくまでも住民全体の利益を代表して予算措置を取る権限を与えられた機関——立法院・行政府、それらが自らの任務を忘却していると見做されるならば、高等弁務官であるキャラウェイ自らの判断——に委ねられなければならないというわけである。

さらにその介入は、住民一般の生活水準に関わる経済政策との兼ね合いから規定されるべき労働及び財政政策が、私的利益を追求する労働組合の賃金闘争によって政治的に規定される事態に対する是正措置であると位置づけられる。

他のどこでもそうであるように、ここでも企業、労働者、政府、消費者・納税者の利害は必ずしも一様ではなく、それぞれのグループが限られた有用な資源のより

---

<sup>131</sup>“Delegation Plans Visit to US on Okinawa Dispute,”28 February 1964,(沖縄公文書館所蔵:0000106054).

<sup>132</sup> “Paul W. Caraway to Stephen Ailes,”22 February 1964. (沖縄公文書館所蔵：0000106054)。

大きな配分を争っている。こうした競争は、経済全体の拡大と資源総量の増大に向けた刺激に帰結する限りでは健全と言える。国民生産全体の配分をめぐる総体的な競争に配慮しないような、全く外的な理由による肩入れは、逆効果をもたらす<sup>133</sup>。

そのような配慮に欠けた現在の労働運動及び住民自治の未成熟さこそがキャラウェイの介入の根拠なのである。

同時期、キャラウェイは金門クラブにおける「自治神話」演説で全島的な反感を買っていたが、それもこうした考えがベースになっていると考えられる。自らの利益を理解することも実現することもできない住民に対して、その保護者・代弁者として振舞うキャラウェイの態度については、「善意の独裁者」<sup>134</sup>あるいは「『厳格な』パターナリズム」<sup>135</sup>といった規定が与えられている。住民利益総体の代弁者と振る舞うだけに、「厳格な」「独裁者」とは言い難いわけである。しかしながら、そのような住民の自治能力への不信に立脚したパターナリスティックな介入は、これまでに見てきたように、公共部門の労働者を敵にまわすという大きな政治的リスクを伴った。そしてキャラウェイがその代弁者を自ら任じたはずの住民は、これら組織を基軸に復帰運動へと結集していくのである。

自他ともに認めるように、キャラウェイは歴最も民政に関心を払った高等弁務官である。それは表面的には住民自治を縮小し、直接これを代行するものであった点で、50年代後半以降の米国沖縄統治の方針に逆行するものとされてきた<sup>136</sup>。しかしながら、住民からの支持を得ることなく基地と施政権の保全を図ることはできないという点では、キャラウェイは必ずしも米本国政府内で主流となりつつあった考え方を大きく逸脱していたわけではなかった。

キャラウェイは決して労働運動そのものを否定していたわけではなく、自由労連の介入についても基本的に歓迎の姿勢を示していた<sup>137</sup>。なにより、布令145号の撤廃は、キャラウェイ施政下を実現していることを想起しておこう。自由労連の立ち会いのもと、労働運動の代表者たちから経済闘争に専心するとの誓約を取り付けることに成功したにもかかわらず、当の経済闘争の中に、労働運動を現体制そのものに対する挑戦的勢力へと転化させる根拠が残存していたのである。いいかえれば、金で話をつけようと自ら交渉のテーブルを設定しておきながら、妥協案を提示することもできず、再び拳による解決に訴えざるを得なかったということになる。

だがそれも、キャラウェイにしてみれば、弾圧というより教育的指導に過ぎない。エイル

---

<sup>133</sup> 同上。

<sup>134</sup> 宮城悦二郎『占領者の眼』那覇出版社、1982、244頁

<sup>135</sup> 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年、195頁

<sup>136</sup> 大田昌秀『沖縄帝王 高等弁務官』（文庫版）朝日新聞社、1996年246-247頁。

<sup>137</sup> “Paul W. Caraway to Stephen Ailes” 22 February 1964. ただし、米本国の基準を沖縄に適用することには反対している。

ズに宛てた先の書簡の結び近くで、次のように述べている。

今回の案件のような問題に対する解決は、教育的且つ高度に成熟した対処を要求する。そして我々は全通及び郵政労働者だけではなく、琉球における労働組合運動の長期的展望を感化するような方策を見つけなければならない<sup>138</sup>。

キャラウェイの言う「労働組合運動の長期的展望」とは、どのようなものだったのだろうか。その先触れは、自由労連の指導により忠実な民間部門組合に体现される。「より穏健な民間部門労働者の成長に伴って、公共部門労働者の相対的な影響力は低下している」のであり<sup>139</sup>、労働運動全体をその方向に沿って指導・育成していくこと。そうすることで、当初意図した通り公共部門組合に牽引される既存の労働運動を協調的なアクターとして占領統治体制の下に包摂するが目指されたのである。ところが、それは結局のところ実現しないまま、復帰を迎えることになる。

## 第2節 復帰へ向けた労働運動の統一戦線

官公労と全通がキャラウェイを相手取って大立ち回りを演ずる間にも、労働運動の全面的な再編が進んでいた。戦後沖縄初のナショナルセンターであった全沖労連は、人民党との関係をめぐって分裂状態に陥り、組合主導の組織として新たに県労協が結成される。全沖労連には参加を見送っていた全沖縄軍労働組合（全軍労）もここに合流し、軍・民・官三部門を糾合した統一組織として、全沖労連に代わる結集軸となっていく。

労働運動における人民党の影響力の減退は、民政府当局にとっても歓迎すべき出来事だった。それは沖縄の組合指導者達が自由労連の掲げる「自由にして民主的な労働運動」を支持したことを示しているように見えたからである。49組合26,878名を糾合して再出発した県労協に対し、容共路線として認知された全沖労連には20組合1,386名のみが残留し、完全な少数派に落ち込んだ<sup>140</sup>。その意味で県労協の発足は、自由労連の介入以来の労政転換の進展を標付ける一里塚として位置づけられる。自由労連の指導に沿った労働組合ならば、これを政治的に中立化し、親米保守勢力に繰り入れることも不可能ではないと考えられるようになっていく<sup>141</sup>。

### 労働戦線の統一

とはいえ、県労協は必ずしも「自由にして民主的な労働運動」の線で一本化されていたわ

---

<sup>138</sup> Ibid.,3-4.

<sup>139</sup> Ibid.,2.

<sup>140</sup> 同年末の統計によれば、県労協傘下には49組合26,878名が加盟している。琉球政府『労働組合基本調査報告書(1964年12月現在)』1965年、17頁。

<sup>141</sup> “Labor Department First Quarter FY 66 Review and Analysis” (国立国会図書館所蔵、請求記号: USCAR 27126)1頁。

けではない。本土においてはこの路線の是非をめぐって対立する総評／同盟両系列の組合を糾合した点に、この組織の特徴がある。沖縄における統一戦線は、復帰という共通の獲得目標のもとに正当化され、本土上部組織もこれに祝辞を送っていた。象徴的な出来事として、県労協の結成大会（1964年9月25日）に総評の岩井章事務局長と全労（全日本労働組合会議・同盟の前身組織）の和田春生書記長の双方が招かれて共にスクラムを組み、本土における路線対立を持ち込まず、自律的發展に協力することを宣言したことが挙げられる<sup>142</sup>。総評／同盟の「紳士協定」は、その後公然たる系列化の動きがみられる度に繰り返し参照されることになるが、その実効性については疑わしい。県労協内部の路線対立は、その結成当初から覆いようもなく顕在化していくこととなる。

### 労働戦線の分裂

本土留学経験者を指導部に擁し、沖縄の労働運動全体を牽引する「理論的リーダー」とも言われる官公労は<sup>143</sup>、既述のように総評路線を採っており、その影響力に引きずられて県労協全体の方針が総評路線に傾斜することに対して、同盟系の組合は慢性的に不満を募らせてきた。1965年11月、官公労を中心とする県労協主流派の総評志向に対抗するため、海員組合内に同盟沖縄事務所が設置され、本土同盟の支援のもとで独自の組織化が進められた<sup>144</sup>。

同盟の組織拡大は、単に未組織労働者をターゲットとするばかりでなく、時に使用者側から仕掛けられた第二組合結成の動きに間接的に加担するようなケースもあった。西銘順治市政下に企てられた<sup>145</sup>分裂工作に対して、県労協はその機関紙で「分裂主義者を排除して共に闘おう」と檄を飛ばしているが、そこには「総評・自治労・県労協とともに」の文言が付されただけで、同盟の名は挙げられていない<sup>146</sup>。那覇市職員労働組合（那覇市職）を割って新たに結成された那覇市役所労働組合（後に市町村職員を糾合して自治労連へと発展）の結成式典の場では、沖縄における同盟路線の主導者である仲田昌繁委員長（全日海沖縄支部委員長）が招かれ、祝辞を述べている<sup>147</sup>。

県労協主流を占める総評系の立場からすれば、こうした動きは統一組織の破壊に繋がる分裂工作に他ならないが、県労協の総評路線傾斜にかねてから不満を持つ仲田の立場からすれば「総評、同盟の路線をもちこまないという岩井・和田の紳士協定は県労協の総評系が

---

<sup>142</sup> 「沖縄県労協結成さる」『総評』1964年10月9日。

<sup>143</sup> 砂川恵勝「戦後琉球の労働組合運動」『琉球大学経済研究』第9号、1968年、38頁。

<sup>144</sup> 曾我嘉三「沖縄にオルグして」『同盟』第95号、1966年5月、28頁。

<sup>145</sup> 自治労の視点からすれば、これは「少数の分裂主義者が、自民党と経営協の労働政策を支持する自民党青年部と立身出世をねらう下級管理職と結びつき、さらにそれが組合の弱体化をねらう西銘市長と結びついて、ついに労働組合を分裂に導いた」事態と整理される。全日本自治団体労働組合沖縄県本部『全県的にひろがる分裂主義者の策動』（日付なし）、4頁。

<sup>146</sup> 『県労協速報』第30号（日付なし）。

<sup>147</sup> 佐々木守雄「沖縄労働運動における三つの苦悩—国際自由労連・自治労分裂・生産性向上運動について—」（『月刊 社会党』第121号、1967年4月）53-54頁。

破ったから無効」ということになる<sup>148</sup>。1970年6月16日、5月のペプシ・コーラ争議に際する当山方宏（同盟連絡会議事務局長）の介入を直接の理由として、ついに県労協幹事会で同盟系組合の除名方針が決定される<sup>149</sup>。この決定を受け、同盟系組合は処分の不当性を訴えつつ自ら脱退<sup>150</sup>、翌7月19日には12組合5,500名を集めて沖縄地方同盟が結成される<sup>151</sup>。ここに沖縄の労働戦線は名実共に分裂を迎えることになった。

### 沖縄における同盟路線及び生産性運動と位置づけ

先述したような「自由にして民主的な労働運動」の是非をめぐる総評／同盟の理念上の対立は、日本本土と同様、生産性運動の導入の是非をめぐる論争に具体化された<sup>152</sup>。1966年2月の第四回春闘臨時大会においては、総評系の掲げる反合理化闘争路線に対して同盟系組合が「解放経済体制をむかえ国際競争の荒波に耐えるだけの産業、企業の体質改善が要求されている。技術革新や生産性向上、合理化などは社会が進歩してゆく上で避けることのできない現象である」と主張したことにより、両路線間の鋭い亀裂が剥き出しになった<sup>153</sup>。

同盟路線の掲げる生産性運動は県労協内部では少数派の方針に留まったが、組織の外では自由労連や民政府、沖縄経営者協会（沖経協）がそれぞれの思惑にもとに援助と助言を与え、その展開を後押ししていた。1965年2月、日本本土で開催された「生産性中央討論集会」（全国労組生産性企画実践委員会主催）に港運労出身で全沖労連の元委員長浜端春栄他10数名の労組幹部が派遣され、このメンバーを中心に同年12月には沖縄県労働組合生産性企画実践委員会が結成される<sup>154</sup>。さらに翌年7月には労・使そして公益を代表する学識経験者を加えた三者から成る沖縄地方生産性本部が発足する<sup>155</sup>。

---

<sup>148</sup> 同上、49頁。

<sup>149</sup> 「ついに同盟系を除名」『沖縄タイムス』1970年6月17日。

<sup>150</sup> 県労協からの分離独立に至る詳しい経緯についての同盟側の説明は「岐路に立つ沖縄」『同盟』146号、1970年8月、62-63頁。

<sup>151</sup> 12組合の内訳としては、上述した既加盟組合の他、琉球ハイソニック、泊ランドリー、シーメンズクラブ、海外移住事業団、世名城飲料。また結成式典にはオブザーバーとして全日航空、南西航空、友好組合として港運労、全石労、琉銀、沖銀、中銀、琉球化学、那覇信協、沖縄生コン、琉球水道公社が出席している。「沖縄地方同盟を結成」『沖縄タイムス』1970年7月20日。なお同時期における組織労働者64,523名のうち、同盟は一割弱のシェアを占めたことになる。「労働組合の組織状況」沖縄県商工労働部労政福祉課編前掲『沖縄県労働史・別巻(資料編)』670頁。

<sup>152</sup> ここに自由労連一括加盟問題を加えることもできる。沖縄における総評系組合は、民政府に対する防波堤として自由労連との戦略的提携関係が重視していたものの、その運動方針そのものをまるごと受け入れる積極的な理由はなかった。県労協の発足当初から同盟系組合によって積極的に提起されていた一括加盟案は、総評系組合の慎重な態度によって1967年まで採択が引き延ばされていた。

<sup>153</sup> 「総評、同盟系が確執」『沖縄タイムス』1966年2月27日。

<sup>154</sup> 島袋信夫「生産性運動5年の歩みと今後の課題」『沖縄生産性』第2巻9号、1971年8月、10頁。

<sup>155</sup> 同上。なお、発足当時の加盟労組は以下の通り。港運労、全日海沖縄支部、沖縄繊維労働組合、丸石繊維労働組合、中央配電労働組合、沖縄配電労働組合、琉球東急ホテル労働組合、全

沖縄における生産性運動の導入は、労働組合の側から積極的に推進された点で稀な事例とも言われる。佐々木守雄（社会党国労会館支部書記長）はこれを訝しんで、県労協に帰属を残しつつ、独自の組織拡大を図ったものと推察している<sup>156</sup>。路線対立からは相対的に距離を置いていた全沖縄港湾運輸労働組合（港運労）を前面に押し立てたことで同盟色は薄められているものの、港運労書記長であった島袋用康自身が証言しているように、水面下では本土同盟及び沖縄におけるその傘下組合が組織ぐるみでこの動きを支援（主導）していた<sup>157</sup>。

経営サイドも決して生産性運動の導入について消極的であったわけではない。組合側の取り組みとほぼ同時並行して、沖縄経協でも郷司浩平（日本生産性専務理事）を迎えて講演会を企画するなど積極的に紹介している<sup>158</sup>。また、その最も熱心な推進者であった新里次男（沖縄経協専務理事）は1965年11月時点で既に生産性本部に相当する機構の設立に向けて同盟側との協議を進めていた<sup>159</sup>。

生産性運動の導入をめぐる県労協内部の対立関係は、日本本土における総評／同盟の路線対立の引き写しのようにも見えるが、こと沖縄において労働運動の展開は占領統治体制の安定性に直結する問題である点に注意を要する。民政府は統治上の関心から労働運動の動向に注意を払っており、とりわけ同盟系列の労働運動は政策実施の上で重要な提携相手と見做し、その影響力の伸長のために必要とあれば、自由労連と協働して支援を与えた。たとえば親米エリート育成を目的とする渡米研修プログラムに労働組合枠を設け、自由労連の労働教育活動に後援を与えていた他<sup>160</sup>、同盟中央組織からのオルグ要員の派遣に際して渡航上の便宜を与えていたとも言われる<sup>161</sup>。また自由労連事務所の閉鎖に際しては、その米国加盟組織であるAFL-CIOに打診して本土同盟との共同管理のもと事務所の再開を企図していた<sup>162</sup>。

また、生産性運動の導入にあたっては、琉球政府の小渡三郎労働局長と民政府のフェラー労働部長(Charleton H. Faler)が積極的に支援を与えていたと言われる<sup>163</sup>。同盟系が分離・

---

沖縄石油化学労働組合。社団法人沖縄地方生産性本部『要覧』1966年、頁数記載なし(沖縄県公文書館所蔵資料コード：U99006082B)。

<sup>156</sup> 佐々木守雄前掲「沖縄労働運動における三つの苦悩」57頁。

<sup>157</sup> 社団法人沖縄県生産性本部『生産性運動二十五年史』、224-225頁。

<sup>158</sup> 郷司浩平「本土における生産性活動」『経営懇話会通信』第12号、1965年3月20日。

<sup>159</sup> 新里次男「最近の労働事情」『経営懇話会通信』第27号、1965年11月12日、5-7頁。

<sup>160</sup> 組合指導者の派遣は1960年、1965年、1967年の計3回25名。豊見山和美「琉球列島米国民政府が実施した『国民指導員計画』について」『沖縄県公文書館研究紀要第』17号、2014年、20頁。

<sup>161</sup> 佐々木守雄「沖縄労働運動の点描—全労フリー・パス問題」『労働経済旬報』第499号、1964年2月、25頁。

<sup>162</sup> この案はAFL-CIO側で却下され、代わりにアジア代表事務所が設置されている(1967年12月)。U.S. Civil Administration Ryukyu Islands Program Review and Analysis 2nd Quarter FY 68 Classified Supplement(国立国会図書館所蔵USCAR 15624)、4頁。

<sup>163</sup> 島袋用康「沖縄における生産性運動のはじまり」沖縄県生産性本部前掲『生産性運動二十五

独立を急ぐあまり、少数派として孤立することを不利と判断した民政府は、一定数の目途が立つまで県労協内に留まって影響力の強化を図るよう助言を加えており<sup>164</sup>、組織対立の図式を一応伏せたまま同盟系の影響力拡大を促す戦術として生産性講座の有効性を認めていた<sup>165</sup>。生産性運動を指針とする同盟系の労働運動は、いわば当局の公認と後援のもとで進められたのである。

### 「豊かな復帰」——共通の獲得目標に孕まれた齟齬

とはいえ、同盟系の組合も復帰運動の一翼を担ってきたのであり、占領統治の継続を容認していたわけではなかった。それは本土同盟においても、さらには自由労連においても同様だった。全労・同盟の書記長として継続的に沖縄に関わってきた和田春生は、1965年に発表された文章で「沖縄における一切の問題を解決する根本は、“自治”にかかっているということ、日本人としての沖縄住民に完全な自治を認めるということ、即ち“祖国復帰”が、終着点であり新たなスタートでもある」と述べている<sup>166</sup>。他方、沖縄への介入を始めた当初、基地機能の維持が民生上制約となり得ることを已むなしとしていた自由労連も、復帰に際しては「一貫して復帰を主張してきた国際自由労連にとっては、満足すべきこと」と声明を発している<sup>167</sup>。「自由にして民主的な労働運動」の育成という課題を民政府当局と共有していたはずのこれらアクターにおいても、占領状況の継続は決して望ましいものとは考えられていたわけではなかったのである。

それでは自由労連＝同盟路線に立つ労働運動にとって、復帰とは如何なる問題としてあったのだろうか。第一に、それは基地問題とは区別された、施政権の所在の問題とされる。和田は先の引用に続けて「この二つは、本来別物である筈だし、むしろ、国際正義にもとづく平和維持の手段として、必要悪の軍事基地にとっては、自治を前提とする住民の自由な意志により共感をもって迎えられてこそ、その安全が保たれる」とも主張している<sup>168</sup>。

地方同盟の結成に先立つ69年9月に作成され、翌月には屋良朝苗にも提出された『沖縄経済開発の課題と同盟の見解』及び『沖縄経済社会開発に関する提言』の中で、同盟は復帰に向けての独自路線を明確に打ち出している。いわく、「安保廃棄をすべての中心として捉え、沖縄復帰をその前段斗争としていることはあまりにも非現実的」であり、「復帰に備え

---

年史』、74-75頁。

<sup>164</sup> Labor Department Fourth Quarter FY 66 Review and Analysis(国立国会図書館所蔵 USCAR 27126)、1頁。

<sup>165</sup> Labor Department First Quarter FY 67 Review and Analysis(国立国会図書館所蔵 USCAR 27126)、3頁。

<sup>166</sup> 和田春生「沖縄にまず自治を」『月刊自由労連』第9巻第7号、1964年8月、5頁。

<sup>167</sup> 『自由労連通信』755号、1972年5月15日、2頁。なお、「沖縄の戦略的重要性にもとづく軍事的考慮が、沖縄住民に対し、本土と同じように権利と自由を保障する緊急の必要性を否定し、あるいは延引する口実とされ続けるかもしれない」ことへの懸念が付記されるが、基地の存置の是非については注意深く言及が避けられてはいる(2-3頁)。

<sup>168</sup> 和田前掲「沖縄にまず自治を」6頁。

る現時点の沖縄で、最も重要課題は、施政権返還と切り離すことのできない経済政策である」<sup>169</sup>。そこでは現状における「復帰不安」の直接の原因として、復帰に伴う基地関連需要の縮小及び自由化に伴う日本政府保護下に輸出基幹産業として成長してきた製糖・パイン缶製造業の衰退等が挙げられ、これら占領期に築き上げられてきた基地経済からの脱却こそが当面の最重要課題であるとして、産業構造の大々的な再編成と、そのための各種産業政策及び財政・金融・税制面での日本政府の優遇・救済措置、さらにその実施体制として、復帰後にいわゆる「開発三法」（「沖縄開発庁設置法」・「沖縄振興開発金融公庫法」・「沖縄振興開発特別措置法」）として制度化されることになる諸機構の確立が要求される<sup>170</sup>。

復帰を経済問題であるとする基本的態度は、地方同盟の発足に際しても県労協から区別される独自路線として踏襲される。

いまや復帰問題をイデオロギー的、感情的にとらえて政治的闘争を組織するだけでは、事態の前進を待ち取ることは不可能であり「豊かな復帰」を目指して、基地経済に代る新しい産業経済の開発、社会福祉の充実、教育文化の振興、労働基本権の確立などについて具体的に取組み「復帰不安」を解消する積極的活動に集中されなければならない<sup>171</sup>

復帰が既定路線に乗るこの時期、その内実における潜在的な齟齬が組織内・組織間対立として露呈してくる<sup>172</sup>。労働運動の文脈においてその齟齬は、「豊かな復帰」として明文化されることになった。だが、ここで注意を要するのは、県労協から袂を分かち根拠として提示される「豊かな復帰」が、同時に、同盟路線の労働運動を占領統治体制から離反させ、復帰運動へと繋ぎとめていた動因でもあるという点である。

さらにまた、同盟系組合が復帰に解決を懸けた諸問題は、米国がその施政権下に積み残してきた課題でもあった。すなわち「経済主義的統治方式」が目標として掲げながらも、中途半端に投げ出されていた「自立経済」の確立という課題が、新たな施政権者である日本に突き付けられるのである。既に見てきたように、沖縄における同盟路線とは、「経済主義的統治方式」の労働分野における産物に他ならない。ところが、米国施政は、自ら後援した同盟路線からも見放されてしまったのである。

挑戦的労働運動を現行体制内部に包摂するという企図は、なぜ失敗に終わったのか。それを考えるためには、これまで労働運動の路線対立として整理してきた総評／同盟の対立軸の意味を、労働運動と、これに対する上からの政策的介入との関わりから捉え直す必要がある

<sup>169</sup> 全日本労働総同盟『沖縄経済開発の課題と同盟の見解 資料：沖縄経済社会開発に関する提言』琉球政府総務局渉外公報部渉外課、1969年、3頁。

<sup>170</sup> 同上、74-77頁。

<sup>171</sup> 「沖縄同盟の躍進で豊かな復帰を」『同盟』145号、1970年7月、4頁。

<sup>172</sup> 櫻澤前掲『沖縄の復帰運動と保革対立』、28-29頁；平良好利前掲『戦後沖縄と米軍基地』、226-234頁。

る。

### 生産性運動の起源と理念

総評／同盟の間に生じる運動方針上の齟齬はしばしば、それぞれが抱く世界観の違いに起因するよう見える。生産性運動の最も可視的な部分である教育・啓蒙・普及活動の効用は、その批判者から「洗脳」と揶揄されるほどであるが<sup>173</sup>、その効果の程を過大評価することには慎重であらねばならない。労使の協調関係が生産性の向上を生み、その成果の公正な分配によって一層の信頼関係が醸成されるという循環が維持される限り、暴力革命を経ずとも労働者の地位の向上は実現され得るという図式は、一見して分かりやすい。だが、労働運動における路線対立という現象を由来不明の内的要因に還元することは、外部からの政策的介入の効果を検討の外に置く危険を冒すことになる。だが穏健な労働運動なるものは本来的に、教育以外にも多くの存立条件をその外部に要求する。

こうした視点を採用するに当たって必要な限りの注釈を加えておきたい。そもそも生産性運動の起源は、米国の冷戦戦略に求められる。それは終戦直後の疲弊したヨーロッパ資本主義を再興するために立案された援助政策いわゆるマーシャル・プランの一環として組み込まれたプログラムである。『生産性運動史 30 年史』にも公言されるように、マーシャル・プランそのものが「単にヨーロッパ復興に対する物質的・経済的援助そのものを目的とするのではなく、より根底的に、それを通じての民主主義的な自由経済体制を擁護・育成しようという意図をも併せ持っていた」のであり<sup>174</sup>、生産性運動もまた、その名に冠せられた生産性の向上という目的の上位に、自由世界の防衛という大目標を据えていた。

こうした自由主義世界防衛のための経済援助と生産性運動のパッケージは、日本を中核とするアジア地域向けにも転用される。1950年代の後半、バンドン会議（1955年）を契機として、非同盟主義という新たな障壁＝「共産主義の煙幕」に直面した米国は、これに対処する拠点の一つを日本に定めた。日本を共産主義勢力圏の拡大＝市場経済圏の縮小を食い止めるための経済的防波堤として整備を進めるべく、米国は自国の軍需市場を開放し、資本と技術を供与し、その経済の復興・自立化を強力に支援した。次いで、日本経済が復興を遂げると見るや否や、かつての植民地地域との間での通商回復を促した<sup>175</sup>。米国の後援のもと、日本は統治と貿易上の後背地を手に入れ、後にはアジアにおける工業化の劇的な成功例と

<sup>173</sup> 佐々木守雄前掲「沖縄労働運動の点描」25頁。

<sup>174</sup> 財団法人日本生産性本部『生産性運動史 30 年史』1985年、59頁。

<sup>175</sup> 「一九六〇年代には緊縮財政の制約下で、アメリカは、この諸国が日本中心の地域的貿易ネットワークに相互に統合されることを推進し始めた。この目的を達成するために、アメリカ政府は、韓国と台湾が日本の植民地主義の過去を乗り越え、日本の貿易と投資に対し門戸を開くようにと、積極的に奨励した。このようにして、日本はアメリカの覇権下で、経済的後背地を何のコストも支払わずに獲得した。この後背地は、二〇世紀の前半に日本が領土の拡大で獲得することを目的とし、そのためにあれほど懸命に戦ったものであるが、最終的に第二次世界大戦での惨敗で失ったものである」。ジョバンニ・アリギ『長い 20 世紀—資本、権力、そして現代の系譜』作品社、2009年、516-517頁

して賞賛されることになる、いわゆる「四小龍」——シンガポール、香港、韓国、台湾の「離陸」の牽引役となった<sup>176</sup>。こうして、かつての大東亜共栄圏にも似た経済秩序が、今度はアメリカの冷戦戦略の一環として創出されることになった。

佐々木隆爾は理論的表現者の名を採ってこれをロストウ路線と呼び、その中に占める生産性運動の役割を、次のように要約している。

生産性本部を先頭として進められた生産性向上運動こそ、ロストウ路線が日本に期待するものを実現しようとする中心をなすものである。すなわちこれは、(一)技術革新を行って日本に新しい工業生産能力を備えさせ、資本主義的高度成長の典型的事例をつくり、かつ、アジア諸国の経済成長を促進させることをめざすものであり、(二)計画化、標準化、統制化など近代的経営管理を導入し、あわせて「国家による適切なる生産性政策の推進」すなわち人づくり政策、教育政策、国土総合開発政策などの実施をめざすものであり、(三)「労使関係の近代化と民主化」(労資協調)を強調し、労働組合をもまき込み、戦闘的労働運動や革命運動の内部崩壊をめざすものであり、(四)生産性の向上が企業利潤の増大をもたらすだけでなく、国民経済全体の福祉を向上させ、ロストウのいう「高度大衆消費社会」への入口をなすとするものであった<sup>177</sup>。

沖縄における経済主義的統治方式が目指したのも、こうした図式に照らすと改めてその意味が判然とする。すなわち、沖縄を日本本土や雁行型を成してこれを追った「四小龍」が辿ることになる経済成長の軌道の上に乗せること。国場幸太郎の切っ先を制するように沖縄へ介入した自由労連においても、同様のシナリオが共有されていただろう。「経済主義的統治方式」と、その一環を成す生産性運動の導入とは、沖縄においても第五の小龍となる夢を抱かしめるものであったかもしれない<sup>178</sup>。日本生産性本部の設置からおよそ10年を経た1966年には沖縄地方生産性本部が設立されており、形だけを見れば先行事例に倣った展開を辿ったようにも見える。しかし、生産性運動は国家ぐるみの政策を伴って遂行されな

---

<sup>176</sup> 「四匹の小龍は日本型モデルを通じ、自分たちも成功するという自信と、どのようにして工業化を進めるべきかという見通しを得ることができた。日本の賃金が上昇し始め、労働集約的分野の工場のいくつかを海外へ移転することを許した時、日本企業にとっては地理的に近く、通商関係の歴史もある東アジアに工場を設立することが、世界の他のどの地域にこれを設立するよりも容易であった」。エズラ・F・ヴォーゲル『アジアの四小龍』中央公論社、1993年、129頁。

<sup>177</sup> 佐々木隆爾前掲『世界史の中のアジアと日本』153頁。

<sup>178</sup> 後年、米軍占領下に工業化の機を逸してしまったとの評価としては、百瀬恵夫・前泊博盛『検証「沖縄問題」』(東洋経済新報社、2002年)。「四小龍たちが経済発展に向けた『テイク・オフ(離陸)』を始めたまさにその時期に、基地建設に没頭させられた沖縄は、特需という時代の『追い風』に乘れず工業化への絶好の離陸の機会を逸してしまった」(14頁)。ただし、戦後沖縄における工業化の失敗、ひいては現在の依存型経済の原因の一切を米軍施政下にあったことに帰する点については、工業化を軸とする自立経済の確立という目標そのものと併せて、慎重に検討される必要がある(後述)。

ればならず、労働者に言って聞かせるだけでは画餅に過ぎない。それは占領下の沖縄においては望むべくもないものだった。

### 生産性運動における第三項——国家の役割

生産性「運動」は、担い手側の自発性を強調するその呼称にもかかわらず、労働運動の一つの類型というよりも、資本主義経済復興の過程に労働運動を包摂するための政策的介入という性格を色濃く持っている。それは出自からして自由主義世界の保全という観点から奨励される官製運動なのであり、その実際の展開は労働分野以外の諸条件に強く規定されている。そうである以上、生産性運動の受け入れの是非を、個々人の意識の問題に還元することはできない。生産性運動の根底的基礎を成す労使協調という原則一つ取ってみても、労使の心がけ一つに係ってくる問題ではあり得ない。生産性運動の一見円滑な論理展開は、第三項としての「官」の媒介を得て、漸く維持されるものだからである。

日本における生産性運動の導入に際して、政府は技術的失業の解決を公式的にも義務付けられていたが（生産性三原則第一項）、実際にはそれ以上のことを要求されている。この運動は、生産現場や団交・協約締結の場面に完結するものではなく、産業政策や生産物のはけ口となる市場の創出といった、政府の介入を要する項目を含みこむ。本土同盟も1960年代半ばには産業政策を中心とする政府の役割を強調し、これを新たに反映させた「生産性四原則」を打ち出している<sup>179</sup>。沖縄においても、たとえば仲松庸順（中労委審査課長）は、生産性運動の推進上の障害として「企業経営の基本的条件ともいわれる原料、資本、販路等の対外的劣勢が経営外部的要因として存在する以上、その解決は企業経営の域をこえた政治上の問題として、いわゆる国民経済的な課題として、労使、政府が一体となって対処すべきことがらである」と述べ、政府の積極的介入の重要性を主張していた<sup>180</sup>。

実際、冷戦期において工業化に成功した西側諸国の政府は多かれ少なかれこうした要求に対して回答を試み、その介入主義的性格を強めてきた。産業インフラや教育・社会保障制度を整備し、生産に不可欠な物的・人的資本の供給を公的負担によって肩代わりするとともに、労働と資本の過剰に対しては管理された市場を整備し、生産性の絶えざる向上に見合った規模に需要を維持することで、政治的安定と経済成長との両立を後ろ支えしてきたのである。

こうしたケインズ主義的な介入政策は、体制維持的観点を含むために、必ずしも純然たる収益性に基づいて決定されるわけではないため、税収の拡大に結びつく自弁的な経済活動であるとは限らない。ジェームス・オコンナーが戦後米国の財政危機を理論化した際、その震源に据えたのは、まさに生産性運動に描き出されたような労・使・官の結合関係であった

---

<sup>179</sup> 同盟史刊行委員会編『同盟二十三年史(上)』1993年、513-514頁。

<sup>180</sup> 仲松庸順「生産性向上と労使関係の課題」『沖縄生産性』第1巻第1号、1967年5月、36頁。

### 占領期沖縄の財政問題＝二つの「健全財政」

そのように生産性運動と国家の政策的介入との関連図式を整理した上で、これを占領期沖縄の文脈に引き写してみれば、それがうまく当てはまらないことにすぐさま気が付くだろう。先に公共部門の労働運動との敵対関係に即して見ておいたように、琉球政府の権能は、その上位に君臨する民政府に拘束されている。占領期の沖縄は、擬制的には国家として組織されてはいたものの、域内のニーズに対応する窓口すなわち政策主体としての実質的な国家機能を持つことがなかったのである。

その集中的な表現を、琉球政府の極端な「健全財政」に見出すことができる。オコンナーが戦後の資本主義国家の一般的傾向として分析の俎上に挙げた財政危機そのものが、復帰の直前に至るまで析出されないのである。もちろん、それは積極的に選択されたものではない。キャラウェイ施政期でなくとも、琉球政府の財政政策には、前出の大統領行政命令に定められた「健全な財政機構によって維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長」という原則に従って、逐一助言と指導が加えられた。結果、復帰が既定路線に乗る60年代末頃まで、琉球政府は原則的に<sup>182</sup>借り入れによって歳入を賄うことが認められなかった。結果、累積する財政需要は政府予算を圧迫はするも計上はされず、財政危機を惹起することもなく、ただ放置された。そのようにして琉球政府財政は、池宮城秀正が簡潔に「量入制出主義」と呼ぶように<sup>183</sup>、歳入が歳出を規定するという構造が維持されたのである。

いま一つ、沖縄県の前身としての琉球政府の性格を考える際に重要な点として、その予算に占める依存財源の割合が極めて小さいという意味での健全性を指摘しておく必要がある。基地と振興のジレンマがしきりに言われる現在の時点からすれば意外なことに、琉球政府時代の財政の多くの部分が自主財源で賄われているのである。これを第二の意味での「健全財政」と呼んでおこう。

この意味での「健全財政」は、日本施政権下に沖縄県としてあったならば、という仮定のもとで意味を持つ。たとえば福丸馨一は、一地方自治体であったならば交付金・補助金のかたちで享受できたはずの中央政府からの財政援助の欠落と、一国政府並みの役割を担わされた琉球政府のダブルバインドを「半自治体」と呼び、次のように要約している。

琉球政府は国家事務経費を分担し、『沖縄県』経費の国庫負担分を自己調達し、さらに市町村に対し『国』庫負担を肩代わりする。したがって琉球政府は国家行政機

<sup>181</sup> ジェイムズ・オコンナー『現代国家の財政危機』（池上惇・横尾邦夫監訳）御茶の水書房、1981年、19-41頁。

<sup>182</sup> 1967年という中途半端な時期に、例外的に借り入れが認められているが、これは日米両政府援助が想定外に低迷したことに対応するためのものであり、この時点で健全財政の原則が撤廃されたわけではない。

<sup>183</sup> 池宮城前掲『琉球列島における公共部門の経済活動』46頁。

構を体現し、同時に県政事務を分担し、一部市町村事務をも代行する〔中略〕このように琉球政府は「沖縄県」ではなく半自治体の財政構造なのである〔中略〕沖縄の財政問題というのは本土並みの格差といったものではなく（財政制度差も）、地方行財政それ自体が成り立ちえなかった点から論じなければならない<sup>184</sup>。

二重の「健全財政」は、米軍占領が民政に課す制約の一つとして住民側からも批判的となったが、住民からの合意と黙認のもとに占領統治体制を維持しようという意図から言っても命取りとなる。財政構造の欠陥はその性格上、分野を問わず政策規模を規定する大問題であり、その波及は住民生活全般にわたるものと考えて良い。公共部門の労働運動とキャラウェイとの直接の争点が、布令による琉球政府財政への干渉にあった点については、既に見てきた通りである。

経済面での影響も深刻だった。フィスカル・ポリシーの主体としても、琉球政府の役割は著しく制限されたていた。松田賀孝は60年代の沖縄経済における国民総支出の対前年度伸び率と政府の財貨サービス経常購入及び総資本形成の寄与率との間に日本本土に見られるような逆対応関係が成立していないことを指摘し、域内経済動向から乖離した財政政策の要因を依存財源の変動と公債の発行による歳入補填手段の欠落に求め、これを「他律型『健全財政』」と呼んでいる<sup>185</sup>。自律的な景気調整機能が介在しなかった結果、占領期沖縄経済の景気動向は日米援助や軍用地代・講和条約前損害補償等の払い込み、ベトナム特需等、折々の外生的要因によって直接規定される不安定性を抱えざるを得なかったのである。

### 「与えられた成長」

第1章に触れたように、1950年代後半から一貫して、アメリカは戦後沖縄の社会・経済の発展ぶりをアピールしてきた。一連の経済政策の転換によって公式の目標に掲げられたのは、工業化を軸として産業構造の再編を図り、変動の激しい基地関連需要への過度の依存を脱した「自立経済」を確立することであった。そうすることで基地の島の政治的安定を維持することが、「経済主義的統治方式」に課せられた課題であったはずだ。だが、そのような課題に対して、「健全財政」の原則は、明白に矛盾するものだった。

50年代末の政策転換により、民間外資を積極的導入し、これを柱とする工業化路線が打ち出されたが、占領期の財政問題は、この路線の担い手としての琉球政府の役割を著しく制約するものと考えられた<sup>186</sup>。民間資本とはあくまで収益性を追求するものであり、その導入を図る上で通貨の切り替えや規制の緩和は必要条件ではあっても十分条件ではない。沖

<sup>184</sup> 福丸前掲「沖縄復帰の行財政構造」255頁。

<sup>185</sup> 松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会、1981年、548-549頁。

<sup>186</sup> 「第二次産業開発はその基盤を有しない琉球経済にとって多くの困難がある。この隘路打開の一端を外資の援助に求めようとするのが、琉球における外資問題の中心だと思ふ」中山吉一「琉球における外資導入」（『琉球銀行 金融経済』1959年4月号）30頁。

縄においては天然資源・労働力・産業基盤・国内市場・政治的安定性のいずれの面においても本命と言うべき工業化に与する直接投資を呼び込む上で積極的誘因に欠けると診断されており、投資環境の改善に向けた政府の計画的取り組みが強く主張されていた<sup>187</sup>。

既述のように、琉球政府は60年5月に「長期経済計画」を策定したが、その主眼は工業化を基軸とする「自立経済」の確立という目標に向けて、公的援助と民間外資を結びつけるためのプラットフォームを作ることにあつたと言える。これは「高度経済成長政策の沖縄版」とも言われるが<sup>188</sup>、沖縄における「高度経済成長」の内実には注意を要する。

たしかに60年代の沖縄経済は、第二次産業に牽引されるかたちで年平均GNPにして15%を超える急成長を遂げている。しかし、第二次産業の内実を成すのは、日本政府の特恵措置の下に伸長した製糖・パイン缶等の食品製造業や、琉球政府の保護及びベトナム特需等の基地需要、さらにこれらを代替するようにして台頭してくる財政需要に支えられた土石・金属関係の製造業及び建設業等であり、公の目標に掲げられた「自立経済」からかけ離れたものだった<sup>189</sup>。

そのような「与えられた成長」からの脱却に向けた政府の積極的施策の必要性は60年代半ばに入っても繰り返し主張されたが<sup>190</sup>、前述したような財政問題のために自主的に選択し得る手段は限られていた。真栄城守定は65年に発表された論文の中で沖縄経済の現状をロストウの設定する経済成長段階における「後進国的特徴を持つ経済」に位置づけ、外生的要因への依存から脱して自律的な産業構造を確立するためには、日本本土における財政投融资計画に相当するような、積極的な公的投資の枠組みが不可欠であると主張した<sup>191</sup>。しかしながら、そのために取り得る選択肢を探しあぐね、「琉球政府の財政活動は、財源の面で行きづまり、日米援助という大きな壁を叩いているのが現状である」と嘆いている<sup>192</sup>。前節に見ておいたように、復帰の直前期に至るまで琉球政府は公債の発行による資金調達を原則として禁じられている。残された手段として真栄城は、現状における細切れの救済的事業を犠牲にして資金を捻出するという、当時あっては許容し難い政治的リスクを伴う方策しか提言し得なかった<sup>193</sup>。

ところが、その大元にある財政問題そのものが、復帰とともに一掃されることになる。

---

<sup>187</sup> 同上、38-39頁。

<sup>188</sup> 来間泰男『沖縄の農業』日本経済評論社、1979年、78頁。

<sup>189</sup> 大城郁寛「沖縄の製造業に対する琉球政府及び日本政府の保護政策とその効果」(『琉球大学経済研究』第83号、2012年3月)29頁。

<sup>190</sup> 「琉球経済と外資導入」(無署名)(『琉銀ニュース』第70号、1964年12月)5頁。

<sup>191</sup> 真栄城守定「琉球における財政投資とその役割」(『琉球大学経済学論集』第5巻、1965年)69頁。

<sup>192</sup> 同上。

<sup>193</sup> 同上、71-72頁。

### 第3節 「経済主義的統治方式」から「沖縄振興開発体制」へ

民政府は繰り返し戦後の沖縄における史上空前の経済成長を強調したものの、同時代の日本本土と比較して、それが明白に劣るものであることも理解していた。日本施政権下にあったならば享受できたはずの恩恵と、占領下の現状において忍従すべき待遇との比較から導き出される「格差」こそ、住民の現状に対する不満の実体であり、ひいては復帰運動の動因であると了解されていたのである。逆に言えば復帰運動とは、そこに紛れ込んだ左翼勢力が煽り立てるような挑戦的な民族主義運動ではなく、現状の「格差」をある程度「是正」することによって対処可能な問題として解釈される。アメリカにとって、沖縄に「自立経済」を確立するということは、自らの公的負担を最小限に抑えつつ、本土との「格差」を最大限「是正」することで、復帰運動の抑制を図ることに他ならない。

#### 伸び悩む対沖援助政策

この点について、米本国の方針と現地当局との間で見解が一致している。ケネディ新政策が沖縄における民生向上の目標を日本本土水準にまで引き上げたことについては既述の通りである。その骨子を作ることになるケイセン調査団が来沖した際、キャラウェイ高等弁務官が繰り返し主張したのは、住民が日本政府に期待する援助を米国政府自らの手で与えることであった。他のどの高等弁務官にも増して、沖縄の良き理解者として自らを演出したキャラウェイであったが、調査団を前にしては、「我々は琉球人に対する慈善家の役割を演ずるような観点からアプローチすべきではない」と開けっぴろげに語っている<sup>194</sup>。

米国の沖縄民政に対する関与は、排他的に運用可能な基地機能の保全という軍事目的にのみ基づくものであり（“We do not merely have U.S. Bases in Okinawa; Okinawa actually is a military base”）<sup>195</sup>、米国援助はこれを担保するのに必要十分なだけ供与されなければならない。復帰運動の支持者、あるいは人民党の支持者についてすら言えることは、それがもっぱら経済的な関心に動機づけられてのことであり、それらを一重に共産主義者と見るべきではない<sup>196</sup>。一般に時代逆行的と評価されるキャラウェイ施政の下においてさえ、「島ぐるみ闘争」に顕在化した住民との敵対関係を協調的關係へと是正していくという課題は、放棄されていたわけではないのである。

しかしながら米国は、そのように限定的に解釈された敵対関係さえ、うまく解決することができなかった。占領当局は繰り返し対沖援助の拡大を本国議会に要請してきたが<sup>197</sup>、そ

---

<sup>194</sup> “Statement by the High Commissioner to Task Force Ryukyus (TFR),” 2. (沖縄公文書館所蔵:0000069092)。

<sup>195</sup> Ibid.,7.

<sup>196</sup> Ibid.,11-17.

<sup>197</sup> プライス法に対沖援助増減額の引き上げを要請する際、議会証言の場に立ったキャラウェイは「日本の貧困県は中央政府から平衡交付金というものを受けており、日本政府は各府県の間にある生活水準の格差を縮めようとしている。そこで琉球人はこの根拠に立って、もし彼らが

の成果は芳しくなった。民政を預かる立場からすれば、米国は沖縄の「事実上の主権者」に他ならず、その「太平洋の要石」としての軍事的価値を考慮するならば、日本の潜在主権を引き合いに出して米国の沖縄に対する責任を暫定的なものとする理解は建前論に過ぎない<sup>198</sup>。沖縄に対する排他的なコントロールを維持するためには、日本施政権下に期待されるのと同じ程度まで統治コストを引き上げるか、少なくとも応分の負担を支払っていることを住民に対して示さなければならない。しかしながら結果から言えば、そのような軍部の熱心な説得にもかかわらず、米本国議会はこれを支持する積極的な理由を見出すことができなかった<sup>199</sup>。

一般的に言って対外援助政策は、その受益者が直接的には米国外に設定されるため、国内における積極的な支持基盤を構成することが容易ではない。支援を必要とする地域に対する米国世論及び議会の姿勢は、原則的にはこれを是としつつも、国内における他分野の財政需要に優先するものではないという、いわば総論賛成各論反対の範疇に留まる傾向にある<sup>200</sup>。これに対し、対外援助政策の積極的な推進者であったロストウは、それがアメリカにもたらす利益を長期的な観点に立って主張した。ともすれば対外援助政策は、民間資本から商機を奪うように見えるが、「多くの場合、民間投資に有利な環境は、政府の保護下に、かなり猛烈な資本形成を行ったのち、はじめてつくり上げられる」<sup>201</sup>。そのように対外援助政策を将来アメリカ企業が進出するための市場を確保・拡大するための先行投資として位置づけたのである。

そのような説得にもかかわらず、アイゼンハワー政権の後期からジョンソン政権期にかけて、行政府サイドの積極的な経済援助拡大路線はしばしば議会の消極的態度に直面し、当初企図された規模での完全な実施は妨げられる傾向にあった<sup>202</sup>。国内経済界の支持を取り付けるのに、ロストウらのプロジェクトはあまりに遠大だった。特に、注ぎ込んだ公的援助

---

日本に復帰していたら交付金を受けられたのだと主張している」と述べている（「米下院軍事小委員会聴問会の証言記録 1962年5月9日～10日(抜)」中野前掲資料、375頁）。エイルズ陸軍次官もまた、「彼らは日本の繁栄と安寧を見ている。日本政府が各県のために行なっている支援と割当金を知っている。これらの経済的要因は琉球人の間に不満を醸成し、日本復帰の感情を刺激している」と述べ、キャラウェイをバックアップしている（「米上院軍事委員会聴問会の証言記録 1962年6月14日(抜)」同上、384頁。

<sup>198</sup> 前掲「米下院軍事小委員会聴問会の証言記録」378頁。

<sup>199</sup> 吉本秀子「米国の冷戦期・東アジア軍事拠点としての沖縄と統治予算」（『山口県立大学 学術情報』第9号、2016年）137-138頁。

<sup>200</sup> 川口融『アメリカの対外援助政策—その理念と政策形成(アジア経済調査研究双書 243)』アジア経済研究所、1980年、277-281頁。

<sup>201</sup> 短期的に見れば民間資本の商機を奪うように見える対外援助政策「多くの場合、民間投資に有利な環境は、政府の保護下に、かなり猛烈な資本形成を行ったのち、はじめてつくり上げられる」（ミリカン・ロストウ前掲書、28頁）。

同上、33頁。

<sup>202</sup> 久保浩樹「アメリカ外交における議会・政党要因—ケネディ・ジョンソン政権の対外援助政策、一九六一～一九六八年(一)」(『法学論叢』第167巻5号(2010年8月)、127頁。

が、民間市場の開拓になんら寄与しているように見えない地域に対して、本国議会が冷淡な態度を取ることは想像に難くない。

軍事的要衝として認知されていたはずの沖縄も、こうした一般的傾向の例に漏れるものではなかった。アメリカの沖縄統治も終わりに差し掛かる 69 年 4 月の米下院歳出委員会小委員会では、外資導入政策に関して「口先のお世辞が与えられてきた」だけで、なんら積極的施策を打ち出していないことが批判の的になっている<sup>203</sup>。USCAR はこれに対して「合衆国の軍事的使命と直接衝突しない問題については、琉球政府に、ますます多くの政府権限と責任とを認めるのが、一九六二年以来の合衆国の公式的な政策である」と反論し、経済的進出よりも政治的安定を重視する立場を守っている<sup>204</sup>。ここに、軍事目的にのみ立脚する対外援助政策のジレンマが浮かび上がるだろう。

対沖援助予算の授権額推移を見れば、制定当初の 600 万ドルから二度の改正が加えられ、1962 年には 1,200 万ドル、1967 年には 1,750 万ドルと漸増傾向にあるものの、いずれも現地当局および行政サイドの要求水準 2,500 万ドルに照らして言えば、議会サイドでの削減額の大きさが際立つ<sup>205</sup>。議会は最後まで、要求されるだけの援助に満額回答を与えることはなかった。住民が日本政府に期待する役割を「事実上の主権者」としての米国が代わって引き受けるべきだとする占領当局の再三の提案は、却下されたのである。

### 「格差」の前景化と、その「是正」

60 年代の半ばになると、アメリカ施政権下における「進歩の物語」の背後に隠された日本本土との社会・経済的「格差」という問題が覆い難く前景化し、日本政府の関与拡大に道を開くことになる。だからこそ排他的施政権の保持に固執する占領当局は、戦後沖縄の通時的な「発展」を強調することでこの矛盾を糊塗しようとした。1965 年 2 月、琉球商工会議所沖縄経済センター第二回年次総会の場で行われた民政府経済局長オーバ・F・トレイラー (Orba F. Traylor) の講演では次のように語られている。

10 年前の 1955 年をふり返って見ると、10 年の間に成し遂げた琉球経済発展は実に驚くべきものがあります。国民所得は 10 年間に二倍半もふえ、1 億 1,700 万ドルから 2 億 9,400 万ドルになりました。一人当たり所得は 149 ドルから 319 ドルになり、二倍以上もふえました。一人当たりの貯蓄は 4 倍以上もふえ、18 ふおるから 73 ドルになっています。一方、輸出は 1,100 万ドルから 6,600 万ドルと 6.2

---

<sup>203</sup> アメリカ下院歳出小委員会聴聞会 (井上勇訳) 『琉球列島』時事通信社、1970 年、162-163 頁。原題: *Foreign Assistance and Related Agencies Appropriation for 1970 Ryukyu Islands; Hearing before Subcommittee of the Committee on Appropriations, House of Representatives Ninety-First Congress, First Session, U.S. Government Printing Office, 1969.*

<sup>204</sup> 同上、164 頁。

<sup>205</sup> プライス法に基づく対沖援助をめぐる議会サイドの削減の概況については、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』(東京大学出版会、1994 年)の第 7 章に詳しい。

倍もふえたのに反し、輸入の方は四倍の増加にとどまっています。重大な失業問題もなく消費者物価指数は13.5パーセントふえただけです。これらすべては資本が不足し、その上天然資源に乏しい琉球経済にとってはまさに驚くべき進歩を記録しております。琉球住民の暮らしは10年前と比べても、また過去のどの時代に比べても、楽になっています。したがって、今日の時代を所得倍増の時代と呼ぶこともできましょう(“You might call this the *SHOTOKU BAIZO* (Double Income) period of Okinawa”) <sup>206</sup>。

わざわざ“*SHOTOKU BAIZO*”という日本語を用いて沖縄経済の発展を形容する意図が、日本本土における「所得倍増の時代」への沖縄からの羨望のまなざしを慰撫することにあつたことは容易に想像できる。ここに日本本土と照らした時に浮かび上がる共時的な「格差」を、戦後沖縄の通時的な「進歩」に置き換えなければならないという切迫感が、逆説的に浮かび上がる。しかし、この講演が行われた60年代半ばには、高度経済成長期の只中にある日本本土と沖縄との「格差」は、小手先のレトリックで誤魔化しきれものではなくなっていた。

河野康子は、池田内閣期において日沖間の経済的「格差」の問題が前景化する時点に、一つの画期を設定している。この時期より、他国政府の干渉を嫌う軍部の意向によって差し控えられてきた日沖接近へ、なし崩し的に展開していく。「沖縄問題」は、施政権返還へ向けて大きくうねり出すのである <sup>207</sup>。本土との社会・経済的「格差」に沖縄統治の不安定性の正体が求められていたにもかかわらず、米国は単独でこれを解消する手段を持ち合わせていなかったものであり、そこに経済分野に限ってではあるが、日本政府の介入を受け入れる余地が開かれる。キャラウェイのような人物の再三の反発にもかかわらず、日本政府援助の拡大を検討することなしには、眼前の復帰運動に対応することはできなくなっていたのである。

これ以降、沖縄統治に対して補助的役割に甘んじていた日本政府は、年々その援助額を拡大し、「格差解消の主役」へと転じていく <sup>208</sup>。日本政府の対沖財政援助は、60年代半ばより急増し、67年には米国を追い抜く。米国単独統治方針が退くのと入れ違いで、日沖間の強力な財政上の紐帯があらわれる。ここに、復帰後の沖縄統治のあり方への兆を看取できるだろう。後に島袋が「沖縄振興開発体制」と呼ぶ新たな統治体制が、この時期から徐々に姿をあらわしてくるのである。

「沖縄問題」の解決が「格差是正」に求められるのと同様並行して、在沖米軍基地の機能保全と施政権の保持との絶対的な結びつきに対する再検証が始まる。1966年、国務省内にスナイダー極東局日本課長(Richard L. Sneider)をリーダーとする沖縄問題研究チームが

---

<sup>206</sup> オーバF・トレイラー『琉球経済の現状とその見通し』27頁。出版元・年月日不詳。英語原文と日本語訳両方が収録された講演録。

<sup>207</sup> 同上、193頁

<sup>208</sup> 河野前掲書、4頁。

設置される。通称スナイダー・グループと呼ばれるこのチームは、従来軍部の専権事項とされてきた沖縄の軍事的機能にまでメスを入れ、施政権の返還に伴うリスクとメリットの検討を始めた。米国政府内部における沖縄問題の基本的枠組みは、相変わらず外交問題と軍事的要請の二極から構成されていたが、スナイダー・グループはこの二極間に両立の余地を探る初めての本格的な試みであった<sup>209</sup>。

米国政府内における沖縄政策の見直しの動きに対応するように、日本政府も沖縄返還に向けて動き出す。64年11月、池田勇人の退任に伴って首相に就任した佐藤栄作は、翌年戦後8月に訪沖を果たし、開口一番「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国の戦後は終わらない」と述べ、復帰への積極的姿勢を内外にアピールした。

そのように60年代の後半には、軍事的機能の保全という第一義目的と、それを保障するための政治的安定、さらに、そのために不可欠と見做されるようになった民生上の「格差是正」、これらの要素を総合した最適な方策としての施政権返還の是非が、日米両政府間で真剣な検討課題として挙がってくるのである。その帰結が、有事に際する核の再持ち込みを許された米軍基地の据え置きと、その安定維持を期して創設される「沖縄振興開発体制」に他ならない。

### 「沖縄振興開発体制」の登場

1970年前後には、日本政府と琉球政府との折衝のもと、復帰後を見据えた経済開発体制の基礎固めが進められる。68年、「本土と沖縄の一体化に関する基本方針」が閣議決定される。次いで総理府は「沖縄経済開発の基本構想」（1969年・1971年閣議決定）をまとめ、これを「新全国総合開発計画（新全総）（1969年）のなかに位置づけた。その骨子は、社会福祉、産業基盤、市町村行財政の本土並み整備（＝「一体化」）と、基地に直接的に依存しない新しい経済構造の確立を目指すものであったと言える。とはいえ、基地に依存しない自立経済の確立という課題は、必ずしも基地の存置そのものを争点化するものではなかった。むしろ、逆に、それは福丸が総括するように、「基地問題を回避しながらの沖縄経済発展論であり、結果として基地の存在を承認し基地収入漸減論を導くことになる」<sup>210</sup>。

だが、注意したいのは、それが復帰運動の全面的なバックアップを得て戦後初の公選主席となった屋良朝苗「革新」行政府とのタイ・アップで進められたことである。日本政府側から提示される復帰後の経済開発構想に対して、琉球政府は「長期経済開発計画」（1970年）を作成しているが、それは驚くほど日本政府の基本方針に沿ったものであった。長期経済開発計画は、「この計画の基本目標は、県民がひとしく平和で豊かな生活が享受できるような

---

<sup>209</sup> 沖縄の軍事的機能にとって排他的施政権の保持を絶対条件とする軍部と、日本との友好な関係こそが極東における軍事的な要石である考える国務省との対立・折衝の末に施政権返還が現実的解決として浮かび上がってくる過程については、Prinscilla Clapp “Okinawa Reversion :Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969”『国際政治』第52巻

<sup>210</sup> 福丸馨一「沖縄の地域開発政策の展開過程」『高知論叢』第46号、5頁。

経済社会を創造することにあるが、本県においては、産業基盤および生活基盤の立ちおくれが経済社会の発展の阻害要因となっているので、計画目標を達成するためには、産業基盤、生活基盤等社会資本を本土と同一水準に引きあげなければならない」として、枕には「平和」という語句を盛りつつも、その具体的施策においては、日本政府の方針をなぞるものであった<sup>211</sup>。

日本政府と琉球政府の折衝過程は、復帰と同時に沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発金融公庫法、そして沖縄振興開発特別措置法といういわゆる「開発三法」へと制度化され、島袋純が「沖縄振興開発体制」と呼ぶ、新たな統治を生み出した。

沖縄の自治に関する琉球政府の要求として出された屋良建議書を無視し、拒絶して、代わりに作った沖縄振興開発体制は、新全国総合開発計画の時期に作られたもので、全国総合開発計画の拠点開発方式を沖縄に導入したものである。「国土均衡発展」「格差是正」のための国土開発といえば聞こえはいいが、田中角栄に代表される「利益還元政治」と表裏一体であり、裏を返せば公共事業による利益還元政治そのものである。沖縄振興開発計画の特徴は、沖縄と本土の格差是正を特定の公共事業に投資が集中するようにしたものである。復帰運動の主要な主張、人権・自治・平和が最重要な目的から、格差是正、そしてそのための振興開発こそ最重要だというように問題のすり替えが行われた<sup>212</sup>。

だが問題は、そのような「すり替え」が単に日本政府によって強制されただけでなく、復帰運動の動因と結びついてきた点である。前章までに見てきたように、屋良を首班とする「革新」勢力そのものが、「経済主義的統治方式」の中で構成されてきた。同盟路線の労働運動が公式的に掲げた目標が、「沖縄振興開発体制」を先取りするものであった点については既に述べたが、軍事基地の撤去を表看板に掲げた総評路線においても、復帰後の「自立経済」の構想は似たり寄ったりであったと言える<sup>213</sup>。

---

<sup>211</sup> 「公選首席の実現により、『長期経済開発計画』が策定され、基地のない沖縄という目標が掲げられるに至った。これは戦後 25 年間の米国統治に対する訣別でなければならなかった。即ち沖縄の植民地支配の終焉、地方行財政の圧縮と住民生活の貧困という、『沖縄問題』の全面的解決、基地と施政権の完全返還を求めなければならなかった。しかし『長期計画』の『本土並み』の要望は、『一体化』政策と共通し吸収される政策課題になってしまった」同上、4 頁。

<sup>212</sup> 島袋純『「沖縄振興体制を問う」一壊された自治とその再生に向けて一』法律文化社、2014 年、4 頁。

<sup>213</sup> 総評を介して山中貞則（総理府総務長官）に手渡された県労協の『基本政策に関する復帰要求』（1971 年 3 月 8 日）から、該当箇所を抜いておこう。「七. 沖縄経済開発について」には、次のようにある。「(1)企業中心の経済開発を改め、軍事基地を撤廃し、土地、水、エネルギー、港、道路を県民の手にもどしたうえで、地場産業の振興、中国本土との貿易促進などを基本とした計画をつくり、本土よりの大量資金を投入すること。(2)サトウ、パイナップルについては、甘味資源特別措置法を適用し、価格安定をはかり、農民無視の自由化政策をやめること。(3)琉球政府において民主的に策定された開発計画にもとづき、沖縄の自然を保全し、公害をもたらす企業の進出を行わないこと」（8-9 頁）。総評沖縄対策特別委員会のとりまとめた資料（沖縄県公

もちろん、労働運動も屋良行政府も、「沖縄振興開発体制」を手放しで受け入れていたわけではない。開発三法の制定を積極的に提言していた同盟でさえ、その実際のありかたについては、「その内容は本土政府の各省庁が中心となり、施策の策定がなされる仕組であって、沖縄県の意思と意欲がどこまで反映し実施されるのか、開発機構上の問題として疑問視される」と、一定の批判を出している<sup>214</sup>。だが、いずれにせよ中央政府からの強力な財政移転によって経済開発を強行するという路線の他に、基地経済脱却＝自立経済確立の筋道は描き得なかった。

とはいえ、それは第5章で再論するように「自立経済」という目標そのものに根を持つ問題と言える。先取りして言えば、「自立経済」という言葉それ自体が「経済主義的統治方式」の中で形成されたものであり、「沖縄振興開発体制」は、これを別のかたちに置き換えたものに過ぎないのである。

ともあれ、ひとたび「沖縄振興開発体制」が立ち現れると、労働運動は沖縄戦後史上のメイン・キャストの座から退く。そして復帰後の戦局は、新たな主役が現れるのを待つ間もなのまま、混乱した様相で展開していくことになる。

---

文書館所蔵：R10000161B)より抜粋。項数は同資料通し番号。

<sup>214</sup> 門司亮「沖縄の復帰と今後の方向」『同盟』167号、1972年5月、37頁

## 第4章 「沖縄振興開発体制」の登場と民衆の所在不明

日米両政府ベースで進められる施政権返還交渉に対して、反発がなかったわけではもちろんない。しかし、「反戦復帰」といった復帰運動スローガンや、いわゆる「屋良建議書」<sup>215</sup>を裏切るかたちで復帰が強行されたという、〈沖縄 V.S.日米両政府〉の対決図式は、直感的に理解し易い反面、復帰後の戦局を甚だしく見通しの悪いものにしてしまう。たとえばそのような図式は、復帰が復帰運動に対する裏切りであったならば、復帰後に何故それが何か別の名前で継続されなかったのかという問題を説明できない。

施政権の返還を統治者たちの次元で見れば、「経済主義的統治方式」の限界を「沖縄振興開発体制」によって取り繕うことに他ならない。そこには沖縄の軍事的機能を保全するという意図が貫徹している。その意図を批判することは重要だが、そうすることで復帰運動自体が新たな統治体制への移行の媒介となった点を看過するとなれば問題である。前章までに、「経済主義的統治方式」の一環として労働政策に焦点を当て、それが労働運動に復帰運動の主力を担うだけの資格と実力を付与してきたことを見てきた。労働運動は60年代を通して前進し続けたが、それは同時に、おそらくはその意図に反して、「沖縄振興開発体制」という新しい統治体制を呼び入れる過程に巻き込まれていくことでもあった。

もちろん、そこで決着が着いたわけではない。本章では、前章までの議論を括り、復帰とともに登場した新しい統治体制が、沖縄社会にどのような状況をもたらしたのかを概観する。その上で、そうした状況が必然的に、復帰運動が復帰によって裏切られた後の展望を切り開くための思想的営為を引き寄せることになったことに注目する。

復帰後という時期が研究史上の空白となっていることについては序章に述べた通りである。前章までの議論で見てきたように、それは「沖縄振興開発体制」は、可視的な住民運動の足場を掘り崩すように登場してきたことの結果と言える。これに対して、思想という領域に固有の役割の一つは、現実性についての既存の枠組みそのものへの批判にある。言い換えれば、既存の語彙によって表現することができない——したがって同時代の新聞や公文書等の史料に記述されることもなく、後から復元することもできない——可能性としての現

---

<sup>215</sup> 元々は琉球政府職員有志から成る行政研究会に由来するが、それが琉球政府内部の公式文書化され、屋良に託されたことで「屋良建議書」と呼ばれる。復帰に対する住民意見の代表として扱われるが、屋良のイニシアティブというよりも、官公労、後の自治労のイニシアティブが強く反映されたものである点に注意。起草の意図を、吉元政矩は次のように語っている。「復帰後、自治はどうなるの、それでいいのかと。例えば、沖縄にある今の形です。そして日本政府との間で特別法として、『沖縄三法』ができる。沖縄開発庁ができ、沖縄の現地事務所として沖縄総合事務局ができる。これって、ひょっとすると、琉球政府時代の『高等弁務官』がおって、『アメリカ民政政府』があって、『琉球政府』がある。この構図と同じじゃないのか」。仲地博・江上能義・高良鉄美・前津榮健・佐藤学・島袋純・徳田 博人・照屋寛之・宗前清貞「自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究報告書 (No5) ——沖縄の自治の新たな可能性 (第3回定例研究会議事録)」2004年10月。(<http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/13209>)。

在についての証言である。思想の言葉は、証言一般がそうであるように、文書史料と同じようには扱うことはできないが、ともすれば見慣れない造語で書き残されたかもしれない潜在的な現実のありようを浮かび上がらせる。本章のいま一つの役割は、新しい戦局の中で思想の担った場所を見定めることで、次章以降の議論の導入を図ることである。

#### 第1節 温厚な民族主義者の登場——「革新」戦線の前進と後退

1968年11月、戦後沖縄で初となる主席公選を制したのは、復帰運動の先頭に立ち続けてきた屋良朝苗であった。屋良は沖縄教職員会の出身であり、労働運動全体を票田として抱え、人民党から社会党、社会大衆党まで幅広い支持を集めた「革新」勢力のアイコン的存在であった。「即時無条件復帰」を掲げる屋良が、経済界と日米両政府の手厚い支援のもと「復帰時期尚早」を唱えた西銘順治（復帰後、78年から90年まで沖縄県知事を務める）を破ったことは、復帰運動の一里塚を築く出来事であったことは間違いない。

屋良公選主席の誕生が日米の統治者達を動揺させたことは事実としても、だからといって、そのインパクトを過大に理解することもできない。屋良の勝利は、住民の占領統治体制に対する不満をなるべく小さく見せつつ、できるだけ復帰スケジュールを繰り延べしようとする関心からすれば歓迎されるものではなかった。かといって、瀬長亀次郎が那覇市長選に勝利を収めたことほどの衝撃を与えたわけでもなかった。占領の長期化に伴い、住民側で組織される抵抗運動は徐々にその力量を増していったが、米国とその現地当局の側では、それと共産主義者との関係にある程度相対化して考えるだけの余裕が生まれていた。労働政策の転換に即して見てきたように、一応耳を貸すべき住民の不満の表出と、ただちに鎮圧すべき共産主義者の策動とを区別し、後者を孤立させ、もっぱら前者との間で話を進めるといのが、50年代後半以降の米国沖縄統治の基本方針であった。

その支持母体に共産主義者を含んでいたとしても、屋良本人は分別のある人物として認知されていた。主席公選後、『ニューヨーク・タイムズ』紙では、新しく登場した沖縄住民の代表者としての屋良を、「不屈・情熱の民族主義者（“tough, ardent nationalist”）」と紹介しながらも、周囲の評判を引きながら「保守的な気質（“conservative temperament”）」を持った、「純粋な復帰支持者（“pure reversionist”）」であると補足している<sup>216</sup>。

ランパート高等弁務官のもと、最後の民政官を務めたロバート・A・フィアリー（Robert Appleton Fearey）は、「屋良さんが主席であったことにわれわれは完全に満足していた」とさえ証言している。「彼は左翼の側にあって強力に復帰を求めていた人たちに囲まれていたが、彼自身は穏健な社会主義者だった」し、「保守系の人より諸団体への影響力を持っていたし、抑えがきいた」。そして何より、「屋良氏は決して暴力を認めなかった」からである<sup>217</sup>。

公選の二日後、アンガー高等弁務官（Ferdinand Thomas Unger、任期：66年11月-69年

<sup>216</sup> “A Tough and Dedicated Okinawan: Chobyō Yara,” *New York Times*, Dec 17, 1968.

<sup>217</sup> 宮城悦二郎『施政者たちの証言』ひるぎ社、1998年、177頁。

1月)は屋良を呼び出し、新行政府の局長人事に関する有名な「紳士協定」を結んでいる。

「あなたが局長にどういう人たちを任命されるのか大変気がかりです」と打ち明けたら、屋良さんは私にこういった。「私は紳士としてあなたに約束します。無用な不安をかきたてるような人は任命しません」とね。それで私は「ありがとうございます。私の知りたいのはそれだけです」と礼を言った<sup>218</sup>

ここで両者が斥けようとしているのは、もちろん、共産主義者が琉球政府内に潜り込む事態である。当局はここに、住民からの厚い支持に支えられた「革新」主席を、共産主義に対する防波堤として樹立したのである。「島ぐるみ闘争」から「赤い市長」の登場に至る時期に芽生えた「左翼勢力の似つかわしくないところに左翼勢力を植えつけてしまった」という懸念<sup>219</sup>は、とりあえずは払拭された。勃興する民族主義を共産主義者の手から奪還し、その戦闘的・挑戦的性格を抑え込んだ上で西側陣営に繋ぎ留めるという冷戦期における米国のアジア戦略<sup>220</sup>に照らしても、屋良「革新」主席・県政を擁立し得たことは、まずまず及第点と呼んで差し支えないものだった。

## 第2節 思想闘争の場所

施政権返還は、一方で日米両政府の合作による新たな基地保全の方策と位置づけられる。そこで復帰とは、基地の撤去を求める住民の意思を裏切るかたちで外から押し付けられた出来事であり、近代以来押し付けられてきた他律的な歴史の延長上にある。

だが、こうした評価はともすれば、復帰を全く外的に強いられた処分と捉え、そこに沖縄側から呼応していく動きを無視しかねない。50年代後半からアメリカが模索してきたのは、住民側の自発的な意思に裏打ちされた基地運用体制の安定であり、復帰とは日本という新たな施政権者のもとで、そこに一定の解決を与える術策であった。

---

<sup>218</sup> この「紳士協定」については、別の記録からも裏付けられている。「弁務官は、人民党員の配置が大きな問題と混乱を招くことになると述べ、主要なポストに人民党員を配置しないと約束できるか尋ねた。それに対し屋良は、『不安と混乱を招くようなことはしない』という『紳士協定』を弁務官と結ぶことはできると答えた」。琉球新報編『一条の光(上)一屋良朝苗日誌』琉球新報社、2015年、178頁。

<sup>219</sup> 59年11月1日の米上院外交委員会におけるコンロン協会の委託調査報告より。『戦後資料沖縄』304頁。

<sup>220</sup> アメリカの日本政策、そして、その一環を成す沖縄政策は、世界中に広がる民族主義という名の革命の脅威に対する防波堤の構築という課題に発して策定されてきたことを踏まえておく必要がある。「すでに一九四五年八月の原子爆弾投下以前から、ワシントンの政策形成者たちは中国、東南アジア、日本のそれぞれの野望を巧みに操りながら、どのようにアジアを支配するかを検討していた。ところが、この広大な地域を呑み込むようにして革命的ナショナリズムの波が襲い、日本の降伏以前に予想した事柄はすべて速度を早め、その結果、トルーマン政権は新しい政策の策定を余儀なくされた。ひとたびアメリカは中国周辺部に沿って封じ込め戦略の展開を決定すると、アメリカの官吏たちが呼ぶところの『大三日月地帯』——北海道からパキスタンにまで及ぶ反共諸国からなる防壁帯——の中心的存在として、日本を再建することにした」。マイケル・シャラー『アジアにおける冷戦の起源』木鐸社、1996年、8頁。

60年代の半ばには、日米両政府だけではなく、復帰運動そのものに対する批判が、沖縄内部から現れる。『琉大文学』の周辺から登場した新川明や川満信一、岡本恵徳など、いわゆる反復帰論の系譜に括られる思潮である。一枚岩的に論陣を張るようなグループではなかったが、そこに共通するのは、復帰が既に沖縄にとって無条件に解放の筋道を示すものではなくなくなってしまったという現状の認識と、それにもかかわらず復帰に解放の幻想を重ねることが、過去にも繰り返し訪れた自発的な隷従の道を解放と騙ることになるという焦燥である。

彼らにしてみれば、沖縄返還という課題が日米同盟再編強化のレールに乗って本格的に動き出す事態に対し、根本的に批判的であるべき「革新」陣営——とりわけかつて沖縄解放闘争の前衛を担った人民党が、愚痴を溢しながらも迎合していく有様は、近代以来の日本国家への同化志向を彷彿とさせるものだった。復帰運動は自ら表の看板に掲げる反基地運動というよりも、新たな基地管理体制の補完へ向かっていくように見えた。そのような立場から、教職員会や労働運動の支持に支えられた紛れもない「革新」のホープ屋良に対して、反復帰を掲げて舌鋒鋭く批判が浴びせられたのである。

たとえば新川は、「革新」陣営から繰り出される中央政府批判を受けるかたちで、「日本の沖縄に対するいかなる歴史も、沖縄の立場を考え、沖縄の意思にそうかたちでなされたものでなかったことは、歴史をひもとけば一日のうちに明らかであり、動かすことのできない事実である」と述べる<sup>221</sup>。だが、すぐに続けていわく、「そのことをもって怒り、日本を告発することだけでは、何の意味もなく、力にもなり得ないこともまた動かしがたい」<sup>222</sup>。復帰を拒絶する根拠を沖縄の内部に真剣に掘り下げない限り、如何なる日本批判も現状肯定の上に吐かれる愚痴に過ぎない。そればかりか、日本が沖縄を繰り返し踏みつけてきたという事実のみを強調することは、それに対して沖縄の側から呼応するモーメントが歴史上常に存在してきたという事実を否認することに他ならない。そのようにして新川は、復帰が「沖縄振興開発体制」という新たな統治を呼び込もうとする間隙を『『あるべき日本』』というかたちでの国家幻想にもとづく『差別なき復帰』という思考によって埋め合わせようとする一切の幻想に対して、「拒絶の論理」を突き付ける。

「差別なき復帰」という言葉に代表される思念は、すなわち「他府県並み」であり、「格差是正」という経済要求である。そのことが心然的に体制順応を志向することは、すでに「革新」的大衆基盤によって生み出された屋良行政府の過去一年半の歩みをかえりみれば明らかなことであろう。みずからの意志を無視されるものによって課されていることは、強固なる「拒絶の論理」をどれだけみずからの中に深め

---

<sup>221</sup> 新川明「沖縄の思想的課題とは何か」沖縄研究会編『沖縄解放への視角』田畑書店、1971年、31頁。

<sup>222</sup> 同上、32頁。

うるかということではない。さらにまた押しつけられた「処分」の歴史を書きかえる思想と行動も、鋭い「拒絶の論理」のなかからのみ生みだされてくるといえるだろう<sup>223</sup>。

「拒絶の論理」とは、復帰運動が新たな統治体制の中に溶け込んでいく筋道に、幻想の意識化という切断面を挿入することに他ならない。だが、ここには既に、次なる課題が提出されている。「強固なる『拒絶の論理』をどれだけみずからの中に深めうるか」。すなわち、何を根拠に復帰を「拒絶」するということか。新川はとりあえず歴史を遡り、日本に対する「異族」としての沖縄を発見しようとする。それは日本と沖縄の同一民族であることを根拠とする復帰を論理的に否定する試みと言える。教職員達が精を出した国民教育運動へのアンチであり、日琉同祖論を唱えた「沖縄学の父」伊波普猷の思想を乗り越え、沖縄の思想を自立させること。それが新川にとっての「沖縄の思想的課題」であった。

しかし、新川の設定した課題は、論壇に注意を向ける一部の知識人層の間で共有されるに留まった。復帰運動の掲げる同一民族という幻想に対して、異民族としての沖縄を対置するという基本的なポイントについて言えば、それほど難渋な議論というわけではない。おそらく問題は、経済に関わる身も蓋もない話が伏せられている点にある。新川と並んで反復帰の立場を代表する川満信一は、この点に関わって率直に、「教職員会や官公労の中には思想的にもかなり急進的な少数の下部組合員がいることはたしかだが、総体としては“復帰”の大義名分にかくれた生活者の私欲が強い」と一喝し、「教職員会の国民教育といい、民族の誇りといい、そこにはおよそベトナム解放戦線においてみられる民族解放の思想的質とははなはだ異なったものしかなかった」と述べている<sup>224</sup>。復帰運動の主力を担った教職員会を含めた公共部門の労働運動が、その既得権益を放棄してでも「沖縄の民衆の欲するところへ自らを押し出していくという自己否定の思想を深化し得るか、疑問とするところである」と<sup>225</sup>。

だが、「民衆」の名を騙る「革新」という批判は、当の「民衆」をどこに見出し得るのかという問いの前で、やはり立ち止まる。全てを日米の統治者に帰するのも行き過ぎだが、かといって、それを沖縄内部の特権階層に帰するも行き過ぎだろう。真正な民衆を想定して、それに対する裏切り者を探し出すことへの切迫は、立ち上がるはずの民衆が力なくうなだれているように見えることに対する焦燥の裏返しである。

同時期に書かれた関広延の沖縄レポートを引いて、この点を補足してみたい。復帰が既定路線として確立される直前の68年、沖縄教職員会への密着取材に基づき、関は達観したように次のように述べていた。

教師たちは、沖縄でも本土でも、学究の徒でもあり、ヒューマニストでもあり――

<sup>223</sup> 同上、32-33頁。

<sup>224</sup> 川満信一『沖縄発一復帰運動から四〇年』世界書院、2010年、71頁。

<sup>225</sup> 同上。

また、それぞれエゴイスチックでもあり、出世も考え、収入も多い方がいいと思っている [中略] 本来、労働組合運動とか県民運動とか——一般民主主義運動は、エゴイスト、出世主義者、経済主義者…等々をふくめた運動であるのだ。人びとのエゴイスチックな心をもふくめて組織できない運動はしょせん、現実になんの影響もあたええない少数者の運動にしかならないのだ<sup>226</sup>。

「それぞれエゴイスチックでもあり、出世も考え、収入も多い方がいいと思っている」民衆に対して、誰がヘゲモニーを獲得するのか。そこに関は運動論的課題を設定している。関の眼から見てアメリカの繰り出す「経済主義的統治方式」を出し抜きつつあるように思われた復帰運動は、しかし、「沖縄振興開発体制」に対して、どう切り結んだのだろうか。

### 第3節 労働運動の退場

#### 復帰後の労働経済の概況

復帰を潜り抜けた後も、相変わらず沖縄は基地との共存を強いられ続けた。だが大きく変わったのは、これに対する反発が、全島的な運動にまで組織されることがなくなったということである。その最大の理由は、労働運動の停滞に求められる。沖縄タイムス社の編集した『あすへの選択』は、70年代を総括して次のように描いている。

復帰前、県内が赤旗で埋まるような観さえあったエネルギーはどこへ消えてしまったのだろうか。あの大衆運動のすべてといってもいいほどだった労働組合。今はほとんど動員力もきかず、すっかり迫力も失った。かつて復帰闘争という共通の目標に結集した組合員たちが、ぬるま湯的な公務員労働者、クビ切り不安にあえぐ軍労働者、倒産におびえる中小民間労働者、そして解雇などによる多くの失業者と四つに分かれている<sup>227</sup>。

既述の通り、米軍は復帰の前後期に大量の人員整理を強行する。68年の4万1千人をピークに、復帰直前期より毎年数千人ずつ削減し続け、73年にはおよそ半減して2万1千人、さらに78年にはその三分の一の7千人にまで雇用能力を低下させる。かつて農村から吸い上げた軍作業員を、今度は失業者として労働市場に吐き出したのである<sup>228</sup>。しかし、帰るべき農村はもはや存在しない。68年に12万8千人いた第一次産業従事者は、78年までに6万4千人と半減することになる<sup>229</sup>。

引用文中に言うように、復帰に伴って構成された膨大な産業予備軍の存在が軍部門だけ

<sup>226</sup> 関広延『沖縄教職員会』三一書房、1968年、16頁。

<sup>227</sup> 『あすへの選択(上)』沖縄タイムス社、1979年、85-86頁。

<sup>228</sup> 「産業別就業者数」(『沖縄県労働史・別巻(資料編)』1994年637-638頁)。

<sup>229</sup> 同上。

ではなく製造業、卸・小売り・サービス業といった民間部門をも脅かすなか<sup>230</sup>、公共部門だけが盤石の雇用を維持した。予期されていた失業問題に対し、琉球政府（沖縄県）は日本政府とも協働して再教育・県内外での就労斡旋等で対応を試みるも、成果は挙がらなかった。

軍離職者に対する本土企業の引きは強く、「本土への労働力流出、労働力過疎化」さえ懸念されていたにもかかわらず<sup>231</sup>、当の求職者自身に県外就労への希望は弱く<sup>232</sup>、結果としてサービス業・建設業・卸・小売り部門に滞留した。68年に3万6千人の雇用を支えていた建設業は78年時点で5万8千人へと拡大、卸・小売りおよびサービス業も同じ期間にそれぞれ7万5千→9万9千、5万6千→8万8千人と、大きく拡大する<sup>233</sup>。

これらの零細かつ流動的な産業部門と非正規・臨時雇用形態の拡大は、組合組織率の低下の要因としてしばしば指摘される<sup>234</sup>。これこそ、「沖縄振興開発体制」が労働の分野にもたらした帰結に他ならない。復帰後の急激な産業構造の再編の背景には、占領期には享受し得なかった中央政府からの強力な財政移転が存在している。復帰を境に沖縄経済の対外受け取り構造は激変する。1970年には対外受取の39.5%を占めた軍関係収入（軍雇用者賃金・軍用地料・軍人軍属消費）は72年に20.9%と半減するのに対し、財政収入は13.7%から44.7%と三倍強の伸びを示し、これに取って代わった<sup>235</sup>。復帰は経済構造そのものを基地依存から財政依存へと作り変えた。強力に組織された軍関係労働者を一般労働市場に放出したうえ、国家財政依存的な産業部門に再吸収することで、労働戦線を攪乱することになったのである。そのように復帰後の労働運動は、高失業率と不安定な雇用の増加を背景として、全体としての組織率そのものを低下させていく。

だが、最も重要な点は、復帰が本土との民生上の「格差是正」の約束を一定程度果たしたことだろう。宮本憲一はこの点について冷静に、「怨念だけで現状分析を怠ってはならない」と釘を指している<sup>236</sup>。県民所得は71年度を基準にみた場合、76年度までに実質1.5倍の伸びを示し、全国一の増大率をキープした。流出さえ危惧された人口は、想定をはるかに超えて増大し（同、約10万増）、前述した通り高失業率が問題になるほどだった。生活・産業関連インフラ共々、占領期には考えられないほどに改善された。だが、宮本はこの成果を評価しない。

---

<sup>230</sup> 「沖縄経済はもともとそこが浅いうえに、七二年復帰をひかえて、沖縄の各企業は、基地収入の減少や通貨の切りかえなどの経済変動をみこして設備投資をさしひかえる一方、生産性向上のための少数精鋭主義をとりつつあるため、新規採用は極力おさえる方針をとっている」。工藤邦彦「沖縄の就職・離職構造」『月刊労働問題』1970年4月号、79頁。

<sup>231</sup> 「強まる労働力の流出——労働局食い止めに努力」『琉球新報』1970年1月1日。

<sup>232</sup> 「労働者に求人殺到——“軍離職者引き受けたい”」『琉球新報』1970年1月1日。

<sup>233</sup> 前掲「産業別就業者数」。

<sup>234</sup> 仲宗根栄一「労使関係と賃銀の実態」島袋嘉昌編著『戦後沖縄の企業経営』中央経済社、1982年、105-107頁。

<sup>235</sup> 嘉数啓「軍縮の条件と沖縄（コメント）」日本平和学会編『沖縄—平和と自律の展望』早稲田大学出版部、1980年、25-29頁。

<sup>236</sup> 49頁。

GNP主義者からみれば、空前の成功ともいえるような沖縄開発が失敗に終わったと評価されるのは、「沖縄の心」がふみにじられたためであった。とくに、もっとも重大な、致命的な問題は基地の残存再編成である<sup>237</sup>。

紛れもなく良心的な批判ではあるが、『沖縄の心』がふみにじられた」というレトリックは、やはり、復帰後の戦局の厳しさを曖昧にし兼ねない。宮本は復帰後の開発政策を経済的側面に限って一定程度評価する。しかし、それこそ基地機能の保全という目的に準じて新たに確立された「沖縄振興開発体制」の作用なのであり、開発と基地問題とを切り分けて評価することはできない。そして、この新しい制度が、労働運動の動因を吸収し、それによって往年の対立関係に解決をもたらすことを企図したものであったとするならば、「沖縄の心」を一方向的に「ふみつけられた」と言うだけでは不十分である。復帰後を展望しようとするならば、「沖縄の心」にこそメスを入れる必要がある<sup>238</sup>。

### 新しい運動形態の登場とその困難

本稿の前半に見たように、占領統治機構の欠陥にこそ、労働の分野で生じる矛盾を施政権の所在の問題へと転化させ、「復帰闘争という共通の目標に結集」させる条件が存していたのだとすれば、復帰に伴って「大衆運動のすべてといてもいいほどだった労働組合」が姿を消すことは、必然の成り行きとも言えるかもしれない。基地の安定的運用に関心を寄せる統治者にしてみれば、何をそんなに焦ることがあるのかと訝るだろう——復帰運動はそもそも反基地・反軍闘争などではなかったのだから。住民は「豊かな復帰」を手に入れ、日米は盤石な基地-沖縄を手に入れた。すべては収まるべきところに収まったのだ、と。もっとも、そのような予定調和的なシナリオが自由労連と日本政府の手助けを得つつ、なんとか維持されてきたものに過ぎないことについては、前章までに述べてきた通りである。

それを必然とは考えない人々による抵抗は、既存の組合の中にも、また大規模な組織的動員に抛らず草の根のネットワークによって運動の持続を目指す試みの中でも継続された。官公労・教職員会から転じた自治労・教職員組合等、公共部門の労働運動は、まとまった戦力として「革新」勢力の中核に留まった。また復帰後には、『琉球弧の住民運動』をはじめ、様々なミニコミ誌が発行され、ネットワーク状の住民運動が展開されるようになった。占領期とはまた異なる様相で運動が継続されたことの意義を否定するつもりはさらさらない。しかしながら、その背景には、復帰運動に比類するような大衆の組織的動員の基盤の喪失という事情が存在していることを看過すべきではない。一つの塊としての労働運動というアクターは、占領期においてさえ必ずしも一枚岩とは言い難かったものの、復帰を境として全く想定し得ないものとなってしまった。

---

<sup>237</sup> 同上。

<sup>238</sup> 来間泰男はこの点について、宮本の分析そのものには大筋同意しながらも、国が県に押し付けた問題を、「県は自らそのように突き進んでいるように見える」として自省的な課題設定へと置き直している（『沖縄経済論批判』日本経済評論社、1990年、116頁）。

復帰後の経済自立の構想として打ち出されたアルミ・精油関係産業は、公害問題等の新たな課題を住民の前に提起した。復帰後、新しく運動の担い手となったのは、巨大な動員力を持つ労働組合ではなく、機関紙『琉球弧の住民運動』をハブとする緩やかなネットワーク状の住民組織であった。この新しい運動の中でも、労働運動はどこにいったのかという問いが繰り返し発せられた。たとえば屋良県政のもと、復帰後の沖縄経済の柱の一つとして打ち出された CTS=石油備蓄基地建設に対し、その自然環境への破壊的影響を訴え、反対運動を展開してきた住民運動組織「金武湾を守る会」と、そのバックアップを目的として知識人を中心に組織された「CTS 闘争を被遂げる会」の結成に至る経緯について、後者の世話人を務めた新崎盛暉は次のように語っている。

私たちが「拓げる会」を結成せざるを得なかったのは、「守る会」が第一回の漁民を原告とする訴訟を提起しようとした時、労働組合などの団体が、守る会の側に立ってきちんとそういう問題提起をうけとめようとしなかった。むしろ、訴訟が提起されたら革新県政を窮地におとし入れるのではないかと逃げ腰であった。そういう情勢であったればこそ、私たちは、「守る会」をバックアップしてできるだけことはやっていこう、ということで会を組織し、微力ながら守る会のバックアップと多少の独自の運動をやってきたわけです<sup>239</sup>。

革新県政を守るという主張と、それが「沖縄崩壊の危機」<sup>240</sup>を招くという主張とが対立するこの奇妙な構図は、だが、復帰後に突如訪れた問題ではなく、ある意味では占領期において既に予見された事態であった。先に述べたように、復帰後、民衆の関心は経済的な「格差是正」という点に集中し、「基地問題」は後景に退いてしまった。それは占領期において目指された統治が、復帰によって完成されたことの一つの帰結なのであり、復帰運動はそれを阻止するどころか、結果的には登場を媒介する動因として吸引されてしまったのである。

### 国場幸太郎のリバイバル

こうした事態は、およそ 10 年前に国場が予見していたであろう日米の「集团的植民地主

---

<sup>239</sup> 新崎盛暉「反CTS闘争の発展を願って」『琉球弧の住民運動』第4号（1978年4月13日）2頁（復刻版所収、61頁）。

<sup>240</sup> 「沖縄崩壊の危機」というフレーズは、復帰後の乱開発による沖縄の風土の破壊を直接的に指示する表現であると同時に、沖縄を代表して立った屋良に対する、あるいは屋良自身の、「こんなはずでは」という困惑の表現とも読める。復帰後の平和産業としてCTS誘致を推し進めた平安座島をめぐる、次の記述を見よ。「過疎を食い止め、郷土にいぶきを――と積極的に開発に取り組んできた村、県は思わぬ住民からの大反撃に困惑の色を隠せず、ついに裁判闘争にまで発展した。一方、県文化財審議会も文化財保護の立場から乱開発を目指す屋良県政は一段と苦悩の色を濃くしている。こうした反公害闘争の盛り上がる中で、工業化による豊かな生活を目指し、島の六分の五を手放し、緑のかわりに巨大な石油タンク群に取り囲まれた平安座島や宮城島周辺の離島は公害の禍にまきこまれた」。沖縄の文化と自然を守る十人委員会『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社、1976年、122-123頁。

義」へと沖縄が没入していく事態に他ならない。だからこそ同じ警句が繰り返される。先に言及した『琉大文学』の同人たちは、国場と直接の師弟関係にあり、反復帰論はその問題意識を引き継ぐものでもあった<sup>241</sup>。たとえば琉大在学当時、国場の「鉄砲玉」として非合法共産党の活動に深く関わった川満は、『情況』1969年8月号に発表された論考の中で、次のように総括していた。

祖国復帰は、六〇年安保闘争以前、すなわち日本人民が体制変革の可能性を印象づけていた時点においてこそ沖縄の民衆の思想と不離一体だったのであり、それ以後は民衆のほんとの思想とは相容れないものに変っていったのだ[中略]沖縄内での民族解放闘争が完結しても、そこではなにものも解決されたことにはならないのである。つまり民族主義を基幹とする復帰運動は屋良政権の確立によって結着をつけられたとあってよい。残念ながら、沖縄の闘いが本土の人民に先取りされず、体制側が先手を打ってアジア軍事同盟への布石として、“沖縄返還”をスケジュールにのせてきている以上、沖縄の闘争はこれまでの民族主義を払拭し、新たな地点へ自らを押し出さざるを得ない情勢に直面している<sup>242</sup>。

「民族主義を払拭し、新たな地点へ自らを押し出さざるを得ない」との一節は、一般的な民族主義批判であるよりも、国場の問題設定の延長線上に読まれなければならない。そこには、次なる戦線の再設定という課題と、それが復帰運動の中では果たされなかったことへの悔恨とが伴っている。

復帰前後期から開始される新川や川満らの「思想闘争」は、占領期においては顧みられることなく放棄された国場のヴィジョンを再生させる試みに他ならなかった<sup>243</sup>。彼らにしてみれば、巨大外資の導入による石油精製・アルミ関連産業振興を復帰後の経済自立構想として打ち上げる「平和産業論」という代償を払って掲げられた「反戦復帰」のスローガンは、10年前に国場が設定した戦線からはるかに後退した地点から、新たに戦端を開く必要を痛感させるものだったに違いない。そして国場にとってもそうであったように、川満や新川らにとっても、闘う沖縄民衆を探し出すことは、手探りで透明人間を見つけ出すような困難な作業だった。

---

<sup>241</sup> 反復帰論の代表的論客として知られる新川明も、自らの思想形成における国場の影響を繰り返し語っている。「おそらく今日なお、国場が沖縄の党に所属していたならば、あるいはそのような国場を、みずからのうちに許容し得る革命への豊かな構想力＝前衛性をその党が持ち得ていたならば、沖縄における人民解放闘争は、かなり異なった相貌を持ち得ていたことは間違いない」。新川明『反国家の凶区』現代評論社、1971年、68-70・278-81・306-07・330頁

<sup>242</sup> 川満信一、前掲書、40-41頁。

<sup>243</sup> 99年、「東アジアの冷戦と国家テロリズム」のために来沖した国場は、酒の席で「〔川満の〕沖縄自立論は民衆運動の積み重ねを嘲笑するポストモダンの傾向だと面と向かって批判」したという。川満は「ぼくは国場さんに教わったことをやってきたつもりなのに、あなたのような人がそんないい加減な批判をしてはダメだ」と返している。「ポスト『島ぐるみ闘争』の思想戦」森他編前掲『あま世へ』29頁。

ところで、そのような作業はいわゆる反復帰論の文脈の中でのみ引き継がれたわけではなかった。歴史を担うべき沖縄民衆を見出すという課題は、復帰後、様々な立場の論者に共有されていく。だが、その姿に如何なる表現を与えるのかという地点に至って、ことごとく相対立する立場へと別れていく。次章以降に試みるのは、論壇上のマッピングにおいては喧々諤々あるいは個々ばらばらに点在する人々の言葉を、「誰」が沖縄史を担うのかという問い、あるいは歴史の主語＝主体になるべき「われわれ＝沖縄」とは何者かという自問の上に、重ね合わせていくことである。

## 第5章 論壇の騒乱——歴史の自律をめぐる論争と経済自立論

沖縄の近現代史は、自らを律することができず、外からの強いられた力によって歩まされてきたという、他律性を基調としている。琉球処分とともに近代を迎え、沖縄戦によってその破産を突き付けられ、そして占領と基地と共に戦後を歩んできた沖縄にとって、歴史は常に外的な力によって押し付けられるものであった。そうした他律性が、沖縄の歴史を語る全ての試みの上に影を落としている。復帰が「幻想」・「敗北」として語られるのは、その後に軍隊の駐留を許したというためだけではなく、こうした歴史の他律性に根を持っている。自律的な歴史への飛躍として描き出されてきた復帰を潜ってもなお、他律的な歴史の中に自らを発見して、多くの者がそれを「幻想」・「敗北」として語ったのだ。「基地」とは、そのように沖縄史にまわりついて離れない宿命的な他律性の具象に他ならない。

また、それゆえに沖縄の歴史は、いかにすれば他律的な歴史を脱し、自律的な歴史へと飛び移ることができるのかという問いから書き起こされることになる。沖縄史叙述の起点には、明示されずとも常にそうした問いが据えられている。復帰を敢えて「幻想」・「敗北」として了解することは、運命的に押し付けられてきた他律的な歴史から身を起すための問いの始まりでもある。

本章で考えたいのは、そうした作業としての歴史叙述そのものが、沖縄戦後史の上でどのような場所を占めるのかということである。ひらたく言えば沖縄史学史ということになるが、それは沖縄戦後史の文脈から遊離した学説史研究ではない。以下に取り上げる文章の多くは、復帰という契機をめぐる書かれている。すなわち、自律的な歴史のスプリング・ボードとなるべき復帰が、相も変わらず押し付けられた歴史の継続でしかなかったという、受け入れがたい事実を見つめながら書かれた文章である。同時に、それらは宿命づけられた歴史からの離脱の可能性をめぐる書かれた文章でもある。復帰は、それに対する反発や諦念をもたらしただけではなく、自らに向けた問いの起点ともなった。

本章および次章では、一見関係の薄い三つの論争を順に取り上げ、これらを自-問の展開として読み直していく。三つの論争とは、第一に、近代史研究の分野における琉球処分及び旧慣期の評価をめぐる歴史論争であり、第二に、日本との関係において、復帰後の沖縄をどう位置づけるのかをめぐる沖縄経済自立論議と呼ばれる経済論争であり、第三に、これら二つの論争の延長線上にありながらも、もっぱら安保論争として展開された「沖縄イニシアティブ」論争である。

歴史、経済、安全保障と、それぞればらばらの分野で展開されてきた論争であるために見落とされがちではあるが、これらの論争は、時期的に重複・連続するばかりではなく、その根幹に同じ一つの問いを共有している。すなわち、復帰運動以来その姿を見せない沖縄の民衆は、どこへ行ってしまったのか。自律的な歴史を担うはずの主体を、どこに探し求めれば良いのだろうか。もちろん、民衆は相変わらず沖縄に暮らしているのだが、知識人達の眼に

映るその姿は、復帰を潜ってすっかりエネルギーの表出先を見失い、虚脱感に沈んでいるように見えた。

三つの論争は、見失われた歴史の主人公の所在をめぐって錯綜する。そして予め結論を先取りしておけば、いずれの論争においても、誰も正解を導き出すことはできない。だが、もとより正解を求めてこれらの論争を振り返るのではない。議論の焦点は、論争の中に生じる解決できそうもない対立や矛盾にこそ置かれている。そして各々の論争の臨界において、「自律」・「自立」・「主体化」の方策をめぐる議論は、その主語に想定された「沖縄」とは何かという問いへと反転する。それらの様々な、相互に矛盾さえする相貌を浮かび上がらせることが、以下の議論の目的である。

### 第1節 沖縄戦後史の中の琉球処分論争

#### 科学／政治の緊張関係とその和解——民族統一の歴史というフォーマット

1960年代の後半、つまり復帰が公式に日米外交交渉の議題に挙げられる時期は、戦後沖縄史学史における一つの興隆期として知られる。この時期にあって最も注目を集めた主題は、1879年の琉球処分である。武力を以て琉球藩を廃し、沖縄県として日本国家の版図に編入した出来事であり、今でも沖縄側の意思を顧みない日本政府の処遇を非難する際、一種のメタファーとして参照される。

同時代的状況と歴史研究の主題とが重なってくる点については今も昔も変わらない。過去に遡って琉球処分の意味を問うことは、現代史上における復帰を如何なる契機として位置づけるのか、あるいは、その実現に向けた復帰運動がいかなる使命を帯びて展開されなければならないのか、そうした問いと重なりあっていた。

この時期の歴史研究についていま一つ留意したいのは、そのような同時代的な問題関心と、それが科学であるということとの緊張関係である。過去の究明は先験主義を排してこそ現局面の課題をクリアにするというスタンス——少なくともそのような建前が、上述のような問いに予め解答を用意して臨む態度を戒めた。だが実際には、政治に対する研究の自律性の想定は、しばしば脅かされることになる。

さて、琉球処分の歴史的評価をめぐる論議の中心的な軸となってきたのは、これに対する「近代的民族統一」という規定の如何である。日本を単位とする近代史叙述に沖縄を定置する上で、これが最初の論点を形成する。琉球処分はまず民族統一の契機として設定され、次いで、それは如何なる意味における民族統一なのか、という論点へ派生していく。

戦後日本近代史研究の中で、最初に近代的民族統一として琉球処分に言及したのは、井上清らによる『日本近代史』（合同新書、1955年）と言われる<sup>244</sup>。同書において、琉球処分は「日本の資本主義が発達し、日本が近代国家として発展していくにつれて、おそかれ早かれ琉球との統一は必然的に起こることであった」と、さしあたり日本史と沖縄史が合流する筋

<sup>244</sup> 新里恵二「解説」新里恵二編『沖縄文化論叢（第一巻）歴史編』平凡社、1972年、41頁。

道として民族統一の用語が設定されるが、続けて「天皇制政府の併合のしかたは、自然な民族的統一ではなく侵略的であった」とされ、「侵略的民族統一」でも言うべき規定が与えられる。

井上の与えた「侵略的」という形容は、「近代的民族統一」という用語が本来的に持つべき内容——質的にも統一された国内市場への包摂——を欠いていた点に求められる。「琉球藩の日本政府に対する負担をゆるくするだけでなく、藩人民の負担もゆるめ、琉球にも商品生産・流通を発展させるよう藩庁を指導し、日・琉人民の経済・文化の結びつきを強めることで、無理なく民族統合を達成するという道も、当時、客観的にはありえたのである」<sup>245</sup>。ところが、琉球処分に臨む明治政府の態度には、経済的・政治的・文化的に、沖縄の同質化を進めようという意思は見られない。その後30年に渡って続く旧慣期がこうした評価を裏書きするだろう。そのように井上は、民族統一という筋道そのものをしっかりと確保しつつも、政治的・経済的従属関係の継続という点において、琉球処分を未だ道の途上と位置づけたのである。

「侵略的民族統一」という規定に対しては、琉球処分の肯定的側面を過小評価している点について、新里恵二らから批判が加えられた。この時期の琉球処分をめぐる論議は、純粋に歴史上の規定を問題としているわけではない。その背景には、米軍の占領下に置かれた沖縄の未来をどう描くのかという同時代的な関心が存在している。

50年代初頭の現地沖縄においては、社会大衆党や人民党が日本への復帰を公然の目標に掲げ、現状の打開を求める住民の支持を集めつつあった。琉球処分を日本による他国の侵略とし、沖縄人が日本人と異なる民族であると規定することは、沖縄が日本に復帰する根拠に差し障る<sup>246</sup>。独立国家を持った過去への言及や、国内における少数民族的な取り扱いを受けていたといった過去の深堀は、現状の維持に利益を見出す者の好むところであり、その意図にかかわらず米軍統治の正当化に与してしまうとして、進歩的な雑誌を手にするような知識人たちの間でも忌避される傾向にあった<sup>247</sup>。かつての琉球処分に対する評価は、それが住民にとって肯定的に作用したか、あるいは否定的意味を持つものであったかという点で紛糾したが、それは論争の展開される同時代において、復帰をどのように評価するのかと

---

<sup>245</sup> 井上清 「琉球処分とその後」新里恵二編前掲『沖縄文化論叢』431頁。

<sup>246</sup> カイロ宣言（1943年）の文言をなぞれば、朝鮮や台湾、満州の解放と「日本国は暴力及び貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」とあり、琉球処分を「日本国の略取」であると言ってしまうと、沖縄が日本に復帰する根拠は失われる。小熊英二『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』547-548頁。

<sup>247</sup> だからこそ、侵略的性格を強調する井上も「現在、不当に日本から奪いとられて、アメリカの軍事基地とされている沖縄県が、日本国の切り離すことのできない領土であり、アメリカに支配され〈植民地的圧制下〉におかれている沖縄県民が、日本民族の不可分一体の同胞であることには、一点の疑いもない」との注釈から論を起さなければならなかった。井上前掲「琉球処分とその後」421頁。

いう論点に重なっていたのである<sup>248</sup>。

とはいえ、幾度かの応酬の過程で、両者の立場は徐々に接近していった。新里は「井上の持説である『侵略的統一論』は、従来誰も指摘しなかった琉球処分のマイナスの側面を指摘し、研究者たちの問題意識を刺激した功績は大きかった」として、琉球処分に対する過大評価を自己批判し、「侵略的」とは言わないまでも、「非民主的な統一」<sup>249</sup>、あるいは「上からの民族統一」<sup>250</sup>として自身の規定に反映させていった。また、井上も支配・被支配階級の区別を琉球処分評価に反映させるべきであったとして、部分的に新里らの批判を容れつつ、「日本の併合のしかたは自然な民族統一ではなかったが、その歴史的方向にまったく反するということではなかった。それゆえ、わたくしはこれを『侵略的統一』と、いまもなお呼ぶのである」として、侵略的性格については留保しつつもあくまで「民族統一」としての規定を確認することで、譲歩・折衷的な構えを取った<sup>251</sup>。

如何なる民族統一かという争点をめぐる新里-井上間での論議は、そのように徐々に収束へと向かっていった。両者は、琉球処分に対して当初与えた評価のズレにもかかわらず、これを復帰という未来の課題を浮き彫りにしていくという視点を共有していた。つまり琉球処分の評価について、刻々と変化する復帰をめぐる情勢に対応するだけの余地を残していた。琉球処分論争においては、過去の事実の究明と、現状打破のアジテーションとがシームレスに続いていくのであり、前者において反目し合う者たちも、往々にして、後者のアジテーションにおいては共に唱和することができるのである。新里らに加勢して井上批判に加わった遠山茂樹は、57年の「明治初年の琉球問題」で、こうしたフォーマットを鮮明にしている。

それならば琉球の日本帰属は、日本の併呑＝侵略と評価するだけですますことができるのか、やはり日本の民族的統一の一環としての側面をも持っていたのではなかったか。本来であれば琉球民衆がその専制政府を打倒することにおいて、日本民衆に結合すべきものだった[中略]そのなすべくして果せなかった任務がようや

---

<sup>248</sup> 後述する沖縄歴史研究会の金城正篤と西里喜行も次のように述べる。「『琉球処分』の評価をめぐる論争の一つの争点は、日本の近代的民族統一のありかたをめぐる問題であった。すなわち、明治政府のもとへの沖縄の『統一』のしかたを『侵略的』（井上清）とみるか、『非民主的』（新里恵二）とするか、また下村氏のように沖縄はすくなくとも一七世紀以来島津の『所領』であったから、日本の近代的民族統一の過程でのひとつのできごとであって、それじたい『進歩的』であったとして何のまよいもなく『処分』を是認する見方に立つか、いずれにしても『琉球処分』の評価をめぐる論争で、『民族統一』の問題が一つの論点として提起されてきたのは、サンフランシスコ条約第三条によって沖縄が日本の施政権から分離され、日本が民族的に分断されている現実にねざしていたのである」。「『沖縄歴史』研究の現状と問題点」『歴史学研究』357号（1970年2月）50頁。

<sup>249</sup> 比嘉春潮・霜多正次・新里恵二『沖縄』岩波新書。

<sup>250</sup> 新里恵二『沖縄史を考える』勁草書房、1970年、331-332頁

<sup>251</sup> 井上前掲「琉球処分とその後」431頁。

く七十年後の今日、私共の前に提出されているのではないか<sup>252</sup>。

新里はこの一節を含む遠山の論考を「琉球処分論争のエッセンスを要約したとでも評すべきもので、そこには琉球処分の歴史研究の上で論議すべき課題がすべて提示されていた」と評しているが、それは単に琉球処分論争の論点をコンパクトにまとめたからというよりも、論争の落としどころを予め提示するものであったという事実も関わっているだろう。琉球処分に対する歴史的評価のバリエーションは、対米属国的地位を脱した日本民族としての独立と、その前提条件となる日本民族の統一＝祖国復帰という、同時代に通用するアジテーションに接続できれば、深刻な断絶に立ち至ることはない。眼前に復帰運動を展開する民衆がさしあたり民族統一の歴史の上を歩んでいるのなら、それで良いのである。

だからと言って、琉球処分に対する歴史学的究明が、常に予定調和的なアジテーションに科学的装飾を与えることだけを目的としたとは考えないでおきたい。歴史学そのものが戦後史上に占めた意味が真に問われるのは、そのようなアジテーションが停止する局面においてである。

### 沖縄近代史研究ブーム

1950年代後半に展開された琉球処分論争は、1960年代後半にフェイズを変えつつ再開される。そこには二つの契機がある。第一に、沖縄史を担う新しい世代が登場する。日本本土で学んだ若手の研究者を中心に沖縄歴史研究会が結成され、70年に『近代沖縄の歴史と民衆』に結実する共同研究の基盤が作り出された。沖縄歴史研究会のメンバーの多くは、同時期に始まる『沖縄県史』の編纂事業（65年～77年）に執筆者として参画することになる。沖縄歴史研究会と『沖縄県史』編纂事業とは、新しい世代の沖縄史研究者に研鑽と活躍の機会を与え、沖縄史料編集所という研究拠点・交流のハブを用意することで、沖縄歴史研究の転換期を呼び込んだ<sup>253</sup>。24巻全編が近代史から成る『沖縄県史』と『近代沖縄の歴史と民衆』は、以後の沖縄近代史研究の基礎として参照される業績であるが、同時に60年代後半を生きた沖縄歴史研究者の同時代的な証言とも読める。

いま一つの契機は、佐藤栄作政権の発足とともに、施政権返還交渉が日米外交の議題に挙げられたことである。ただし、本稿の前段に見ておいたように、それは基地沖縄の保全の方策として、なし崩しに展開していった。民族統一の歴史の完遂として語られた復帰は、その実現の目途が立つ頃に至って、いつか来た琉球処分への道として語られるようになってい

<sup>252</sup> 遠山茂樹「明治初年の琉球問題」『歴史評論』1957年2月号、42頁。

<sup>253</sup> 後段に登場する安良城盛昭は「『沖縄県史』刊行の意義と残された課題」の中で、『県史』編纂事業が企図せずして沖縄史研究に世代交代の媒介となったことに触れ、「『県史』編纂の一五年の歳月が、それ自体一つの歴史であったことを十分にうかがわせるものがある」と述べている。『新・沖縄史論』342頁（初出は『沖縄史料編集所紀要』第3号、1978年3月）。「特に、『県史』第一巻通史・第二巻政治・第三巻経済の執筆者は、一九六五年当時の執筆予定者が大巾に入れかわって若がえっており、この若がえりは、『県史』全体の傾向でもあるが、執筆者のほとんど全てが沖縄在住者であることとともに、これまた『沖縄県史』の一つのきわだった特徴のように思われる」（同上）。

く。60年代の後半における沖縄近代史研究の興隆は、沖縄の未来を語る枠組みとしての民族統一の歴史の断念とともにもたらされたのである。

### 琉球処分論争の一応の決着——金城正篤の登場

1960年代の転換期を潜る中で、50年代半ばより展開されてきた琉球処分論争は、一応の決着を見る。その先頭に立ったのは、京都大学の院で学び、沖縄に戻って若手研究者の牽引役を担った金城正篤である。金城による一連の琉球処分論は、論争の当事者である新里からも同時期の「沖縄史研究の水準を示すものと評して大過ない」と言われ、定説の地位を占めることになった<sup>254</sup>。

金城の琉球処分論は、先行する論争において曖昧に言及されてきた明治政府の侵略的性格に重きを置いている点に特徴がある。このことは、金城が琉球処分の「起点」を1871年の台湾事件に求めていることに鮮明に示される<sup>255</sup>。すなわち台湾事件とは、「生まれおちたばかりの明治政府が最初に試みた対外遠征であり、次後の大陸侵出の第一歩」なのであり、直後に続く琉球処分を、その延長線上に置いて考えようと言うのである<sup>256</sup>。

とはいえ『沖縄歴史研究』の創刊号（65年10月）に掲載されたこの論考では、民族統一過程の一環としての琉球処分の位置づけ自体は揺るがない。「『独立国』としての生存が不可能に近かった琉球が、地理的、経済的および文化的につながりの深い日本との間に、早晚民族的一体化がおこなわれることは必至であったし、その意味で明治政府による『琉球処分』が歴史の発展方向にまったく反するものではなかったとする多くの論者の意見に、私は基本的に賛成である」<sup>257</sup>。しかし、金城はすぐさま切り返して、井上の「侵略的統一」という規定への共感を暗に示しつつ、必ずしも武力をちらつかせることのない、ベターなやり方があったはずだと主張する。「明治政府はしかしこのような、日・琉間の自然な民族統合を可能にする客観的条件を助長し、育成し、その上で琉球を統合したのではなく、その条件が熟しないうちに、一方的に併合したのである」<sup>258</sup>。そして御馴染みのアジテーションが続く。

小さなわが「琉球」の政治的運命が、人びとの意志とは無関係に決定される時代は、しかしもう過ぎ去った。日本民族の一員として、本土との完全な一体化をめざして進む外に道のない沖縄が、われわれの意志に反して祖国から分断されている現実を直視する時、まさにそれゆえにこそ「琉球処分」の問題も、単に過去の歴史事実

<sup>254</sup> 新里恵二前掲「解説」48頁。

<sup>255</sup> 金城の「台湾事件」の定義は以下の通り。「台湾事件の発端は、一八七一年（明治四）十二月なかば、台湾に漂着した宮古の大たち六十六人のうち、五十四人が当地の牡丹社生蕃によって殺害されたことにあった。この七一年末の遭難事件の発生から、それが明治政府にとりあげられて政治問題化し、やがて台湾出兵となり、日清交渉をへて議定書が締結され、日本兵が台湾から撤退する七四年末までの一連の歴史過程をここでは『台湾事件』とよぶことにする」。金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、1978年、37頁。

<sup>256</sup> 同上、37頁。

<sup>257</sup> 同上、62頁。

<sup>258</sup> 同上。

としてだけでなく、現在のなかかわりにおいて、再度三度、歴史創造者の立場から、問いなおされていい課題であるはずである。

琉球処分についての「民族統一」という規定については据え置いたまま、その侵略的側面を強調していくことにより、現在の「われわれ=歴史創造者」の前に積み残された課題は重みを増していく。こうした課題の重みに耐える主体を歴史叙述において造型することができなくなる局面において、琉球処分の評価から現在の課題を掲げてアジを飛ばすというフォーマットそのものが失効していく。民族統一の歴史は停止していくのである。

### 民族統一の歴史の停止と繰り返される琉球処分の歴史

先に金城の琉球処分論の特徴として、侵略的側面の強調を挙げた。しかしながら金城は、これを新しく民族統一の規定に反映させることなく、筆を置く。如何なる民族統一であったのかという問いを軸として展開されてきた琉球処分論争において金城が特異な位置を占めるのは、自らの琉球処分論の中で積極的な規定を提出することなく、これを問いとして抱え込んだまま黙り込んでしまった点にある。

67年1月に発表された論考「琉球処分と民族統一の問題——琉球処分における明治政府の政策基調の分析を中心に」の中で金城は、琉球処分を「民族統一」と呼ぶこと自体に対する戸惑いを滲ませながら、次のように述べている。

国家による「民族統一」が、そのまま他国侵略と結びつき、しかも、民衆の自主的意思や働きによって導かれていない時、それを手放しに「進歩」とか、また「解放」とか、評価し得るであろうか。また、真の民族統一と呼べるであろうか<sup>259</sup>。

この後には、「ともあれ、日本の近代国家のなかに引きこまれた沖縄の民衆は、そこに本土の大衆と、より緊密に、より強固に、結合を深めることのできる客観的条件を、主体的に発展させ得る位置に立たされたのである」という一文が続き、琉球処分の全否定は回避されているものの、琉球処分を民族統一として語る枠組みそのものに対する金城の不信は拭い難い。金城の歴史叙述は「真の民族統一と呼べるであろうか」という問いの地点で停止し、それ以降、先へと進むことはなかった。

こうした金城の停滞を、民族統一の歴史が裏切られていく予感の反映であると見做すこともできるかもしれない<sup>260</sup>。金城が論考を練り上げるその傍らで、日米両政府は粛々と返還交渉を進めていたのである。論文として発表した当時のバージョンでは、「現在、日本民族の正当な一員として、然るべき地位を獲得するために、また、輝かしい祖国の真の独立をかちとるために、不当な異民族支配に反対し、抵抗し、それと不屈にたたかっている沖縄県民の噴出するエネルギーは、もはや誰にもおしとどめることはできないであろう」と<sup>261</sup>、

<sup>259</sup> 同上、103頁。

<sup>260</sup> 同上、38頁。

<sup>261</sup> 引用は新里編前掲より（506頁）。

紋切型のアジテーションで括られるが、この部分は単著にまとめるに当たって削られている。

既述のように琉球処分に関する金城の一連の論考は、60年代後半における近代史研究の達成水準を示すものと称されたが、当の金城自身は、如何なる民族統一かを論点とする琉球処分論争から降りることを選んだ。70年代の末になって、ようやく単著としてまとめられた『琉球処分論』の「あとがき」の中では、同書の刊行に対する躊躇が記されている。

明治国家が、「近代」の名においておしつけた「処分」が、容赦なく切り捨てていった「少数者」の論理をつきつめ、それを、近代沖縄史（日本史）の総体、ひいては近代東アジア史の連関の中で、今一度見据え、汲みあげていく理論の構築がない限り、「処分」はくりかえされる、という沖縄人の歴史意識を変革する理論とはならないのではないか、と私は考えている<sup>262</sup>。

目前に迫る復帰が、かつて通過したはずの「琉球処分」と寸分違わぬ現実を前にして、金城は民族統一の歴史を断念するのである。それと入れ違うように、『処分』はくりかえされる」という歴史認識が登場する。それは沖縄戦後史の上で、何を意味するのだろうか。

## 第2節 科学としての歴史とアナロジーとしての歴史——沖縄版「安良城旋風」

金城における民族統一の歴史から繰り返される琉球処分へという歴史観の変化の意味は、史学史的な脈に限定して言えば容易に特定できる。それは第一に、1970年代半ばより本格的に沖縄史研究に参入してくる安良城盛昭に対する応答であり、敗北宣言である。安良城は本土ではすでに名の知られた歴史家であり、日本史学史上に数々の論争を巻き起こしてきた風雲児的な存在であった（安良城の巻き起こした論争は、服部之総によって「安良城旋風」と名付けられた）。沖縄出身の両親を持つ安良城は、日本史プロパーとして度々「郷土」沖縄について言及し、沖縄史研究者からも注目を集める存在だった。72年に東京大学社会科学研究所の職を辞し、翌年沖縄大学に所属を移すと、75年には首里に居を構え、以降、80年に大阪府立大学へ研究の拠点を移すまでの間、常に論争の中心にあり続けた。

### 沖縄版「安良城旋風」

沖縄に移って安良城が着手したのは、まず、復帰運動期に興隆し、復帰と共に失速した琉球処分論の見直しであり、次いで、琉球処分の後、1900年代初頭に至るまで、土地・税制面における改革が実施されなかったことの意味について、徹底的な再検証に付すことであった。前者は、主に金城正篤の所論を、後者は金城の後輩に当たる西里喜行の所論（旧慣「温存」説）を主なターゲットとして展開された。復帰運動期における沖縄近代史研究を中心的に担ってきた二人を相手取って仕掛けられた論争は、史学史上にも「沖縄版安良城旋風」と

---

<sup>262</sup> 金城前掲『琉球処分論』352頁。

して銘記されている。

だが、ここでの目的は、安良城の吹っ掛けた論争を学説史的に整理することではない。琉球処分と旧慣期をめぐる論争を再開させることではなく、これらの論争が沖縄戦後史上に占める意味を考えることである。結果から言えば、これらの論争は最後までかみ合うことのないまま、すれ違いに終わる。金城に至っては、安良城が論争を吹っ掛けるのとほぼ同時に、筆を置いてしまっている。西里は反論を試み、長きに渡る紙面論争に発展したが、少なくとも同時代において、旧慣期についての定説は安良城の新説に取って代わられた感がある。だが、ここでの焦点は、個々の学説の再評価ではなく、研究史的には意味を認められないような混乱である。学説としては混乱としか理解されない事柄からは逆に、歴史学の枠組みそのものの動揺が浮かび上がる。

安良城は、自ら引き起こした数々の論争の中で、不可解な解釈や意見のかみ合わない場面に出くわす度に、論敵の背後に復帰という同時代的な問題に対する問題意識を透かし見ていた。たとえば、金城と西里を直接的な批判対象としながら言うには、「両氏は、というよりも、これまでのほとんど全ての沖縄近代史研究は、沖縄近代の歴史に仮託して、沖縄の現代を論じていたのである」として、同時代的な問題関心が歴史分析上の観点に反映される傾向を戒めている<sup>263</sup>。同時代的な問題関心は、歴史研究に強力なモチベーションを与える反面、自覚的に腑分けされなければ、分析の上に先入観・恣意性を持ち込むノイズに化ける。あくまで歴史を科学と考える安良城からすれば、復帰運動期に構築された近代史研究の定説は、過度に後者の傾向に偏って見えた。

まずやり玉に挙がったのは、金城の琉球処分論である。それは安良城にとって、学説として完成される途上で終わっているように思えた。すなわち、そこでは「従来の琉球処分が紹介され、民族統一説に対する疑問の指摘にとどまって、金城氏自身のトータルな琉球処分の評価の提示は直接的には避けられ」ており、その意味は、まず「専ら理論的レベルで処理されるべき論点が、つきつめられないままに放置されていることから生じている」という技術的な問題に帰せられる<sup>264</sup>。金城が「真の民族統一と呼べるであろうか」という問い前で足踏みすることに対して、安良城はこれを「理論的低迷」と喝破して次のように言う。

下からのブルジョワ革命の過程で実現される自律的な民族的統一と、琉球処分がいちぢるしくかけはなれている史実にひかれて、理想的なあるべき民族統一＝「真の民族的統一」（それは歴史的には、下からのブルジョワ革命をともなって実現される自律的な民族統一と、事実上一致するのであるが）のみが民族統一であり、それ以外に民族統一は考えられないとする、歴史上多様な諸形態として実現された民族統一をありのままに認識できない狭隘な非歴史的視点に立って、琉球処分を、

---

<sup>263</sup> 安良城前掲『新・沖縄史論』326頁。

<sup>264</sup> 同上、359頁

いかなる意味でも民族統一とはみなさない方向において、理解しようとする傾向がみられるのであるが、さてそうすると、琉球処分の全体的評価を積極的にどう規定するのか、新たな一層の困難がまた生ずるといふ理論的混迷に陥っているのが現状のように筆者には思えるのである<sup>265</sup>。

安良城は、金城の問いをあくまでも民族統一に対する分析上の問題として取り上げつつも、さらにそれを「琉球処分の歪みを歴史的に批判したいという金城氏の心情の反映」と言いかえ、同時代的な状況との関わりに置き直している。すなわち、金城においては、琉球処分に臨む明治政府の態度に、復帰に臨む日本政府の態度が無媒介に投影されているのであり、安良城はここに「理論的低迷」の原因を見るのである。さらに、それは「十分筆者にも理解でき、尤もなこと」であると断った上で、しかし「科学的な首尾一貫しうる歴史の論理に組みかえられないかぎり」、「結局主観的な歴史論の表明にとどまらざるをえない」と断じ、金城が認めない多様な諸形態として、琉球処分を「上からの・他律的な・民族統一」とする自身の定義を提示し、琉球処分論争を強引に再開しようとするのである<sup>266</sup>。

ところが、論争は再開されない。先に引用した『琉球処分論』の「あとがき」の一節は、直接的には安良城の批判を受けたものである。いかなる意味における民族統一であったのか定義せよと迫る安良城に対して、金城は「現実の『琉球処分』が、『上から』・『他律的』に強行されたことは、まぎれもない事実」に属する」として、安良城説の学説的正当性を全面的に認めた上で、しかし『統一』される側の意志や論理が封じられたうえで、『上から』・『他律的』に、つまりは強権の発動を伴っておこなわれた『琉球処分』をもって、『民族統一』などと呼べるのか」と、やはり疑問で返している<sup>267</sup>。そして先に引用した一節を挟み、次のように述べて論争を打ち切っている。

むろん、「琉球処分」研究は、今後、本書のもつ理論と実証の水準＝限界をのりこえて、前進し、深められ、より明確な歴史像が築かれてゆくことだろう。私じしんは、本書に刻んだような営為を通さないことには、「琉球処分」の問題にアプローチすることができなかつたことも事実であり、その意味では、本書は、安良城氏の言葉を使わせていただくなら、「主観的な歴史論の表明」ということになろうし、あくまで私の琉球処分論にほかならないのである<sup>268</sup>。

一見肩すかしに終わったこの論争は、しかし、かえって両者の対立する位相を際立たせて

---

<sup>265</sup> 同上、362頁。

<sup>266</sup> この民族統一に付されたふたつの限定詞<上からの>及び<他律的な>について安良城は、それぞれ次のように説明を加えている。「『上からの』という規定は、階級的視点——すなわち、どの階級が民族統一のヘゲモニーを握っているかという尺度——からの規定であり、「他律的な」という規定は、民族的視点——民族統一の主観的・客観的成熟をはかる尺度からの規定を意味するのである」。 (同上、360頁)。

<sup>267</sup> 同上、351頁。

<sup>268</sup> 同上、352頁。

いる。すなわち、沖縄史を語る上での民族統一という枠組みそのものであり、ひいては、そのような枠組みの有効性・正当性を支えてきた科学としての歴史学そのものが、ここでは争点となっているのである。しかし、科学的歴史学の立場から民族統一の歴史の中に踏みとどまろうとする安良城から見れば、勝手にそこから離脱する金城の態度は、詰めるべき議論を途中で放棄すること以外の何物でもない。そして金城が論争から降りて沈黙を守ったことは、学説史上には意味を付与されることなく、安良城の不戦勝として記録されることになる。

近年、両者の擦れ違いの中で未発のままに放置されてきた論点は、学説史的な整理とはやや異なる観点から回収されるようになってきている。たとえば波平恒男は、安良城の議論に「市場経済の発達未熟さや藩（王府）の財政逼迫の如何といった経済要因を挙げて、マルクス主義に特有の下部構造還元主義的な方向においてのみ解釈していく傾向」を指摘した上で、それと対比して、戦後歴史研究における当為命題ともなっていた「民族統一」という規定に対する金城の違和感を指摘し、そこに「多様な諸形態として実現された民族統一」の名の下に侵略や占領、搾取といった問題が無化され、免罪されることに対する「戦後歴史学の良質な遺産たる批判的意識」を見出している<sup>269</sup>。安良城にとって、琉球処分を「多様な諸形態として実現された民族統一」の一つとして語るために、そこに付与していく「上からの」・「他律的な」といった様々な限定は、歴史学の科学的規定の精度の向上を意味してはいるが、「あくまで私の琉球処分論」と開き直す金城にとって、問題は「民族統一」という枠組みそのものであった。果たしてそれは、やがて「真の民族統一」として、日本国家の中に沖縄の地位を用意することになるのだろうか。

ここで提起したい問題は、どちらが好ましい歴史観かという点にではなく、その対立そのものが沖縄戦後史という文脈の上でどのような意味を持つのかという点にある。この目的に照らして言えば、科学としての歴史学の立場と、それが無神経にも踏みつけにする弱者を擁護する立場といった対立図式では不十分である。安良城の言う科学的歴史学は、ただ無神経なだけの流行りものではないし、また金城の沈黙も、弱者の側に立つ良心の発露というだけではない。「沖縄版安良城旋風」に伏せられた論点を浮かび上がらせるためには、いましばらく注釈を重ねつつ論争の行く末を辿る必要がある。

### 「復帰不安」とアナロジーとしての旧慣期

沖縄における「安良城旋風」は、これに無視を決め込んだ金城との間よりも、徹底抗戦の構えを取った西里との間で激しく展開された。金城は、民族統一の歴史に変わる新たな枠組みを提出することなく沈黙を決め込んだが、西里は統一の後にも残存する「沖縄差別」という問題として再提起した。このことは安良城の一層の憤懣を招くことになる。論争の大部分は史料批判と解釈作法の問題をめぐる論議に占められるが、ここでも問題は同時代的な文脈に深く関わっている。

---

<sup>269</sup> 波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合—中華世界秩序から植民地帝国日本へ』岩波書店、2014年、112-115頁。

まずは西里の旧慣「温存」論について、同時代的な背景も含めて、少し注釈を加えておこう。琉球処分が復帰と重ねられ、復帰運動の展開とリアルタイムに連動して議論されたのに対し、復帰後に安良城が問題提起するまで、旧慣期は比較的地味な争点だった<sup>270</sup>。それは目立って争点化されることのないままに通説化し、しばしば同時代的な状況を説明する際に参照されてきたのであり、西里の旧慣「温存」論は、こうした通説に沿ったものだった。ところが、『沖縄県史（第三巻）』（1972年4月）に収録された西里の「旧慣温存下の県経済の動向」が安良城によってやり玉に挙げられたことによって、旧慣期の評価は沖縄史学史上の一大争点として浮上してくることになる。

復帰を目前に控えた沖縄では、それに伴う日沖経済関係の変化に対する不安が蔓延した。俗に「復帰不安」と呼ばれるこの現象は、投資の手控えと言った経済的指標で示されることもあれば、「不安」という言葉にひっぱられて社会心理学的な調査対象とされることもあったが<sup>271</sup>、歴史学においてはもっぱら、日本国家の版図の中で沖縄が被ってきた処遇と重ねて表現された。

「復帰不安」に対する処方として第一に想定されるのは、日本政府による救済である。政治的立場の左右を超えて、その必要性は主張されていた。しかし同時に、国家的救済という処置は、それほど信頼できるものではないという意見もあった。沖縄の歴史を振り返るに、沖縄とは常に日本にとっての「捨て石」であり続けてきたのであり、現行の日本政府が明治政府と異なる態度を取る保証はない。むしろ、過去にしでかした悪行を、また繰り返そうとしているに違いない、というわけである。

復帰直前期、「不安」の解消を期して次から次へと経済開発構想が打ち上げられる中、『朝日ジャーナル』誌上に連載された大田昌秀によるエッセイ「沖縄経済開発の過去と未来(上)～(下)」は、そのような論調の典型を示す。大田は日本政府及び本土資本ベースで具体化される復帰後の経済開発構想に「革新県政」が追従していく現状に対して警鐘を鳴らす<sup>272</sup>。そのターゲットは、沖縄経済の主要な問題を遠隔性・狭隘性といった所与の地理的条件に求め、これを日本と沖縄の相互の信頼・協調的關係によって克服すべき課題と位置づける、同時期の経済開発構想に通底する論調そのものである。その例として、大田は総理府特別地域連絡局が発表した「沖縄経済振興の基本構想（試案）」（69年10月）より、以下の一文を引いている。

率直に言って、沖縄経済の振興、本土との格差解消は容易ではない。天然資源に乏

---

<sup>270</sup> 「実は、『県史』刊行以前の時点では、沖縄近代史の五つの局面のうち琉球処分を除く他の四つの局面はほとんど未開拓といっても良い状況にあり、したがって旧慣存続期についても、『沖縄文化論叢』に収められるべき論稿が存在しなかったためであろうと推測される」（安良城前掲『新・沖縄史論』、355頁）。

<sup>271</sup> 与那嶺松助他「復帰不安の研究——沖縄の施政権返還をめぐる」琉球大学心理学教室編『与那嶺松助教授記念論文集』1981年。

<sup>272</sup> 大田昌秀「沖縄経済開発の過去と未来（上）——『貧しさ』を構造化したもの」『朝日ジャーナル』1972年5月19日号。

しく市場は狭隘で、水およびエネルギーの確保もまた困難である。しかし、対外依存性を特徴とする現在の沖縄経済の姿が、将来においても肯定されるべきものとはいい難いだけに、沖縄県民と一体となり、産業の開発を促進し、経済の振興をはかり、県民生活の安定に努めることは二十五年間にわたる断絶を埋める意味での本土の責務であり、反面沖縄側において、いたずらに過去を想起して疑念を抱き、新たな局面の展開に拒絶反応を示すようなことがあるとすれば、経済の真の発展は期待できず成長はやがて停滞へと変ろう<sup>273</sup>。

引用文中の傍点は同意できない箇所を示すために大田自身が打ったものである。「なぜか」と続けて、次のようにエッセイの趣旨を説明している。

戦前沖縄経済を破綻せしめ、沖縄をして「日本一の貧乏県」の悪名を全国にとどろかしめるにいたった要因は、多くの先学が主張するようないわゆる「宿命」でもなければ、強調されてきたほど地辺的条件に内在していたとも思えない [中略] じつはそれ以上に、人為的な原因、つまり『政治の在り方』に問題があったことを無視することはできない [中略] 現在の沖縄経済が後で具体的に示すとおり、約一世紀前、もしくは半世紀も前のそれとほとんど変りばえがしないものであるなら、そこに何らかの「構造的欠陥」があることを想定しないわけにはいかなくなる。そして、もし「構造的欠陥」があれば、それを変革しないかがり、われわれは、これまでと同じ過程を未来にわたって「くりかえさない」という保証はなく、したがって未来を真に実りあるものにすることも不可能となろう<sup>274</sup>。

ここでは、沖縄における貧困の原因が「政治の在り方」＝日本の沖縄に対する態度に求められ、それが近代以来一貫して維持されてきたことが想定されている。三回に及ぶ連載は、現代史上の日本政府の沖縄政策が、逐一近代における明治政府の所業に喩えられていくという形式で進んでいく。沖縄を米軍占領下に譲り渡した講和条約と、基地を残したままに実現されようとする復帰は、それぞれ第〇次の琉球処分と喩えられ、旧慣温存政策は歪な経済構造を人為的に生み出した前例として参照される。そしてそれらが、やがてソテツ地獄という経済的破局をもたらす遠因として位置づけられている。ここでの過去への言及は、基地と砂糖に依存した現時点の沖縄経済だけではなく、復帰後にもたらされるであろう、なにかしら新たな歪みと破局を予示するアナロジーに他ならない。

大田の目的は、先に長文の引用で示したように、復帰後に予告された経済開発構想の下での日沖のパートナーシップに警戒を促し、「開発の主体性を自ら手に握ることが、いかに大

---

<sup>273</sup> 引用は同上、10頁より。

<sup>274</sup> 同上、11-12頁。

事であるか」を説くためである<sup>275</sup>。そのために同時代的な問題関心と歴史的事実とをアナロジーで結びつけ、超歴史的に一貫した意図を以て沖縄を取奪し尽そうとする日本国家というイメージを造形したのである。そこにはまた、開発の主体性も、日本政府が耳を貸そうとはしなかった批判的な「大衆」というアナロジーを介して描き込まれている。

### 歴史のアナロジーと「差別史観」

大田がエッセイを執筆している時期は、ちょうど『沖縄県史』に旧慣期についての西里の記述が追加された時期でもあり、おそらくは僅差でこれを参照し得ていないと思われるが、参照していたとしても、論調に大きな変化はなかつたろう。両者は、他の点での立場はともかく、沖縄を取奪の対象としてしか捉えない明治政府と、これに対峙する民衆のイメージとを共有しているからである。西里は旧慣「温存」という呼称に固執し、また明治政府の目的意識的なニュアンス——そしてこれと対峙する民衆という構図にこだわった。

このこだわりこそ、安良城を激昂させた当のものである。安良城に対する最初の反論において西里は、「旧慣温存路線は『沖縄』にとって——とりわけ沖縄の旧支配層にとってではなく、人民にとってなんであったかのか」と問いを立て直し、これを「旧慣温存路線が日本資本主義の本源的蓄積過程からおしよせてくる農民取奪の荒波を防ぎとめる防波堤としての役割を果たしていたのか、それとも、沖縄を旧態依然たる『前近代』的社会におしとどめることによって近代日本における沖縄の内国植民地的位置を決定的にしたのか」という二択方式に整理して投げ返した<sup>276</sup>。

西里が旧慣「温存」という他動詞にこだわるのは、その主語の位置に民衆を痛めつける大敵の輪郭を判然とさせるためであり、翻って安良城が「存続」という自動詞を好むのは、そのような被害-加害関係がすぐさま想定できないという判断のためである。西里の突き出した二者択一の設問に対して、安良城はそれらを「相互排他的なものではなく併立的なもの」だとしたうえで、共に旧慣「存続」の帰結なのだと返答している。安良城にとって、旧慣諸制度は取奪を目的として意識的に温存されたのではなく、成り行き上存続したのであり、それが「農民取奪の荒波を防ぎとめる防波堤としての役割を果たし」す一方で、土地整理事業を遅らせ、結果として「沖縄を旧態依然たる『前近代』的社会におしとどめる」のである<sup>277</sup>。

そのように展開される論争の合間合間に、史実の究明とは異なる次元における安良城と西里の対立が浮かび上がる。白か黒かと迫る西里に対して、安良城はそのような発想そのものが、「西里氏の沖縄近代史理解の難点」であると言い、「戦後の沖縄近代史の常識的発想」と言い換え、さらに西里が持ち出した「植民地的」という言葉に触れながら、これを「差別

<sup>275</sup> 大田昌秀「沖縄経済開発の過去と未来（下）—開発の主体性を自らの手に」『朝日ジャーナル』1972年6月2日号、39頁。

<sup>276</sup> 西里喜行『沖縄近代史研究—旧慣温存期の諸問題』沖縄時事出版、1981年、248頁（初出は『沖縄タイムス』1977年8月23-9月8日）。

<sup>277</sup> 安良城前掲『新・沖縄史論』208-209頁（初出は「新沖縄文学」第38号、1978年5月）。

史観」と呼んで斥ける<sup>278</sup>。

なお沖縄は、琉球処分以後、日本の植民地になったのでは決してない。沖縄は、たしかに、本土の諸県と同一に論ぜられないさまざまな特殊性をもっているが、このことは、沖縄が台湾・朝鮮と同様な植民地であったことを全く意味しないし、北海道のような内地植民地でもない。唯一例外的ともいうべき特殊な県ではあるが、にもかかわらず県であることを抜きにして、琉球処分後の沖縄を論ずることは全く不可能なのである。西里氏のいう「沖縄の植民地的位置」なるものも、以上の脈絡——すなわち、語の厳密な意味での植民地ではなく、植民地<的>のヒュの意味でしか解しようがないのであるが、その沖縄の後進的・被疎外的地位も、「旧慣存続」が「決定的にした」のではない〔中略〕総じて、西里氏の沖縄近代史の理解のなかには、色濃く「差別史観」が根付いているように思うのは、筆者の<ひが目>であろうか。どんなにすぐれた「差別史観」といえども、歴史における差別の一側面を鋭くえぐり出すことに成功しはするが、その差別面の全体歴史における位相を、科学的に確定しえない難点を本質的に持っていることを、われわれは想起すべきではあるまいか<sup>279</sup>。

安良城が科学としての歴史観に対置する「差別史観」という言葉を、表面的な類似から「自虐史観」のような言葉と重ねて理解することのないよう注意したい。それはまずもって「ヒュ」すなわちアナロジーとして語られる歴史を意味している。

とりわけ安良城を苛立たせたのは、西里が旧慣温存政策を明治政府にとっての原蓄財源確保という目的において了解しようと急くあまり、安良城に言わせれば「史料解釈に先立って誤った先入観＝予断があったとしか考えようがない」誤読を冒し<sup>280</sup>、安良城の指摘を受けても、それを裏付ける新史料を提示されても、なお持論を撤回せず、執拗に食い下がろうとする態度であった。安良城は、自身にとっては不可解なこの態度を、同時代的背景が無媒介に歴史分析に持ち込まれた結果としての「差別史観」と呼んだのである。だが、なぜ西里それほどまでに自身の旧慣「温存」論にこだわったのか。さらに、なぜ同時代の沖縄においては、それが通説として受容されたのか。

大田昌秀の文章に関わらせて示したように、西里において旧慣期の評価は、同時代的な日本政府への評価と不可分の関係にある。1970年、復帰の評価に直接触れた西里の文章を引いておこう。

いわゆる佐藤流の“七二年返還”構想なるものが、再編・強化された核安保体制の

---

<sup>278</sup> 同上、209-210頁。

<sup>279</sup> 同上。

<sup>280</sup> 同上、376頁。

なかへ沖縄を包摂することによって、日本全体の“沖縄化”をおしすすめることを意図しつつ打出されたものであることはいうまでもでないが、他方それは沖縄県民の異民族支配からの脱却、民族統一＝独立の要求を戦前型の狭隘な侵略的ナショナリズムの水路へ導くことによって、復帰運動を解体させ無害化しようとする意図のもとに打出されたものであることを見落してはならないであろう<sup>281</sup>

西里に言わせれば、復帰は未だ真の民族統一のプロセスの途上であって、戦線解除にはまだ早い。つまり日本国家に巨悪の歴史的表現を与えることで西里が企図しているのは、立ち上がるはずの民衆に向けたアジェーションに他ならない。

金城の沈黙について論じた際にも触れたように、近年では、狭義の科学の枠組みからは排除されてきた言葉が、同時代的な文脈に照らして再解釈されることも珍しくない。西里のこだわりも、通俗的アナロジーに毒された「差別史観」と斥けるのではなく、科学としての歴史学という枠組みそのものを取り外して検討する必要性が主張されるようになっている。たとえば屋嘉比収はポストコロニアル理論の受容を背景に、「沖縄は植民地化か」という問いを立て直し、安良城に対して意趣返しするように、それが本来一義的に規定されるものではなく、多義性に開かれたものであるとして西里を擁護している<sup>282</sup>。

他方で、安良城が振りかざした科学的歴史学は、学問的手続きの厳密性やマルクス主義史学一般といった括りに入れられ、その限界が宣告される傾向にある。だが、安良城は単に歴史分析の科学的純化それ自体を目的として同時代の問題関心を排したわけではなかった。「差別史観」という言葉には、それが同時代における免罪符となり、未来に向けた戦略を曖昧にすることへの強烈な批判が含意されている。したがって、安良城が科学にこだわることの意味もまた、同時代的な文脈の中で理解されなければならない。

### 歴史の科学と自律性

安良城の「差別史観」という言葉には、時事的な関心が歴史分析に与えるバイアスだけではなく、それが現在の戦況を読み誤る原因となることへの警句が込められている。つまり西里は、同時代の問題関心を科学的手続きに先行させたためにのみ批判されたのではない。そうすることで同時代の問題を単純化したために批判されたのである。

安良城の批判の意図が奈辺にあるのかを確認するために、ここで1978年3月23日の朝日新聞(夕刊)に掲載された新里金福の「琉球処分百年を考える」を取り上げてみたい。日清戦争後に沖縄の旧慣諸制度が改革されたことについて、これを宮古島と関連付けて次のように述べている。

これらの改革は沖縄の民衆の闘いによって獲得されたものであって、決して権力

<sup>281</sup> 西里喜行「祖国復帰運動史の総括と教訓—沖縄における70年代闘争の展望のために」『歴史評論』(238)、1970年、27頁。

<sup>282</sup> 屋嘉比収「沖縄は植民地か—ポストコロニアリティの歴史認識」『Inter Communication』第46号、2003年、72-73頁。

によって与えられたものではなかった。改革にかかわる日本政府の役割といえ、民衆の要求に応じるかのように見せかけながら、実は改革に名をかりて資本の利益のために布石するといった『すりかえの論理』で貫かれている。その点、戦前も戦後も、日本政府の沖縄政策に変わりはない。七二年返還とて例外ではなかった<sup>283</sup>。

西里を踏襲するように旧慣改革を「民衆の闘いによって獲得された」と述べるこの新里の文章について、安良城はとあるシンポジウム場で取り上げ、次のように批判している。

宮古島の農民闘争が契機になったということと闘争によって勝ち取ったということの間には、一千里から一万里の間がある。契機になったことと主導権を明治政府が握って行ったこととは全然別個の問題である。もし沖縄の民衆の闘争によって日清戦争後の改革が実現されたなら、戦前の沖縄の歴史はもっと栄光に満ちた、方言論争なんか起こらない、上からの公民化、下からの同化の過程で民衆がさいなまれている歴史ではなかっただろう<sup>284</sup>。

「差別史観」の問題は、史実の歪みそのものではなく、それが「民衆にとって聞こえのいい議論」に対する歴史家の迎合にある。それは如何なる批判的意図に基づくものであっても、安良城にとっては、現在の戦局を曖昧にする危険な幻想である。直後に続けていわく、

私は別に明治政府とか中央政府を弁護するために議論を述べているわけではない。私は歴史家の中では最も政府に対しては批判の立場をとり、天皇制に対しては最も厳しい批判の態度をとっている。ただ、沖縄の未来の発展を考えると、過去の歴史を非科学的にしかも自分に聞こえのいいような議論をやってはならないということである<sup>285</sup>。

上から繰り出される如何なる政策も、下からの動因を抜きに論じることにはできない。歴史の一契機を拾い上げ、その是非を一義的に決定しようとする態度自体、安良城からすれば科学的歴史学が担保すべき自律性を放棄することに他ならない。旧慣は意図的に「温存」されたのではなく、国内外の政治情勢にせられてやむなく「存続」したのだと規定する際、安良城がターゲットにしているのは、〈旧慣存続＝収奪／改革＝収奪からの何がしかの解放〉という自明の前提である。「上からの改革としての明治維新の特徴の一つは、改革即新たな収奪にあるのであって、したがって、沖縄においても、「旧慣温存」よりも、改革を実施した場合がより収奪しうる、という視角を、沖縄近代史研究に導入すべきではないかと先づ考えられるのである」<sup>286</sup>。安良城にとって、前進は民衆のものであり、これを後退に「すりかえ」るのが国家であるといった図式化された戦況分析は、許容し難い。前進か後退かではなく、

<sup>283</sup> 『朝日新聞』1978年3月23日（夕刊）。

<sup>284</sup> 前掲『あすへの選択(上)』、232頁。

<sup>285</sup> 同上。

<sup>286</sup> 安良城盛昭『天皇・天皇制・百姓・沖縄』吉川弘文館（1989＝2007年）229頁。

そのどちらでもあるような展開を辿るのが歴史の常であり、前進の中から後退の契機を、後退の中から前進の端緒を析出する作業こそ、科学としての歴史に求められる自律性なのである。

繰り返すが、こうした史観は単に過去の対象の評価の問題ではなく、同時代の戦局をどう理解するかということと密接に結びついている。それを敷衍して言えば、復帰に伴って登場する新たな統治は、単に日米両政府によって外から、あるいは上から押し付けられただけではなく、それに対して内から、あるいは下から呼応する動きが、沖縄内部に究明されなければならない。それは一部の特権階層を裏切者として糾弾して済む作業ではない。これまでに見てきた通り、革新勢力でさえ、自由世界の防波堤としての沖縄という役回りに対する根底的な批判者というわけではなかった。もしも裏切者を突き詰めていくとすれば、誰もが多かれ少なかれ容疑を着せられなければならないだろう。あるいは、特定の裏切者を名指しで糾弾するアジテーションは、そこから潔白の民衆を切り分けることで、互いに着せられた嫌疑を不問に伏し、タブーとして封印する呪文のようなものと言えるかもしれない。

誰が敵で誰が味方かを判然とさせるアジテーションは、時に必要ではあるかもしれないが、それが「民衆にとって聞こえのいい議論」に終始することになってしまえば、現時点における戦局を曖昧にしかねない。安良城の「差別史観」という言葉には、そうした危惧が含意されているのである。

### はてしなき過程としての復帰

そんな安良城にとって、復帰は民族統一の歴史を放棄する契機にはならなかった。金城や西里よりも復帰を高く評価していたためではない。安良城に言わせれば、(復帰)運動が、その制度化(復帰)によって裏切られるということは文字通り歴史の常なのであって、その狭間は新たな運動として再び組織する他ない。民族統一の歴史とは、復帰後に固守すべき戦線を引くためのロードマップなのである。

したがって安良城には、復帰を以て沖縄が日本の一部として完全に包摂されたと言祝ぐ意図は、さらさらなかった。78年6月10日、「朝日新聞」に掲載された「はてしなき過程としての復帰」というエッセイの中では、次のように述べている。

復帰とは、沖縄住民が自らの選択によって日本社会に加わったことを意味している。このことが本土のどの府県とも沖縄が決定的に異なっていることを明示しているのであって、本土では、どの府県も日本の一部であることが自明の前提とみなされており、決してある特定の時期の地域住民の選択の結果とはいいがたい長い歴史が生み出した帰結にはほかならないのであるが、沖縄が日本の一部であることは、歴史的にいても他の府県のように全く自明とはいいがたいのである。沖縄はどうあるべきかが、日本国家とは何かという問いかけに常に連ならざるをえず、この問いかけを必然化している現代的根本要因が日本国家による現行安保体制維持そのものに由来している点で、沖縄は地域の有り様そのものが日本国家を相対化

せしめる日本唯一の独自の地域というべきなのである<sup>287</sup>。

同様の主張は、その後10年近くを経て発表された新崎盛暉の『日本になった沖縄』に対する書評「復帰一五年、いまだに日本になりきれない沖縄」の中でも（言いがかりのような批判としてではあるが）繰り返される。現在も日米同盟の基盤として軍事化を強いられている事実、そのような現状を作り出し、維持し続けてきた自然的・歴史的条件そのものが、『沖縄を日本になりきれさせない』根本要因として機能しける」限り、沖縄が日本になるような「宿命＝必然性」はあり得ない<sup>288</sup>。

安良城にとって民族統一の歴史を科学的観点から追求し続けることは、復帰を「宿命＝必然性」において了解することではなく、「はてしない過程」として宙づりにすることに他ならない。「沖縄住民が自らの選択によって日本社会に加わったこと」は、闘いの成果ではなく戦略の一部である。結果ではなく過程として、終着地点ではなく未だその途上にあるものとして、復帰を経験し直すために、歴史を遡るのである。獲得された沖縄県としての自立は、「日本国家とは何かという問いかけ」へと前進するための戦略的要衝なのであり、戦略を目標と見誤ることを律するための拠点こそ、安良城の言う科学なのである。

### 第3節 沖縄経済自立論の臨界

琉球処分および旧慣期の歴史的評価をめぐる論議と同時並行して、復帰後の沖縄経済の在り方と行く末をめぐる、沖縄経済自立論議とでも呼ぶべきものが展開された。これら二つの論議が直接関連付けられることはほとんどないが、以下では歴史論争の背景に、復帰後の沖縄の経済的自立をめぐる論議を設定してみたい。

1970年代の末は、復帰後の沖縄を振り返る一つの画期となった。施政権の返還から6年を経て、屋良朝苗（72-76年）、平良良松（76-78年）と続いた社大党系の革新県政から、西銘順治の自民党県政へと移行し、将来の沖縄の行く末が様々な分野で盛んに論じられることになった。歴史学界に「安良城旋風」が吹き荒れていたのは、そのように沖縄はどこへ向かっているのか、あるいはどこへ向かうべきなのかを語る言葉が模索された時期でもった。

この間、とりわけ注目を集めたのは、沖縄経済の自立という主題である。その根底には、復帰を潜って以降、大きく構造を変化させながらも依然として外部依存体質の抜けきらない沖縄経済を何とかしなければならぬという焦燥と、経済的な依存が中央政府に対する政治的従属を生んでいるという怒りとが鬱積していた。復帰後の沖縄に蔓延した「こんなはずでは」という感情が、「自立」という言葉に表出先を求めたと見えよう。

1978年の暮れに沖縄タイムス社の主催したシンポジウムは、そのような問題関心を公論に訴えるための大きな舞台を提供した。事前に入念な取材に基づいて沖縄経済の諸問題を分野毎に洗い出した上で、県内知識人を総動員してその打開策を討議するという大がかり

<sup>287</sup> 同上、191頁。

<sup>288</sup> 同上、221頁（初出は「沖縄タイムス」1987年11月6日・7日）。

な企画であり、その記録は『あすへの選択（上・下）』（沖縄タイムス社、1979年）にまとめられている。

この企画には経済分野の専門家だけではなく、歴史家として安良城盛昭や新崎盛暉、高良倉吉らも招聘されている。そこには狭い意味での経済自立だけではなく、「自立」という言葉の意味を沖縄史の中で再考しようという企画の意図が読み取れる。歴史学界における論争もまた、その根底には沖縄の歴史的自律とは何かという問いを抱えていたのであり、「あすへの選択」が未来の自立を議論する場であったとしても、議論のプラットフォームは生まれるはずであった。しかし結果から言えば、沖縄史の中に追求されていた自律は、必ずしも経済論議における自立と重なるものではなかった。

沖縄経済自立論は、沖縄にとっての自立とは何かという問いをも含んで展開されたが、その大枠は、前章までに見てきたような「沖縄振興開発体制」どう渡り合うのかという点にくぎ付けにされている。そのため、沖縄が日本であることの自明性そのものに問いを立てることに躊躇がない歴史論争とは、うまくかみ合わないのである。逆にまた、経済論議の中で「沖縄振興開発体制」そのものが破棄すべき対象として言及されることにより、歴史論争へと接近する。だがこれらの論争が直接一つに交わるのは、2000年の「沖縄イニシアティブ」論争に至ってのことである。

### 沖縄経済の自立という突破口

経済自立論は、復帰後、基地問題に関わる閉塞感に風穴を開ける突破口として注目を集めた。狭い意味での沖縄経済の「自立」とは、県際収支の均衡や、そのための前提となる民間部門の基盤強化といった課題に置き換えられる。既に見てきたように、沖縄経済の占領期から一貫する特徴は、凡そ日本本土に比類する高い経済成長率を持続しながらも、それが基地関連需要や中央からの公的資金の移転といった外生的要因に依拠してきたという点である。そして復帰に伴って基地が沖縄経済に果たす役割は日本政府財政に引き継がれたことで相対的に安定するものの、移転された財源は域内厚い産業連関を生み出すことなく、域外からの輸入に当てられ、内部に循環することなく素早く外部に抜けきってしまうという「ザル経済」の体質を脱することはなかった。

胃袋を驚掴みにされたまま、異を唱えるわけにはいかない。中央からの財政移転が経済活動の出発点に据えられ続ける限り、そして日本政府の沖縄に対する厚遇が国内最大の軍事拠点を盤石のものに維持しておくという目的に立脚するものである限り、基地問題の争点化は経済問題の争点化を避けては通れないということになる。すなわち、「ザル経済」の克服にむけて既存の経済振興策を見直し、沖縄の土壤に根付くように民間部門の経済活動を動機付け・統制し、日本政府に対する政治的従属を脱すること。それがひいては、基地問題の解決に向けた一歩を踏み出すことになる。復帰に臨んで掲げられた、基地のない、平和な、そして豊かな沖縄という自画像が裏切られていく中で、経済自立論議が多くの注目を集めた経緯はおおよそ以上のように整理できるだろう。

ここで注意したいのは、経済的な自立と基地問題の解決とが、連続した段階として設定されている点である。経済の自立なくして政治の自立もなく、したがって基地問題の解決を訴えることもできないという主張は、極めて分かりやすい。おまけに、それは一見して、あの「基地と振興」のジレンマを克服しているようにも見える。振興策を選択することは、必ずしも基地の撤去を要請することと矛盾することではなく、それに対する一つの迂回的なアプローチと見做されるからである<sup>289</sup>。

そのように、最初のターゲットに経済構造の健全化を置き、最後のターゲットに基地の撤去を置くという発想において沖縄の「自立」に向けた筋道を描くというのが、沖縄経済自立論の大枠と言える。だが実際の論議は、この大枠の上に個別分野毎の問題点と改善策の検証によって自立構想の具体化を進めるベクトルと、「自立」という枠組みそのものに対する疑念を突き付けるベクトルとに分岐し、それらが不協和音を発しながら絡み合って展開していくことになる。

### 沖縄経済自立論議の二つのベクトル

沖縄経済自立論議を構成する二つのベクトルのひとつめは、数次に及ぶ振興計画に対する技術的な問題の指摘と改善・代替案の提示といった論調に特徴づけられる。1972年以降、沖縄振興開発特別措置法に基づき、10年毎に沖縄振興開発計画が策定されてきた。第一次沖縄振興開発計画はその冒頭に「計画作成の意義」を次のように掲げる。

戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、か烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。これら格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめることは、長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる国の責務である<sup>290</sup>。

「格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」は、現在に至るまで踏襲される沖縄振興計画の大目標である。国内経済における沖縄の位置付け及び根拠法の改変に伴って、第4次計画では沖縄振興計画、さらに第5次計画では「沖縄21世紀ビジョン基本計画」と変遷を遂げてきたが、少なくとも公式的には、これらの大目標は維持されている経済自立論議の一方の極にあるのは、こうした官製の沖縄経済自立論の大目標を共有しつつも、その実績との乖離と方法論上の問題に着目し、改善を求める類の議論である。それは一種の政策提言であり、

<sup>289</sup> 近年の沖縄戦後史における「保守」勢力の再評価の中でも、こうした段階的解決の筋道が踏襲されている。櫻澤誠『沖縄の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜 政治結合・基地認識・経済構想』（有志舎、2016年）。

<sup>290</sup> 沖縄開発庁『沖縄振興開発計画』1972年、1頁。

場合によっては審議会等の公的な媒介機関を経て、旧計画のレビューと新計画策定の参考に用立てられることになる。

沖縄経済自立論議の他方の極には、官製の経済計画に部分的な修正・代替案を提示するだけでは生ぬるいとし、その目標を根底から問いただす議論が存在する。これらの議論においても、沖縄振興開発計画の目標と実績のギャップが問題とされるが、それは偶発的な環境変化や対応の不備といった技術的な問題というより、むしろ、官製の経済自立論の必然的な帰結と見做す点で区別される。

こうした批判の前提として、「格差是正」や「自立的発展の基礎条件整備」といった公式的目標は、それ自体で追及されるものではなく、あくまで基地の安定的運用という上位目標に対する手段に過ぎず、それに与する限りで追及される疑似的な目標として捉えられる。そして、こうした軍事目的に即して財政資金を動員する日本政府と日沖資本との結託関係が打倒目標として析出される。こうした観点からすれば、官製の沖縄経済自立論の掲げる目標は方便以外の何物でもなく、その実績とのギャップは方法論上の欠陥が導いた誤算ではなく、計画に隠された確信犯的な意図の実現ということになるだろう。

官製の沖縄経済自立論に対する認識をそのような二極に整理した上で注記しておきたいのは、その初発の認識の違いにもかかわらず、各々の議論の行き着くところにそれほどの違いはないということである。官製の経済自立論に対して最も批判的な立場を取る者は、そもそも沖縄にとっての自立とは何かということから問いを立てるが、それを絞り込んでいく過程で手直し論に漸近し、それで結局何をすべきかという具体的な政策提言の問題へと回帰してしまう。沖縄タイムス主催のシンポジウムにおいても、同時期に企画された他のシンポにおいても、これら二つのベクトルが対立し合いながら絡まり合う、混線した様相で展開されていくことになる。

## 国内植民地論

最初に、官製経済自立論の対極に位置取り、沖縄を日本の「国内植民地」と規定しようとした原田誠司らのグループを取り上げたい。原田らは、1976年1月より新崎盛暉に接触し、復帰後の沖縄経済を論じる新しい視点の構築に向け、「国内植民地」をキーワードにした議論の場を設定するために準備を始める。78年9月、『新沖縄文学』（第39号）に掲載された「沖縄自立経済のために」は、その過程で生まれた草稿をまとめたものであり、これをたたき台として同年11月23日に第1回目のシンポジウム「沖縄自立経済のために」が開催されることとなった。

原田らの主張するところによれば、復帰後、沖縄は国内において平等な政治的地位に置かれながらも、経済的には「植民地に固有な諸側面」——農業における砂糖・パイン偏重、本土資本の商品市場化、本土資本の進出及び地元資本の系列化、県外への労働力流出傾向、等々——を示している。それら総体を見るに、米軍統治期における「軍事植民地的経済構造」

とは区別する呼称が必要であるとして、これを「国内植民地」と呼ぶのである<sup>291</sup>。

沖縄は、日本国家の一部として組み入れられることを通して植民地化状態に一層強く緊縛せられた、まさに国内植民地なのである。日本経済と沖縄経済の間には、財政を除いて国民経済的な有機的接合性は存在せず、あるのは、従属と収奪という植民地関係だけなのである。この植民地状態のもとで沖縄は、外部、すなわち日本から、一方的に経済システムを押しつけられ、歪んだ「従属的發展」を余儀なくされる周辺の資本主義の途を強制されているのである<sup>292</sup>。

だが、「国内植民地」という呼称は、直感的につかみ取られたものであり、必ずしも厳密な検証を経て適用されたものではない点に注意したい。理論的参照枠として、A・G・フランクやサミール・アミンらへの言及が見られるものの、沖縄への適用に当たっては、現象的なアナロジー以上に分析を加えているわけではない。むしろ、その内実は安東誠一が日本経済の高度成長の中で地方経済の果たした役割を指して言った「国内低開発国」という意味合いに近く、その分析を沖縄に引き移すに当たって、安東自身は躊躇していた「国内植民地」の呼称を思い切って採用することにしたと言う方が実情に近いように思われる。

したがって、このレトリックの変更は何かしら新たな分析によって補足されたものではなく、いささか勇み足の感は否めない。だが、こうした性急なレトリックは西里と同様、植民地と規定することで中央-地方間の敵対関係を強調し、その顕在化に伴って立ち上がるはずの民衆の姿を探し求めようとする焦燥感に根を下ろしていることに注意しておこう。

理論的・実証的な分析の手続きを踏むよりも早く「国内植民地」という結論を導こうとする原田らの性急さに対しては、やはり西里の場合と同様に、如何なる分析的意図に基づいて沖縄を「国内植民地」と規定するのかという観点からの掣肘を受けることになる。シリーズ第二弾となるシンポジウム「沖縄経済自立の展望」（1979年）において比嘉良彦は、初回のシンポジウムにおいて提起されながらも十分議論されたとは言い難いこの問いを、再度掲げて詰め寄っている。

沖縄経済の現状を「国内植民地」と規定するためには、沖縄の現状が「植民地」概念でまず説明されなければならない。つまり、現在の沖縄経済は日本独占による「搾取・収奪・抑圧・疎外」といったものを受けつつ、さらにそれが日本国内の他の地域で行われているそれらのもとは異なる特殊々ものであることが説明されなければならない。なせなら、国内の他地域と同様なものであれば、それは資本主義国家内の矛盾、資本家と労働者、支配階級と被支配階級といった階級間の問題としてとらえることができるのであり、あえて、沖縄にだけ「植民地」といった概念を

---

<sup>291</sup> 原田誠司・矢下徳治「沖縄自立経済のために—沖縄経済の現状と自立経済の方法的一視点」原田誠司・矢下徳治編著『沖縄経済の自立にむけて（七八年—一月シンポジウム全記録）』鹿砦社、一九七九年、8頁。

<sup>292</sup> 同上、9頁

持ち出すまでもなくいと思われる。しかし、また、たとえ「植民地」概念で説明がつくとしても、そこにさらに「国内」とつけるためには「植民地経済」といわれる沖縄経済が一般的な「植民地」概念を含むと同時にそれが形式上は国内の他地域と平等な構成部分であるという形をとりながら行われているという特殊をも合わせて説明できるものでなければならない<sup>293</sup>。

また阿部亮一は、沖縄と日本との間に南北問題のアナロジーを持ち込むことに対し、「沖縄は“南”か」という問いを差し挟み、歴史的条件を見ても現在の状況を見ても、その従属関係は「緩やか」であり、相対的な独自性を示すに留まるとしている<sup>294</sup>。さらに、原田らが歴史的に形成されてきた従属性を強調する際に依拠している通説として、西里らの旧慣「温存」説を取り上げつつ、同時期の安良城の旧慣「存続」説をこれに対置して、「原田・矢下両氏の『〈属領〉的従属』という規定は再考を要する」と述べている。沖縄は日本にとって積極的に植民地化すべき対象であったというよりも、「格別の措置をこうぜられることもないかわりに、重要な『収奪対象』にされることもない——従って特別な従属を強いられることもない——地域として、貧乏県として、放置され」てきたに過ぎない<sup>295</sup>。日本復帰後、すなわち「北」の一部に編入されて以後の沖縄は、相対的な独自性を残しつつも「南」と呼びうるような特徴は減じつつあり、「南北の狭間」とでも呼ぶべき様相を呈している。つまり阿部から見れば「国内植民地」は沖縄に対する規定というよりも参照項に過ぎないのである。

そして「国内植民地」という規定の是非から、そこからの離脱の方策を提示するに当たっては、あくまでも独自性を持った国内地域としての自立を目指す正攻法へと引き返していく。総じて、原田らの持ち込んだ「国内植民地論」は、復帰後の沖縄経済が自立とは逆に向かっているという現状に対する問題提起としては歓迎されながらも、それをたたき台にして現状分析と未来の行動指針へと議論が進むや否や、官製の経済自立構想の手直し論との違いが曖昧になってしまう。

こうした傾向は、シリーズ第三弾であり、記録として刊行された企画としては最後となるシンポジウム「沖縄自立への挑戦」（1981年11月）に至るまで一貫する。これまでの参加者に加え、平恒次や新川明、仲吉良新など、沖縄の自立を語る上ではオールスター言うべきキャスト集め、琉球共和国、琉球共和社会、特別県構想等、沖縄自立の構想が網羅的に議論された。これについて原田は「本物の沖縄自立論が登場し始めた」と総括するものの、やはり基調としては、自立とは何かという壮大な風呂敷が広げられ、その上に既存の経済政策の手直し論が載せられるという、竜頭蛇尾の展開が繰り返されることになった。

<sup>293</sup> 「沖縄自立経済論の問題点—第一回シンポジウム討論をふりかえって」比嘉良彦・原田誠司編著『沖縄経済自立の展望（七九年第二回シンポジウム報告）』鹿砦社、1980年、7頁。

<sup>294</sup> 阿部亮一「沖縄と南北問題」同上書所収、21頁。

<sup>295</sup> 同上、20頁。

## 振り出しに戻る自立論

自立のためには何をすべきか、そもそも沖縄にとって自立とは何か、という二極間のシャトル・ランに業を煮やす者たちは、さしあたり「沖縄振興開発体制」の中に留まり、これを自立のバネへと捻じり上げる地道な努力こそが自立論の本旨であるとして、最終的には「社会主義の構築」以外に自立の道はないとする原田達の陣営から距離を保った。

その典型は、1983年6月の『新沖縄文学』（第56号）に掲載された嘉数啓の論考「沖縄経済自立への道」に見られる<sup>296</sup>。同論考は、必ずしも原田の陣営に直接踏み込んで批判を加えることを目的としたものではない。だが、原田らが経済自立という言葉をヌルクセ式の開発経済学やロストウ流の近代化論の枠組みから外して意味づけ直そうとしたのに対して、嘉数はむしろそれらの批判的摂取の上に独自の経済自立構想を打ち立てた点で、原田らの動きに対する真正面からのカウンターとなっている。すなわち、「沖縄を独立させ、経済の社会主義的發展を図るとする気の遠くなるような発想よりも、本土に大きく開かれた市場を活用しながら産業構造を是正し、基地を内部から締め出していく」方策を検討する方が、「自立への現実的な道」なのだ、と<sup>297</sup>。

そのために嘉数が提言するのは、ローカル産業複合型経済発展と呼ばれる構想である。これは中央政府から移転された財源を域内に循環・蓄積させる地道な自力更生を目指す点で、従来の地場産業論の系譜に属するが、県外市場を射程に入れるところまで競争力の達成目標を引き上げた点、そのための鍵として関税・賃金面での行政による保護・規制措置、フリー・トレード・ゾーン（FTZ）と県内産業の有機的連関を据えた点に特徴がある。嘉数論文は、競争力の根拠となる生産物の独自性と高度技術の開発という最も重要かつ困難な課題については抽象的に言及するに留まるといった欠点を抱えてはいたものの、「経済的自立よりも政治的自立を優先する議論の方が盛ん」な現状に対して、具体的な政策提言の文体を取って一石を投じることを企図したものであったと言える<sup>298</sup>。

だがおそらく、嘉数論文が同時代において放った衝撃は、そこで前提とされる合理的な行為主体としての沖縄民衆像に由来していると思われる。占領期に沖縄経済の依存体質が決定づけられた点について、嘉数は次のように説明していた。

「企業家精神」（つまり金儲けをしたい）、ケインズいうところの「アニマル・スピリット」がなかったというのは嘘で、むしろ企業家精神は横溢としてあったのだが、それを政策的に誘導し得なかったところに第三次産業への野放図な傾斜を早めた最大の要因があった〔中略〕貧困に打ちひしがれた労働者が高い賃金（所得）を求めて基地周辺に集まるのは当然であったし、資金に乏しい沖縄の零細企業が目の

<sup>296</sup> 特集名は「嘉数論文をどう読むか」となっている。

<sup>297</sup> 嘉数前掲「沖縄経済自立への道」、29頁。

<sup>298</sup> 同上、3頁。

前に降ってくる基地需要をいち早く吸収すべく、リスクの高い製造業よりも資金の回収が確実でしかも利益率も高い商業及びサービス業に目を向けたことは至極当然であったし、それがまた物価の安定を通して実質所得の増大につながったことはいうまでもない<sup>299</sup>。

嘉数は「非自立化の過程は、少なくとも短期的には経済合理性にかなうものであった」とも述べているが、米軍の意図的な政策の結果であったことを否定しているわけではない<sup>300</sup>。沖縄経済を歪に捻じ曲げた責任の一端を沖縄側に帰することによって嘉数が企図するのは、収奪にあえぎ、やがて奮起して立ち上がる沖縄民衆というイメージに代えて、不合理な客観条件に合理的に適応し、結果として歪な経済構造を作り上げてしまった、したたかな沖縄民衆の姿を浮かび上がらせることである。占領期において目指された「自立経済」は、その名に反して外部依存を前提としていたが、それはそれとして住民たちは対応してきたのであり、翻って言えば適切な経済政策によって誘導可能な経済自立の主体は、既に準備されているというわけである。

嘉数論文特集号に併載された書評「振出しに戻った経済自立論」の中で、原田は「誰が」主体なのか」という問いが欠けていると批判するが、嘉数論文は「主役なき経済開発」（牧野浩隆）という現状の認識を踏まえた上で、「経済的自立」の旗の下に、消えた民衆をもう一度結集しようとする試みであったことは間違いない。しかし嘉数にとって経済自立論とは、植民地的な収奪を指弾することではなく、努力次第でアクセスが可能な市場に向けて、県民大衆を動機づけ・誘導するための政策論議に他ならない<sup>301</sup>。

他方、原田らが沖縄を植民地と規定することを急ぐのは、資本主義世界からの切断においてのみ沖縄の自立の構想は描き得るという信念に立脚しているからに他ならない。しかし、問題はそのような道を選択しようとする人々の姿が、どこにも見当たらないという点にある<sup>302</sup>。ここには、旧慣期論争において西里が直面していたような、立ち上がるはずの民衆が立ち上がらない事態に対する戸惑いが指摘できるだろう。「国内植民地」という規定をたたき台に設定したシンポジウムの場合においてさえ、具体的な行動指針に論点が移ると、決意主義的な独立宣言と、官製の経済自立構想の手直し論へと議論は分離し、水と油のように混ざり合わないまま物別れに終わるといふ展開が繰り返されることとなる。

---

<sup>299</sup> 同上、12頁。

<sup>300</sup> 同上、12-13頁。

<sup>301</sup> 嘉数の経済自立論は、移出産業育成策として部分的に「21世紀ビジョン」（事実上の5次振計）に反映されるなど、県の公式的な経済自立論に反映されることになる。屋嘉宗彦『沖縄自立の経済学』七つ森書館、2016年、199頁。

<sup>302</sup> 屋嘉は、「資本主義の認識について原田・矢下両氏とそれほど大きな差を持つものではないが、今必要なことは、沖縄住民が実行できる具体的な行動の指針であり、それが長期の展望に緩やかに結びつくことだと考える」と述べ、「原田・矢下両氏の論考は、かつて『南北問題』と呼ばれた世界経済の大きな理論的構造認識と沖縄経済の現実を踏まえた発展軌道を描くことの間で立ち止まっていると言わざるをえない」と断じている。同上、158-159頁。

## 沖縄振興開発体制と人口問題の不可視化

改めて確認しておくべきは、原田と嘉数の沖縄経済自立論を両極端に置いて理解してはならないということだ。そのような印象を与える理由の一端は、経済分析に根拠づけられることのないままに繰り返される原田らの独立宣言と、嘉数の国内経済の一環としての発展可能性の強調の対照性にある。しかし、より根本的な問題は、両者が「自立」の主語に据える「沖縄経済」という範疇である。両者は互いに遠ざけ合いながらも、この「沖縄経済」という範疇を共有する。そして沖縄経済の自立は如何にして可能かという、同じ問いのまわりをぐるぐると回るうちに、二通りの沖縄民衆の姿を描き出して見せたのである。

だが、「自立」すべき単位としての「沖縄経済」なる閉じた範疇を想定することはできない。それ自体が、「沖縄振興開発体制」が作り上げる疑似的な範疇に他ならない。国内経済の一環か、その外部に置かれた植民地か、といった類型論の問題は、復帰後の沖縄の経済自立構想にうまく適用できないというよりも、立ち上がるべき民衆の所在地を地理的に区画された「沖縄」に限定してしまう点にある。

原田にとって歴史を担うべき主体は、収奪に苦しんでいるはずなのに立ち上がらない、「国内植民地」沖縄の民衆に他ならない。他方で嘉数にとっては、依存経済という現状の矛盾そのものに合理的に適応し、自ら立つことを試みない沖縄県民を指している。原田においても、嘉数においても、あるいは両者が批判対象とする官製の経済自立論においても、地理的範疇としての沖縄から流れ出ていく人々が、沖縄の未来像から消去されている。人口流出——それはあってはならない事態であり、全ての自立は、この島に住む人々がこの島に留まることを前提とした上で目指すべき課題なのである。

しかし反面、人口流出という問題を是認しないまでも視野の外においてしまうことは、自立論争の臨界を見定める上では致命的な欠陥となる。ほとんど全ての経済自立論は、潜在的な流出の危機の上に構想されながら、これを否認している。そこでは、自立の主語に据えられた「沖縄」が、物理的な地理的輪郭と、その上に定置された住民として想定されている。原田と嘉数の双方とも、流出あるいはその要因となる所得水準の低下という可能性に言及しつつも、予めこれを排除した上で、自らの沖縄自立のシナリオを提示する点で違いはない。

しかし、現在人口の維持が自明の前提となったのは、それほど古い話ではなく、せいぜい復帰後のことである。戦前期において、人口問題の調節は専ら海外移民政策に拠っていた。1899年以来、ハワイを皮切りに北米・南米・ボルネオ・フィリピン・満州に毎年凡そ自然増分に相当する5千人程度が移民として送り出された<sup>303</sup>。域内で扶養し得る人口を超える部分は、積極的な移民政策によって調整され、県内の人口は凡そ60万を超えない範

---

<sup>303</sup> 山門健一「過剰人口の歴史—沖縄自立経済論の変遷」『新沖縄文学』第27号、1975年2月、75頁。

困に抑制されてきたのである。戦前期において沖縄は日本屈指の移民県として知られたことは周知の事実である。

戦後初期、本格的な経済政策が打ち出される以前の時期において、移民政策は依然として過剰人口問題に対処する方策として有望視されていた<sup>304</sup>。ところが、まがいなりにも経済成長路線が導入された結果、域内の労働市場が拡大し、増大する人口が域内に留め置かれるようになる。ただし、占領下の沖縄において労働市場の拡大は、本土におけるような重化学工業化ではなく、基地需要及び日米両政府からの援助といった不安定な外部要因に依拠していた<sup>305</sup>。大来佐武郎は復帰前、沖縄経済の成長と基地収入を中心とする対外受取勘定が凡そ比例関係にあることを指して、これを「人工栄養の経済」と呼び、増大を続ける人口は基地需要の落ち込みと本土労働市場の開放に伴って、相当程度の流出が予想されると述べていた<sup>306</sup>。事実、ベトナム特需が落ち着きを見せる60年代の後半には既に人口流出が加速し、人口減に転じる兆しを示しており、復帰後における過疎化の懸念は、広く一般に共有されるものとなっていた。

政府サイドで「沖縄振興開発体制」のデザインを手がけた当事者たちの間でも、復帰後の人口問題に対する対応について、意見はまちまちであった。県内に労働市場を拡大するために無理な開発を進めるよりも、本土に送り出すほうが得策とする下村治の案や<sup>307</sup>、あるいは本土での定着率の低さを懸念して、むしろハワイやグアム等海外への送り出しと観光・サービス産業を中心とした開発で県内吸収力強化を図る下河辺淳の案など<sup>308</sup>、人口流出を前提に検討が進められていたのである。

だが、結果から言えば、「人工栄養の経済」という性格はそのままに、沖縄は過疎化の危機を免れる。懸念された過疎化が生じなかった要因として、安東誠一は、「軍用地料の大幅増額や公共事業等、日本政府からの財政資金は増え、米軍統治の雇用維持の機構は、軍雇用の縮小→他の財政関連部門の雇用拡大にともなう強い摩擦を経つつ、機能的にはそのまま日本政府によって受けつがれた」を指摘し<sup>309</sup>、次のように述べている。

沖縄において復帰後もなお続く過剰人口の滞留は、高度に発達した国家独占資本主義国家として、財政機構をフルに活用したスペンディング・ポリシー（意図的な財政資金の浪費政策）を効果的に遂行しうる力量をもつに至った日本経済とかが

---

<sup>304</sup> 1950年の群島知事選の演説会では、右から左まで、全候補者が移民政策に積極的な姿勢を示している。各候補者の演説は中野前掲資料の68-70頁に収録されている。

<sup>305</sup> 山門前掲「過剰人口の歴史」81頁。

<sup>306</sup> 大来佐武郎「沖縄経済はどうあるべきか—政府の特別援助がぜひ必要」『エコノミスト』1969年9月2日号、34-36頁。

<sup>307</sup> 下河辺淳『戦後国土計画への証言』日本経済評論社、1994年、101-102頁。

<sup>308</sup> 仲地博・江上能義・高良鉄美・前津榮健・佐藤学・島袋純・徳田博人・照屋寛之・宗前清貞『自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究（報告書No4—沖縄の自治の新たな可能性自治研究講座（2.下河辺淳氏オーラル・ヒストリー 第1回））』176-177頁。

<sup>309</sup> 安東誠一「経済自立の鍵」原田・比嘉編前掲『沖縄自立への挑戦』113頁。

わる現象であり、その程度に大きな差はあれ、本土の「後進」地域とも共通した現象である。沖縄の軍事基地のためそして軍事基地を抱え込む沖縄社会の安定的維持のため撒布される様々の財政資金は、もとのとれる資金として日本経済の成長機構の中に組み込まれている<sup>310</sup>。

安東はこれを70年代前半までの国内地方経済に共通して見られる「発展なき成長」の沖縄における特殊な展開として位置づけている。すなわち、「地域の経済構造の改革（＝発展）という困難な課題を素通りした、経済の量的拡大（＝成長）ゆえ、それが成果をあげればあげるほど深刻な構造的問題を累積させていく」という逆説的な過程である<sup>311</sup>。

しかし、他の地方県が70年代の後半には人口減・格差拡大という逆流現象を経験したのに対して、沖縄では、「発展なき成長」の「モラトリアム」が軍事的目的から延長され、ずるずるとその人口を増やし続けていった。それが「沖縄振興開発体制」が人口面に及ぼした影響だった。

ともあれ、経済自立の方策としての移民政策が不可避の選択でなくなるのに伴い、移民の経験を語る論調にも変化が生じる。それは沖縄の歴史的苦難の一つの例示となるのである<sup>312</sup>。沖縄の経済自立が新たな棄民を生むものであってはならないという認識は、戦後初期とは一転して、左右を問わずあらゆる論者に共有されるものとなった。

## 自立と流出

以上の経緯から推して、自立と流出の二つの可能性を意識的に重ねて提示した平恒次に対する経済自立論者達の冷淡な反応は、容易に了解できる。手堅い経済学者であると同時に熱烈な独立論者としても知られる平恒次は、復帰以前から積極的に移民を奨励してきた<sup>313</sup>。こうした平の三つの立場は、二つの断念を媒介として相互に密接に結びついている。

第一の契機は、嘉数がやってのけたように沖縄の自立を経済学的に——というのは、近代経済学的にという意味だが——表現することは不可能であるという断念である。嘉数の野心的な論文に対して、「沖縄経済も如何に奇妙な状態にあるとはいえ『経済』である以上、経済学が役にたたないはずはない」と信じたかつての自らの姿を重ねていわく、

わが心に燃える『沖縄ナショナリズム』を圧殺し、真相に迫り得ないことを百も承知で、沖縄経済の皮相をあり合わせの経済理論の風呂敷に包んで、大先生方へのお土産にするか？ 喰わないでいただきたい。二十数年前、私自身がいかにかしばしばこの体たらくであったことか！ こういう状況下で人間が発狂しなければ却って不思議

<sup>310</sup> 同上、114頁。

<sup>311</sup> 安東誠一『地方の経済学—「発展なき成長を超えて」』日本経済新聞社、1986年、22頁。

<sup>312</sup> 上野英信他「〈座談会〉沖縄にとって移民とは何か」『新沖縄文学』第45号、1980年6月、16・28頁。

<sup>313</sup> 平恒次「労働力配置計画の必要性」『沖縄経済』第1巻第1号（1969年9月）。

議であろう<sup>314</sup>。

こうした状況に追い詰められて、平は第二の断念を迫られる。すなわち、植民地的地位からの独立であろうが、沖縄県としての自立であろうが、その主語の位置にある「沖縄」を、地理的輪郭を以て描くことを断念するのである。平にとって所得水準の低下と現在人口の減少とは、絶対の前提ではなく、甘受すべき付随事である。それどころか平は、地理的離散の契機を積極的に捉える。「沖縄の所得水準を少なくとも現在より低下させずに、開放経済体制の下で、増大する人口を着実に県内で吸収することを前提に」構想された嘉数の経済自立プランについても、「県内人口を『聖域』と心得る傾向」に対する往年の不満を重ねつつ、暗に批判している<sup>315</sup>。

経済学で沖縄の自立を語ることを断念し、次いで沖縄を地理的範疇において語ることを断念した平が議論を仕切り直して提示するのは、「沖縄帝国主義」という奇妙なヴィジョンである。これは行政単位としての沖縄県とも、あるいはそれが国家として独立した姿にも重なるものではない。それは、既存の琉球列島を領土とする「琉球共和国」と、そこに「本部」に構えながらも領土を超えて離散した琉球人総体を包含する「琉球精神共同体」とから構想され、「人間が領土ベースの国家の枠組から解放され、各国の文化を担う人々が世界史に入り混じって活躍するような段階」の過渡的形態として位置づけられている<sup>316</sup>。平の冗談とも本気ともつかない口調によってしばしば看過されてしまうのだが、この夢想めいた構想は、現実的な独立のプランというより、現実的であることを自称する経済自立構想の危うい前提に対するラディカルな批判として提示されている点に注意したい。

平は「経済自立計画とは、日政依存謝絶計画」であると断言した時点で、沖縄振興開発計画を当て込んで経済自立構想を練り上げる嘉数とは事実上袂を分かっている。そこには社会政策的な救済の対象となることの是非をめぐる決定的な対立があり、そしてこの決断が、世界市場に放り出される契機と常に隣り合わせに為されなければならないということへの厳しい認識がある。平が目聡く指摘するように、嘉数はこの点に気がついているが、沖縄県としての自立に経済学的表現を与えるという課題へと引き返すに当たって「日政依存謝絶計画」を破棄したのである。日本政府による救済を謝絶し、流出を伴った自立を選択することを奨励することで平が実際に行っているのは、「沖縄の自立」を、「沖縄県としての自立」に限定して論じる経済学者の態度に対する根本的な批判に他ならない。

### 「意識的日本人」とは誰か

ところで、平は「沖縄帝国主義＝琉球共和国＋琉球精神共同体」として沖縄の未来像を描いたが、それはオプションとしての独立を提示したと言うよりも、さしあたり行政単位とし

<sup>314</sup> 平恒次「沖縄経済の基本的不均衡と自立の困難」『新沖縄文学』第56号、57頁。

<sup>315</sup> 同上、61頁。

<sup>316</sup> 平恒次「新しい世界観における琉球共和国」『新沖縄文学』第48号（1981年6月）、4頁。

ての沖縄県に留まり、国籍上日本に帰属することを選択した人々の心性を表現したものである点に注意したい。平はこのような人々が吟味して選択し得る現実的なオプションを語っているというよりも（経済自立論議の文脈を踏まえない限り、そうとしか聞こえないのだが）、実際には、その潜在的なありようについて語っているのである。上に見たような自立構想を、1974年に刊行された『日本国家改造論』の延長線上に置いてみると、このことははっきりする。またもや国家像を提示するというフォーマットを採用しているが、そこで実際に論じられているのは日本に帰属することになった沖縄の人間のありようである。

「なんのこだわりもなく自然に、父祖伝来の現実として、出生そのものが『日本人』であることを保障している、普通の日本人」に対比して、歴史的に「『日本国民であるかどうか』という中立的な姿勢で考えると、ときには、否定の側の答えがでてこないともかぎらないという状況」に置かれ続けてきた「琉球住民」を、平は「意識的日本人」と呼ぶ。

つまり考えても、日本国民であるという結論の可能性は、諾否相半ばするということになる。そうなると、日本国民であるという結論に到達する思考方法と論理をもつ琉球住民が、懐疑派や消極派を、ときには口角泡をとぼして説得しなければならなくなる。こうして「琉球住民」が「日本国民」であるかどうかという、日本国内の現象としてはどうてい考えられないことが、琉球では十分に政治的・思想的問題となりえたのである<sup>317</sup>。

平の「独立論」は、こうした住民観の延長線上にある。意識的に日本人であるということにおいて、沖縄に定住する者は、自立と流出の契機を潜在的に、しかも同時に、抱え込んでいるのである。嘉数が合理的な行為者として設定した沖縄県民とは、平にとっては「意識的日本人」に他ならない。そして日本への帰属が意識的な選択によって更新されるようなものである以上、沖縄県としての自立は、借りの住まいを修繕するような暫定的な問題であり、究極的な目標に向けた途上に捉えられなければならない。

経済学的表現を断念した地点において平が提示するのは、何を以て沖縄と呼ぶのかという、自立の主語に対する問いであった。あたかもオプションのように語られる独立のヴィジョンは、経済自立論議のフォーマットに揃えた見せかけであり、力点はいくまでも、経済自立計画の前提として措定された主語＝「沖縄」に問い付すことにある。沖縄が日本であることは、意識的に考えなければならないプロセスであり、前提ではない。他方で、人口流出を伴った独立という選択は目には見えていても、現実的であることを自称する自立のヴィジョンからは、前提として除外される。その狭間であって、沖縄という場所には、さしあたり「意識的日本人」であり続ける人々が充満しているのである。

こうして、なぜ沖縄は日本であるのかという問いにおいて、歴史と経済に分かれていた議

---

<sup>317</sup> 平恒次『日本国改造論』講談社、1974年、37-38頁。

論が、思いがけず交差する<sup>318</sup>。それは偶然ではない。元来、この二つの問いは分かち難く絡まり合っている。「沖縄とは何か」という問いにおいて交差した二つの議論の流れは、2000年の「沖縄イニシアティブ論争」の中で、緊密さを増しつつ再び現れることになる。

---

<sup>318</sup> もちろん、全島自由貿易構想に賛成し、「閉鎖性を克服していない諸国の人と物の自由潤達な交流・交易の首都たらしとする」ことに「沖縄の歴史的使命の完遂」を夢想する平と、「沖縄経済が抱え込んでいる諸困難は果たして資本主義的に解決しうるのか」という根本的な問題（190頁）を提起する安良城とでは、描き出す未来像は全く違う。両者は、最終的な目標の一致によって交差するのではなく、世界市場の中での沖縄の位置を思考し、その中で沖縄経済という単位を前提にした薄ら寒い自立論議に辟易としている点で同じ場所に立っているのである。

## 終章 2000年前後の沖縄に何が起きたのか

2000年に巻き起こった「沖縄イニシアティブ」論争は、前章に見たような経済的自立と歴史的自律とをめぐる議論の系譜を引きつつ、それらを同時に争点化した点で、沖縄戦後史上の極めて重要な検討課題である。だが、論争当事者の多くがこうした議論の系譜を知らながらも、知らない風な振舞いを取った点で、どこか茶番めいてもいる。最後に、この提言と、それをめぐって展開された議論が沖縄戦後史の上で何を意味しているのかを考えてみたい。

### 1980年代から1990年代へ——「沖縄イニシアティブ」論争前史

90年代の沖縄は、曖昧にはあるが、それ以前の時期から区別して語られる傾向にある。まず、復帰後から80年代にかけては、日本本土との「格差是正」に邁進しつつ政治・経済・社会の諸分野において、人心の上にも、政治組織の上でも、一定の同化・系列化あるいは保守化が進んだ時代として特徴づけられる。たとえば、この時期の沖縄社会の変化について、分野毎に分析を加えた論集の「はしがき」で、島袋邦は次のようにスケッチしている。

さて復帰後、沖縄はどう変わったのだろうか。たとえば1984年までは、沖縄県の高등학교の卒業式に「日の丸」を掲揚し、「君が代」を斉唱した学校はまったくなかった。しかし文部当局は、本土との一体化を計るため、各学校に「日の丸」の掲揚と「君が代」の斉唱を実施するよう通達した。その結果、1987年までには、ほとんどの高校が「君が代」を吹奏し、「日の丸」を掲揚した。このように受け入れられた学校現場は大きく変わろうとしている。これと同様に、沖縄県における政治的諸制度も本土とまったく同一のものとなり、沖縄は、今や、日本の政治システムに完全に組み込まれようとしている。その結果、沖縄はどう変わるのだろうか〔中略〕本土との系列化——一体化が進む経済界や政界も著しく変化しつつある。たとえば、ヨコの連帯を誇った労働組合や革新政党は、復帰により本土の中央組織とタテに系列化されたために、中央における相互の反目や確執が諸にここ沖縄でも露呈され、革新陣営に亀裂が生じている。その結果、1988年現在、強力な組織を誇示した革新共闘体制は弱体化し、代わりに保守陣営が勢力を伸張する傾向にあった<sup>319</sup>。

表面上一見して穏やかな保守の時代だが、水面下では沖縄政策に変化を迫る条件が生じつつあった。復帰直前の71年にはニクソン・ショック（金・ドル交換停止）が、翌73年には第一次石油ショックが生じ、世界情勢そのものも変調の兆を見せていた。同盟路線の中で語られた、「豊かな復帰」すなわち労資協調に基づく資本主義の永続的発展のビジョンも、雲行きが怪しくなっていく。不況とインフレの同時進行＝スタグフレーションの進行は、70

<sup>319</sup> 島袋邦「はしがき」島袋邦編『論集沖縄の政治と社会』ひるぎ社、1989年、頁数なし。

年代の半ばには冷戦期に資本蓄積と体制維持との両立に役立ってきたはずのケインズ主義的な国家介入の効用への不信を醸成し、市場経済の全面的復権に起死回生をかける新自由主義者の往年の主張に説得力を与えるようになる。米英ではサッチャー、レーガンが登場し、日本においても中曽根康弘のもとで行政改革が課題として打ち出されていた。公共企業体の民営化と非正規雇用形態の増加は、公共・民間両部門の労働組合の組織基盤を破壊し、労働運動そのものを強制的に退場させていく方向にも機能した。80年代末には客観情勢に追い立てられるように総評は同盟路線をベースにした日本労働組合連合会＝連合へと合流するも、組織労働者数そのものが70年代半ばをピークに減少の一途を辿った<sup>320</sup>。資本主義経済の発展は、おのずから労働者を大衆消費社会へと導くというロストウのシナリオも、戦後の特殊な時期を普遍化して見せたものだったということが徐々に明らかになりつつあった。

緊縮財政・労働・産業分野を跨いだ保護規制の撤廃・社会保障制度の見直し等々、今も着々と進行する市場復権のトレンドの逆風の中で、「沖縄振興開発体制」はかろうじて維持されてきた。しかし、その実施機関である沖縄開発庁も北海道開発庁との整理統合が検討され始めるなど、救済的な財政支出が無尽蔵に投下されることへの期待感は薄まっていった。沖縄で経済自立が論議されたのは、そのような文脈においてであった。

他方で、冷戦が終焉を迎える頃になると、自由主義世界の防波堤としての沖縄の役割もおのずから変化するものと期待された。世界情勢の変化に国内の新自由主義改革の波が加わり、さらに西銘県政期に生じた経済界の分裂が相乗して、90年の県知事選で大田昌秀県政が誕生する背景となった<sup>321</sup>。78年の西銘県政の発足以来、12年ぶりに革新首長が復活することになる。

既に議論したように、基地に対する住民からの合意の調達という課題は、占領期から一貫する課題であり、復帰がこれを引き継ぐものであったことを踏まえれば、基地のない沖縄を掲げる首長が選挙に勝利したことの持つ意味は深刻である。それは「沖縄振興開発体制」の揺らぎを示す出来事であり、明らかに沖縄戦後史上の一つの転換点を示している。ただし、「沖縄問題」が全国的イシューとして再び認知されるようになるのは、大田県政も二期目に入った95年のことである。

大田は就任当初より基地問題を提起してきたが、12年間の保守県政に馴染んだ県庁体制への配慮もあり、しばらくは慎重路線を維持、90年の米軍用地強制使用手続きの代行にもとりあえず応諾していた。ところが、95年2月、アメリカは『東アジア戦略報告』（通称ナイ報告）を発表、アジア太平洋地域に十万人の米軍兵力据え置き方針を打ち出した。さらに同年9月、米兵による少女暴行事件のインパクトが加わり、大田県政は一気に攻勢に転じ

---

<sup>320</sup> 前掲表を補って組織率の推移について見れば、70年35.4%をピークに、連合結成時に25.9%、2016年には戦後最低となる17.3%を記録する（厚生労働省「労働組合基礎調査」）。沖縄はこれを大幅に下回る9.8%（「沖縄の労組組織率、9.8%と過去最低更新」『沖縄タイムス』2017年6月7日）。

<sup>321</sup> 島袋純前掲『「沖縄振興体制」を問う』137-138頁。

る<sup>322</sup>。高揚する県内の反基地感情を背景に、代理署名を拒否し、日本政府に基地問題の解決を突き付けた。県側からは、15年後の基地全廃を目標に据えた「基地返還アクションプログラム」と基地返還後の経済自立プランとして全県自由貿易地域化構想いわゆる「国際都市形成構想」とが突き付けられ、「沖縄問題」は一挙に全国的イシューとして注目を浴びることとなる。

他方、日本政府は大田県政の勢いに気圧されるかたちで基地問題への取り組みを強いられたつつも、沖縄振興開発体制の緩みに目を付け、これを増し締めする方向での解決を模索した。事件直後より、日本政府は沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、アメリカとの間に「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」をそれぞれ設置し、在沖米軍基地の負担軽減＝整理再編に着手する一方、沖縄特別振興対策調整費（特別調整費）を計上して経済振興への積極的に支援する姿勢をアピールした。さらに行政改革の風潮に晒されていた沖縄開発庁に代わって沖縄政策の直接の窓口となるべく「沖縄政策協議会」が内閣に創設され、官房長官が出張って沖縄との折衝に当たる体制が整えられた。

大田は「条件闘争はしない」という強い態度で基地の「撤去」を要求したが、SACOの出した結論は11施設の返還および内7施設の県内「移設」案であった。その中に、今では「沖縄問題」の代名詞となっている普天間基地の名護市辺野古への県内「移設」案、あるいは辺野古「新基地建設」計画も含まれている。98年2月、大田がこれを拒否したことにより、政府との交渉は断絶、計上されていた経済振興策は凍結された。結果、同年11月の県知事選の争点は、95年以来の大田県政運営の評価——基地の撤去をあくまで主張し、日本政府にもう一度対決姿勢を構えるか、あるいは、基地問題の解決は県内移設にひとまず甘んじ、その見返りに経済振興を要求するか——に置かれることになった。後者を代表して大田の対抗馬に立ったのは、沖縄協の出身で大田県政の経済ブレーンでもあった稲嶺恵一だった。

この時、かつて沖縄経済自立論議に参画していた論者から、稲嶺陣営の支持にまわる者が現れる。牧野浩隆や比嘉良彦、真栄城守定といった、それぞれの分野で名の知られた面々である。これらのメンバーは、県知事選の結果発足した稲嶺県政に副知事・政策ブレーンとして参画することになる。だが、何より論壇に衝撃を与えたのは、復帰後の沖縄で最も著名な歴史家といっても大過ない高良倉吉がそこに加わったことだった。

高良は復帰前に国費留学生として愛知教育大に学び、卒業後京都大学大学院の研究生を経て、復帰後、沖縄史料編集所に入って歴史家としての本格的なキャリアをスタートさせた。沖縄歴史研究会においては金城正篤や西里喜行らの後輩に当たる。とはいえ、高良は金城や西里というよりも、その論敵であった安良城盛昭からの影響を強調し、自他ともに認める子弟関係にある。史学史的には『琉球の時代』（筑摩書房・1980年）等を皮切りに、琉球王国史研究の基礎を築いたことで知られるが、メディアへの露出が多かったこともあり、一般からの認知度も歴史家としては極端に高い。文字通り沖縄を代表する歴史家であるだけに、そ

---

<sup>322</sup> 大田昌秀『沖縄の決断』朝日新聞社、2000年、159-160頁。

の言動は論壇に物議を醸すことになる。

### 「沖縄イニシアティブ」の登場

稲嶺県政発足から二年後の 2000 年に打ち出された政策提言「沖縄イニシアティブ」は、とりわけ大きな波紋を生んだ。「沖縄イニシアティブ」は複数の場所で発表された提言及び関係者の発言の総称<sup>323</sup>であるが、その要諦は次のように要約し得る。すなわち、(1)日米安保及び在沖米軍基地の存在意義の承認、(2)「歴史問題」を根拠とした自己主張は現在の「沖縄問題」解決の妨げとなる、(3)沖縄は日本に対して「告発者」として臨むのではなく、「共同事業者」として自己規定すべきである、以上の三点である。

提言が地元新聞紙面に掲載されると、『『沖縄イニシアティブ』を読む』（沖縄タイムス）あるいは『『沖縄イニシアティブ』を解く』（琉球新報）と題した連載が半年以上に渡って続き、沖縄内外の知識人を総動員した論争の様相を呈した。とはいえ論争の内実は、提言者とその関係者を除き、ほとんどの議論が提言に対する痛烈な批判に割かれた。そして極めて高い割合で、高良倉吉という著名な歴史家によって起草されたという事実への言及を含んでいた。

おそらく、先に挙げた三つの要点のうち、二点目を欠いたならば、この提言がそれほどの話題を呼ぶことはなかっただろう。あるいは、よしんばそれがあっても、高良倉吉によって起草されたという事実がなかったならば、やはり見慣れた保守派の安保容認論として、忘れ去られていたことだろう。御用学者の政策提言として片づけるには、その存在はあまりに大きすぎたと言うことかもしれない。

「沖縄イニシアティブ」が高良の手によって起草されたという事実には批判が及ぶ場合、これを高良歴史家としての過去の業績を裏切る「転回」<sup>324</sup>ないしは政治家への鞍替えと位置づ

---

<sup>323</sup> 本論中、「沖縄イニシアティブ」として参照するのは、主要なものから順に、□2000年4月、当時の首相小渕恵三も参加した国際会議「アジア太平洋アジェンダプロジェクト」の沖縄フォーラムにおいて発表された『『沖縄イニシアティブ』のために——アジア太平洋地域のなかで沖縄が果たすべき可能性について』（起草者：高良倉吉・真栄城守定・大城常夫）と、□財団法人社会経済生産性本部に設置された経済活性化特別委員会で発表された『『沖縄イニシアティブ』—沖縄、日本、そして世界』（起草者：高良倉吉・上原昭・嶋信彦）の二つの討議論文（以上二つの討議論文は『沖縄イニシアティブ—沖縄発・知的戦略—』（ひるぎ社、2000年）に収録。ただし、後者は高良執筆分のみ収録しており、全文は社会経済生産性本部のホームページから閲覧が可能 [http://activity.jpc-net.jp/activity\\_detail.php](http://activity.jpc-net.jp/activity_detail.php)）、さらに□小渕首相のもとに設置された私設懇談会「21世紀日本の構想」に設けられた第1分科会の第7回目の会合（1999年7月）での高良の発言、□沖縄イニシアティブの前兆と見られる高良倉吉・真栄城守定・牧野浩隆による鼎談録『沖縄の自己検証—「情念」から「論理」へ』（ひるぎ社、1998年）、また□2000年5月に開催された国際シンポジウム「21世紀・アジア太平洋の中の日本そして沖縄」及び第57回経済政策学会の準共通論題「沖縄特別セッション」における討議は、提言を踏まえた議論になっている（宮城辰男他編著『沖縄経済変革のダイナミズム』（NTT出版、2000年）に収録）である。

<sup>324</sup> 比屋根照夫『『沖縄イニシアティブ』を読む⑩』『沖縄タイムス』2000年6月26、27日。

ける<sup>325</sup>のが主流であったと言える。あるいは、過去からの連続性を指摘する場合にも、既に秘められていた危うい要素が「変節・転向」として顕在化したとする論調<sup>326</sup>であり、高良個人の歴史家としての資質を問題化する点では共通する。

提言が歴史家高良の手によって書かれたという事実に注目することは、やはり重要である。しかし、それは提言の意味を高良個人の転向といった問題に封殺することであってはならない。それは提言の沖縄戦後史上における意味を問う代わりに、人的エラーによって偶発的に生じた出来事として、無意味化することに等しい。

そこで、問題を次のように立ててみたい。第一に、この提言はあくまでも自律的な歴史を追求してきた歴史家の書いた文章として読まれる必要がある。したがって、そこには「安良城旋風」の中で実質的な論点となってきた、沖縄の歴史的自律とは何かという問いが、やはり流れ込んでいる。だが、それだけではない。第二に、この提言においては、歴史的自律だけではなく、経済的自立という問題が交差している。すなわち、先に見てきた二つの論議・論争が、この提言において同時に再開されているのである。そして第三に、この提言の登場は、占領期から一貫して追求されてきた、住民からの合意に基礎づけられた〈基地沖縄〉という自画像に、沖縄史のスポークスマンと見做されてきた高良倉吉の署名が付けられたことを意味している。かつて屋良が政治家として、また「建議書」というアリバイを携えつつ、苦渋の選択として基地つきの復帰を甘受したのとは、わけが違ふのだ。だからこその批判的知識人達は、高良から沖縄史を語る資格を剥奪すべく、強い調子で批判を加えたのである。これらの意味において、「沖縄イニシアティブ」は沖縄戦後史の泡沫として片づけて済む問題ではなく、最重要論点を再提起するものと捉える必要がある。

### 「被害者の歴史観」

「沖縄イニシアティブ」に先立つ1999年7月、私設懇談会「21世紀日本の構想」の第1分科会の会合（第7回）で、高良は次のよう述べていた。

被害者的な歴史観と沖縄の不安定な県民感情との結びつきは、日米安保体制に関する未来志向の議論を阻害しがちである。地域感情に配慮するやり方でなく、これからの日本のあり方を考えていく過程で、地域感情を吸収し、取り入れていく方策が模索されるべきであり、それなしには、地域の安定性もあり得ない<sup>327</sup>。

この「被害者の歴史観」のフレーズは、沖縄歴史研究の伝統そのものを全否定するものとして了解された。安良城の「差別史観」があくまで歴史論争の中で了解されたのとは異なり、高良の「被害者の歴史観」は、安保論争の中で了解されたと言える。それは被害者の側に立

---

<sup>325</sup> 川満信一『「沖縄イニシアティブ」を読む⑧』『沖縄タイムス』2000年6月12、13日。

<sup>326</sup> 伊佐眞一『「沖縄イニシアティブ」を解く⑧』『琉球新報』2000年9月18、19日。

<sup>327</sup> 高良 1999

って語る歴史家の態度に対する中傷として受け止められ、「権力への奉仕者」<sup>328</sup>、「現状追認主義者」<sup>329</sup>、「御用学者」<sup>330</sup>といった批判が投げ返された。

しかしながら、おそらく批判者たちも気がついているように、「被害者の歴史観」の克服は、少なくとも復帰後には一貫して高良の歴史研究の根幹に据えられてきたテーマである。高良において「被害者の歴史観」に対する批判は、沖縄史における「時代転換のモメントに外的インパクトが決定的な形でかかわっている」という意味での他律性と密接不可分の関係にある。沖縄史は、事実をトレースする限りでは、常に他律的に歩まされてきた「被害者」の歴史なのであり、したがって歴史的自律性をどこに求めれば良いのかという問いを常に引きずることになる。

そして高良が選択したのは、他律的な歴史の内部に、自律性を見出す挿し入れるということだった。それは外から他律的に強いられた歴史に自らの歴史的自律性を重ねることであり、ともすれば不当な自己責任論を導く危険な賭けでもある<sup>331</sup>。「沖縄イニシアティブ」はそのような危険な賭けに出て、案の定、批判の集中砲火を浴びることになった。

## 沖縄を語る資格

既述のように、提言に対する批判の第一の焦点は、高良の歴史家としての資質を否定し去ることだった。歴史家としての高良を知っているがゆえに、そうせざるを得ないのである。したがって歴史家の書いた提言という性格を否定しようとするならば、これを従来の道を踏み外した偶然の、あるいは些細な出来事と位置づけるか、さもなければ、高良の歴史研究の延長線上に導かれる必然的帰結と位置づけた上で、その全業績ごと否定し去るか、そのいずれかである。仲里効は、この二択の間で逡巡しながらも、「一線を越えて向こう側へ行ってしまった」かつての幼馴染の名前を括弧に入れ、次のように述べている。

<高良倉吉>とは誰か。人々のブーイングに絶望し、切ない日々を送りながら「しきりに『亡命』気分を訴えた」場所から、沖縄の歴史と体験とは逆立した「新しい日本」へ亡命した国家主義者、そういってもいい。その「亡命」を資質の問題として片付けることも可能だが、高良が若き日の情熱を傾けて探索した伊波普猷らに連なる沖縄的知のアポリアを、現代的に、しかもよりあざとく拡大再生産してしまった、という印象は否めない。沖縄のゴツゴツした現実から亡命し、サイボーグになった<高良倉吉>の姿を見るのは正直いって憂うつでもある<sup>332</sup>。

<sup>328</sup> 新川明「『沖縄イニシアティブ』を読む①」『沖縄タイムス』2000年5月16、17日。

<sup>329</sup> 新崎盛暉「『沖縄イニシアティブ』を読む⑤」『沖縄タイムス』2000年5月29、30日。

<sup>330</sup> 日取真俊『沖縄：草の声・根の意志』世織書房、2001年、100頁。

<sup>331</sup> 提言には実際に、「自己評価をしっかりとふまえ、『新しい日本』に帰属しつつ自己責任を果たす覚悟を持つこと」の一節が含まれるため、それこそ自ら招いた批判とも言えるが。

<sup>332</sup> 仲里効「『沖縄イニシアティブ』を読む⑦」『沖縄タイムス』2000年6月7日、8日。

高良は批判の趣旨を正確に理解していた。「私は、ようするに『沖縄という価値』を語るべき正統な論者ではないことになる」<sup>333</sup>。その上で、仲里の批判に対応させるように、「自覚しない存在は悲惨である」という伊波普猷の言葉を引き合いに出し、「袋叩きに遭うことを覚悟のうえで」、「地元紙で論陣を張る論客たちの支配的な考え方とはおよそ異質な論を提示し」た意図を、「その言葉を自分のものにしたいという思いも手伝っていた」と説明している。釈明は次のように続く。

「沖縄という価値」は誰のものなのか、という問いが沖縄イニシアティブの出発点である。「沖縄という価値」をあらかじめ所有し、それに寄り添うという立場性を先に確保したうえで、その立場性の対抗軸に「日本国家」を設定するという「思想的図式から自由になりたい、との思いを起点とする。「沖縄という価値」と「日本国家」を対立軸に置くのではなく、むしろ「沖縄という価値」を「日本国家」のあり方、この国のかたちを活かしたいという主張が沖縄イニシアティブの根幹である。その前提に置いたのは、「日本国家」は完成品などではなく、様々な状況を含みながら今なお不断に形成され続ける存在だとの認識であった<sup>334</sup>。

提言の意図の説明に汲々としながら、指名された通りのヒール役を買って出ることにより、さながらプロレスマッチのような予定調和的な対峙関係が成立する<sup>335</sup>。また後日十分な紙幅を割いて再論した際、仲里は提言の起草者たちを「日本人＝国民教育」の産み落としした「桃太郎」になぞらえ、「ここには『あなたはどこの国の人ですか』と問われたときの居心地の

---

<sup>333</sup> 98 頁。

<sup>334</sup> 同上、100 頁。

<sup>335</sup> かつて寝食を共にした両者の、「沖縄イニシアティブ」論争よりはるか以前、復帰の頃から、静かに袂を分かち始めていた。復帰直前の時期に書かれたそれぞれの文章から、後の対峙関係を予示する一節を抜いておく。

■「未だに決して真に民族的統一が実現されていない沖縄と本土の日本人は、ともに沖縄の『完全返還』にとりくみ、それを実現する中で相互の歴史的關係を正常なものにすることができよう [中略] しかし本土の日本人が、あるいは科学者たちが、沖縄問題が提起する内容豊かな課題に「客観」主義者の顔をして臨む時、我々沖縄の日本人は『不信』の牢獄に向わざるをえないでしょう。沖縄の近代史（現代史）は苦悩の底から、日本の民族的独立なしには決して沖縄の独立＝自由もなかったことを教えています」（高良倉吉「沖縄問題と歴史家の責任—ある沖縄の歴史家への手紙」『日本史研究』121号（1971年9月）68-69頁。上原兼善に宛てた手紙の転載）。■「日本帝国主義の成立過程における収奪の源泉たるとともに、外延的發展—海外周辺領域の植民地化の起点として、両者の接点たる位置にある沖縄が、五月一五日をもって、日本国家の一行政区画として編入され、日本国家構造・日本人社会内部に総体的に従属的に編入されたとしても、日本帝国主義国家の内部において、〈日本のなかの他者たるとともに、永遠にその内部における異邦人として自らを武装し、帝国主義を内部において解体していく構造の空間を創出・継続していくであろう〉」（大東島正安「復帰運動の総括によせて—沖縄解放闘争が世界史の現段階に登場しうるための人民的根拠の模索」『解放闘争国際情報—連帯』第3号（1972年5月）、41-42頁。大東島正安は仲里の筆名）。とりあえずは復帰／反復帰論の陣営に振り分けて了解されるこれら二つの文章を重ね合わせて考えてるためのプラットフォームを作ることが以下の議論で試みる作業になる。

悪さや、沖縄の言語を話すことを禁じられたときの口ごもりはきれいさっぱりと脱色されている」と批判を重ねた上で、「桃太郎」になりきることができずに居心地悪く口ごもる「身体性」＝「鬼子」を対置している<sup>336</sup>。しかしながら論壇上の配役と、思想史的な水脈とは、分けて考えなければならない。〈桃太郎＝日本国民〉と〈鬼子＝非国民〉とが、個別の主体として想定できるわけではないのだ。仲里の設定を敷衍して言えば、意識的に「桃太郎」であろうとするが故に、「鬼子」の身体を抱え込むのである。提言の内部にそうした矛盾を見出すために、少し注釈を加えておきたい。

### 桃太郎の苛立つ身体

近年の沖縄戦後史研究のシーンで重要なトピックとなっている「現実主義」という問題は、「沖縄イニシアティブ」をどう読むかというという課題とぴったり重なっている。沖縄戦後史の中に埋もれていた「現実主義」という主題を引き出してきた際、鳥山淳が焦点を置いたのは、まさに、仲里が設定した「桃太郎」と「鬼子」との境目であった。鳥山が直接の検討対象に設定するのは、「占領統治への強力に沖縄社会の活路を見出そうとした人々の動きであり、その論理が破綻に追い込まれていく過程である」<sup>337</sup>。鳥山の問題設定は、辺野古新基地を容認する「地元の声」・「選択」が次々と既成事実化される同時的状况に対する、「容認として括られてしまうような『選択』の中にも告発の火種はくすぶっているに違いない」という確信めいた問いから発している<sup>338</sup>。直接の言及は避けられているものの、それが同時代における「沖縄イニシアティブ」の登場を横目に見つつ、これを暗黙の裡に射程に入れて構想されたものであることは間違いない。いわば、高良が懸命に身を剥がそうとした「告発者」という主体を、「現実主義者」という主体の内側に挿し入れたのである。

だが、鳥山が慎重に慎重を重ねて言うように、「現実主義」という視点を導入するのは「占領下の沖縄社会において人々の支持を集めたことを示すためではないし、その政治路線の可能性を再評価するためでもない」<sup>339</sup>。「現状追認主義者」や「保守派」といったタームを避けて、敢えて「現実主義」という言葉を用いる意図は、新しい主体のカテゴリーを付加・再評価するためではなく、無理を通した主体化の困難に焦点を置くことにある。「現実主義者」とは、明確な輪郭を以て歩き回る人物像ではなく、常に「破綻」の危機を抱え込んだ困難な主体のあり方であり、ひいては、歴史上の対象を何かしらのカテゴリーに整理したがる歴史学への批判に他ならない<sup>340</sup>。

そうした問題関心の上に立ち、鳥山がその歴史叙述の出発点に据えるのは「協力と抵抗の

<sup>336</sup> 仲里効『悲しき亜言語帯—沖縄・交差する植民地主義』未来社、2012年、294頁。

<sup>337</sup> 鳥山淳『沖縄／基地社会の起源と相克 1945-1956』勁草書房、2013年、8-9頁。

<sup>338</sup> 同上。

<sup>339</sup> 同上。

<sup>340</sup> 「現実主義」が「保守」というタームを更新するものであるよりも、その先験的な定義を避ける態度の問題であるという点については、河野康子・平良好利編『対話 沖縄の戦後—政治・歴史・思考』（吉田書店、2017年）に収録されたインタビューで率直に語られている。

二極に人々を振り分けようとする思考から距離を置きつつ、自治と復興の希求において何が問われ、何が賭けられていたのか」という問いである<sup>341</sup>。占領に対する抵抗者と協力者とは、「帰属をめぐる生じた対立軸ではなく、自治と復興の道すじをめぐる沖縄社会に生じた亀裂である」<sup>342</sup>。しかるに、その過程に作動する支配関係を解明し、「亀裂」を超えて「島ぐるみ」の抵抗主体が登場する契機を掴み出すことが、鳥山が「現実主義」という主題のもとに設定する課題となる。

注視したいのは、占領統治における狡知な支配関係の実態を明らかにするべく設定されたこれらの問いを絞り込む過程で、「現実主義者」の言葉に孕まれた「強いられた協力を選択するほかない現実に対するいらだち」に鳥山が出会ってしまう場面である<sup>343</sup>。占領統治への協力を証言する史料から浮かび上がるこの「いらだち」と言う身体感覚は、何を意味しているのだろうか。鳥山はこれを「協力という言葉に塗り込められた支配関係を感じ続けているがゆえのいらだち」と補足しているが、そこで明瞭になるのは、協力を語る言葉と「いらだち」を抱えた身体とが、引き裂かれながら隣接しているということであり、協力を名乗り出る者の言葉が、「協力者」という主体に帰することができないという事態なのである。たしかに、このいらだち身体を凝視する限り、その歴史叙述に「協力者」と「抵抗者」から構成される対立図式を想定することはできない。さりげなく登場するよう見えるこの「いらだち」という身体感覚こそが、鳥山の実証的な歴史叙述を根底から方向づけているのである。

「沖縄イニシアティブ」に話を戻そう。「共同事業者」を名乗って交渉に打って出るこの提言を、鳥山の議論の射程の延長線上に捉えんとするならば、そこに帯電する身体感覚こそが最大の焦点となる。それは「日本の国家像の共同事業者」たちの交渉が合意に達する場面に見出されるべき、潜在的な「破綻」の契機に他ならない。しかし、米軍統治期の現実主義者に見出される「いらだち」という身体感覚を「沖縄イニシアティブ」に引き移して議論するためには、やはり鳥山自身が提言への直接的言及を躊躇しているように見えることの意味を考えておく必要がある。

ここで鳥山が慎重に取置いた論点を、鳥山に代わって「沖縄イニシアティブ」に即して展開させた秋山道宏の論考に迂回路を取ってみたい。秋山の結論的な規定によれば、「沖縄イニシアティブ」は、『情念』や『歴史問題』を巧妙に回避することで、危機にあるはずの状況に対して、主体性や『自己決定』の余地を見いだす」という点で、鳥山が対象としてきた

---

<sup>341</sup> 鳥山前掲『沖縄／基地社会の起源と相克』8-9頁

<sup>342</sup> 同上。

<sup>343</sup> 同上、196頁。他に158-159頁も参照。なお、鳥山の歴史研究における「いらだち」の意味については、富山一郎の指摘に示唆を得ている。Tomiyama Ichirō “The Question of Self-Governance,” *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* : 17 (December 2015). なお、<http://doshisha-aor.net/read/374/>から翻訳前の日本語原稿が参照できる。

ような「現実主義の系譜からしても特異」であると言わざるを得ない<sup>344</sup>。「沖縄イニシアティブ」という表題からして自発性を強調する提言は、「危機への感受性を得るための回路を自ら閉ざす」という点において、従来の現実主義者からも区別されるのだ。

秋山の結論は、文字通りに読まれなければならない。すなわち、「危機にあるはずの状況に対して」、「感受性を得るための回路を自ら閉ざす」宣言こそが、「沖縄イニシアティブ」なのだ。新川明は、それを「日本国の国家目的のために沖縄の"共同奉仕"を求める国家主義のイデオロギー」であり、「奴隷の思想」であると言って唾棄した<sup>345</sup>。これも文字通り読んでみよう。すなわち、自ら歴史の停止を宣言することではじめて「共同事業者」を名乗ることを許される者は、やはり未だ「奴隷」なのである。宿命的な「奴隷」の歴史を背負い込みながら「共同事業者」を名乗る者は、やはり「桃太郎」になり切れてはいる。

「二一世紀において新たに構築されるべき日本の国家像の共同事業者」を名乗る提言の言葉には、他方の「共同事業者」にとっては所与の前提であるはずの交渉の土台を踏んでたしかめるような奇妙な感触がまわりついているように思われてならない。あるいは新川なら、これを「奴隷」の身振りと呼ぶかもしれない。「日本の国家像の共同事業者」という自画像は、あくまでも意識的に「選択」されなければならない。そして画家とその自画像とがさしあたり別物であるように、「共同事業者」という主体と、それを「選択」する者とを同一視することはできない。自画像の出来栄を批評することと、それを提示するよう迫られる事態の歴史的な意味とは、分けて考える必要がある。

### 歴史的自律をめぐる問いの継続

先に予告しておいたように、「沖縄イニシアティブ」は、高良倉吉の歴史研究の延長線上に読まれなければならない。少なくとも、提言の文面を批評するだけではなく、その登場が沖縄戦後史の上に何を意味しているのかを理解するためには、そこに歴史家・高良倉吉の歴史叙述の痕跡を見出す必要がある。その手がかりは、論争において最も響感を買った次の記述の中に隠されている。

自分たちを「アメリカに売り渡した」日本に対し、沖縄の人々はすっかり絶望しきったのではない。アメリカ統治下の諸問題を批判する過程を通して、沖縄がどこに属すべきかを模索した結果、大多数の人々は日本への復帰を希望した [中略] 日本は沖縄にとって「祖国」であり、「祖国」に復帰することによって自らの曖昧な地位を解決することができる、と考えた。そのような認識を政治的に表現したものが日本復帰運動であり、この運動の結果、一九七二年五月十五日、沖縄は日本に復帰

<sup>344</sup>秋山道宏「日本復帰前後期からの島ぐるみの論理と現実主義の諸相沖縄における『島ぐるみ』化の基盤と主体性のゆくえ—即時復帰反対論と沖縄イニシアティブ論との対比的検討から—」『沖縄文化研究』第41号、2015年、282ページ。

<sup>345</sup>新川前掲「『沖縄イニシアティブ』を読む①」。

して再び四七番目の県となった。つまり、沖縄の住民は自らの所属すべき国家が日本であることを選択したのである<sup>346</sup>。(強調——引用者)

「沖縄フォーラム」で発表された方の提言の冒頭に掲げられた列記された「歴史問題」の項目の一部である。提言はこの直後、話を現在に差し戻し、次のように議論を展開する。

大事なことは、「歴史」に支配されたままでいることではなく、現在に生きる者としてその責任と主体に立脚して、「歴史」および未来にどう向かい合うかである[中略]現在におけるアメリカ軍基地の問題は、それが存在することの是非を問う問題としてあるのではなく、その効果的な運用と住民生活の安定をいかに矛盾なく調整できるかという課題としてあることになる。つまり、我々は基地の告発者なのではなく、安全保障に大きく貢献する地域として、その基地の運用のあり方を生活者の目線で厳しく点検する一方の当事者の役割を果さなければならない<sup>347</sup>。

沖縄に重く圧しかかる「歴史問題」を熟知しているはずの歴史家が、わざわざそれらを列記しながら、一方では現在の問題を解決する上でのノイズ＝「被害者の歴史観」として斥け、他方では現状維持の正当化のために引き合いに出す。「沖縄イニシアティブ」が大きな波紋を呼んだ最大の要因は、歴史と現在を対応させるこうしたやり方に求められるだろう。

提言に対する批判の中には、これを以て歴史家としての高良のキャリアに終止符が打れたと断ずるものもあったが、当人にとっては、やはり歴史家として追及してきた問いの延長上に捉えている。そのことは、「琉球史像構築の思念から—『沖縄イニシアティブ』の前提」というエッセイにおいて高良自身によって明確に語られている。高良はそこで提言の意図を、基地と安保の廃絶を断固として主張していたはずの師・安良城盛昭の影響と関わらせて説明している。

高良はまず、安良城の「沖縄住民の圧倒的多数が日本に帰属する道を主体的な運動(祖国復帰運動)を通じて政治的に選択した」という断言を引く<sup>348</sup>。だが直後に続けていわく、「日本への復帰は一九七二年(昭和四七年)五月一五日で達成されたのではなく、日本のあり方を問うべき矛盾が沖縄をめぐって内包され続けるがゆえに、沖縄にとって日本復帰は果てしない過程として存在し続ける、と指摘することを彼は忘れてはいなかった」<sup>349</sup>。安良城において、日本への帰属を沖縄が自ら「選択した」出来事として復帰を位置づけることと、それを未完のプロセスとして開き続けることとは、決して分けて考えることのできない事柄だった。既に見てきたように、この二項を結節させるのが、科学としての歴史研究に他ならなかった。そして高良は自らの歴史研究と「沖縄イニシアティブ」との結節点に、安良城

<sup>346</sup> 高良他著前掲『沖縄イニシアティブ』44-45頁。

<sup>347</sup> 同上書、47-51頁

<sup>348</sup> 「琉球史像構築の思念から—『沖縄イニシアティブ』の前提」『歴史地名通信』第49号、2005年1月、19頁。

<sup>349</sup> 同上、19頁。

から学んだ科学としての歴史研究を据えるのである。

高良にとって、沖縄が日本であることは所与の前提ではない。それはあくまでも沖縄による主体的な「選択」でなければならなかった。このエッセイではさらに重ねて、「復帰という選択は日米両政府による強制や誘導によって行われたものではなく、あくまでも住民による主体的な意思であった」とさえ述べている<sup>350</sup>。一見すれば「パンを求めて意思を与えられた」沖縄民衆に対して、さらに自己責任を負わせるような理不尽な言い分だが<sup>351</sup>、見ようによっては今現在における如何なる帰属の選択に対しても半歩身を引いたような、ある意味ではよほど無責任な位置に沖縄を置いているとも読める。ある種の裏読みには違いないが、高良の歴史研究の延長線上に提言を置き直せば、不可能な読みとは言えないだろう。「歴史問題」に口を噤むことを宣言して初めて可能になった共同事業者になるという「選択」は、高良が歴史家として綴ってきた「日本とは別個に独自の国家『琉球王国』をつくりあげた」という歴史経験に、固く結びつけられているのである。さらに高良は提言における断言を「沖縄はなぜ日本の一部なのか」という問いにひっくり返し、これに自ら応えて次のように言う。

基層文化の共通性を重視する論に立てば答えは次のようにしかない。すなわち、琉球・沖縄と日本＝ヤマトはそもそも文化的基層が同じであり、その後の歴史的展開はいろいろあったにせよ、収まるべき状態に収まったのだと。ここでいう「文化」がどのような実態を持ち、いかなる内容のものとして定義されているかは別として、少なくとも沖縄が日本であり続ける十分な理由や根拠になりうる概念として扱われている。そのような考え方に対し、「沖縄はなぜ日本の一部なのか」という問いに対する私の説明は異なる。結論から先に言えば、日本の一部であることを沖縄の住民が受け入れているがゆえに、沖縄は日本の一部なのである<sup>352</sup>。

ここに言うところの「収まるべき状態に収まった」という必然性、言いかえれば沖縄史を貫徹する他律性を乗り越えることこそ、歴史家としての高良が追求したことに他ならない。だからこそ、琉球王国の自立的存在に疑義を付すような批判に対しては、容赦のない態度でその根拠を問い糺したのである<sup>353</sup>。高良は常々歴史は科学であるべきだと主張し、また自らの

---

<sup>350</sup> 同上 21 頁。

<sup>351</sup> この点を突いた一例として、新崎盛暉の批判を挙げておく。「軍事支配の重圧から脱却する手段として復帰を選択したのに、復帰後も過重な基地の負担を押し付けられ続けたならば、そのような基地の過重負担を払いのける道を追求し続けなければならない。目的と手段をすり替え、現存する日本国家、あるいは社会への順応・同化を求めることは、著しい論理の飛躍である」。新崎前掲『『沖縄イニシアティブ』を読む⑤』。

<sup>352</sup> 高良前掲「琉球史像構築の思念から」20 頁。

<sup>353</sup> たとえば琉球王国を独立国家と規定し得るかという争点をめぐっては、仲松弥秀（民俗学）との間に激しい論争を演じている。論争の顛末について詳細には、高良倉吉『琉球広告紙の課題』（ひるぎ社、1989 年）所収の「玉御殿の石厨子銘書について——仲松＝高城説的解釈の問題点」を参照。

琉球王国史を科学の名において防衛してきたが、それは学的手続きそのものに対するこだわりというより、それが現在の沖縄の歴史的自律性を確保するための、退くことのできない一線だったからに他ならない。

「沖縄の住民は自らの所属すべき国家が日本であることを選択したのである」という「沖縄イニシアティブ」における言明は、高良において琉球王国史研究に繫留され続けている。その限りで沖縄の「選択」は、「沖縄はなぜ日本の一部なのか」という問いの中で、宙づりにされ続ける。だがこの「選択」は、どこで、何のために行われているのだろうか。

### 「沖縄イニシアティブ」はなぜ書かれたか

先に「沖縄イニシアティブ」論争を位置づける文脈として、歴史論争の他に経済自立論議に指摘しておいた。この二つの交差するところで、高良は「沖縄イニシアティブ」を起草したのである。だが、そもそも高良はなぜそんなところに立つに至ったのだろうか。提言を高良の転向宣言と理解しようとするなら、功名心を指摘すればことは足りる。だが、強いてその動機を突き止めようとするならば、高良が時折口にする、「現場感覚」という奇妙な言葉に行き当たる。「沖縄イニシアティブ」に流れ込む第二の文脈へ移る前に、少し脱線して、それが如何なる経緯で歴史家・高良倉吉の手によって書かれたのかを考えてみたい。

念のために付言すれば、高良本人が説明するような直接的な動機を突き止めることがここでの目的ではない。「なぜあの高良が」というよりも、「共同事業者」が名乗られる場所の歴史性を浮かび上がらせるために、高良の足跡を追ってみたい。だが、そこに立ったのは高良が初めてでもなければ、おそらくは最後でもない。

### 歴史家の現場感覚

高良は琉球王国史の基礎を築いた歴史研究者として知られる一方、その活動の範囲が研究者のそれに留まらないことでも知られている。というより、通常であれば研究者の仕事に数えない活動までも、自らの仕事に含めて語ろうとするのである。夜な夜な基地の街に通うこと、時にロック・フェスを主催したり、東南アジアにまで足を延ばして古琉球時代の痕跡を探ること、あるいは「古琉球」という時代の物証として首里城の復刻事業に参画すること、そうした活動の逐一を、歴史家としての自らの仕事として語る。というのも、

戦後史の状況が最も突出した部分、しかも生きざまでしか表現しえない部分をどうしても知りたかった。「それを知ってどうする」という疑問が私にもある。しかし、沖縄研究が学問として様式化の度合いを深めていくなかで、この学問が本来もつべき実感的方法をキープする必要を感じた。いいかえると、沖縄で「学問を志す信仰心」を戦後史の現場にさらす必要があった。東シナ海を展望して琉球史の広がりを確認すること、また、福建省の大河閩江入口の五虎門に立って交流史を駆け抜けた先人たちを想起すること、そのいずれも私の仕事であった。同様に、伊波普猷の墓前で近代の思念に触れること、「戦後のるつぼ」に身を置くことも私の仕事で

ある。琉球史研究に従事する歴史家は、自分の研究実績づくりにのみ腐心するのではなく、書齋を出て大いに活動すべきである。同時代の沖縄が、どのような表情をしているか、どう悩んでいるか、いかなる課題を背負っているか、これらの状況に触れなければならない<sup>354</sup>。

それはとりあえず、科学として完結した歴史研究とは異なる。高良は自他ともに認めるように、沖縄史研究における安良城の後継者であるが、安良城の言う科学的歴史学から、マルクス主義史学の枠組みを取り除いた上で、それを譲り受けたのである。そのため高良にとって歴史が科学であるということは、それ自体で沖縄の未来を語るための枠組みであったわけではない。この点における高良の躊躇は、金城の沈黙と近いところにある。安良城が金城の沈黙を科学的純化によって突破しようとした地点で立ち止まり、同時代における沖縄社会の手触りの中に、自らの歴史研究の方向性を見定めようとしたのである。

このことは、高良が自らの歴史家としての役割を経済的な比喩で語ることを好んだことにも表れる。たとえば、「歴史をデザインする歴史家は、言うなれば自分のコンセプトの供給者、生産者である」と喩えた上で、「学会や学術雑誌をマーケットとする歴史家」や「大学での講義という市場をもつ歴史家」から一線を引いたところに、自らを位置づける。

だが、そういう経済循環では「規模の経済」を達成できない、とする生意気な歴史家もいる。そういう歴史家は、需要者・購買者の量的拡大を求めて、市場を開拓し、セールスプロモーションを展開する。そのような結果、何が現実となったのか。特定市場のみをターゲットにした歴史家は中小企業化し、市場拡大を目指した歴史家は大企業化した。そのような産業構造が生まれたのである。両者を分けたのは、起業家マインド、つまり、歴史のセールスマン・スピリットの差にすぎない<sup>355</sup>。

こうしたスタンスは、大学という、ある意味守られた場所ではなく、史料編集所から歴史家としてのキャリアをスタートさせたこととも関わっているかもしれない。いずれにせよ、歴史を商品になぞらえ、消費者のニーズに応じてフォーマットを改良し、潜在的なマーケットを積極的に開拓するという「歴史のセールスマン・スピリット」は、大学で教えるようになってからも維持された。海洋博（1975年）での沖縄館の監修、復帰20周年記念事業の一環として、戦火に焼かれた首里城の復刻（1992年）、また、そのPRも兼ねたNHK大河ドラマ「琉球の風」（1992年）の時代考証・監修、等々。その他、新聞・雑誌への寄稿、講演・テレビ・ラジオへの出演等、依頼のあるところ、興味の赴くところには積極的に出かけて行き、その場のニーズに対応する歴史像を提供してきた。

---

<sup>354</sup> 高良倉吉「近代・現代への誘い」琉球新報社編『新琉球史—近代・現代編—』琉球新報社、1992年、21-22頁。

<sup>355</sup> 高良倉吉『切ない沖縄の日々』ポードーインク、1995年、49頁。

歴史家業を「商売」と呼んで憚らない高良の姿勢について、そこに自律性の欠如を指摘することは容易い。象牙の塔と呼ばれようとも、学問が大学で営まれるのは、そもそもその性質上、商業ベースに委ねておいては品質を保つことが困難であるからだという批判は当然あり得る。歴史家は文字通り長い歴史の上に立って同時代の聴衆に向けて語るべきであり、短期的な市場のニーズに迎合すべきではない。ひいては、そのように自律性を欠落させた成れの果てが「沖縄イニシアティブ」という「現状追認」の提言に繋がったのだ、と。

しかし、そのような批判も、沖縄歴史業界最大手企業を自任する高良から見れば、買い手のつかない在庫をうず高く積み上げた、啓蒙的ではあるが零細な知識人の現実逃避に聞こえるかもしれない。その評価はどうあれ、ともかくも高良は現場感覚＝市場感覚を頼りに、復帰後に姿を消したはずの民衆に再度アプローチを試みたのである。

### いまここにいる民衆への盲目——「被害者的歴史観」

そのことの意味を考える上で極めて重要なのは、復帰10年を記念して沖縄地域科学研究所が企画したシンポジウム「沖縄の県民像——八〇年代を主体的に切り拓くために」（82年3月）での高良の講演である<sup>356</sup>。その副題が示すように、それは80年代の展望を拓くために復帰という画期を挟んだ県民像の変化を総括する趣旨のもとに企画されているのだが、高良はそのテーマを歴史学の観点から語るに当たって、「我々が理解している、あるいは聞いたりしている、読んでいるところの沖縄歴史には、歴史を創ってきた人々のイメージというものが残念ながら充分に語られていない」、「要するに被害者的な目で書かれる傾向が大変強い」ということの確認から話を起こしている<sup>357</sup>。そして、そのような史観で以て沖縄民衆を描いた最初の一人として、敬愛する伊波普猷の名を挙げている。

この伊波普猷の県民像、つまり否定的でペシミスティックな県民像なんですけれども、これが出てくる背景は、彼が沖縄をいかにすれば自律的な歴史創造の方向に向かわせていけるかという課題を持っていたからにはほかありません。その課題に対して、沖縄の人間がついて来ない、気づいてくれない、という一種のあせり、伊波なりの悲憤慷慨といったものがそして県民像に行き着いたんだらうと思います。

周知のように、伊波は琉球処分あるいは廃藩置県に「奴隷解放」の契機を見出し、制度的には解放されたはずの沖縄の人心が、未だ「奴隷根性」に囚われていることを嘆いた。そのうえで、形式上与えられた「奴隷解放」に実質的内容を与えるために、人心内面に根深く遺る「奴隷根性」の克服を説いた。ここで高良は、啓蒙家としての伊波が抱いた「あせり」や「悲憤慷慨」に焦点を置き、それを時代的制約を受けた結果の、民衆に対するある種の盲目の裏

<sup>356</sup> このシンポジウムは、おそらく高良にとって市場調査・開拓の意味でも重要な機会となった県民・若者像調査プロジェクトのきっかけとなる。

<sup>357</sup> 高良倉吉「歴史から見た県民像」沖縄地域科学研究所編『沖縄の県民像—80年代を主体的に切り拓くために』沖縄地域科学研究所、1982年、2頁。

返しとしている。

歴史の創造主体を考える眼というものは、つまり、歴史を考える人の生きている時代の条件によって制約されています。伊波普猷の生きた時代は、歴史の創造主体が非常につかみにくい時代だった。自律的な歴史への転換を主張しつづけた伊波普猷にとって、その課題の主役となるべき人間が育ってない、より正確に言いますと、伊波普猷の眼には育っていないと見えた〔中略〕しかし戦後 30 数年余を体験した今の我々は、伊波普猷の時代とは違う意識を持てるようになったのではないかと私は思うのです〔中略〕歴史の中にいま一步つっ込んで、激動期の内部でうごめいてきた沖縄の人々のメンタリティーとは何か、そういうふうを考える眼が少しずつ育ってきたのではないかと思うのです。<sup>358</sup>

伊波の民衆観は、「巷の沖縄本」に見られる傾向の大宗とされて引き合いに出されているだけに、そのまま同時代における啓蒙的知識人達の民衆を見るまなざしを論じたものと理解して差し支えないだろう。だが、高良は復帰後 10 年を経た同時代の歴史家が、伊波と同じような「被害者の歴史観」を保持することを許容しない。高良に言わせれば、それが如何に読者＝民衆のためを思うがためだとしても、復帰後 10 年を経てもなお沖縄民衆が「被害者」として描かれる傾向にあることは、「我々が主体的な眼で常に物事を考えようとしなさい」ことの結果に過ぎない<sup>359</sup>。復帰後、民衆はどこかに消え失せてしまったのではなく、「被害者」を探す知識人の眼に、その姿が映らないというだけのことなのだ。

それでは、高良自身は、自らの仕事をどう心得ていたのだろうか。高良は無知な民衆を励ましたり啓蒙したりする代わりに、その要望を聞き取り、長所・短所を腑分けして、秘められた自律性を引き出すコンサルタントのように振舞った。高良にとって歴史家の仕事とは、民衆を律することではなく、その目には見えにくい潜在的なあり方に表現を与えることだった。

先の民衆像についてのシンポジウムと同じ時期に行われた講演においては、「沖縄振興開発体制」のもとで 10 年を経て日本への同化とも異化ともつかない状況が生じていることを指摘した上で、次のように述べている。

沖縄再発見が主でヤマト化が従なのか、それともその逆なのか、もう少し時間がたつたないと正確な評価はできませんが、いまの状況下ではっきりしていることは、沖縄の人間のアイデンティの確立をめざす仕事を沖縄研究は引き受けなければならないという宿命をもっているという点です<sup>360</sup>。

---

<sup>358</sup> 同上、6 頁。

<sup>359</sup> 同上、8 頁。

<sup>360</sup> 高良倉吉「伊波の沖縄学とその後」『季刊 創造の世界』第 43 号（1982 年 8 月）74 頁。

続けて、沖縄地域科学研究所で行った若者像調査を参照しつつ、一次振計のもとで「本土との格差をどう埋め一体化するか」を追及してきたわりには、「十年間かけて沖縄は本土とまるきり一体化できなかつた」との診断を下し、「進行を阻止する何かが沖縄にはある、そのポイントを直視することが必要だ」と述べている<sup>361</sup>。

そうしたスタンスは、実際の論調に反映されると、現状追認的で楽観的な響きを帯びる。民衆の意識の変化に対応した自画像を構築することを歴史家の仕事とする時、当の変化を促す基礎構造としての「沖縄振興開発体制」は前提視されている。それが人々の生活と意識の上にもたらした変化は、批判的知識人にとって必ずしも好ましいものではなかつた。琉球処分論争や旧慣期論争、経済自立論議において、眼前の民衆が立ち上がらないことへの焦燥が表出していたことを想起されたい。

しかし、高良はこうした焦燥そのものを「被害者の歴史観」と斥け、状況に流されているように見える民衆の中に、潜在的な自律性を見出すという構えをとり続けた。そのような立場が現状の変革を求める批判的知識人達と衝突するのは時間の問題であったと言えるかもしれない。基地の保全という目的に発した開発は、環境保全という観点をないがしろにして「沖縄崩壊の危機」をもたらしていると批判を浴びていた。そして何より、「沖縄振興開発体制」による救済は、「基地問題」の争点化如何によって沖縄に対する調律装置に転じ得る。それが95年以降に現実化したことについては既に述べた。

来間泰男は95年3月の文章において、「沖縄振興開発体制」のもとで急速に「本土との格差」を埋めながら「繁栄」する沖縄経済と、その中で生じた沖縄歴史ブームの不可分の関係について、感嘆しているようにも、揶揄しているようにも取れる筆致で記述している。

人々はかつてのように「本土との格差」を感じなくなった。そこに「琉球王朝ブーム」あるいは「琉球史ブーム」と言われるような事態が展開している。復帰二〇周年をベースに、首里城復元、福州園建設、久米村六〇〇年、尚家遺宝展、NHK大河ドラマ「琉球の風」等々があった。その基調は沖縄＝琉球の独自性の強調にあるようだ。もちろん沖縄の歴史は本土各県に比べて、独自性の強いものである。政治意識だけでなく、地理的条件も、気候も、言語も、文化も、他と異なっている。かつてはそのことが劣等感につながっていたが、今回のブームは、沖縄県民に何かの力を与えているように思われる。自信が生まれ、元気が出ている。このような沖縄の「繁栄」は、しかしながら本土の経済力の恩恵を受けてはじめて成り立っているものなのである。政府の措置は当然のこととはいえ、それは膨大な財政資金の流入なしにはあり得ないことであつた、沖縄の歴史と文化の自己認識と謳歌も、この経済力の支えを抜きにしては不可能であつただろう<sup>362</sup>。

<sup>361</sup> 同上、78-79頁。

<sup>362</sup> 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998年、2-3頁。

ここに直接その名前は登場しないが、「琉球史ブーム」の仕掛け人こそ高良倉吉に他ならない。実際に、高良の歴史家としてのキャリアは、「沖縄振興開発体制」の時代とぴったりと重なり合っている。かつての「被害者」が姿を消し、自信に漲った沖縄の人々が、丸抱えで法的救済の対象となるという奇妙な時代。高良倉吉は、この時代の代弁者として、「沖縄イニシアティブ」を起草することになるのである。

### 現代版「救済の法」としての「沖縄振興開発体制」

既述のように、沖縄史の自律を追求してきた高良が、左翼政治の綱領をはみ出して、基地と安保の容認する提言を書くに至った背景には、「沖縄振興開発体制」の存在を見据えておく必要がある。ただし大田県政が突き付けられたような、基地撤去と経済振興の二者択一の問題としてではない。基地の撤去か、県民の生活か。復帰後、歴代の沖縄県知事は、常にこうした二者択一を迫られ、それらを折衷する方法を模索して右往左往してきた。「沖縄イニシアティブ」論争にも、基地と振興という二つの問題に「バランスある解決」を掲げて登場した稲嶺県政の評価が重なっている。同時期、大田県政の基地撤去要求に直面した日本政府は、受け入れの見返りとして遮二無二振興策をばら撒いて見せたのであり、金か、平和か、という「選択」を迫られているように思われたとしても無理はない。

もしも沖縄振興開発体制の強いる「選択」がその限りであったとするならば、その答えも二つに一つである。田仲康博は、こうした選択を迫られて唯一取り得る道は、「単純明快に基地の閉鎖・返還を求め、その代替地などには言及しないことだ。一方で基地を押し付けておきながら、その代替地を探す、しかも県内で探すなどと言う愚を冒す必要はない。基地関連の振興策の金など、基地と共に突き返せばよい」と喝破する<sup>363</sup>。

だが、本稿を通して見てきたように「沖縄振興開発体制」の意味は、経済振興とのトレード・オフで基地を押し付けるという一点に要約されるものではない。「沖縄イニシアティブ」論争の中で吉川博也は、提言が「何故、これほどの論争を呼ぶのか不思議だ」と述べた上で、その登場の意味を「これまでの『沖縄自立論』のもっている弱点」すなわち自給自足・自己完結的保護主義・県際収支均衡といった方向性をしか打ち出し得なかったという点に問題の根を見出している<sup>364</sup>。提言が「米軍基地を取引材料にして、あるいは『してしか』、沖縄がイニシアティブを持ち得ないという自己矛盾」を呈するの、「沖縄振興開発体制」から離脱する筋道を見出すことができないでいることに求められる<sup>365</sup>。

<sup>363</sup> 田仲康博『風景の裂け目——占領の今』せりか書房、2010年、137頁。

<sup>364</sup> 吉川博也『「沖縄イニシアティブ」を解く』『琉球新報』2000年7月12-13日。ただし吉川は、提言に対する集中砲火的な批判が、「結果として逆に県民そして論壇のガス抜き効果を果たしている。本論争はそろそろ止めにしたらどうか、攻めるべき本丸は別にある」と述べ、当時稲嶺県政が政府との間に結んだ新基地の15年使用期限を固守することに県民世論を集中すべきと主張し、「沖縄イニシアティブ」論争を学術的な皮を被ったまどろっこしい県政論議と見做している。

<sup>365</sup> 同上。

ある意味では、大田県政が基地返還後の経済自立のビジョンとして突如打ち出した「国際都市形成構想」こそ、「沖縄振興開発体制」をめぐる議論を先鋭化させた直接のきっかけであったとも言える。それは「沖縄振興開発体制」の意味を、改めてくっきりと浮かび上がらせるものだった。

かつて経済自立論議に中心的に参画してきた論者も、この構想が打ち上げられるや否や、口々に厳しい批判を投げかけた<sup>366</sup>。96年7月、戦後沖縄を代表する経済史家として知られ、後には稲嶺県政の副知事を務めることになる牧野浩隆の論考「国際都市の陥穽—昨今の県経済に寄せて」が36回に分けて『沖縄タイムス』紙上に掲載される。牧野に言わせれば、「国際都市形成構想」は、従来の自立論議の中で解決の糸口は見えないながらも具体的に検討されてきた沖縄経済の現状・課題を無視するものである。喩え話も交えながら揶揄して曰く、「国際都市形成構想」とは、専ら基地の撤去を前提として、その後待ち受けるであろう経済不安を払拭する必要に急かされた大田県政と、アジア太平洋地域に対する国際貢献のあり方と地方分権・規制緩和の進め方という二つの課題に頭を悩ませる「著名な県外の経済研究機関」との合作の品であって、そもそも沖縄経済振興という観点から考案されたものではない<sup>367</sup>。

具体的な内容や実現の可能性はどうなのか。県経済の最重要課題である産業振興の視点からの検討はなされたのか。国際都市という冠が付されているが、海外とりわけ東南アジアの視点に立って沖縄に求められてくる経済的諸要素が何であるかを検討したのであろうか。返還軍用地の活用計画と産業振興策は、はたして同一のものであろうか。こうした疑問を禁じえない以上、国際都市構想とは包装紙こそきわめて美しい魔力を秘めているが、中身の不明な〇〇商人による“福袋”の類であるとの感を否めなかったのである<sup>368</sup>。

その上で牧野は、「国際都市自体が多くの陥穽を秘めている以上、『既存の制度を超え、一国二制度を想定した……思い切った展開』を求めるより、格差是正の“未完”の部分を実現していくことこそ、正統な施策と言わねばならない」と述べ、「沖縄振興開発体制」への回帰

---

<sup>366</sup> 「国際都市形成構想」の打ち上げに対しては、かつて経済自立論議の中心的な参画者であり、どちらかと言えば左派の論客とし知られた者の多くが強く反対を唱え、場合に依っては稲嶺県政の支持にまわった。たとえば牧野浩隆と高良倉吉との鼎談録『沖縄の自己検証』の中で真栄城守定は、「沖縄の経済人が海外市場や日本本土一億二千万のマーケットに目を向けるということなしにやれたというのが復帰後の二十五年」であったと述べ、その重みを鑑みるよう主張している（81頁）。またかつて原田誠司らと共にシンポの企画運営に当たった比嘉良彦は「沖縄はメガ・コンペティション（大競争）の世界に飛び込む前に、県民的な大論争の過程を経る必要がある」として、大田県政の拙速な運営に疑義を唱える（前掲『新・沖縄レポート』89-90頁）。また、基地と安保の容認論に与しない来間泰男も、前掲『沖縄経済の幻想』の大部分を「国際都市形成構想」の批判的検証に割いている。

<sup>367</sup> 牧野浩隆『再考 沖縄経済』沖縄タイムス社（1996年）273-276頁。

<sup>368</sup> 同上、202頁。

を促す<sup>369</sup>。

「国際都市形成構想」を痛烈に批判したこの連載は、牧野自ら稲嶺県政の中核へと深く入り込むきっかけとなる。「国際都市の陥穽」は、県知事選を控え、選挙公約の起草者を探していた知名洋二（沖経協会長）と宮城正吉（同専務）の目にとまる。牧野は真栄城守定、比嘉良彦と共に草案をまとめ、最後に高良倉吉に声をかけた。「沖縄振興開発体制」への回帰を唱える牧野にとって、稲嶺県政の役割は明確だった。「現下の政治状況を直視した場合、稲嶺候補の役割は、沖縄振興策の再生には県内移設の容認が不可欠であることを提起し、その是非の判断を県民に仰ぐことにある」<sup>370</sup>。そして98年11月の県知事選の結果（稲嶺：37万4833票／大田：33万7369票）を以て、牧野は「ここに稲嶺県政の"役割"は確定した」と宣言する。「『沖縄振興策の推進と基地問題のバランスある解決』に取り組むことこそ、県民から負託された使命である」<sup>371</sup>。

「沖縄イニシアティブ」をタイトルに冠した二つの討議論文が発表された翌月の2000年5月、沖縄コンベンション・センターで国際シンポジウム「21世紀・アジア太平洋の中の日本そして沖縄——発展の方向をさぐる」が開催された。「沖縄イニシアティブ」の起草者の一人である大城常夫や、現役の沖縄県知事として稲嶺恵一、時期県知事を務める仲井眞弘多等もそこに参加した。企画の内容について言えば、従来沖縄経済自立論の焼き直しに終始したもので、特に目新しい要素はない。ただし、このシンポジウムは、全体を通して「沖縄イニシアティブ」を下敷きしており、大田県政期に生じた沖縄と日本政府との摩擦の中で、揺らぎを見せた「沖縄振興開発体制」の再生を祝う趣旨を持つ点に注意されたい。

「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」<sup>372</sup>の座長を務め、日本生産性本部で発表された方の「沖縄イニシアティブ」の策定にも関わった経済学者島田晴雄は、このシンポにパネリストとして参加して、次のように述べている。

沖縄は、第2次大戦後、27年間にわたって米軍の統治下に置かれて、自立発展の機会を手にする事ができず、また、日本復帰後、今日まで、補助金依存の悪循環に陥って、やはり本格的な自立発展の手がかりをつかむことができませんでした。

<sup>369</sup> 同上、271頁。

<sup>370</sup> 牧野浩隆『バランスある解決を求めて』文進印刷、2010年、794頁。

<sup>371</sup> 同上、268-269頁。

<sup>372</sup> 通称「沖縄懇談会」あるいは「島田懇」。基地所在市町村に直接地域振興事業についてのニーズを聞き取り、総額一千億円を計上してその実現を支援するというもの。96年1月より沖縄対策のために首相補佐官に任命されていた元外交官岡本行夫の発案によって設置された。島田自身は、見込みのない「国際都市形成構想」よりも、「地道であっても、これまで既に芽生えのあるものを、大きく育てて行く、と言う方が沖縄の風土にあっている」のであり、『島田懇』は、地元からのアイデアを発掘し、可能性を示したところに意義があった」と述べる（大田前掲『沖縄の決断』250頁）。大田県政のブレーンで副知事でもあった吉元政矩は、これが県政を介在させずに市町村に直接金をばら撒く懐柔策ともなり得ることを懸念して最善のメンバー（地元新聞二紙・連合沖縄・経営協のトップ＝稲嶺）で固めたつもりが、結果から言えば抑止することはできなかつたと述懐する。同上、223-224頁。

21世紀に入ろうとする沖縄は今、1つの大きな歴史的転機を迎えようとしています。それは、沖縄が、過去と嘆き、現状を批判するだけでなく、自らの主体性と判断によって、その未来を選びとるべきときがきた、ということであり、そのための機は熟したといえます。沖縄は、はじめて主体的な判断によって米軍基地問題を現実的合理的に改善し、それをさらに、沖縄経済の自立発展のための契機として活用できる機会を手にはしています<sup>373</sup>。

ここで語られる意味内容は、「沖縄イニシアティブ」の文面をなぞるものである。だが、歴史家高良倉吉の足跡の上に置くことで辛うじて浮かび上がらせることができた沖縄の歴史的自律という課題が、ここで島田の口から語り直されるに及んで、経済的自立という課題にかき消されている。

ここでも沖縄経済自立論議は、それ自体の臨界すなわち「自立」の単位として想定される「沖縄経済」という範疇そのものの虚構性を押し隠しながら展開する。平は、さも愉快そうにこの虚構性を暴露して見せたが、「沖縄経済」という範疇の崩壊が意味するのは、沖縄を無媒介に世界市場に放り出すことに他ならない。そして島田は、そのような世界市場から沖縄を保護する防波堤であると同時に、それ自体が市場としての世界を防衛する要石＝基地沖縄の維持装置でもある「沖縄振興開発体制」の復活を、沖縄が「自らの主体性と判断によって、その未来を選びとるべきときがきた」と言って祝福するのである。

ところで、われわれは、高良が「沖縄イニシアティブ」を掲げて立っているこの場所に見覚えがある。これまで戦後の沖縄の文脈を限定して「経済主義的統治方式」あるいは「沖縄振興開発体制」と呼んできた問題について、富山一郎はその遍在性を含ませながら「救済の法」と呼びつつ、次のように問いを立て直している。

ニュー・ディール、援助、復興、開発といった、市場を介さない財の投下によって特徴づけることのできるこうした法を、いま救済の法と呼ぶならば、この救済の法は、社会民主主義、修正資本主義、福祉国家、コーポラティズム、開発主義などさまざまな顔を持ちながら、いずれにしてもあまねく社会に浸透し、社会なるものを構成していったといえるだろう。現在にまで継続中のこの救済の法とは一体なにか。この法の登場はいかなる政治を生み出したのか。そして、この法の対象になるということはいかなる事態なのか<sup>374</sup>。

「救済の法」の登場が生み出す「政治」は、乗るか反るかの決意主義的な選択の強要によって発動するのではない。「法的救済の対象を示す名前を、たとえ名乗らずにすんでいるとし

---

<sup>373</sup> 島田晴雄「沖縄イニシアティブの発揮を一サミットを超えて」宮城辰男・植草益・大城保『沖縄経済 変革のダイナミズム』NTT出版、2000年、133-134頁。

<sup>374</sup> 富山一郎『暴力の予感』岩波書店、2002年、259頁

でも、こうした問題系と無関係な場所は、もはや存在しない」<sup>375</sup>。近代との遭遇以来、沖縄は常に世界市場への放任か、国内経済としての救済かの「選択」を強いられてきた。「選択」が迫られる場所は往々にして、世界市場の中での離散か、日本国家への没入か、いずれにせよ沖縄にとってはデッド・エンドのように立ち現れる。予め与えられた選択肢のいずれにも出口が無いことを知りながら、それでも為された「選択」の主体を、どのように描き出すべきだろうか。

### 自問する沖縄戦後史

こうした問いの系譜はおそらく、20年代における沖縄糖業経済の崩壊＝蘇鉄地獄にまで遡る。富山はそれを法的救済の対象として定義される沖縄＝「解決しなければならない『沖縄問題』」の起源として、また、同時にそのように定義された自画像からの潜在的な離脱の基点として、設定している。

世界市場の中での崩壊と社会政策的な救済が重なり合う場所に沖縄は放り出されたのである。そこでは崩壊と再編のどちらかではなく、両者が重なっている。それはまるで、融解していく氷の上に必死で家を建てようとしているような、いいかえれば、とどまることと流れ出すことが一つのこととして重なり合うような事態である<sup>376</sup>。

「とどまることと流れ出すこと」すなわち救済されるべき沖縄に生活の場を求める者と、その外部に離散していく者の歴史経験を、同時に「沖縄」という名前の下に語らなければならない。それが「救済の法」の諾否に代えて、富山の設定する課題である。平が移民として実体的に語った流出の契機が、ここでは留まるという「選択」そのものの内部に潜在的に差し入れられているとも言える。そして富山が自らの課題の試金石に据えたのは、日琉同祖論の大宗であり、琉球処分を「奴隷解放」と語った伊波普猷が、蘇鉄地獄に直面して語った「経済的救済のみが私たちに残された唯一の手段である」という言葉を、どう読むのかという問いだった<sup>377</sup>。

---

<sup>375</sup> 同上。260頁。「救済の法」を基地と振興のトレード・オフという意味での「選択」と捉える限り、それを拒否し得る場所を予め棄却する富山の議論は飲み込みづらい（新城郁夫『沖縄の傷という回路』岩波書店、2014年を参照）。念を入れて補助線を引いておこう。崎山政毅は「資本」への対抗を構想する上で、その「外部」を予め想定することができないことについて、次のように簡潔な注釈を入れている。「内在的な転覆の可能性を見つけ出すことが大切だ。それはなぜかというと、誰も資本制の『外』にはいないからであり、一人ひとりが支配のサイクルを保持する運動機構に巻き込まれてしまっているからである」。「とはいえ、それは『外部』の絶滅や解体を意味してはならない。非資本制的な社会構成は、解体されながら温存されて、いまなお存在している」。崎山政毅『資本』岩波書店、2004年、102・110頁。問題は、その所在を如何に探り当てるのかということである。

<sup>376</sup> 134頁。

<sup>377</sup> 伊波普猷「琉球民族の精神分析——懸民性の新解釈」『沖縄教育』第132号、1924年、7

「沖縄イニシアティブ」の登場を受けて、多くの論者がそこに伊波の再来を重ねたことには、おそらく、歴史的な必然性がある。高良は、伊波が立っていた場所に立っているのである。だが、そこに立っているのは高良だけではない。

高良が「日本の国家像の共同事業者」という自画像を掲げて立っている同じ場所に、平は「意識的日本人」という自画像を掲げたのだった。しかし平は「自発的に多くの沖縄大が県外に転出する」という、沖縄経済自立論の立場からすれば想像するのも恐ろしい「選択」を「与件をわが手で変革する」ことだと断言した<sup>378</sup>。他方で高良は『『新しい日本』に帰属しつつ自己責任を果たす覚悟を持つこと』すなわち日本国民に「なる」ことを、沖縄の「イニシアティブ」だと断言した。真逆の「選択」を見つめながらも両者は、やはり同じ場所に立っている。

平の言う「転出」は、それ自体で何かポジティブな意味を持つ「選択」ではない。それは与えられたオプションであるというより、沖縄が常に置かれながらも、既に日本国民「である」ことによって——つまり「沖縄振興開発体制」の中に留まる限り——否認され、先送りされ続ける冷厳な現実には他ならない<sup>379</sup>。別の「選択」によって完全に逃れられるようなものではないのだ。しかるに、日本への帰属を「選択」する者は、常にその外に流出しつつある現実に、身を浸している。だからこそ既に為された「選択」から、その主体＝主語を遡及的に定義してはならないのである。問題は様々にカテゴリー分けされた主体を定義することではなく、それらを問いの中で重ね合わせていくことである。すなわち、それは「誰」の「選択」なのか。さしあたり日本国民に身をやつしながら、琉球王国を想起し、沖縄帝国を夢想する「沖縄＝われわれ」とは、一体、何者なのか。

「沖縄の住民は自らの所属すべき国家が日本であることを選択したのである」。「沖縄イニシアティブ」に書き込まれたこの一節は、たとえ批判的意図に基づくものであったとしても、自律的な歴史のデッド・エンドとして放棄されてはならない。「われわれ」は、自問として再開される沖縄戦後史の始点として、この宣言の為される場所を奪還しなければならない。

---

頁。

<sup>378</sup> 平前掲「沖縄経済の基本的不均衡と自立の困難」64頁。

<sup>379</sup> 平の議論をそのように読む上では、来間泰男による批判が重要である。来間は、平の独立論を「経済抜きの議論」と呼び、一見全面否定するものの、それは「経済学者が独立論を口にしていいるのだから、独立に伴う経済問題はないか、小さいか、いずれかであろう」という勘違いを払うための介入に他ならない。そのうえで、「独立論は〈空想〉だ」という平良自身の言葉を引き、それを「幻想」というネガティブな意味合いではなく、『議論が科学的に深まっていけば、可能性』がないわけではない」という、希望を託した提案あるいは「理想・ユートピア」として受け止め、その限りで、「私は『琉球独立論』の敵対者ではありません」と宣言している。ただし、平の独立論は「経済抜きの議論」といよりも、「沖縄経済」というカテゴリーそのものの否定として理解しておく必要がある。来間泰男『『独立』とは遠い沖縄経済の現実』宮里政玄・新崎盛暉・我部政明編著『沖縄「自立」への道を求めて』高文研、2009年、52頁。

## 参考文献

### 著書・論文

- 秋山道宏「沖縄における『島ぐるみ』化の基盤と主体性のゆくえ—日本復帰における即時復帰反対論と沖縄イニシアティブ論との対比的検討から」『沖縄文化研究』41、2015年。
- 安次峰信「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第3巻第2号（1956年8月）。
- 新川明『反国家の兇区』現代評論社、1971年。
- 新川明「沖縄の思想的課題とは何か」沖縄研究会編『沖縄解放への視角』田畑書店、1971年。
- 新川明・新崎盛暉・池田和・岡本恵徳・儀間進 1974「座談会：戦後沖縄の思想をたどる重要論文の選考にあたって」『青い海』1974年11月号。
- 新川明『沖縄・統合と叛逆』筑摩書房、2000年。
- 安良城盛昭『新・沖縄史論』沖縄タイムス社、1980年。
- 安良城盛昭『天皇・天皇制・百姓・沖縄：社会構成史研究よりみた社会史研究批判』吉川弘文館、1989年。
- 新崎盛暉『戦後沖縄史』（戦後史双書）日本評論社、1976年。
- 新崎盛暉『私の沖縄現代史—米軍支配時代を日本で生きて』岩波書店、2017年。
- アリギ、ジョバンニ『長い20世紀—資本、権力、そして現代の系譜』作品社、2009年。
- 安東誠一「経済自立の鍵」新崎盛暉（ほか）編『沖縄自立への挑戦』社会思想社、1982年。
- 安東誠一『地方の経済学—「発展なき成長を超えて」』日本経済新聞社、1986年。
- 池宮城秀正『琉球列島における公共部門の経済活動』同文館出版、2009年。
- 井上清「琉球処分とその後」新里恵二編『沖縄文化論叢：第1巻 歴史編』平凡社 1972年。
- 上原康助『基地沖縄の苦闘—全軍労闘争史』創広、1982年。
- 歌田徳一『国際自由労連—その組織と活動—』日本労働協会、1963年。
- ヴォーゲル、エズラ・F『アジアの四小龍』中央公論社、1993年。
- エルドリッジ、ロバート『沖縄問題の起源—戦後日米関係における沖縄 一九四五—一九七二』名古屋大学出版会、2003年。
- 大来佐武郎「沖縄経済はどうあるべきか—政府の特別援助がぜひ必要」『エコノミスト』1969年9月2日号。
- 大河内一男『社会政策（総論）—増訂版』有斐閣、1980年。
- 大城郁寛「沖縄の製造業に対する琉球政府及び日本政府の保護政策とその効果」『琉球大学経済研究』第83号、2012年3月。
- 大城常夫・高良倉吉・真栄城守定『沖縄イニシアティブ—沖縄発・知的戦略—』ひるぎ社、2000年。
- 大城将保『琉球政府』ひるぎ社、1992年。
- 大田昌秀「沖縄経済開発の過去と未来（上）—『貧しさ』を構造化したもの」『朝日ジャー

ナル』1972年5月19日号。

大田昌秀「沖縄経済開発の過去と未来（下）—開発の主体性を自らの手に」『朝日ジャーナル』1972年6月2日号。

大田昌秀『沖縄帝王 高等弁務官』（文庫版）朝日新聞社、1996年。

大野光明『沖縄闘争の時代 1960/70—一分断を乗り越える思想と実践』人文書院、2014年

沖縄開発庁『沖縄振興開発計画』1972年。

沖縄官公労働運動史編集委員会編『沖縄官公労働運動史』沖縄県官公庁労師者共済会、1990年。

沖縄官公労働運動史編集委員会『官公労働裏面史』（上・下）沖縄県官公庁労働者共済会、1990年。

沖縄県商工労働部編『沖縄県労働史』（全6巻、別巻）沖縄県、1997-2015年。

沖縄県労政課『沖縄県労働組合名簿』、1981年。

沖縄全逓信労働組合『裁判闘争の記録』1971年。

沖縄タイムス編『あすへの選択(上)』沖縄タイムス社、1979年。

沖縄の文化と自然を守る十人委員会『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社、1976年。

沖縄歴史研究会「沖縄の戦後史と歴史研究者の課題」『歴史学研究』（381）、37-42頁、1972年。

小熊英二『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1988年。

オコンナー、ジェイムズ（池上惇・横尾邦夫監訳）1981『現代国家の財政危機』御茶の水書房（原著 James R. O'Connor, The Fiscal Crisis of the State, St. Martin's Press, 1973）。

嘉数啓「軍縮の条件と沖縄（コメント）」日本平和学会編『沖縄—平和と自律の展望』早稲田大学出版部、1980年。

嘉数啓「沖縄経済自立への道」『新沖縄文学』第56号、1983年6月。

川口融『アメリカの対外援助政策—その理念と政策形成（アジア経済調査研究双書 243）』アジア経済研究所、1980年。

川手撰『戦後琉球の公務員制度史』東京大学出版会、2012年。

川満信一『沖縄発—復帰運動から四〇年』世界書院、2010年。

官公労教宣部『討議資料 公務員と政治活動』1962年10月。

岸政彦『同化と他者化—戦後沖縄の本土就職者たち』ナカニシヤ出版、2013年

金城正篤「台湾事件（1871～74年）についての一考察」新里恵二編『沖縄文化論叢：第1巻 歴史編』平凡社、1972年。

金城正篤「琉球処分」と民族統一の問題」新里恵二編『沖縄文化論叢：第1巻 歴史編』平凡社、1972年。

金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、1978年。

金城正篤・西里喜行「『沖縄歴史』研究の現状と問題点」『歴史学研究』第357号 1970年2

- 月。
- 久保浩樹「アメリカ外交における議会・政党要因—ケネディ・ジョンソン政権の対外援助政策、一九六一～一九六八年（一）」『法学論叢』第167巻5号、2010年8月。
- Clapp, Priscilla “Okinawa Reversion :Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969”『国際政治』第52巻、1975年。
- 来間泰男「沖縄経済の現局面と『七二年返還』」『経済』1970年12月号。
- 来間泰男『沖縄の農業』日本経済評論社、1979年。
- 来間泰男『沖縄経済論批判』日本経済評論社、1990年。
- 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998年。
- 来間泰男『「独立」とは遠い沖縄経済の現実』宮里政玄・新崎盛暉・我部政明編著『沖縄「自立」への道を求めて』高文研、2009年。
- 郷司浩平「本土における生産性活動」『経営懇話会通信』第12号、1965年3月20日。
- 幸地成憲『米軍統治下の沖縄労働法の特質—幸地成憲論文集—』若夏社、1999年。
- 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会1994年。
- 国場幸太郎「沖縄とアメリカ帝国主義」『経済評論』第11巻第1号、1962年1月。
- 国場幸太郎「沖縄の日本復帰運動と革新政党—民族意識形成の問題に寄せて」『思想』第452号、1962年2月。
- 小松寛『日本復帰と反復帰—戦後沖縄ナショナリズムの展開』早稲田大学出版部、2015年財団法人日本生産性本部『生産性運動史30年史』、1985年。
- 崎山政毅『資本』岩波書店、2004年。
- 櫻澤誠『沖縄の復帰運動と保革対立—沖縄』有志舎、2012年
- 櫻澤誠『沖縄の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜—政治結合・基地認識・経済構想』有志舎、2016年。
- 佐々木守雄「沖縄労働運動の点描—全労フリー・パス問題」第499号、1964年2月。
- 佐々木守雄「沖縄労働運動における三つの苦悩—国際自由労連・自治労分裂・生産性向上運動について—」『月刊 社会党』第121号、1967年4月。
- 佐々木隆爾『世界史の中のアジアと日本—アメリカの世界戦略と日本戦後史の視座』お茶の水書房、1988年。
- 全日本自治団体労働組合沖縄県本部『全県的にひろがる分裂主義者の策動』（日付なし）時事通信社外信部編訳『アジアの現状アメリカの政策—「コンロン組」調査報告』時事通信社、1959年
- 島田晴雄「沖縄イニシアティブの発揮を—サミットを超えて」宮城辰男・植草益・大城保編『沖縄経済 変革のダイナミズム』NTT出版、2000年。
- 島袋邦編『論集沖縄の政治と社会』ひるぎ社、1988年。
- 島袋純『「沖縄振興体制を問う」—壊された自治とその再生に向けて—』法律文化社、2014年。

島袋信夫「生産性運動5年の歩みと今後の課題」『沖縄生産性』第2巻9号、1971年8月。  
下河辺淳『戦後国土計画への証言』日本経済評論社、1994年。  
社団法人沖縄地方生産性本部『要覧』1966年、頁数不明（沖縄県公文書館所蔵資料コード：U99006082B）、1966年。  
島袋用康「沖縄における生産性運動のはじまり」社団法人沖縄県生産性本部『生産性運動二十五年史』、1991年。  
シャラー、マイケル『アジアにおける冷戦の起源』木鐸社、1996年。  
新里恵二「新植民地主義下の沖縄—戦後沖縄政治史分析の視点と論点」『歴史評論』第164号、1964年3月。  
新里恵二「解説」新里恵二編『沖縄文化論叢：第1巻 歴史編』平凡社、1-48頁、1972年。  
砂川恵勝「高校教師の組合結成と労働戦線の動向」『経営』第1巻第1号、1967年。  
砂川恵勝「戦後琉球の労働組合運動」『琉球大学経済研究』第9号、1968年。  
関広延『沖縄教職員会』三一書房、1968年。  
瀬長亀次郎『沖縄からの報告』岩波書店、1959年。  
"全通沖縄運動史" 編纂委員会編『全通沖縄運動史』全通信労働組合沖縄地区本部、1991年。  
全日本労働総同盟『沖縄経済開発の課題と同盟の見解 資料：沖縄経済社会開発に関する提言』琉球政府総務局渉外公報部渉外課、1969年。  
曾我嘉三「沖縄にオルグして」『同盟』第95号、1966年5月。  
たいら恒次「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第3巻第2号、1956年8月。  
平恒次「労働力配置計画の必要性」『沖縄経済』第1巻第1号、1969年9月。  
平恒次『日本国改造論』講談社、1974年。  
平恒次「新しい世界観における琉球共和国」『新沖縄文学』第48号、1981年6月。  
平恒次「沖縄経済の基本的不均衡と自立の困難」『新沖縄文学』第56号、1983年6月。  
平良好利「沖縄復帰運動の政治的動態—復帰協を中心として」『国際関係学研究』15号、2002年。  
平良好利『戦後沖縄と米軍基地—「受容」と「拒絶」のはざままで 1945 - 1972年』法政大学出版局、2012年。  
高良倉吉「主人公のないドラマの開演」『季刊沖縄』(57)、64-67頁、1971年。  
高良倉吉「沖縄問題と歴史家の責任—ある沖縄の歴史家への手紙—」『日本史研究』(121)、1971年。  
高良倉吉「解題」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆 増補改訂版』至言社、1977年。  
高良倉吉『沖縄歴史への視点』沖縄タイムス社、1981年。  
高良倉吉「歴史から見た県民像」沖縄地域科学研究所編『沖縄の県民像—80年代を主体的に切り拓くために』沖縄地域科学研究所、1982年。  
高良倉吉「伊波の沖縄学とその後」『季刊 創造の世界』第43号、1982年8月。  
高良倉吉「沖縄歴史の要点」『言語』第12巻第4号、1983年4月。

- 高良倉吉「近代・現代への誘い」琉球新報社編『新琉球史—近代・現代編—』琉球新報社、1992年。
- 高良倉吉『切ない沖縄の日々』ボーダーインク、1995年。
- 高良倉吉「琉球史像構築の思念から—「沖縄イニシアティブ」の前提—」『歴史地名通信 月報』49号、18-23頁、2005年。
- 高良倉吉「明日の日本へ論点提示」読売新聞西部本社文化部編『沖縄問題とは何か』弦書房、2007年。
- 宝樹文彦『証言 戦後労働運動史』東海大学出版会、2003年。
- 田仲康博『風景の裂け目—占領の今』せりか書房、2010年。
- ダニエル、ジェラルド・A 他「座談会 布令 145号撤廃を語る」『琉球労働』第8巻4号、1962年6月。
- ダニエル、ジェラルド・A 「国際自由労連沖縄駐在事務所活動状況」『琉球労働』第9巻第4号、1963年6月。
- 同盟史刊行委員会編『同盟二十三年史(上)』1993年。
- 遠山茂樹「明治初年の琉球問題」新里恵二編『沖縄文化論叢：第1巻 歴史編』平凡社、1972年。
- 富山一郎『暴力の予感』岩波書店、2002年。
- 富山一郎「国境—占領と解放」小森陽一・千野香織・酒井直樹・成田龍一・島藺進・吉見俊哉編『近代日本の文化史(四)』岩波書店、2002年。
- Tomiyama, Ichirō “The Question of Self-Governance”, Cross-Currents: East Asian History and Culture Review : 17, December 2015.
- 富山一郎『流着の思想』インパクト出版会、2013年。
- 富山一郎「明晰な人—国場幸太郎の帝国主義論 森宣雄・鳥山淳編著『「島ぐるみ闘争」はどう準備されたか—沖縄が目指すくあま世—への道』不二出版、2013年。
- 富山一郎「国場幸太郎にから民族主義と『島』」森宣雄・富山一郎・戸邊秀明編著『あま世—沖縄戦後史の自立にむけて』法政大学出版局、2017年。
- 豊見山和美「琉球列島米国民政府が実施した『国民指導員計画』について」『沖縄県公文書館研究紀要第』17号、2014年。
- 鳥山淳「占領と現実主義」鳥山淳編『イモとハダシー占領と現在』社会評論社、71-107頁、2009年。
- 鳥山淳「占領下沖縄における成長と壊滅の淵」大門正克ほか編『成長と冷戦からの問い(高度成長の時代)』大月書店、2011年。
- 鳥山淳『沖縄／基地社会の起源と相克 1945-1956』勁草書房、2013年。
- 琉球商工会議所沖縄経済研究センター編、トレイラー、オーバ・F 著『琉球経済の現状とその見通し』、1965年2月。
- 中北浩爾『日本労働政治の国際関係史 1945 - 1964—社会民主主義という選択肢』岩波書店、

2008年。

仲里効「肥大化した日本帰一への幻想」読売新聞西部本社文化部編『沖縄問題とは何か』弦書房、53-55頁、2007年。

仲里効『悲しき亜言語帯—沖縄・交差する植民地主義』未来社、2012年。

仲宗根栄一「労使関係と賃銀の実態」島袋嘉昌編著『戦後沖縄の企業経営』中央経済社、1982年。

中山吉一「琉球における外資導入」『琉球銀行 金融経済』1959年4月号。

南雲和夫「前原穂積著『沖縄の労働運動—戦後史の流れの中で』」『大原社会問題研究所雑誌』510号、2001年5月。

南雲和夫『アメリカ占領下沖縄の労働史—支配と抵抗のはざままで』みずのわ出版、2005年。

波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合—中華世界秩序から植民地帝国日本へ』岩波書店、2014年。

成田千尋「2・4ゼネストと総合労働布令—沖縄保守勢力・全軍労の動向を中心に」大阪市立大学『人権問題研究』第14号、2014年。

西里喜行「祖国復帰運動史の総括と教訓—沖縄における70年代闘争の展望のために」『歴史評論』(238)、1970年。

原田誠司・矢下徳治「沖縄自立経済のために—沖縄経済の現状と自立経済の方法的一視点」原田誠司・矢下徳治編著『沖縄経済の自立にむけて（七八年—一月シンポジウム全記録）』鹿砦社、1979年。

比嘉良彦「沖縄自立経済論の問題点—第一回シンポジウム討論をふりかえって」比嘉良彦・原田誠司編著『沖縄経済自立の展望（七九年第二回シンポジウム報告）』鹿砦社、1980年。  
比嘉良彦『'95~'98新・沖縄レポート』ひるぎ社、1998年。

福丸馨一「沖縄復帰の行財政構造」宮本憲一編『開発と自治の展望・沖縄（講座 開発と自治の展望 3）』筑摩書房、1979年。

福丸馨一「沖縄の地域開発政策の展開過程」『高知論叢』第46号、1993年。

真栄城守定「琉球における財政投資とその役割」『琉球大学経済学論集』第5巻、1965年。

前原穂積『戦後沖縄の労働運動』新日本出版社、1970年

前原穂積『沖縄の労働運動—戦後史の流れの中で』沖縄県労働者学習協会、2000年。

前原穂積『熱きところで—労働組合運動と社会福祉活動に生きて』私家版、2005年。

牧瀬恒二『27度線の沖縄』新日本出版社、1963年。

牧野浩隆『再考 沖縄経済』沖縄タイムス社、1996年。

牧野浩隆『バランスある解決を求めて—沖縄振興と基地問題』文進印刷、2010年。

松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会、1981年。

嶺井勇「復帰と沖縄県の財政」『シンポジウム 復帰—その評価をめぐって—（第4回南島文化公開講座）』沖縄国際大学南島文化研究所、1985年。

宮城悦二郎『占領者の眼』那覇出版社、1982年。

宮城悦二郎『施政者たちの証言』ひるぎ社、1998年。

宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年。

ミリカン、M・F・ロストウ、W・W(前田寿夫訳)『後進国開発計画の諸問題』日本外政学会、1958年(原著 M.F. Millikan & W.W. Rostow 1957 A Proposal Key to an Effective Foreign Policy, Harper & Brothers)。

目取真俊『沖縄：草の声・根の意志』世織書房、2001年。

門司亮「沖縄の復帰と今後の方向」『同盟』167号、1972年5月。

百瀬恵夫・前泊博盛『検証「沖縄問題」』東洋経済新報社、2002年。

森健一『戦後アメリカの対日労働政策と地域共闘組織の対抗』熊本出版文化会館、2013年。

森宣雄『地のなかの革命—沖縄戦後史における存在の解放』現代企画室、2010年。

門奈直樹『アメリカ占領時代 沖縄言論統制史』雄山閣出版株式会社、1966年。

屋嘉宗彦『沖縄自立の経済学』七つ森書館、2016年。

屋嘉比収「沖縄は植民地か—ポストコロニアリティの歴史認識」『InterCommunication』第46号、2003年。

屋嘉比収『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす—記憶をいかに継承するか』世織書房

山門健一「過剰人口の歴史—沖縄自立経済論の変遷」『新沖縄文学』第27号、1975年2月。

芳沢弘明「沖縄解放闘争小史—アメリカ占領下の沖縄県民のたたかいを中心に—」『労働運動史研究』第42巻、1966年2月。

吉次公介「戦後沖縄『保守』勢力研究の現状と課題」『沖縄法政研究』第12号、2009年。

吉本秀子『米国の沖縄占領と情報政策—軍事主義の矛盾とカモフラージュ』春風社、2015年

吉本秀子「米国の冷戦期・東アジア軍事拠点としての沖縄と統治予算」『山口県立大学 学術情報』第9号、2016年。

吉元政矩「大田県政の自治拡充の戦略」仲地博・江上能義・高良鉄美・前津榮健・佐藤学・島袋純・徳田 博人・照屋寛之・宗前清貞「自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究報告書(No.5)—沖縄の自治の新たな可能性(第3回定例研究会議事録)」、2004年10月。

吉元政矩『C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト吉元政矩オーラルヒストリー』政策研究大学院大学、2005年。

琉球銀行調査部編『沖縄戦後経済史』琉球銀行、1984年。

琉球新報編『一条の光(上)—屋良朝苗日誌』琉球新報社、2015年。

琉球政府編『長期経済計画書』琉球政府、1960年5月。

歴史学研究会「声明：反人民的『沖縄返還協定』に反対する」『歴史学研究会』(378)、80頁、1971年。

レンズ、シドニー(小原敬士訳)『軍産複合体制』岩波書店、1971年。

ロストウ、W・W(木村健康・久保まち子・村上 泰亮訳)『増補 経済成長の諸段階—一つ

の非共産主義宣言』ダイヤモンド社、219-221頁、1974年。  
ロビンソン、H・T「沖縄の労働組合と国際自由労連」『月刊自由労連』、1961年10月号。  
若林千代『ジープと砂塵—米軍占領下沖縄の政治社会と東アジア冷戦 1945-1950』有志舎、2015年。

## 資料集

沖縄県商工労働部編『沖縄県労働史・別巻（資料編）』沖縄県、1994年。  
沖縄県総務部財政課編『琉球政府財政関係資料』（上・下）、1994-1995年。  
月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（和文編 第3巻）』池宮商会、1983年。  
中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、1969年。  
鳥山淳・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解放運動資料集』（第一巻）不二出版、2005年  
森宣雄・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解放運動資料集』（第三巻）不二出版、2005年。  
琉球政府労働局『資料 琉球労働運動史（自一九五六年 至一九五八年）』琉球政府労働局、1967年。  
『琉球弧の住民運動』復刻版刊行委員会編『琉球弧の住民運動（復刻版）』合同出版、2014年。

## 新聞・機関紙

新川明「『沖縄イニシアティブ』を読む①」『沖縄タイムス』2000年5月16、17日。  
新崎盛暉「『沖縄イニシアティブ』を読む⑤」『沖縄タイムス』2000年5月29、30日。  
伊佐眞一「『沖縄イニシアティブ』を解く⑧」『琉球新報』2000年9月18、19日。  
江上能義「『沖縄イニシアティブ』を解く①」『琉球新報』2000年6月5、6日。  
川満信一「『沖縄イニシアティブ』を読む⑧」『沖縄タイムス』2000年6月12、13日。  
島袋信夫「生産性運動5年の歩みと今後の課題」（『沖縄生産性』第2巻9号、1971年  
新里金福「琉球処分百年を考える」『朝日新聞』1978年3月23日（夕刊）。  
新里次男「最近の労働事情」『経営懇話会通信』第27号、1965年11月12日。  
仲里効「『沖縄イニシアティブ』を読む⑦」『沖縄タイムス』2000年6月7、8日。  
仲松庸順「生産性向上と労使関係の課題」『沖縄生産性』第1巻第1号、1967年5月。  
比嘉良彦「現実対応論の視座」『琉球新報』2000年4月17、18、19日。  
比屋根照夫「『沖縄イニシアティブ』を読む⑩」『沖縄タイムス』2000年6月26、27日。  
目取真俊「『現実対応論』批判〈上〉」『琉球新報』2000年4月24日。  
和田春生「沖縄にまず自治を」『月刊自由労連』第9巻第7号、1964年8月。

「沖縄県労協結成さる」『総評』1964年10月9日。

「沖縄地方同盟を結成」『沖縄タイムス』1970年7月20日。  
「沖縄で自由な労組の勝利—布令145号の撤廃」(『月刊自由労連』第7巻第7号、1962年8月)。  
「沖縄同盟の躍進で豊かな復帰を」『同盟』145号、1970年7月。  
「沖縄の労組組織率、9.8%と過去最低更新」『沖縄タイムス』2017年6月7日。  
「官公労のアメリカ珍道中」『月刊沖縄』1963年3月号。  
「岐路に立つ沖縄」『同盟』146号、1970年8月。  
「国際自由労連沖縄調査団報告書」『月刊自由労連』1956年7月号。  
「国際自由労連が常駐員おく—沖縄の労働問題に本腰」『沖縄タイムス』1958年9月11日。  
「国民指導員を囲む懇談会」『琉球労働』第7巻第1号、1960年7月。  
「自由労連ダニエル氏が記者会見“布令145号”廃止の見通し」『沖縄タイムス』1962年1月26日。  
「総評、同盟系が確執」『沖縄タイムス』1966年2月27日。  
「ついに同盟系を除名」『沖縄タイムス』1970年6月17日。  
「強まる労働力の流出—労働局食い止めに努力」『琉球新報』1970年1月1日。  
「布令百四五号廃止—弁務官声明」『琉球労働』第8巻4号、1962年5月。  
「布令一四五号撤廃に関する要請」『琉球労働』第8巻4号、1962年5月。  
「琉球経済と外資導入」(無署名)(『琉球ニュース』第70号、1964年12月)。  
「労働者に求人殺到—“軍離職者引き受けたい”」『琉球新報』1970年1月1日。

『官公労速報』第184号、1963年5月23日。  
『官公労速報』第277号、1964年8月25日。  
『教宣 官公労』第232号、1964年1月11日。  
『県労協速報』30号、日付なし。  
『自治労 沖縄』1964年3月26日(号外)。  
『自由労連通信』755号、1972年5月15日。

”New York Times, Dec 17, 1968.

## 公文書

沖縄県労働組合協議会「基本政策に関する復帰要求」(沖縄県公文書館所蔵:R10000161B)。  
琉球政府労働局労政課『労働組合名簿(1965年12月末現在)』1966年。  
琉球政府『労働組合基本調査報告書(1964年12月現在)』1965年。  
琉球政府『労働組合基本調査報告書(1969年12月現在)』1970年。

Labor Department Fourth Quarter FY 66 Review and Analysis (国立国会図書館所蔵:USCAR)

27126)。

Labor Department First Quarter FY 67 Review and Analysis (国立国会図書館所蔵：USCAR 27126)。

U.S. Civil Administration Ryukyu Islands Program Review and Analysis 2nd Quarter FY 68 Classified Supplement (国立国会図書館所蔵：USCAR 15624)。

“Ainsworth to Neuland”, 29 April 1964.(沖縄県公文書館所蔵：0000106054)。

“Budget for the Ryukyu Telegraph and Telephone Public Corporation for the Fiscal Year 1964”, 19 June 1963 (沖縄県公文書館所蔵：0000105560)。

“Comments on Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa” (沖縄県公文書館所蔵：0000106048)。

“Delegation Plans Visit to US on Okinawa Dispute”, 28 February 1964 (沖縄公文書館所蔵：0000106054)。

“Government of Ryukyu Islands FY 64 Budget” 16 May 1963 (沖縄県公文書館所蔵：0000105560)。

“ICFTU Report to the Ryukyu Islands Social-Economic Survey Team” (沖縄県公文書館所蔵：0000069090)。

“Meeting with Union Leaders on Ordinance 145”, 25 January 1962, 2 (沖縄公文書館所蔵：0000069094)。

“Paul W. Caraway to Stephen Ailes, ”22 February 1964 (沖縄公文書館所蔵：0000106054)。

“Postal Service Special Account Budget Bill for Fiscal Year 1964”, 19 June 1963 (沖縄県公文書館所蔵：0000105560)。

“Postal Service Special Account Budget Bill for Fiscal Year 1964”, 16 Aug 1963 (沖縄県公文書館所蔵：0000105560)。

“Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa” (沖縄県公文書館所蔵：0000105560)。

“Statement by the High Commissioner to Task Force Ryukyus (TFR),” 2 (沖縄公文書館所蔵：0000069092)。

#### ウェブサイト

財団法人社会経済生産性本部 2000 『「沖縄イニシアティブ」—沖縄、日本、そして世界—提言』 <http://activity.jpc-net.jp/detail/academy/activity000538/attached.pdf>

(最終アクセス日：2017年11月29日)。

高良倉吉 1999 「問題提起」『「21世紀日本の構想」懇談会第1分科会「世界に生きる日本」第7回会合議事概要』 <http://www.kantei.go.jp/jp/21century/990810bunka1-7.html>

(最終アクセス日：2017年11月29日)。